

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童養護施設等への入所措置や里親委託等が
解除された者の実態把握の在り方及び
実態把握にあたり必要な体制等に関する調査研究
【報告書】

令和2（2020）年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

◆目 次◆

要旨	1
調査の実施概要	3
I. 本事業の目的	3
II. 実施内容	3
III. 検討委員会の概要	4
IV. 結果の公表方法	5
第2章 モデル自治体における実態把握調査	6
I. 目的	6
II. 調査方法	6
III. 神奈川県 調査結果	8
IV. 鳥取県 調査結果	69
V. 大阪府堺市 調査結果	119
VI. 小括	175
第3章 実態把握が困難な措置解除者に関する調査	180
I. 目的	180
II. モデル自治体における実態把握調査の結果分析	180
III. 実態把握が困難な措置解除者へのインタビュー	182
第4章 児童相談所設置自治体調査	187
I. 目的	187
II. アンケート調査	187
III. インタビュー調査	202
第5章 措置解除者の実態把握のための手引き	210
第6章 まとめ	261
I. 措置解除者の実態把握に関する示唆	261
II. 今後検討が望まれる事項	265

要旨

我が国の社会的養護においては、児童養護施設等への入所措置や里親委託等を解除された者（以下、「措置解除者」という）の自立支援の充実が求められているものの、措置解除者が社会に出てから抱える課題や支援ニーズ、生活の状況といった実態把握は進んでいない。そのため、本調査研究では、平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する調査研究」で明らかになった実態把握における課題や検討事項を踏まえ、措置解除者の実態把握の在り方について検討し、自治体における実態把握の具体策を検討するとともに、自治体の実態把握を行う上での参考となるような手引きを作成した。

まず、3自治体において、実態把握調査及び模擬的な検討等の試行を行い、自治体における実態把握の具体的な手法及びその実効性について検討した。その結果、実態把握調査の実施プロセスの設計における工夫・留意点、調査倫理の観点で実施に伴うリスクとその対応の必要性、当事者参画の重要性と留意事項などに関する示唆が得られた。

また、措置解除者の実態や支援ニーズを正確に把握するために、既往調査では調査の実施が困難とされていた養育者による実態把握が困難な措置解除者について、前述の試行調査結果の分析及び当事者本人へのインタビュー調査を行った。その結果、自記式調査の捕捉率は約3割であるものの、養育者は7割超の措置解除者について何らかの情報を有しており、これらの情報を集約することで、一定程度、捕捉が可能であることが示された。一方で、調査による情報収集には限界があるため、アフターケア・施策の充実による支援者とのつながりの強化は重要である。

さらに、全国の児童相談所設置自治体対象に、措置解除者への支援状況、地域間移動をした人への対応状況等を把握するアンケート調査及びインタビュー調査を実施した。自治体は、自立支援事業の充実を図る一方で、措置解除後の情報収集の仕組みづくり、地域間移動を行う措置解除者への横断的な支援、地域内のアフターケアの標準化等について課題を抱えていた。

以上の調査結果を踏まえ、自治体の実態把握を実施するきっかけ、あるいは実施する上での一助となることを期待し、「自治体による施設退所者等の実態把握のための手引き」を作成した。手引きでは、実態把握を行う際の考え方や調査実施プロセス等を取りまとめたほか、調査票の例示も行っている。

措置の権限を持つ自治体は社会的養護の体制整備を担っており、地域において自立支援のマネジメント機能を発揮することが望まれている。本手引きを活用することで自治体を中心とした実態把握が進み、各地域で、社会的養護及び自立支援に向けた取組の充実・改善が見られることに期待したい。

なお、実態把握及び措置解除者への支援の充実に向けて、①広範かつ長期的な施策立案のための国レベルでの実態把握の在り方、②地域間移動を行う措置解除者の把握と横断的な支援体制の構築、③地域の実情に応じた当事者参画の在り方、④措置解除後のケースマネジメントのためのネットワーク形成や情報管理の在り方、の 4 点については継続した検討が必要と考えられた。

調査の実施概要

I. 本事業の目的

社会的養護においては、措置解除者に対する自立支援の充実を図ることが求められている。このため、平成 29 年 3 月には、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（雇児発 0331 第 10 号）により、社会的養護自立支援事業が創設され、支援コーディネーターの配置等による居住に関する支援、生活費の支給、生活相談、就労相談等の支援が行われることとなった。また、平成 30 年 7 月には、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（子発 0706 第 1 号）により、社会的養護自立支援事業等を実施していない都道府県は、事業実施に向けた計画を策定することとなった。この計画では、評価のための指標例として、社会的養護自立支援事業の実施率や代替養育経験者等のフォローアップの状況が掲げられている。

自立支援の充実のためには、措置解除者の実態把握が必要であることから、平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する調査研究」では、実態把握に関する既往調査の分析や自治体等の取組に関する調査・検証が行われ、実態把握調査を行っている自治体が依然として限定的であること、アフターケア・自立支援事業・実態把握調査を通じた多層的な情報収集が必要であること、これまで実態把握が困難とされてきた措置解除者の実態把握の在り方についてはさらなる検討が必要であることが指摘された。

措置解除者の実態や支援ニーズを正確に把握するためには、これまで十分に調査できなかった措置解除者の実態把握と適切な情報管理が必要であるため、本調査研究では、自立支援の充実に資することを目的とし、実態把握が困難である措置解除者の実態と支援にあたっての課題等を調査する。また、3 自治体において実態把握調査を試行し、自治体における実態把握の具体策を検討するとともに、自治体の実態把握を行う上での参考となるような手引きを作成することとする。

II. 実施内容

1. モデル自治体における実態把握調査

平成 30 年度「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する調査研究」での検討事項を踏まえ、モデル自治体（3 自治体）において、措置解除者の実態把握調査（調査目的の設定、調査の設計、調査票の作成、調査の実施・分析、活用方法の検討、当事者の参画等）を試行した。試行によって、全国の自治体で調査を実施するにあたっての注意点や有効性、実施可能性等を確認した。

2. 実態把握が困難な措置解除者に関する調査

措置解除者のうち、特に、養育者（施設等の担当職員や里親等）が実態把握できない措置解除者については、その人数、生活状況、実態把握が困難となっている理由等が明らかになっていない。そこで、1. のモデル自治体で行う、養育者等を対象とした他記式調査によって、自記式調査の発送が困難な者の数、発送ができない理由等を調査した。また、措置解除者本人へのインタビュー調査によって、どのようなアプローチ方法があり得るかを調査した。

3. 児童相談所設置自治体調査

全国の児童相談所設置自治体（70 自治体、悉皆）を対象としたアンケート調査を行うことで、自治体による措置解除者への支援状況、実態把握が困難と思われる地域間移動をした人への対応状況等を確認した。また、2 自治体について、アンケート調査の回答を詳細に把握するためのインタビュー調査を行った。

4. 措置解除者の実態把握のための手引きの作成

1. ～ 3. の調査結果を踏まえ、自治体が措置解除者の実態把握を行うための考え方、手順、ポイント等を整理し、手引きとして取りまとめた。また、措置解除者の生活状況等の把握を目的とした自記式調査票及び他記式調査票を作成し、手引きにおいて掲載をした。

III. 検討委員会の概要

1. 体制

本調査研究を実施するにあたり、7 名の有識者からなる調査研究委員会を設置した。

【構成員】 （50 音順、◎は委員長）

- ・伊部 恭子氏 佛教大学社会福祉学部社会福祉学科教授
- ・大橋 和弘氏 社会福祉法人和泉乳児院 児童養護施設和泉幼児院施設長
- ・影山 孝氏 東京都児童相談センター児童福祉相談担当課長
- ・川瀬 信一氏 千葉県生実学校星久喜中学校分教室教諭
- ・高橋 温氏 新横浜法律事務所弁護士
- ・永野 咲氏 昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科助教
- ◎松本伊智朗氏 北海道大学大学院教育学研究院教授

【オブザーバー】

- ・河尻 恵氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課課長補佐
- ・胡内 敦司氏 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課社会的養護専門官
- ・西郷 民紗氏 株式会社 HITOTOWA ディレクター

【事務局 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング】

- ・家子 直幸 社会政策部 主任研究員
- ・古賀 祥子 社会政策部 研究員
- ・松井 望 社会政策部 研究員
- ・山田 美智子 研究開発第1部（大阪） 主任研究員
- ・八木 涼子 研究開発第1部（大阪） 主任研究員

2. 開催状況

調査研究方針の検討・実施・報告書のとりまとめ等について専門的助言を得るため、2019年8月～2020年3月にかけて、会合を4回開催した。

図表 1 検討委員会の開催状況

日程	回数	主な検討事項
2019年8月7日	第1回	・ 実施概要の検討 ・ モデル調査における実施内容・調査票案の検討
2019年12月2日	第2回	・ モデル調査の実施状況報告 ・ 実態把握困難な措置解除者に関する調査結果報告 ・ 自治体調査アンケート調査票案の検討
2020年2月21日	第3回	・ モデル調査の実施状況報告 ・ 自治体調査の実施結果報告 ・ 手引き素案の検討
2020年3月9日	第4回	・ モデル調査の結果報告 ・ 手引き案、報告書案の検討

IV. 結果の公表方法

本調査研究の結果については、弊社ホームページにおいて公表した。

第2章 モデル自治体における実態把握調査

I. 目的

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する調査研究」で明らかになった実態把握における課題や検討事項をもとに、モデル自治体において、措置解除者の実態把握調査及び模擬的な検討等を試行することで、実態把握に向けての具体的な分析、検討方法の知見を蓄積し、全国の自治体の参考となるような情報発信等を行うことを目的とした。

本調査では、モデル自治体として、神奈川県、鳥取県、大阪府堺市にご協力をいただいた。

II. 調査方法

モデル自治体において、措置解除者を対象とした調査の実施・分析、模擬的な検討等を行うことで、以下の検証事項について確認を行った。

モデル自治体における調査は、本事業の検討委員会で検討した、調査対象者案、調査方法案、調査票案について、各自治体の状況に応じて詳細を決定することとした。

図表 2 モデル調査における検証事項

＜実態把握調査の実施プロセスについて＞

①事前検討

- ・ どのような調査目的、論点の設定があり得るか
- ・ 調査のための協議体の設置は可能か、どのような協議体を活用できるか

②調査の実施・分析

- ・ 本事業の検討委員会で検討した、調査対象者案、調査方法案、調査票案に対して、課題や負担となる点はあるか
- ・ 地域特性（自治体の規模、養育者の構成、当事者団体の有無等）によって、最適な調査手法は変わるか
- ・ 回収率向上のための取組で実施可能なものは何か、その効果はどうか
- ・ 倫理上配慮すべき調査項目、自治体が把握したいと考える調査項目は何か

(基本となる調査対象者、調査方法案)

調査名	対象	調査方法
自記式調査	過去5年間に、中学卒業以上で措置解除となった人(悉皆)	措置解除者を回答者とする調査票を郵送配布、郵送またはWEB回収
他記式調査	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム、里親(悉皆)	養育者を回答者とする調査票を自治体経由でメール配布、メール回収
インタビュー調査	自記式調査の回答や養育者による実態把握が困難な人等(2~3人程度)	研究員による対面での半構造化インタビュー

(回収率向上の取組案)

(配布方法)

- ☐ 施設職員等から、メッセージや手紙を付けて送付する
- ☐ 施設職員等が直接会って手渡す
- ☐ 調査票送付前に、施設職員等から電話やメールで連絡をする
- ☐ 措置解除者同士のネットワークを使って、調査協力を依頼する

(調査項目)

- ☐ 調査票の設問を少なく、分かりやすくする
- ☐ 調査票にフリガナをふる

(回答方法)

- ☐ 施設立ち寄り時に直接記入してもらう
- ☐ 里帰りイベントを開催し、その場で回答してもらう
- ☐ スマートフォンでの回答が可能なWeb調査とする

③調査結果の検討・活用

- ・ (調査のための協議体の新規設置は可能か、どのような協議体を活用できるか)
- ・ 調査結果に対して、どのような議題設定、議論が行われるか
- ・ 検討結果の活用方法としてどのようなものがあるか

<調査倫理について>

- ・ 調査倫理の観点で、どのような指摘・議論があるか

<当事者参画について>

- ・ どのような形で当事者参画があり得るか(当事者団体との連携方法等)

Ⅲ. 神奈川県 調査結果

1. 調査実施プロセス

本モデル調査の実施にあたって、県からは、調査を通じて、支援と当事者のニーズにギャップはないか、どのようなアフターケアが求められているかなどを把握することが期待されていた。

調査の実施にあたっては、神奈川県、中央児童相談所が中心となり、施設等に協力を仰ぐ形で調査を実施した。調査対象者、調査方法、調査票等については、本事業の検討委員会で作成した案で問題なく実施することができた。施設においては、調査票の手渡し、施設と自立支援事業所が連携して調査票の発送を行うなどの工夫を実施していただいた。

一方で、施設でのイベントがある年末年始が調査期間であれば回収率向上が見込める、調査期間は1か月以上確保することが望ましいといった指摘があった。また、本事業の検討委員会で提案をした調査対象について、障害者支援施設に措置した人等を対象に含めるかといった指摘も受けた。

2. 自記式調査の結果

(1) 調査対象

平成26年4月～平成31年3月に中学卒業以上で措置解除となった人

－児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親

※ただし、一部の施設では、平成25年度、平成31年度に措置解除となった人への調査票の発送が行われたため、これらの措置解除者も本調査の調査対象とした

(2) 調査方法

養育者（施設／里親）経由で調査票を郵送で送付し、郵送回収またはウェブサイトで回答を受け付けることとした。回答に際しては対象者の利便性を考慮し、紙の調査票による回答とウェブサイト（スマートフォン対応）による回答を選択可能とした。また、紙の調査票を各施設から対象者へ転送していただくとともに、対象者へメールやSNS等で連絡可能な場合はウェブサイトのURLを告知していただいた。

(3) 実施時期

2019年10月7日～11月20日に実施した。

なお、期間中、県中央児童相談所より各施設に督促を依頼した。

(4) 回収結果

対象者306人に対して、発送数（他記式調査において施設等が調査票を発送したと回答した件数の合計）は205件（発送率67.0%）だった。

回答数は紙での回答が47件（発送数の22.9%）、ウェブでの回答が48件（発送数の23.4%）

であり、紙とウェブによる合計の有効回答数は 95 件（発送数の 46.3%）だった。対象者に対する有効回答数の割合（捕捉率）は 31.0%だった。

図表 3 神奈川県自記式調査の回収結果

①対象者数	②発送数※ (発送率:②/①)	③紙での回答数 (回答率:③/②)	④ウェブでの回答数 (回答率:④/②)	⑤有効回答数 (有効回答率:⑤/②)	⑥捕捉率 (⑤/①)
306	205 (67.0%)	47 (22.9%)	48 (23.4%)	95 (46.3%)	31.0%

※他記式調査の回答結果（18 施設中 18 施設が回答、里親 31 家庭中 16 家庭が回答）より

※対象者数には、平成 25 年度の措置解除者 23 人、平成 31 年度の措置解除者 23 人が含まれる

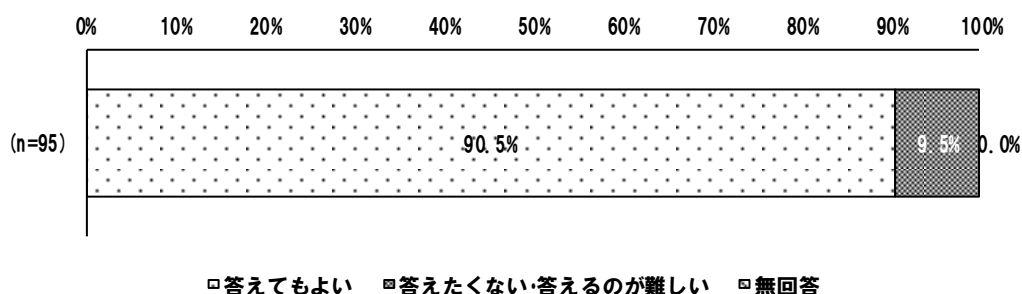
(5) 調査結果

① 調査への同意

1) 回答意向

アンケートへの回答意向は、「答えてもよい」が 90.5%、「答えたくない・答えるのが難しい」が 9.5%であった。

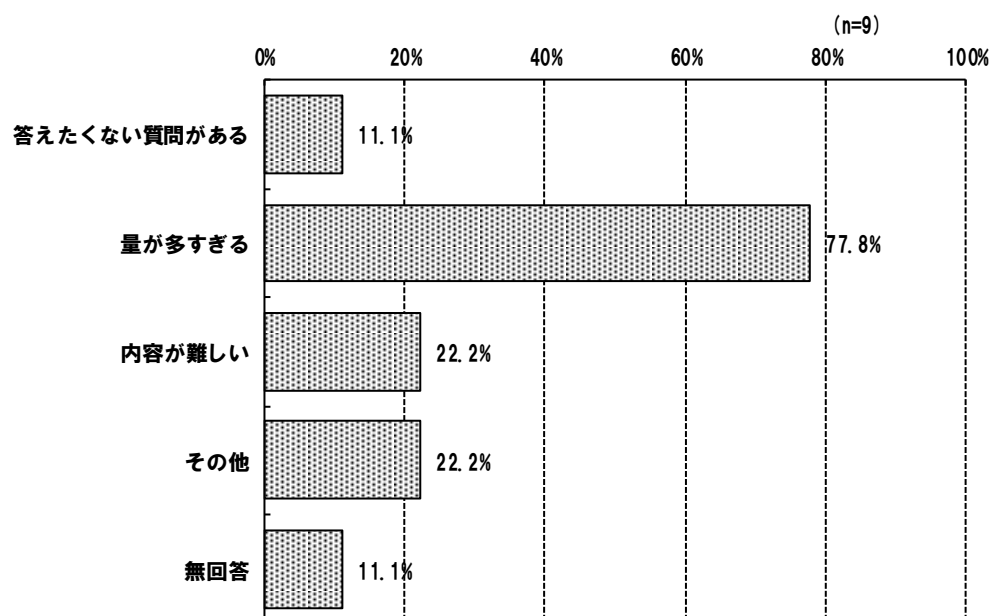
図表 4 アンケートへの回答意向



2) 回答したくない・回答が難しい理由

回答したくない理由・回答が難しい理由は、「量が多すぎる」が 77.8%で最も多かった。

図表 5 回答したくない・回答が難しい理由（複数回答）



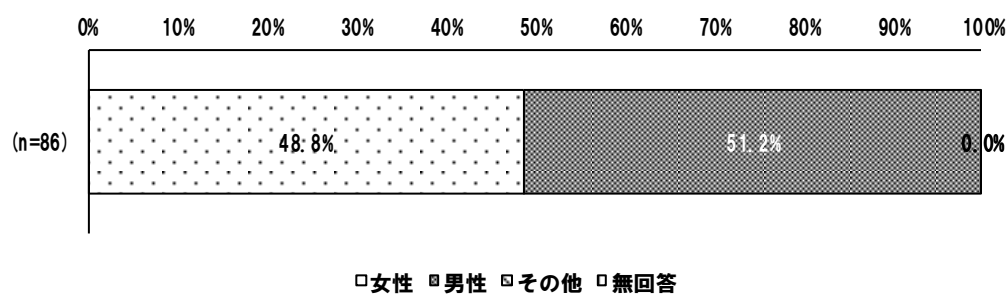
② 基本情報

1) 個人属性

i. 性別

性別は、「女性」が 48.8%、「男性」が 51.2%であった。

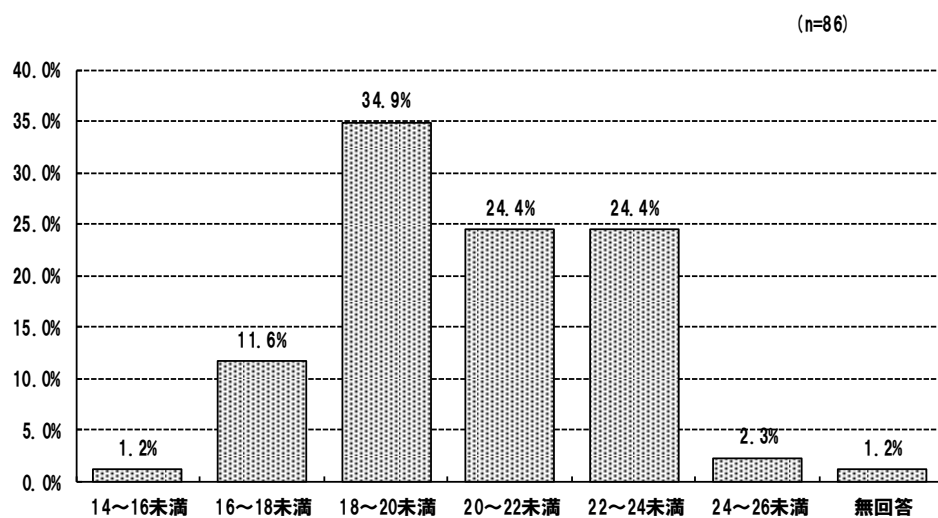
図表 6 性別



ii. 年齢

年齢は、「18～20 歳未満」が 34.9%で最も多かった。

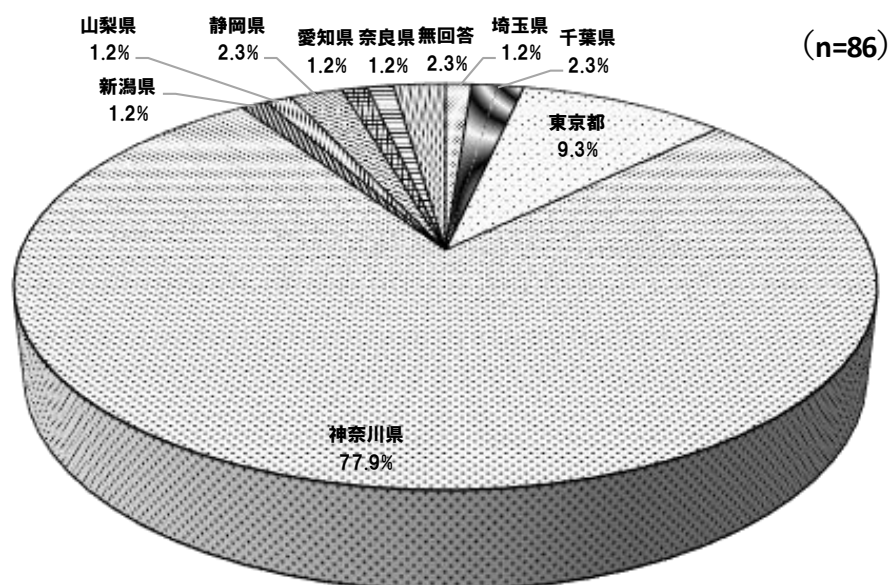
図表 7 年齢



iii. 現居住地

現居住地は、「神奈川県」が 77.9%で最も多く、続いて「東京都」が 9.3%であった。

図表 8 現居住地

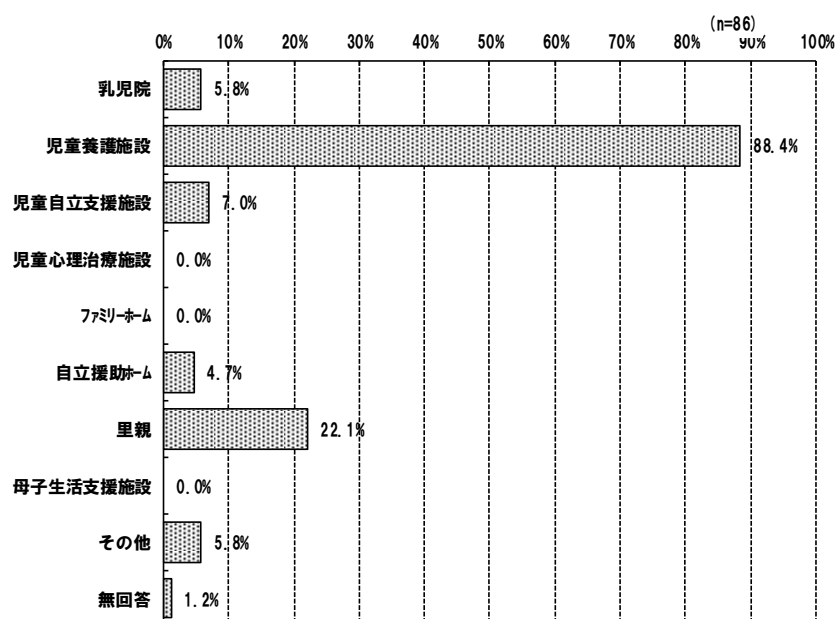


2) 社会的養護の経験

i. 利用経験のある施設等

利用経験のある施設等は、「児童養護施設」が88.4%で最も多く、続いて「里親」が22.1%であった。

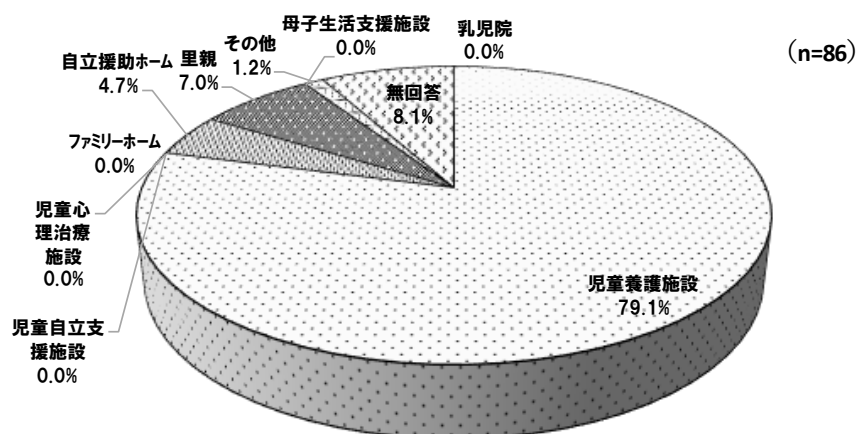
図表 9 利用経験のある施設等（複数回答）



ii. 最後に利用していた施設等

最後に利用していた施設等は、「児童養護施設」が79.1%で最も多かった。

図表 10 最後に利用していた施設等

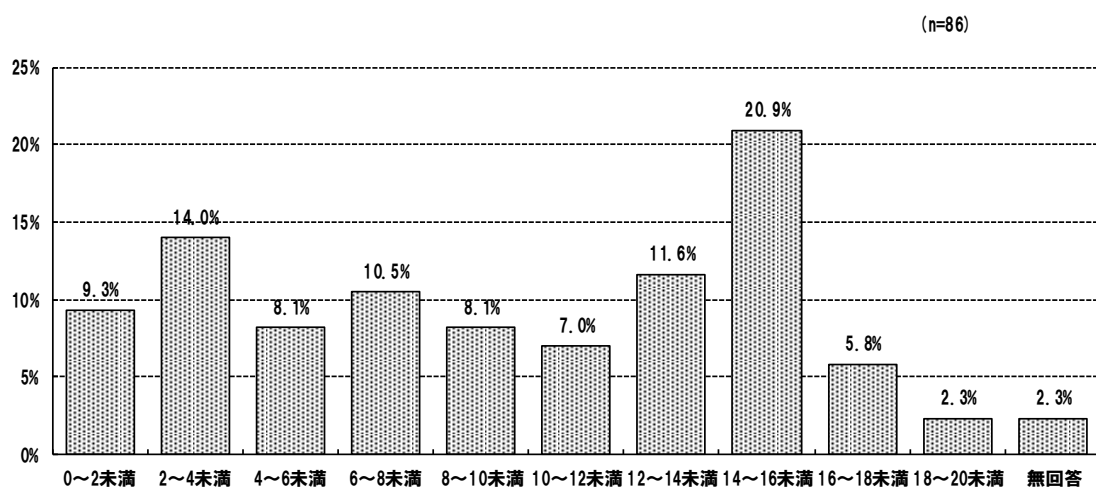


iii. 最後に利用していた施設等で過ごした期間

最後に利用していた施設等で過ごした期間は、「14～16 年未満」が 20.9%で最も多かった。

図表 11 最後に利用していた施設等で過ごした期間（年換算）

（単位：年）

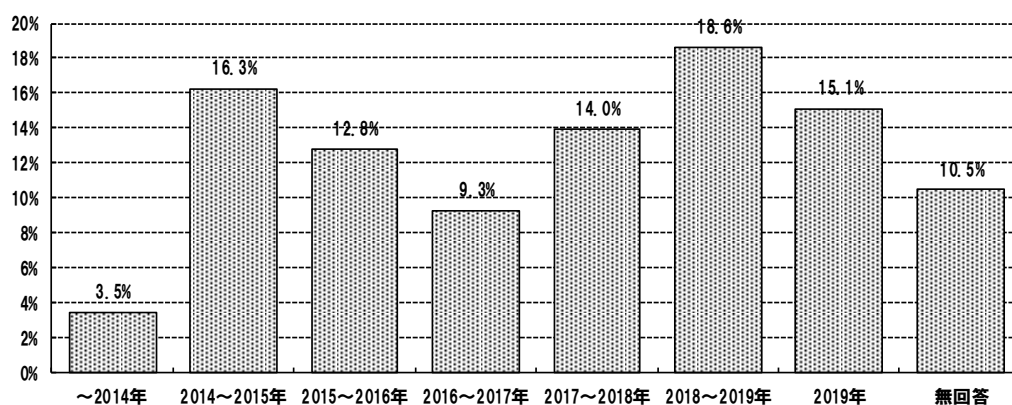


iv. 施設等を退所した時期

施設等を退所した時期は、「2018～2019 年」が 18.6%と最も多く、続いて「2014～2015 年」が 16.3%、「2019 年」が 15.1%であった。

図表 12 最後に利用していた施設等を退所した時期

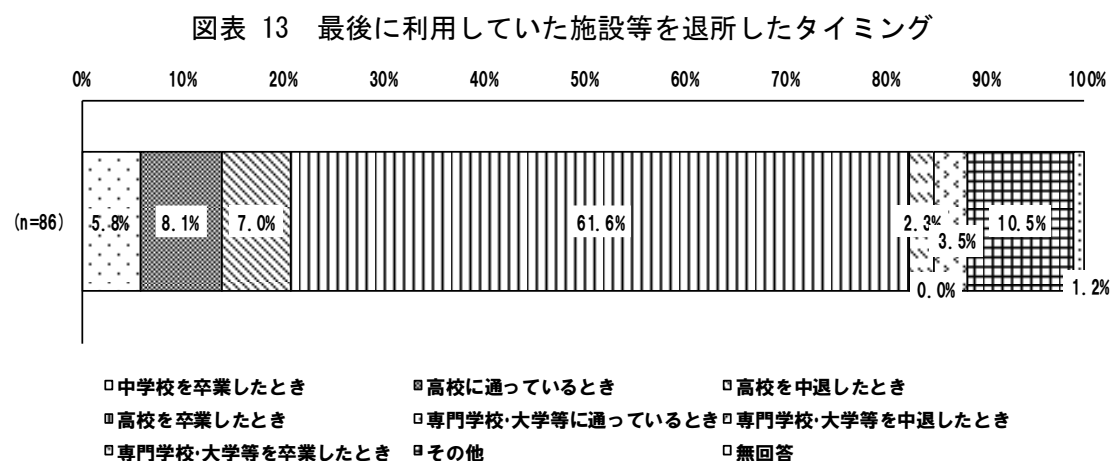
(n=86)



3) 退所直後の状況

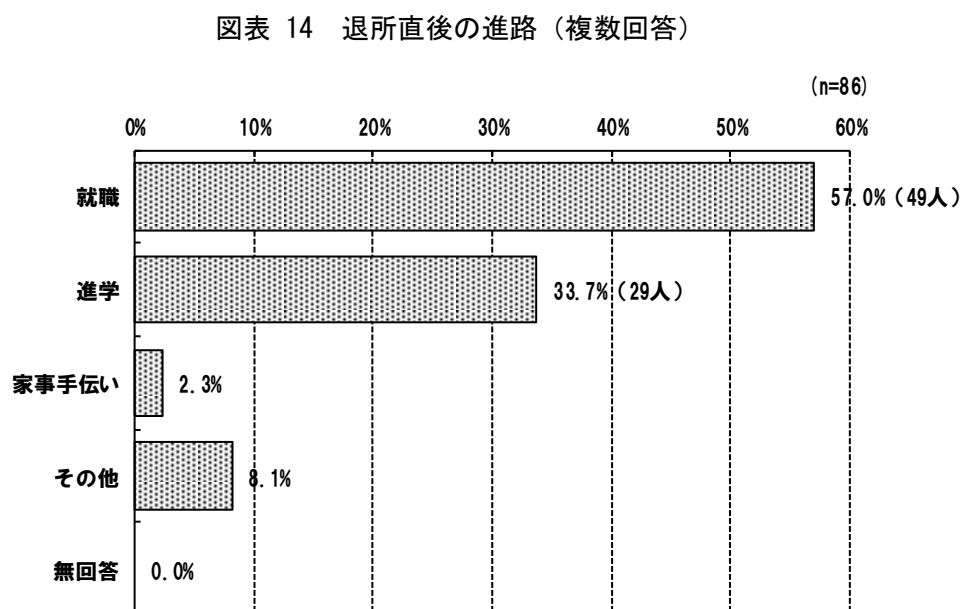
i. 施設等を退所したタイミング

施設等を退所したタイミングは、「高校を卒業したとき」が61.6%で最も多かった。



ii. 退所直後の進路

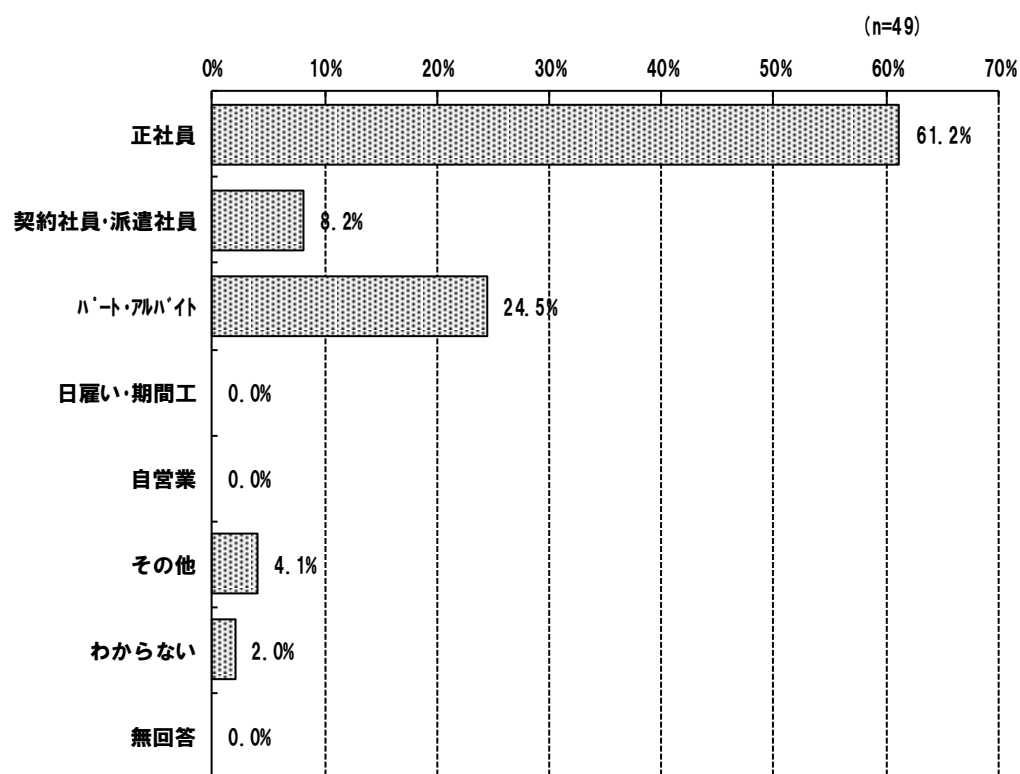
退所直後の進路は、「就職」が57.0%で最も多く、続いて「進学」が33.7%であった。



iii. 退所直後の働き方

退所直後の働き方は、「正社員」が 61.2%と最も多く、続いて「パート・アルバイト」が 24.5%であった。

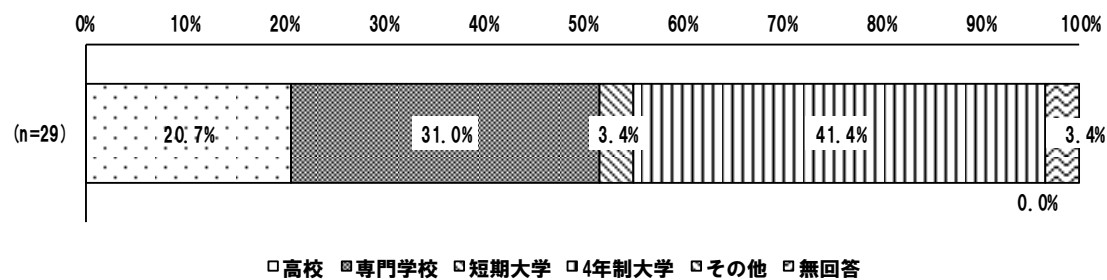
図表 15 退所直後の働き方（退職直後の進路が「就職」の人、複数回答）



iv. 退所直後の進学先

退所直後の進学先は、「4年制大学」が 41.4%で最も多く、続いて「専門学校」が 31.0%、「高校」が 20.7%であった。

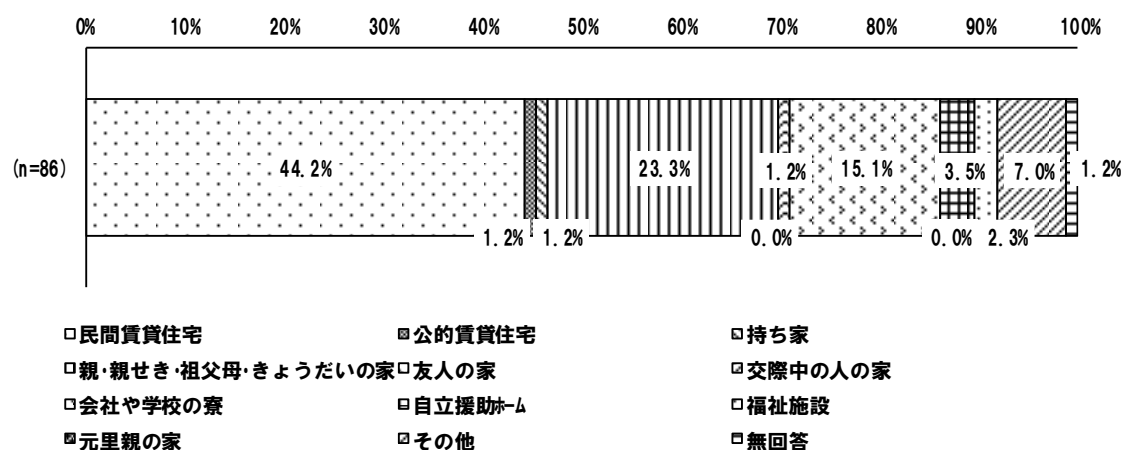
図表 16 退所直後の進学先（退職直後の進路が「進学」の人）



v. 退所直後の住まい

退所直後の住まいは、「民間賃貸住宅」が44.2%で最も多く、「親・親せき・祖父母・きょうだいの家」が23.3%、「会社や学校の寮」が「15.1%」であった。

図表 17 退所直後の住まい



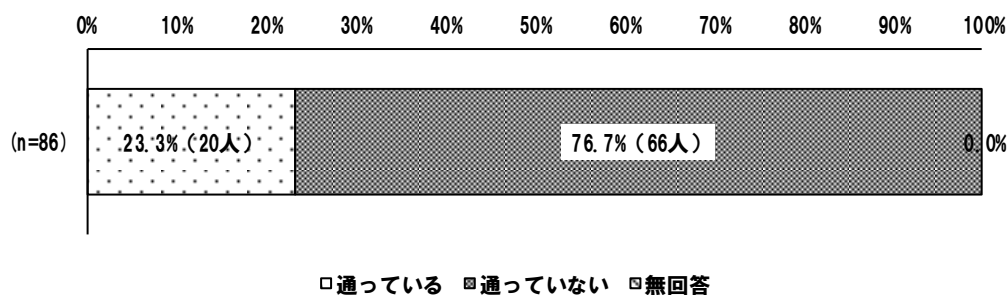
③ 現在の生活状況

1) 教育

i. 通学状況

通学状況は、「通っている」が23.3%、「通っていない」が76.7%であった。

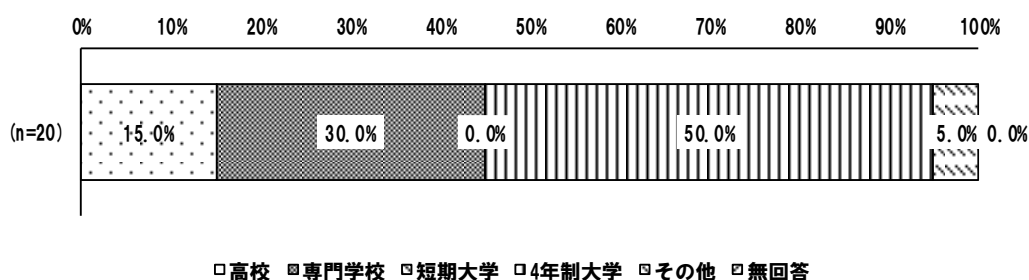
図表 18 通学状況



ii. 通学先

通学先は、「4 年制大学」が 50.0%で最も多く、続いて「専門学校」が 30.0%、「高校」が 15.0%であった。

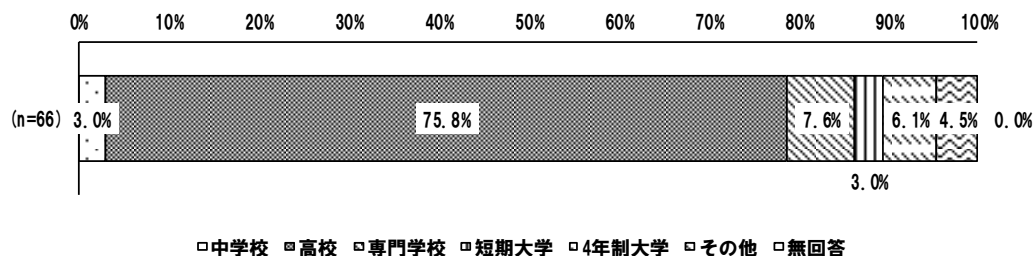
図表 19 通学先（学校に通っている人）



iii. 最後に通った学校

現在学校に通っていない人に、最後に通った学校について尋ねたところ、「高校」が 75.8%で最も多かった。

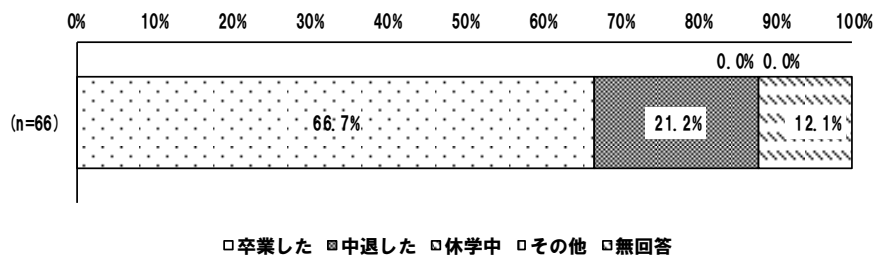
図表 20 最後に通った学校（学校に通っていない人）



iv. 最後に通った学校の卒業

最後に通った学校の卒業は、「卒業した」が 66.7%で最も多かった。「中退した」は 21.2%であった。

図表 21 最後に通った学校の卒業（学校に通っていない人）

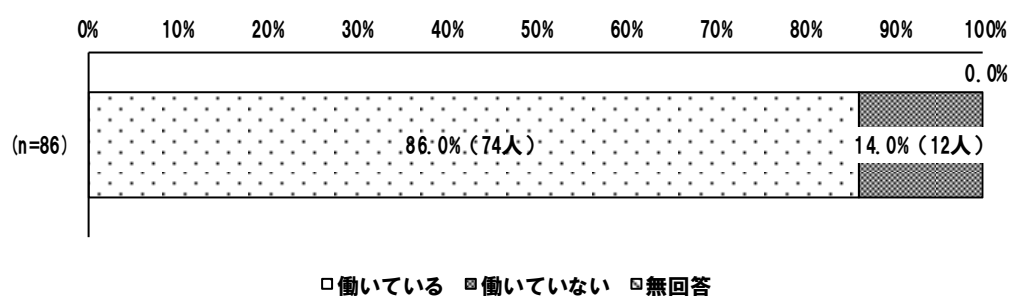


2) 就労

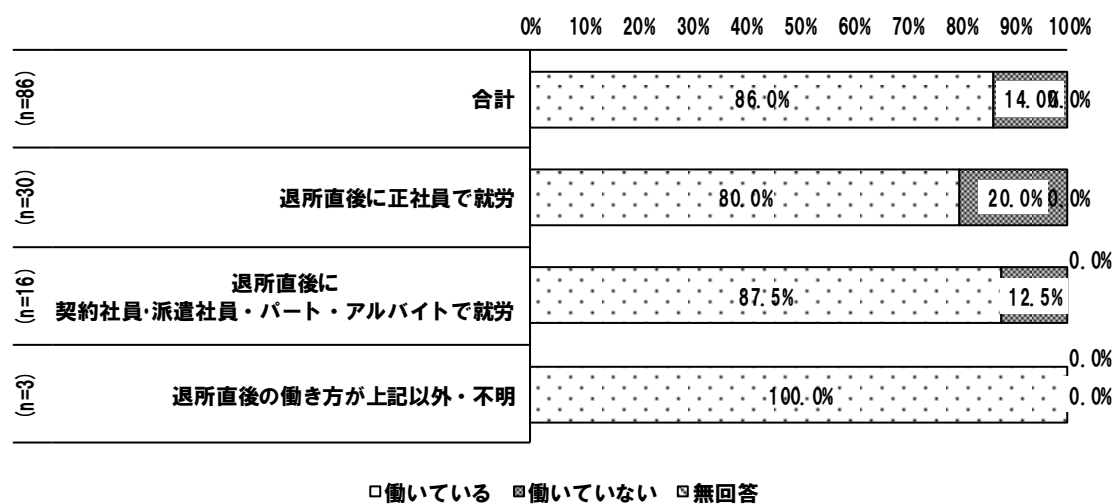
i. 就労状況

就労状況は、「働いている」が86.0%、「働いていない」が14.0%であった。

図表 22 就労状況

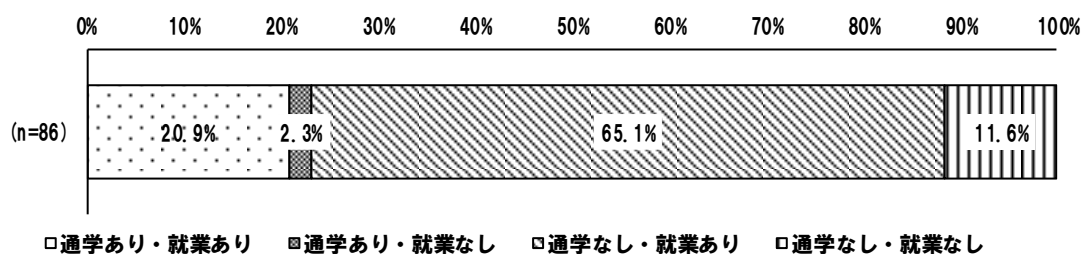


図表 23 就労状況（退所直後の進路が就職の人、退所直後の働き方別）



通学と就労の状況をみると、「通学あり・就業あり」が 20.9%、「通学あり・就業なし」が 2.3%、「通学なし・就業あり」が 65.1%、「通学なし・就業なし」が 11.6%であった。

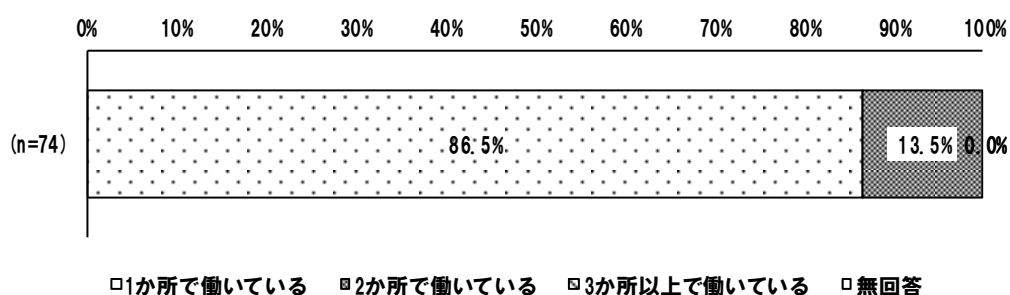
図表 24 通学と就労の状況



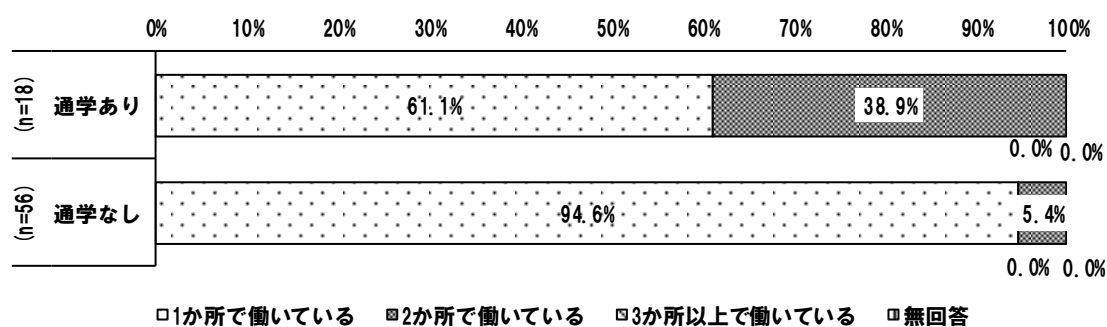
ii. 勤務先数

勤務先数は、「1 か所で働いている」が 86.5%、「2 か所で働いている」が 13.5%であった。

図表 25 勤務先数（就労中の人）



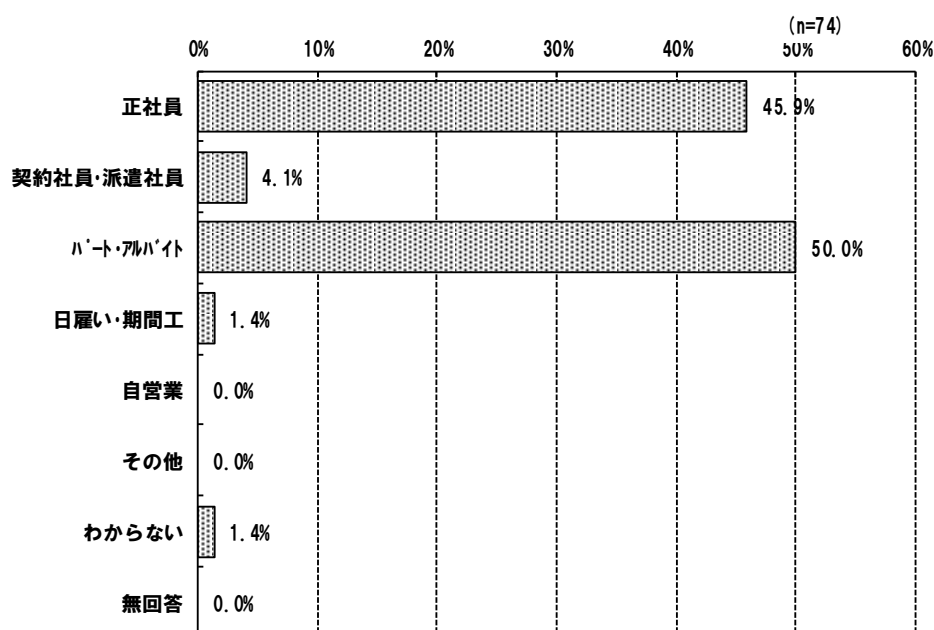
図表 26 勤務先数（就労中の人、通学の状況別）



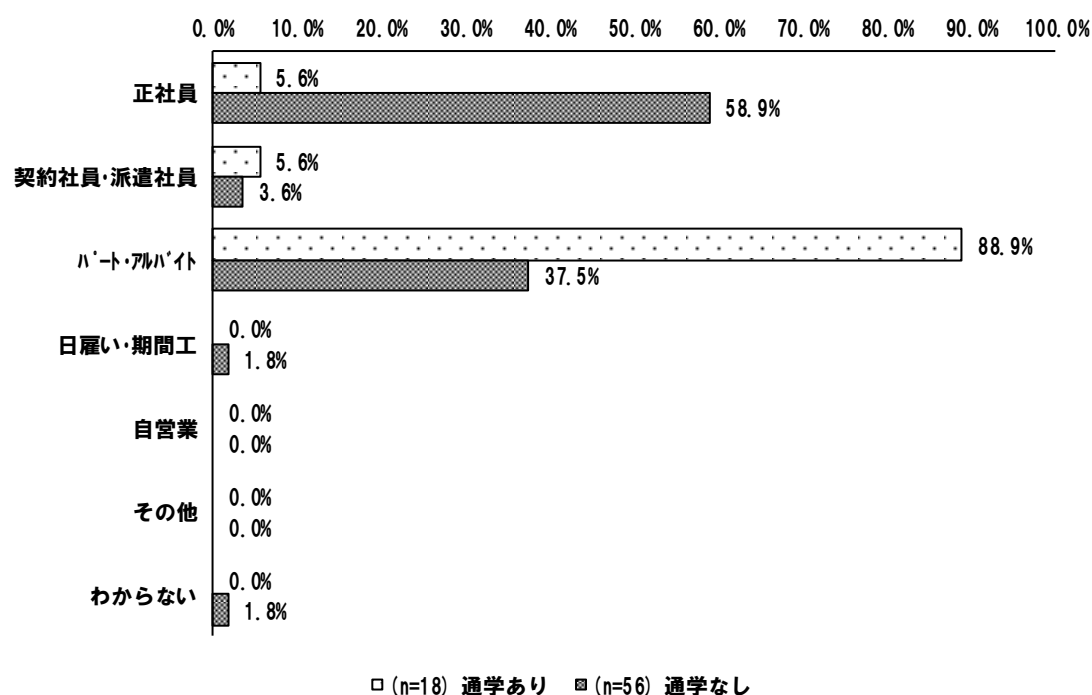
iii. 雇用形態

雇用形態は、「パート・アルバイト」が 50.0%で最も多く、続いて「正社員」が 45.9%であった。

図表 27 雇用形態（就労中の人、複数回答）



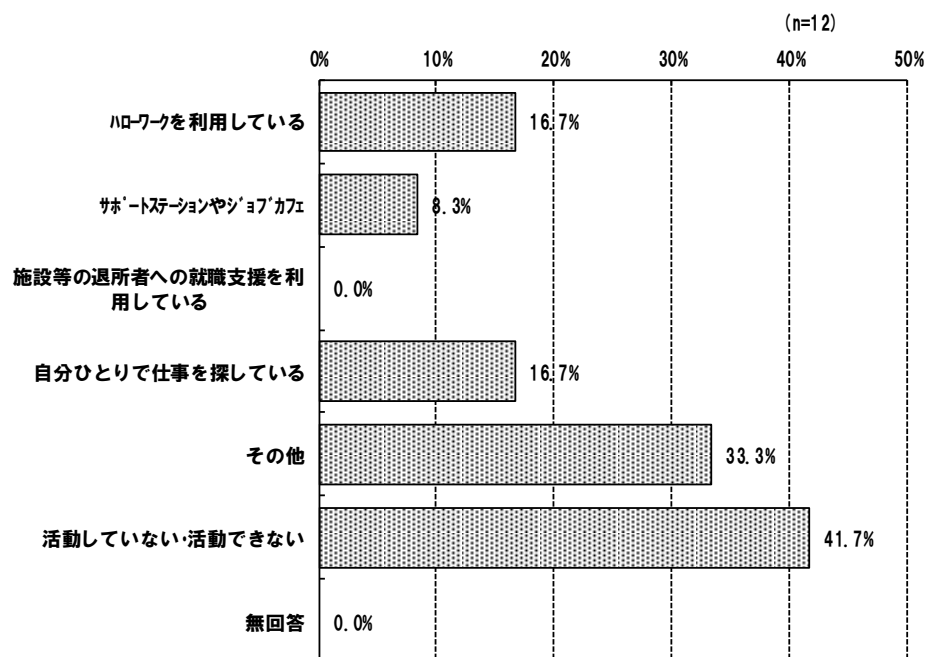
図表 28 雇用形態（就労中の人、複数回答、通学の状況別）



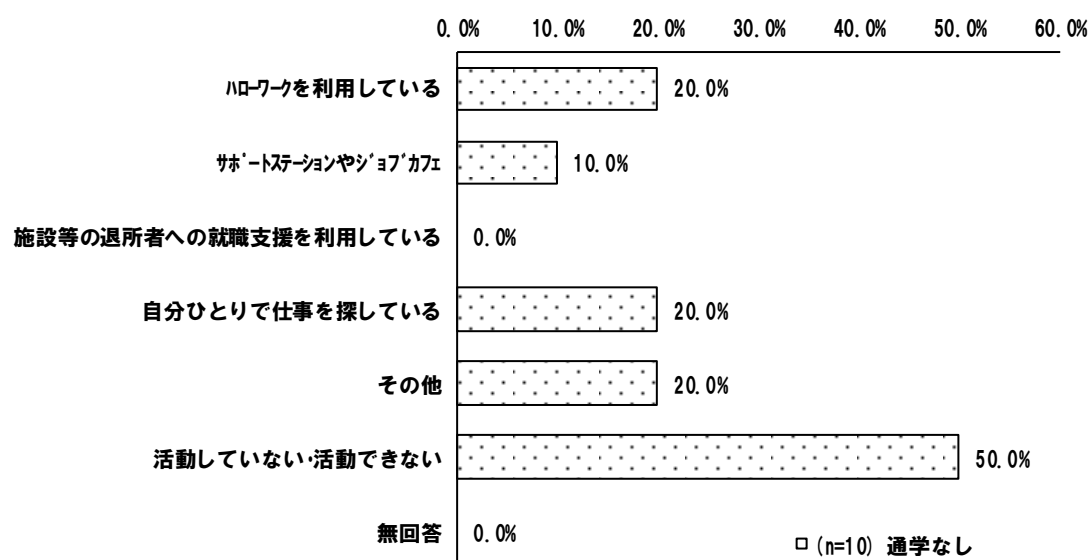
iv. 求職活動

求職活動は、「活動していない・活動できない」が41.7%と最も多かった。

図表 29 求職活動（就労していない人、複数回答）



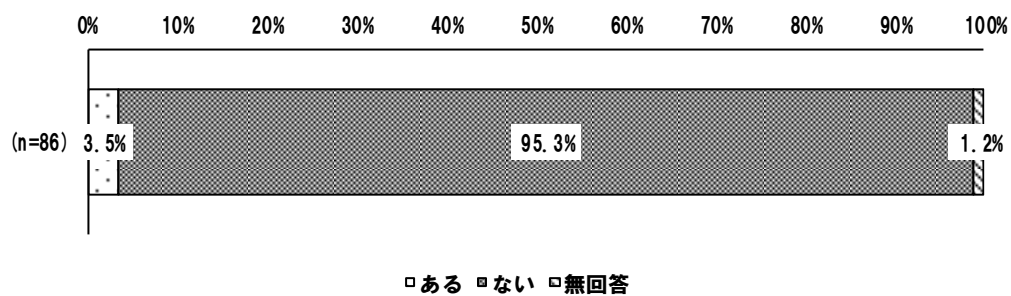
図表 30 求職活動（通学をしておらず就労していない人、複数回答）



v. 職業訓練校

職業訓練校の利用経験は、「ない」が95.3%、「ある」が3.5%であった。

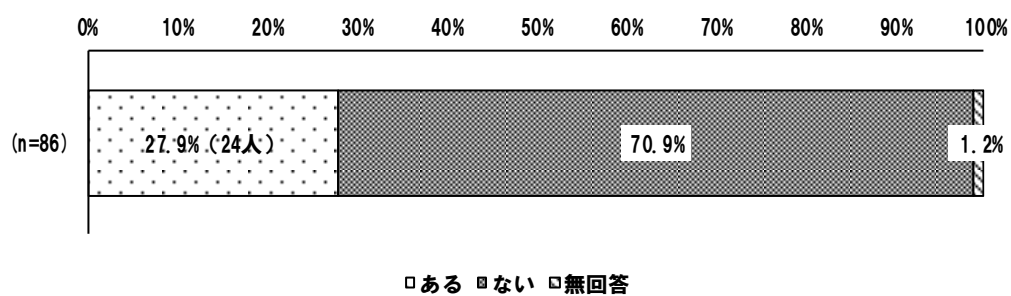
図表 31 職業訓練校の利用経験



vi. 転職経験

転職経験は、「ない」が70.9%、「ある」が27.9%であった。

図表 32 転職経験

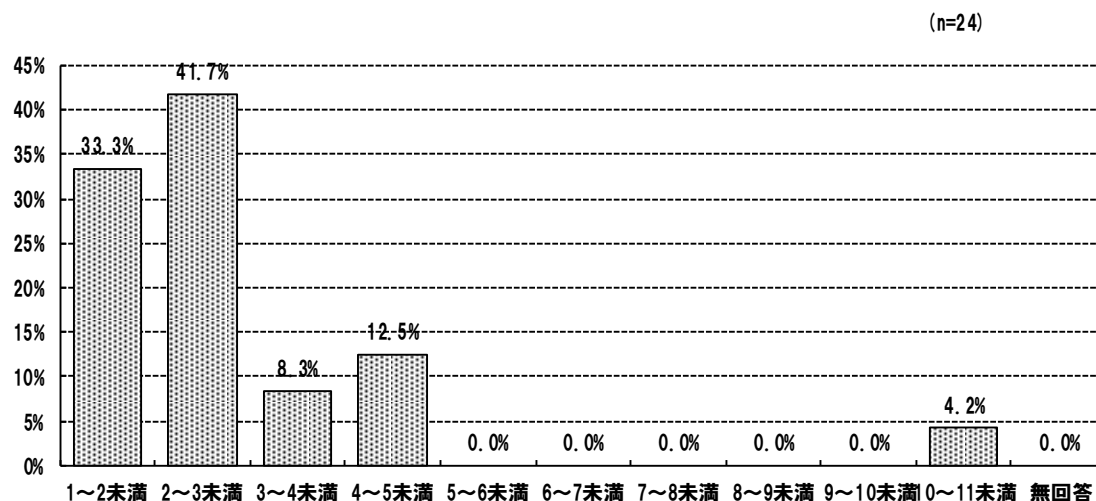


vii. 転職回数

転職回数は、「2～3 回未満」が 41.7%で最も多く、続いて「1～2 回未満」が 33.3%であった。

図表 33 転職回数（転職経験のある人）

（単位：回）



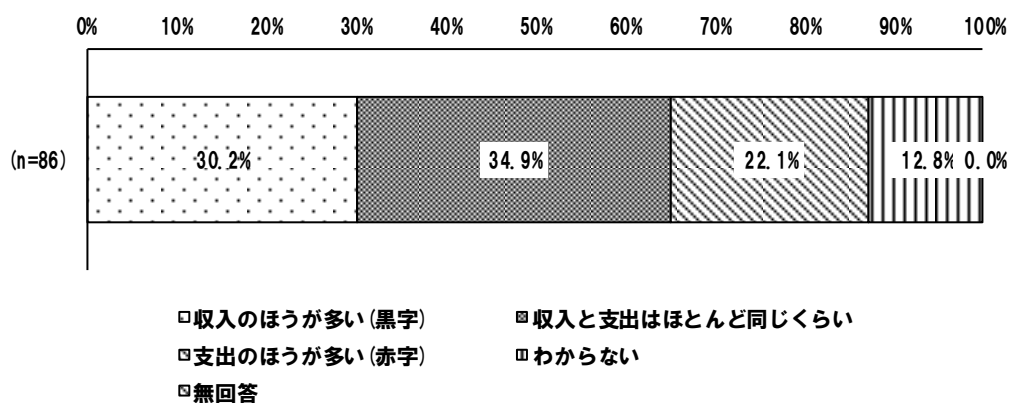
3) 経済状態

i. 収支バランス

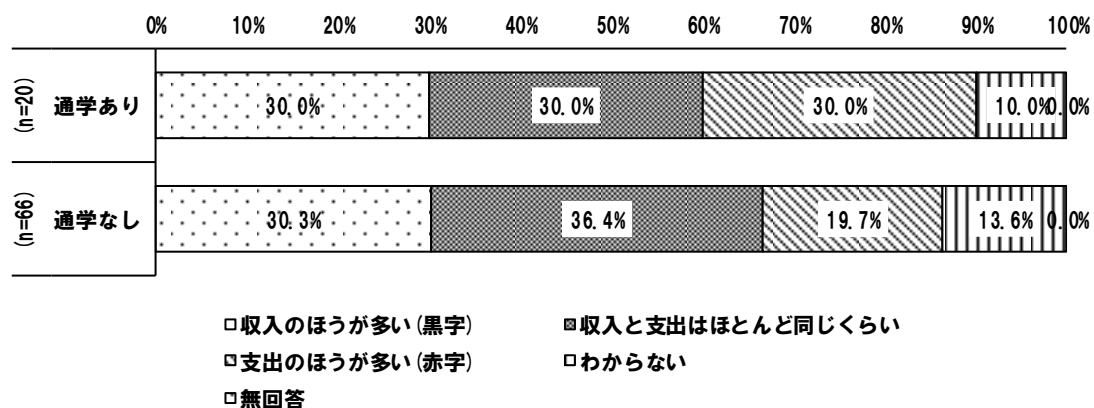
月々の収支バランスは、「収入と支出はほとんど同じくらい」が 34.9%、「収入の方が多い（黒字）」が 30.2%、「支出の方が多い（赤字）」が 22.1%の順で多かった。

就学の状況別にみると、「通学あり」の方が「通学なし」に比べて、「支出の方が多い（赤字）」の割合が高かった。

図表 34 月々の収支バランス



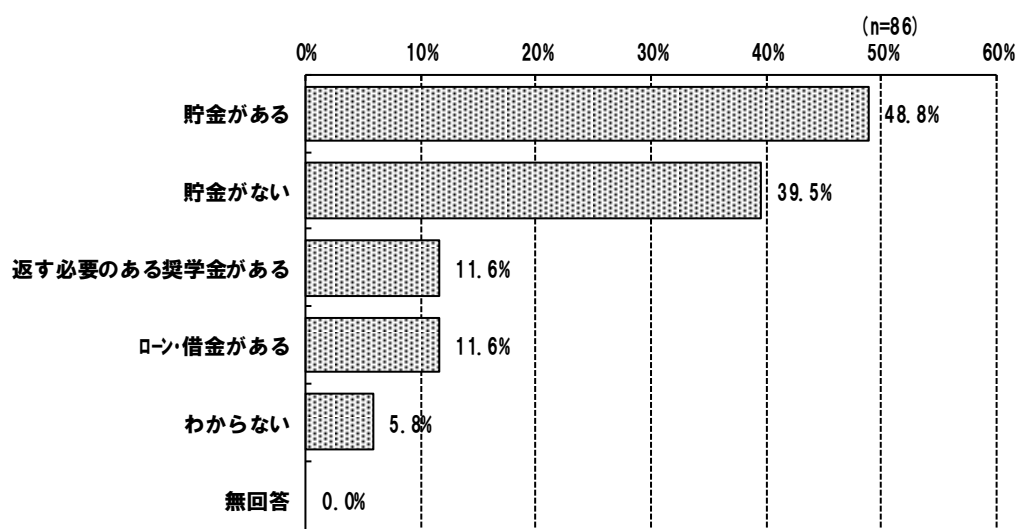
図表 35 月々の収支バランス（就学の状況別）



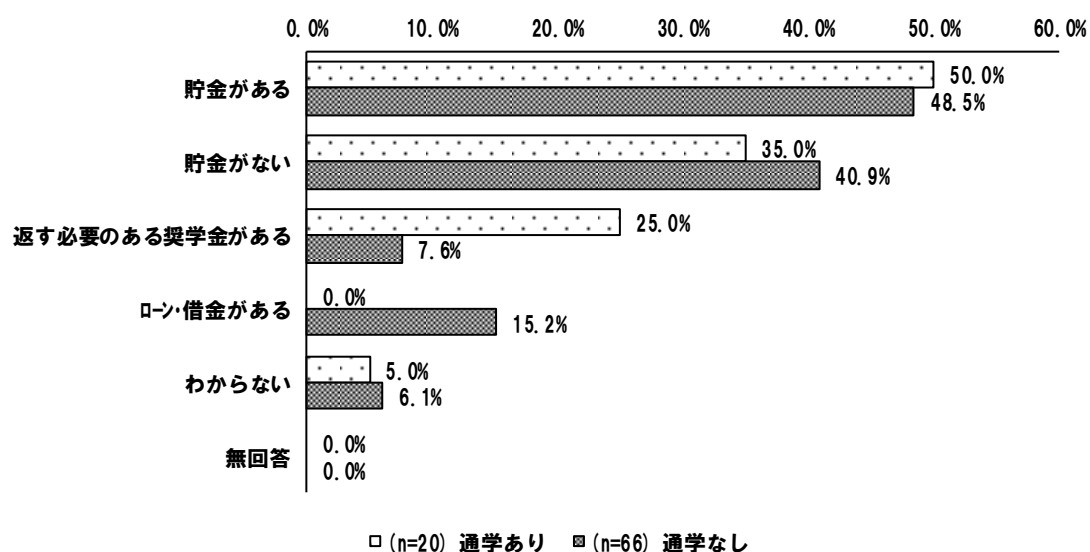
ii. 貯金・借入金

貯金・借入金は、「貯金がある」が48.8%で最も多く、続いて「貯金がない」が39.5%、「返す必要のある奨学金がある」及び「ローン・借金がある」が11.6%であった。

図表 36 貯金・借入金（複数回答）



図表 37 貯金・借入金（複数回答、就学の状況別）

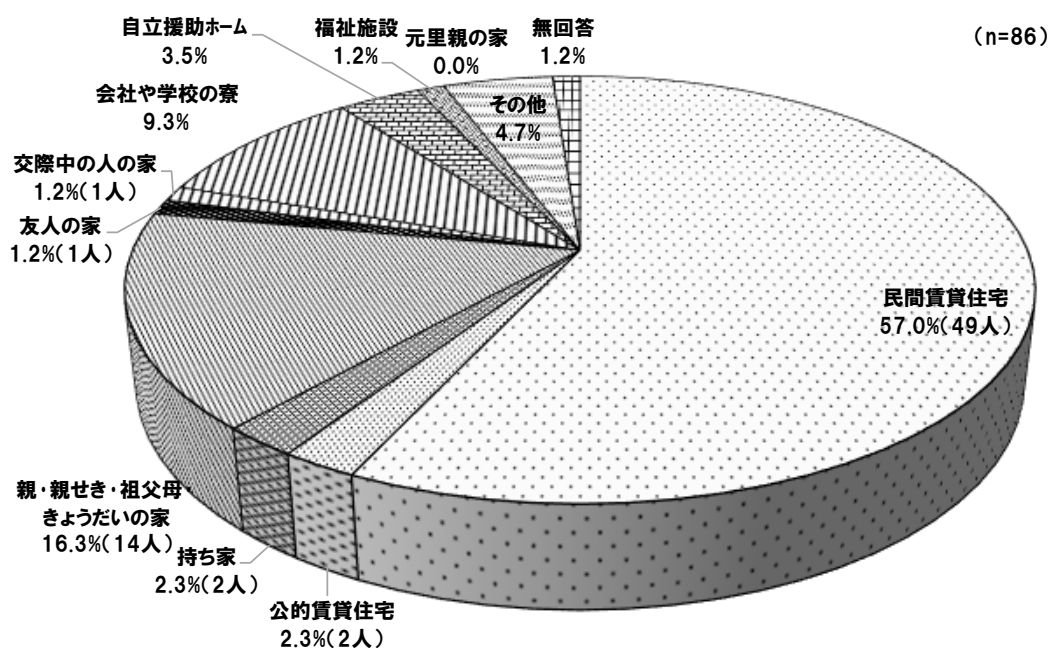


4) 住まいと同居者

i. 居住場所

居住場所は、「民間賃貸住宅」が57.0%で最も多く、続いて「親・親せき・祖父母・きょうだいの家」が16.3%、「会社や学校の寮」が9.3%であった。

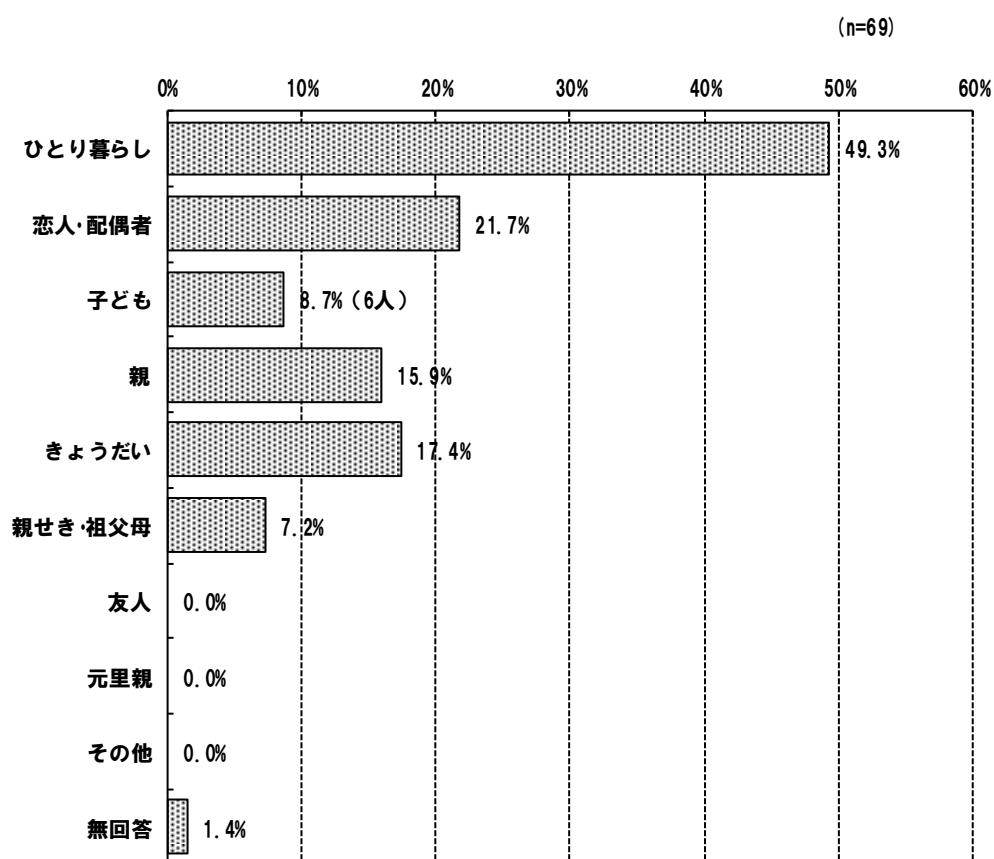
図表 38 居住場所



ii. 同居者

同居者は、「ひとり暮らし」が49.3%で最も多く、続いて「恋人・配偶者」が21.7%、「きょうだい」が17.4%であった。

図表 39 同居者（複数回答）

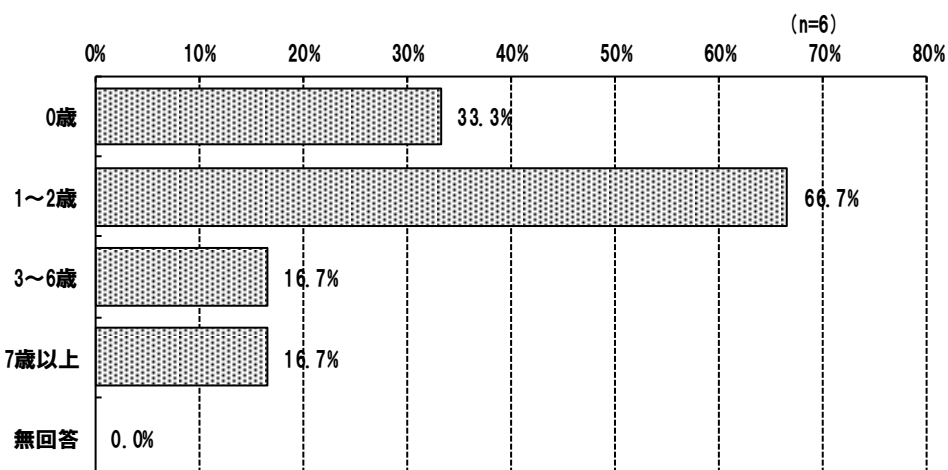


(注) 現在の居住場所が、「民間賃貸住宅」「公的賃貸住宅」「持ち家」「親・親せき・祖父母・きょうだいの家」「友人の家」「交際中の人の家」の人に尋ねた。

iii. 子どもの年齢

同居している子どもの年齢は、「1～2歳」が66.7%で最も多く、続いて「0歳」が33.3%、「3～6歳」及び「7歳以上」が16.7%であった。

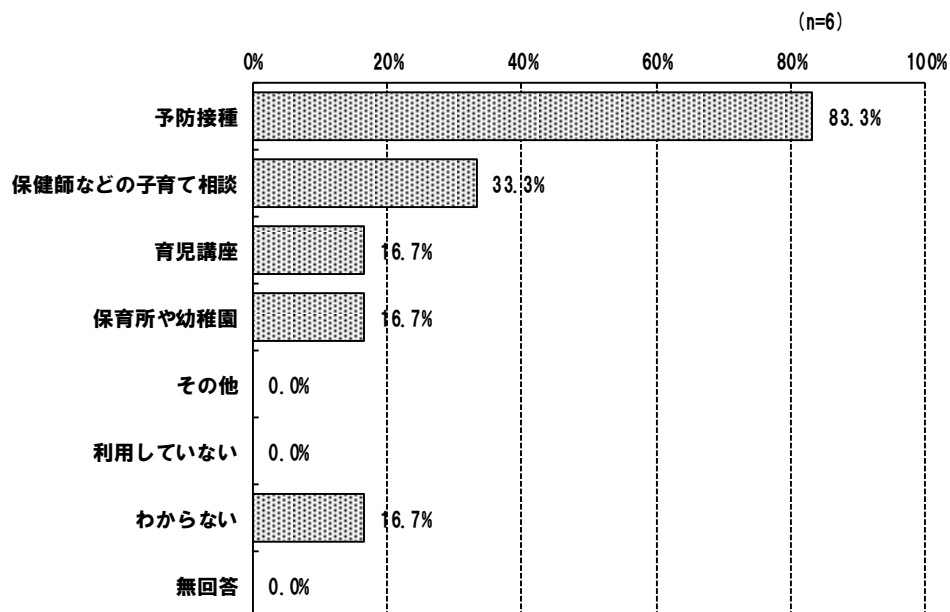
図表 40 同居している子どもの年齢（複数回答）



iv. 子育てサービス

利用している子育てサービスは、「予防接種」が83.3%で最も多く、続いて「保健師などの子育て相談」が33.3%であった。

図表 41 利用している子育てサービス（複数回答）

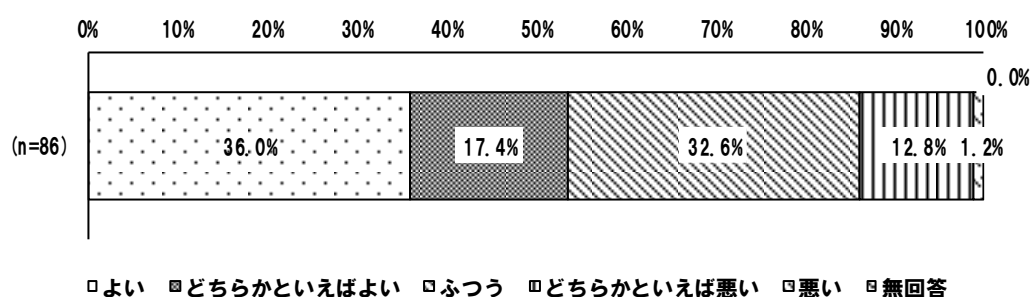


5) 健康・福祉

i. 健康状態

健康状態は、「よい」が36.0%で最も多く、続いて「ふつう」が32.6%、「どちらかといえばよい」が17.4%の順で多かった。「どちらかといえば悪い」は12.8%、「悪い」は1.2%であった。

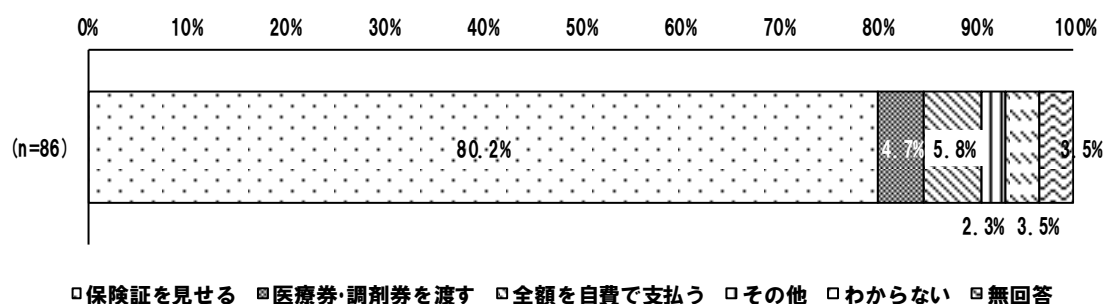
図表 42 最近1か月の健康状態



ii. 医療費の支払い

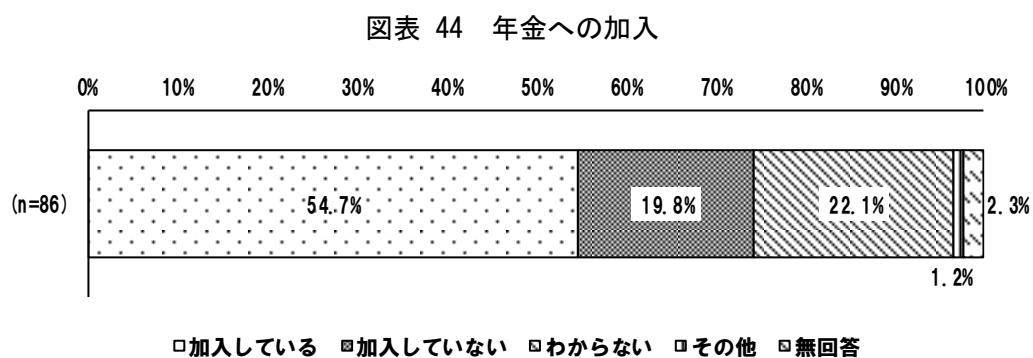
医療費の支払いは、「保険証を見せる」が80.2%で最も多かった。「医療券・調剤券を渡す」は4.7%であった。

図表 43 医療費の支払い方法



iii. 年金

年金は、「加入している」が 54.7%、「加入していない」が 19.8%、「わからない」が 22.1%であった。



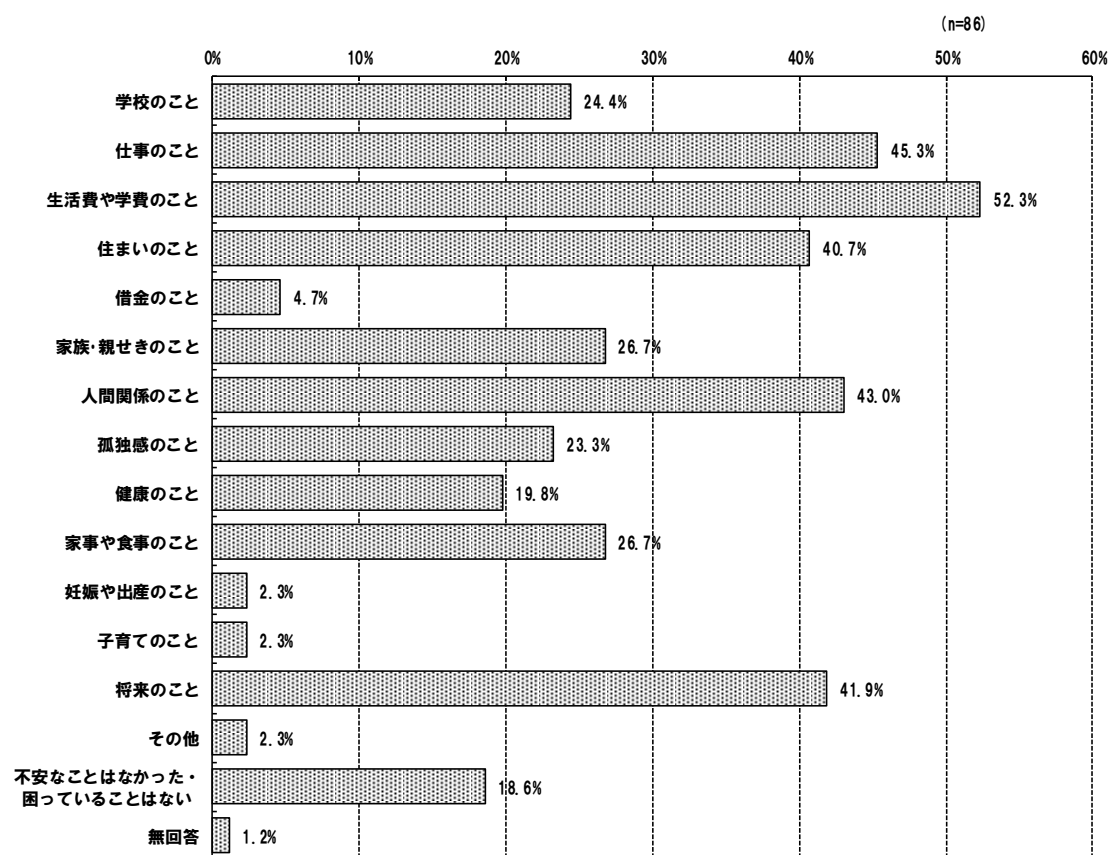
④ リービングケアとアフターケア

1) 退所前後の不安とサポート

i. 退所前後に不安だったこと

退所前後に不安だったことは、「生活費や学費のこと」が 52.3%で最も多く、続いて「仕事のこと」が 45.3%、「人間関係のこと」が 43.0%、「将来のこと」が 41.9%の順に多かった。

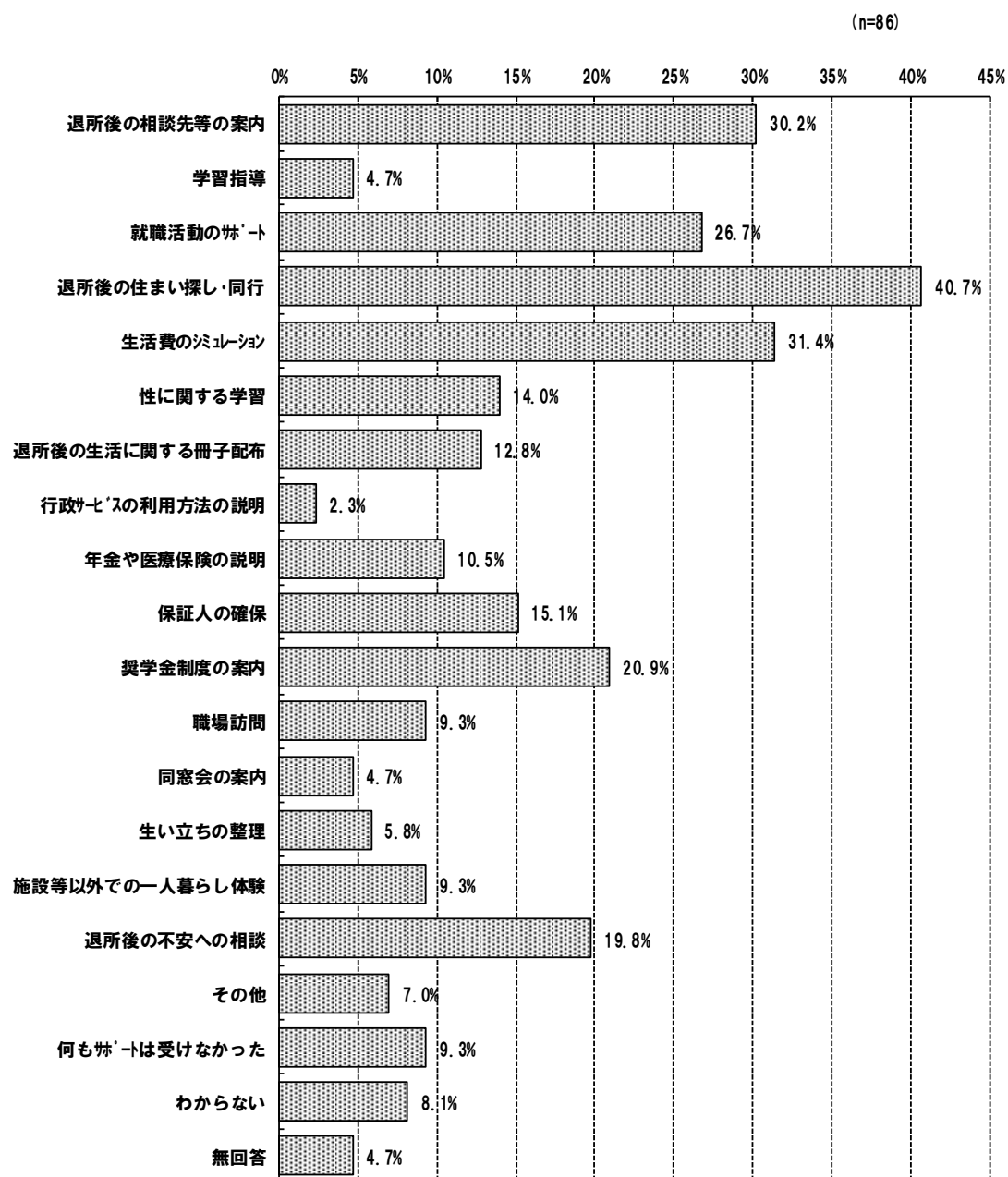
図表 45 施設等を退所する前後で不安だったこと（複数回答）



ii. リービングケア

施設等を退所するときに受けたサポートは、「退所後の住まい探し・同行」が40.7%で最も多く、続いて「生活費のシミュレーション」が31.4%、「退所後の相談先等の案内」が30.2%の順で多かった。

図表 46 施設等を退所するとき受けたサポート（複数回答）

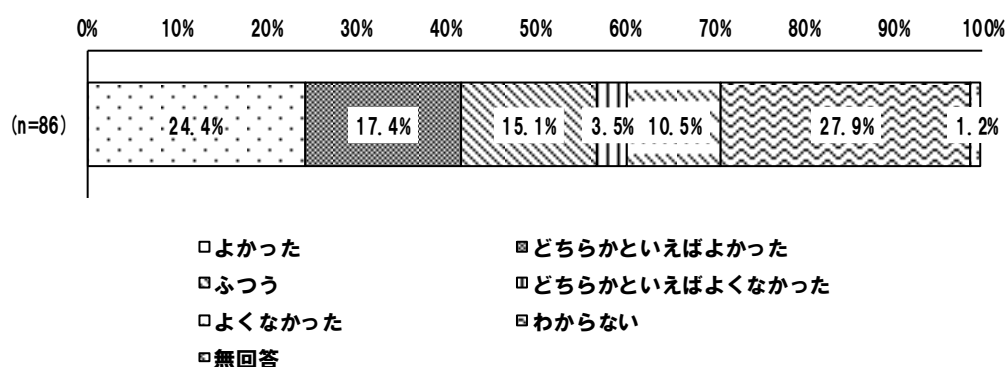


iii. これまでのサポートの評価

< 1 > 児童相談所の職員の対応

児童相談所の職員の対応は、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 41.8%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 14.0%、「わからない」が 27.9%であった。

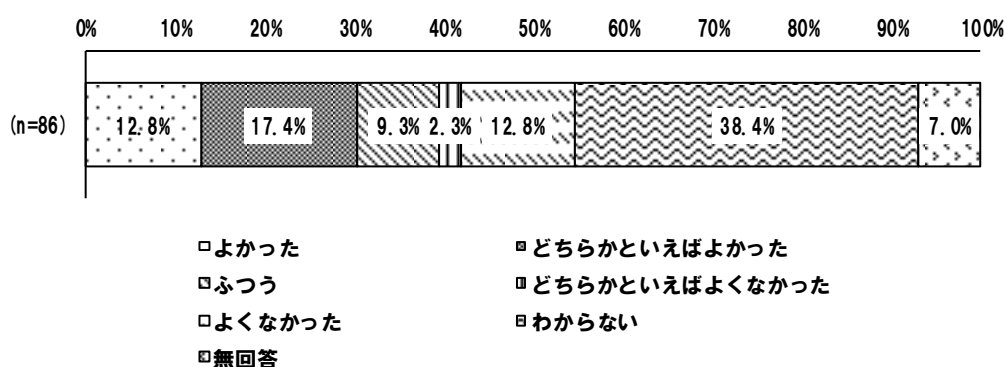
図表 47 児童相談所の職員の対応



< 2 > 一時保護所の職員の対応

一時保護所の職員の対応は、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 30.2%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 15.1%、「わからない」が 38.4%であった。

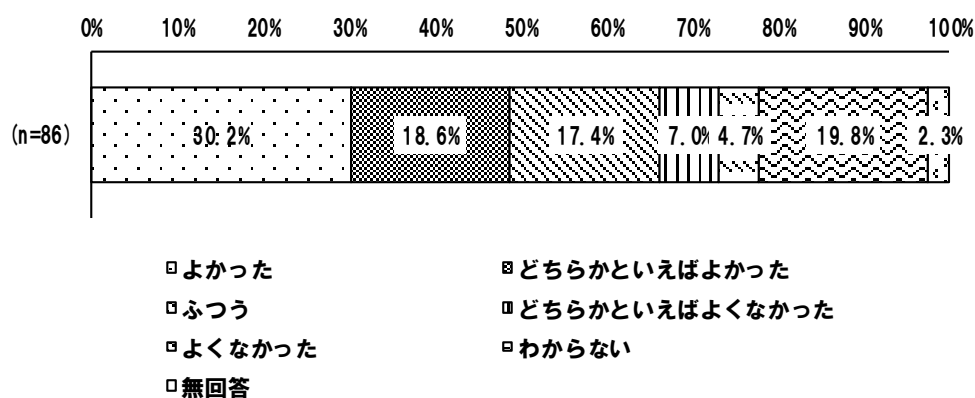
図表 48 一時保護所の職員の対応



< 3 >施設等での生活

施設等での生活は、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 48.8%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 11.7%、「わからない」が 19.8%であった。

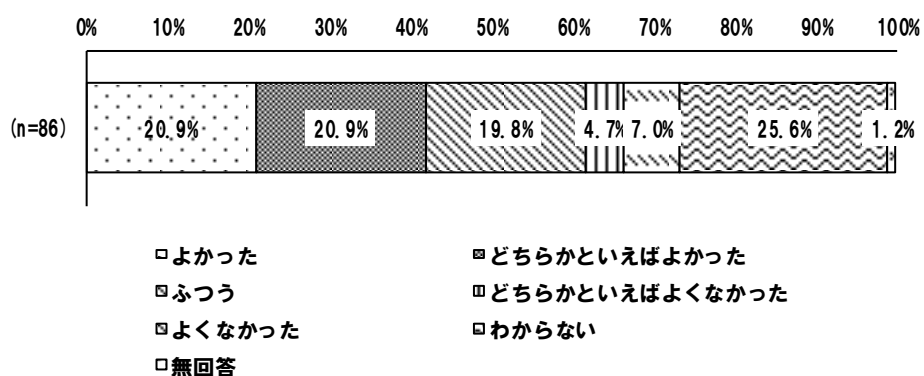
図表 49 施設などでの生活



< 4 >退所に向けたサポート

退所に向けたサポートは、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 41.8%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 11.7%、「わからない」が 25.6%であった。

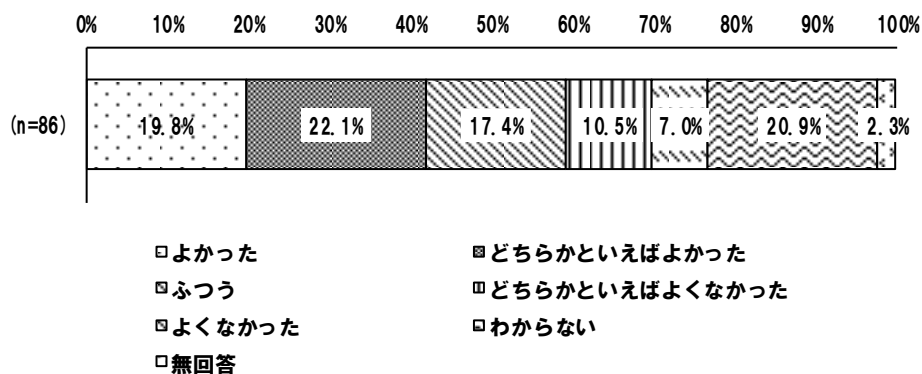
図表 50 退所に向けたサポート



< 5 > 退所後の施設等からのサポート

退所後の施設等からのサポートは、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 41.9%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 17.5%、「わからない」が 20.9%であった。

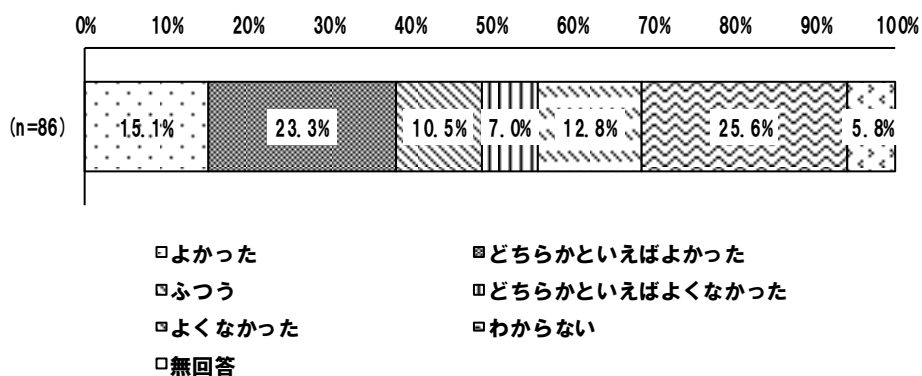
図表 51 退所後の施設等からのサポート



< 6 > 退所後の施設等以外からのサポート

退所後の施設等以外からのサポートは、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 38.4%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 19.8%、「わからない」が 25.6%であった。

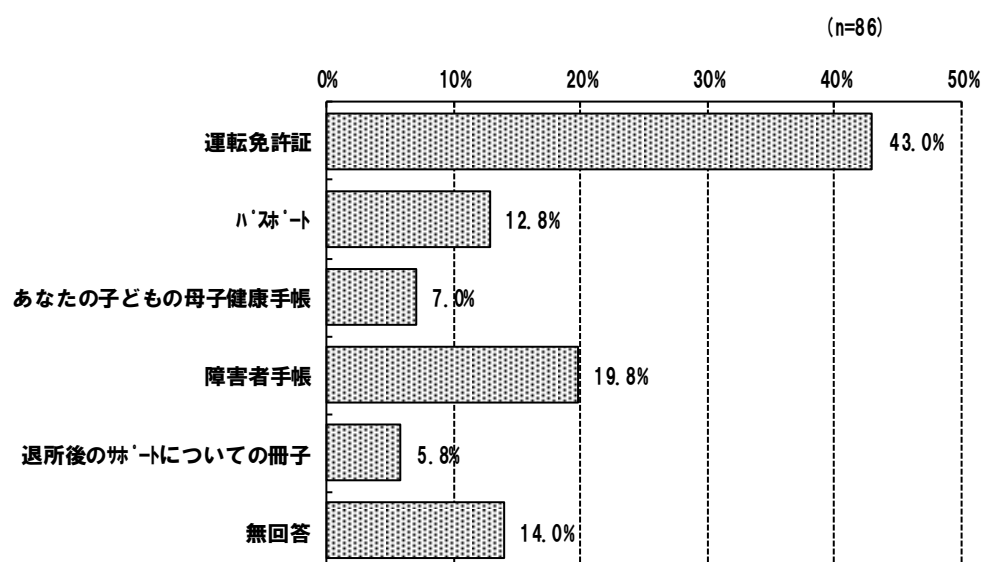
図表 52 退所後の施設等以外からのサポート



iv. 証明書等

証明書等は、「運転免許証」が43.0%で最も多く、続いて「障害者手帳」が19.8%、「パスポート」が12.8%の順で多かった。

図表 53 所有している証明書等（複数回答）

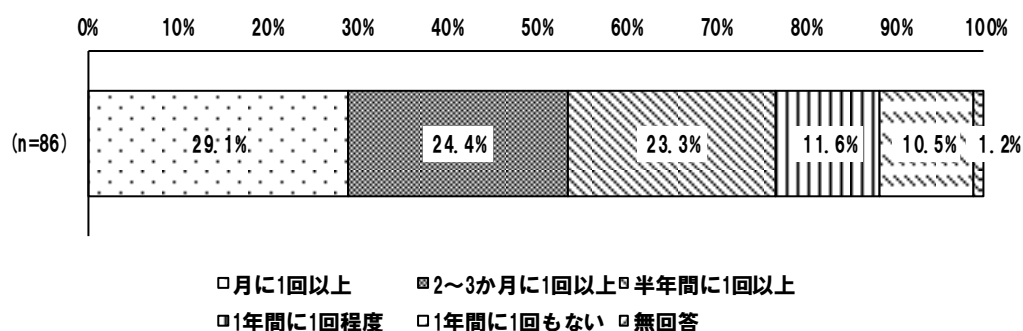


2) 退所前後の不安とサポート

i. 連絡頻度

この1年間の施設等との連絡頻度は、「月に1回以上」が29.1%で最も多く、続いて「2～3か月に1回以上」が24.4%、「半年間に1回以上」が23.3%であった。

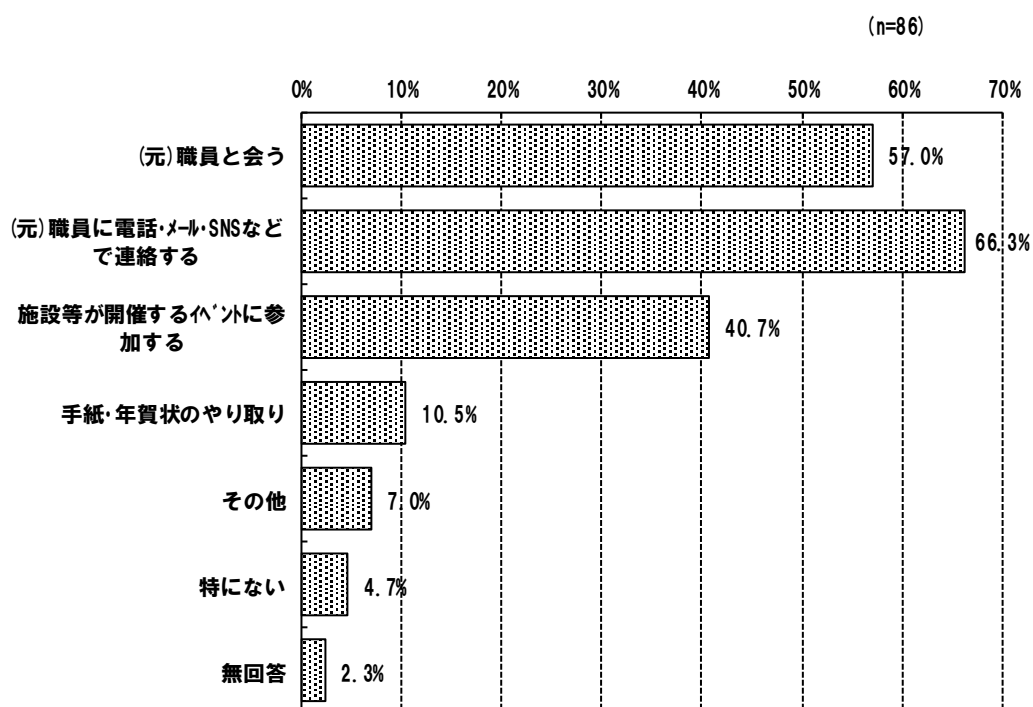
図表 54 この1年間の施設等との連絡頻度



ii. 連絡の機会

この1年間の施設等との連絡の機会は、「(元)職員に電話・メール・SNSなどで連絡する」が66.3%で最も多く、続いて「(元)職員と会う」が57.0%、「施設等が開催するイベントに参加する」が40.7%の順で多かった。

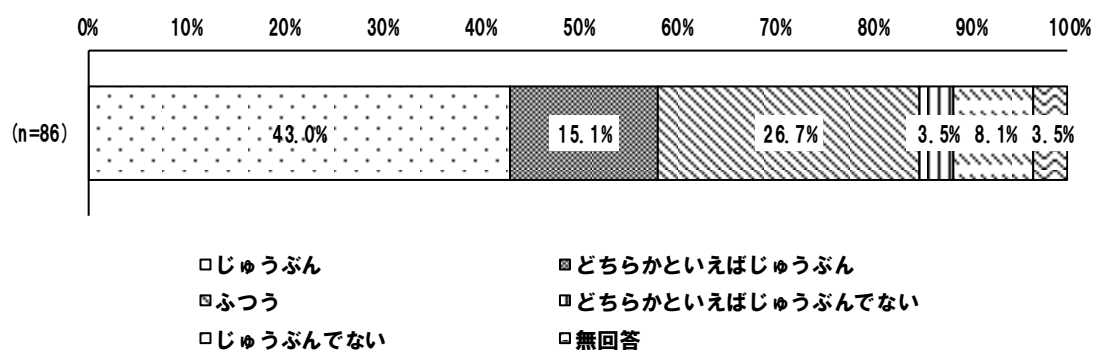
図表 55 この1年間の施設等との連絡の機会（複数回答）



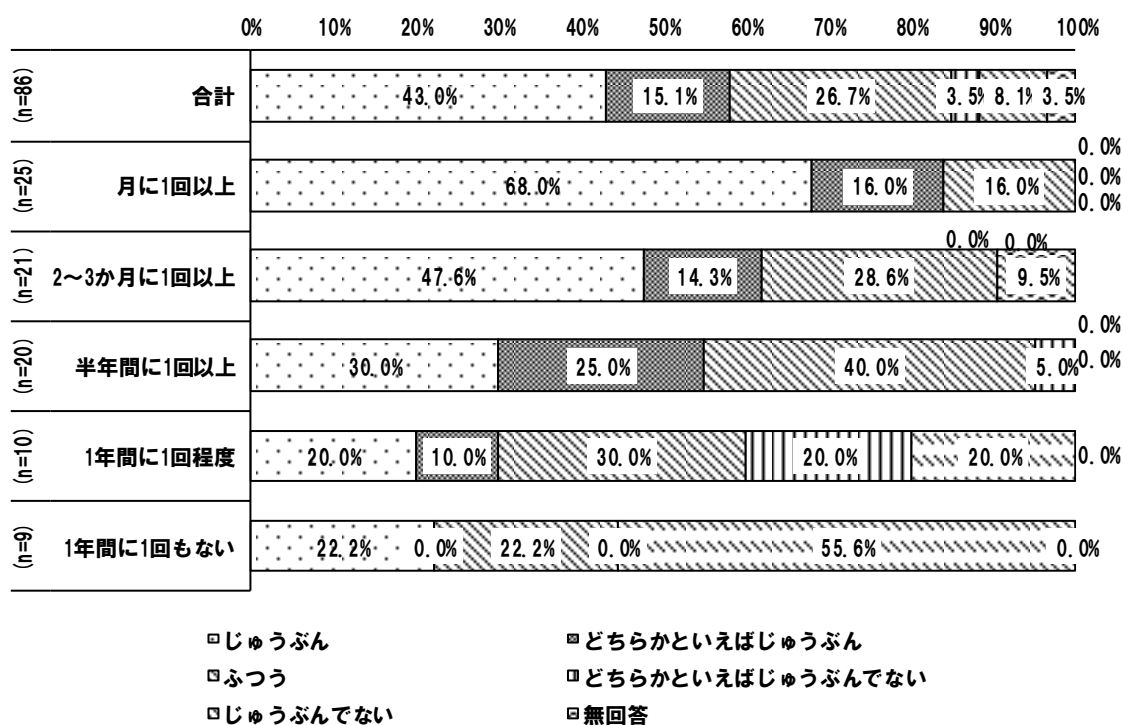
iii. 連絡機会の充足度

施設等との連絡機会の充足度は、「じゅうぶん」が43.0%で最も多く、続いて「ふつう」が26.7%、「どちらかといえばじゅうぶん」が15.1%の順で多かった。

図表 56 施設等との連絡機会の充足度



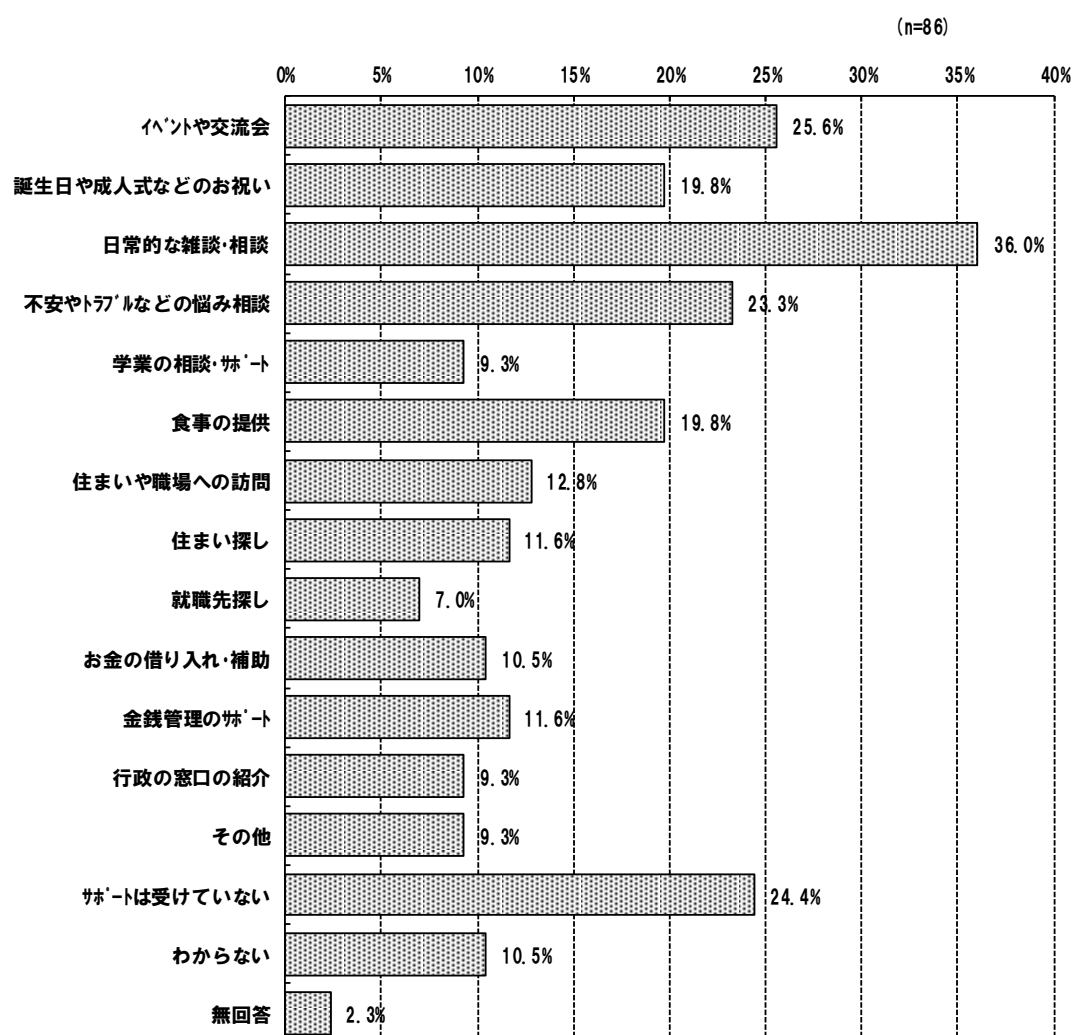
図表 57 施設等との連絡機会の充足度（この1年間の施設等との連絡頻度別）



iv. アフターケア

施設等を退所後に受けたサポートは、「日常的な雑談・相談」が 36.0%で最も多く、続いて「イベントや交流会」が 25.6%、「サポートは受けていない」が 24.4%の順で多かった。

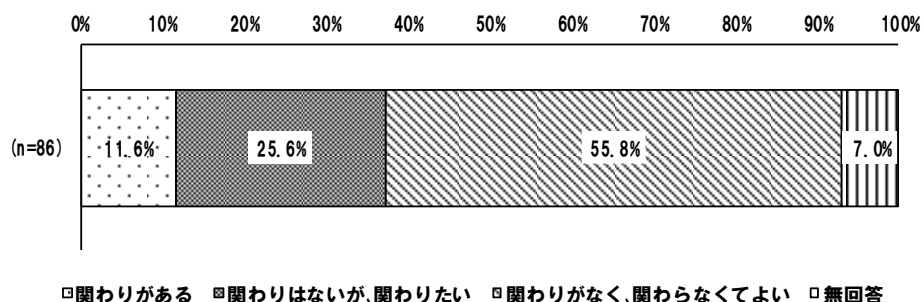
図表 58 施設等を退所後に受けたサポート（複数回答）



v. 当事者団体との関わり

当事者団体との関わりは、「関わりがなく、関わらなくてよい」が 55.8%で最も多く、続いて「関わりはないが関わりたい」が 25.6%、「関わりがある」が 11.6%の順で多かった。

図表 59 当事者団体との関わり

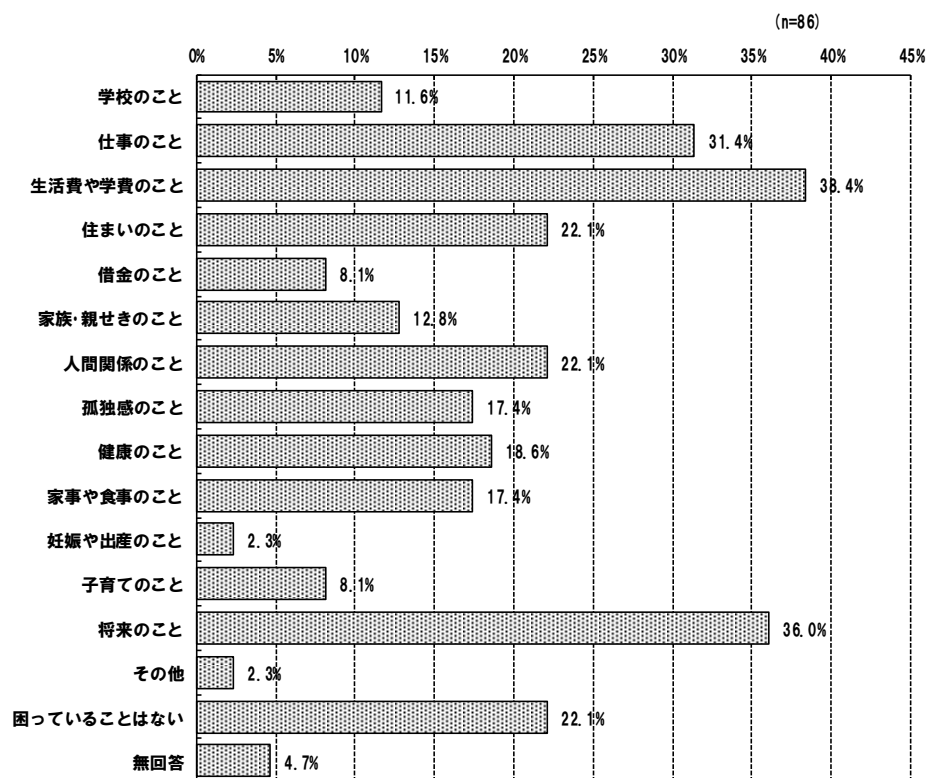


⑤ 現在の生活についての考え

1) 困りごと

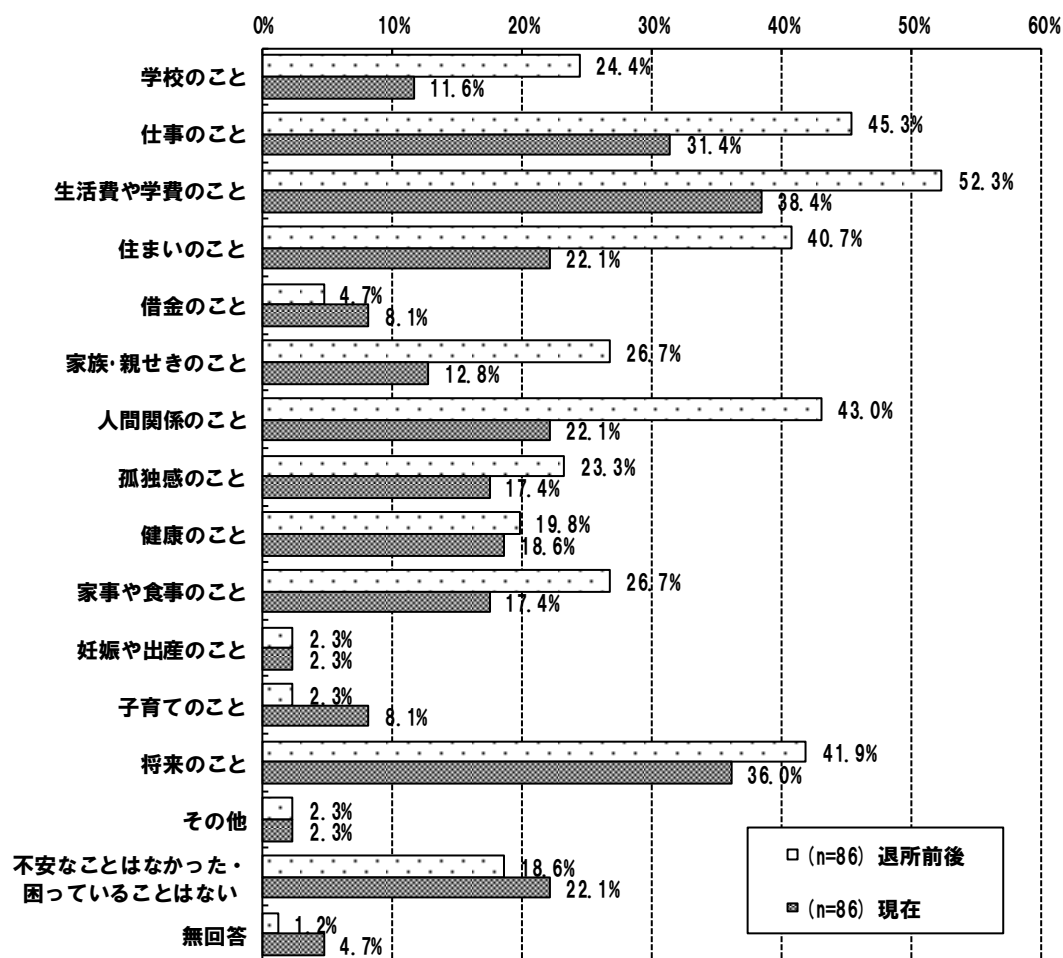
現在困っていることや心配なことは、「生活費や学費のこと」が 38.4%で最も多く、続いて「将来のこと」が 36.0%、「仕事のこと」が 31.4%の順で多かった。

図表 60 現在困っていることや心配なこと（複数回答）



施設等を退所する前後で不安だったことと、現在困っていることや心配なことを比較すると、ほとんどの選択肢で該当する割合が減少していたが、「妊娠や出産のこと」は変わらず、「借金のこと」と「子育てのこと」は増加していた。

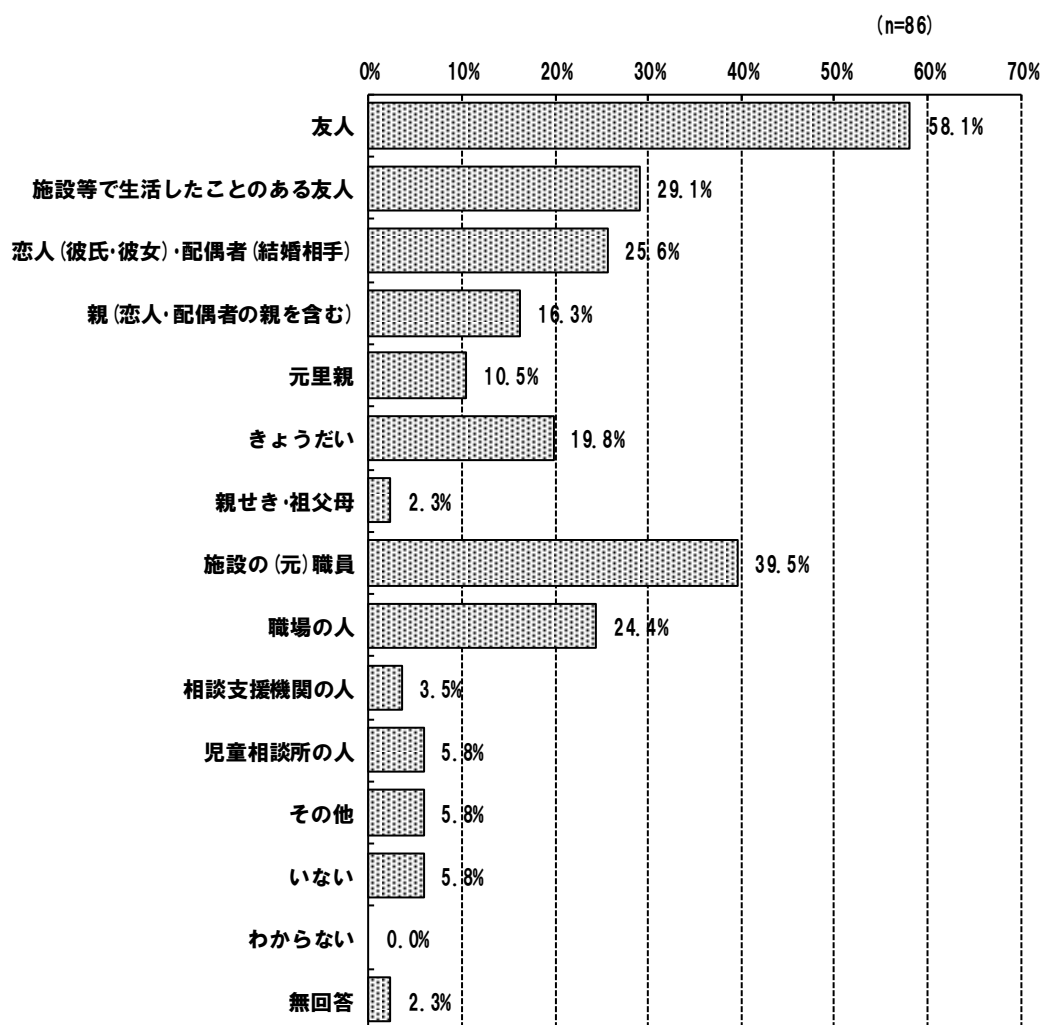
図表 61 施設等を退所する前後で不安だったことと、現在困っていることや心配なこと
(複数回答)



2) 相談相手

困っていることについて相談できる相手は、「友人」が58.1%で最も多く、続いて「施設の(元)職員」が39.5%、「施設等で生活したことのある友人」が29.1%の順で多かった。

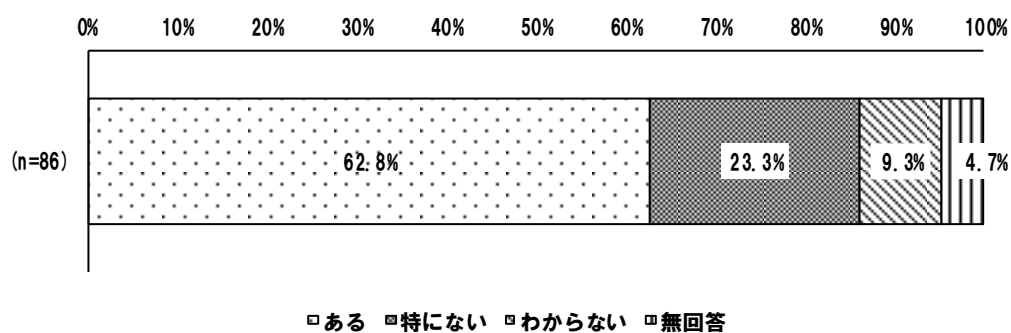
図表 62 困っていることについて相談できる相手（複数回答）



3) 気持ちが安らぐ場所・趣味・活動

気持ちが安らぐ場所・趣味・活動は、「ある」が 62.8%、「特にない」が 23.3%であった。

図表 63 気持ちが安らぐ場所・趣味・活動



3. 他記式調査の結果

(1) 調査対象

平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月に中学卒業以上で措置解除となった人が 1 人でもいた児童養護施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親

(2) 調査方法

平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月に中学卒業以上で措置解除となった人の個別の状況については個票形式（児童票）、児童養護施設等の体制やアフターケア等の実施状況については施設等で一括して回答する形式（施設票）でご回答いただいた。

各施設には県中央児童相談所から電子ファイルで、各里親には郵送で調査票をご発送いただき、各職員及び施設等としての回答をとりまとめていただいた。

(3) 実施時期

2019 年 10 月 7 日～2019 年 12 月 24 日。

なお、期間中、県中央児童相談所より各施設に督促を依頼した。

(4) 回収結果

児童養護施設 15 件、児童自立支援施設 1 件、自立援助ホーム 2 件の計 18 施設と、里親 31 人に対して調査票を発送し、回収数は施設が 18 件（100%）、里親が 16 件（51.6%）だった。

他記式調査における対象児童の回答総数は、回答 18 施設で 290 人、里親で 16 人だった。

図表 64 神奈川県他記式調査の回収結果

種別	対象数	回答数(回答率)	対象児童の 回答総数
施設	18	18(100%)	290 人
里親	31	16(51.3%)	16 人

※一部の施設で、平成 25 年度、平成 31 年度に措置解除となった人への調査票の発送があったため、施設における対象児童には平成 25 年度の措置解除者 23 人、平成 31 年度の措置解除者 23 人が含まれる

※平成 29 年度に閉園した児童養護施設 1 施設については、神奈川県と児童相談所に対応していただいた

(5) 調査結果

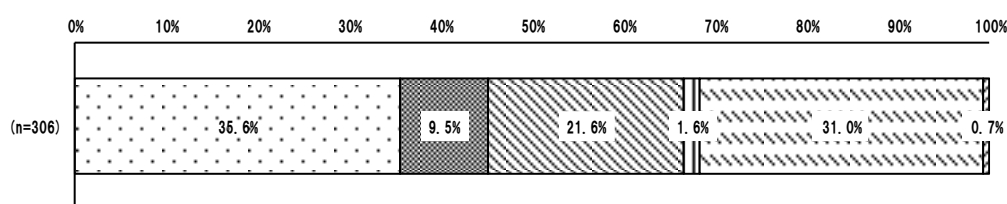
① 児童票

1) 自記式調査の発送方法

i. 発送状況

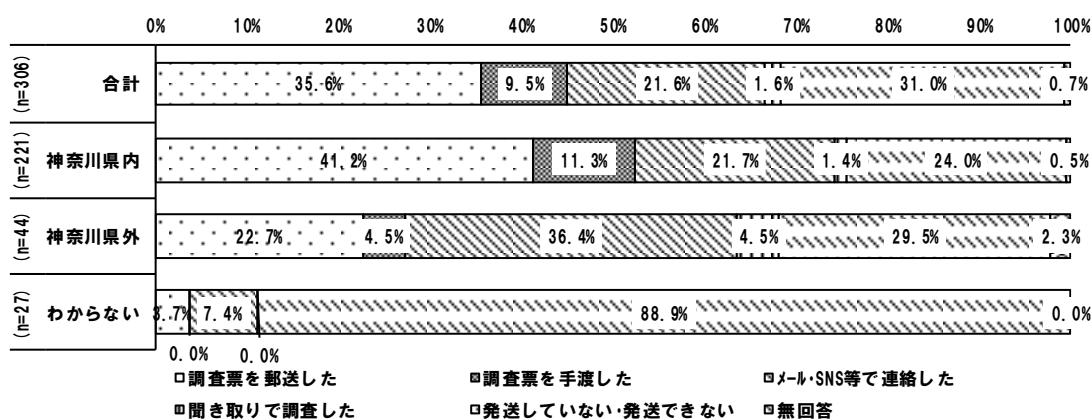
自記式調査の発送状況は、「調査票を郵送した」が35.6%、「メール・SNS等で連絡した」が21.6%、「調査票を手渡しした」が9.5%、「聞き取りで調査した」が1.6%であった。「発送していない・発送できない」は、31.0%であった。

図表 65 自記式調査のアンケート発送状況

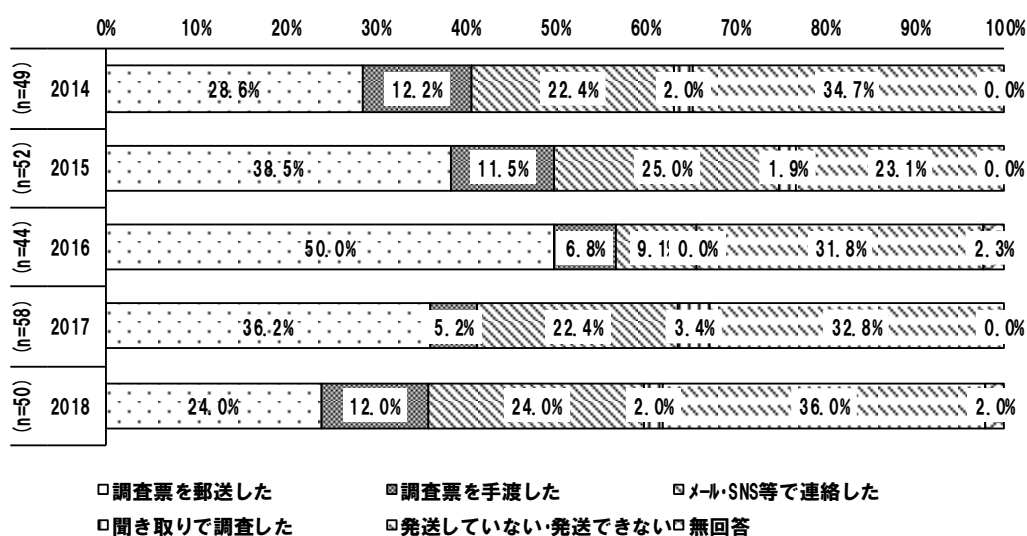


□調査票を郵送した □調査票を手渡しした □メール・SNS等で連絡した □聞き取りで調査した □発送していない・発送できない □無回答

図表 66 自記式調査のアンケート発送状況（居住地別）

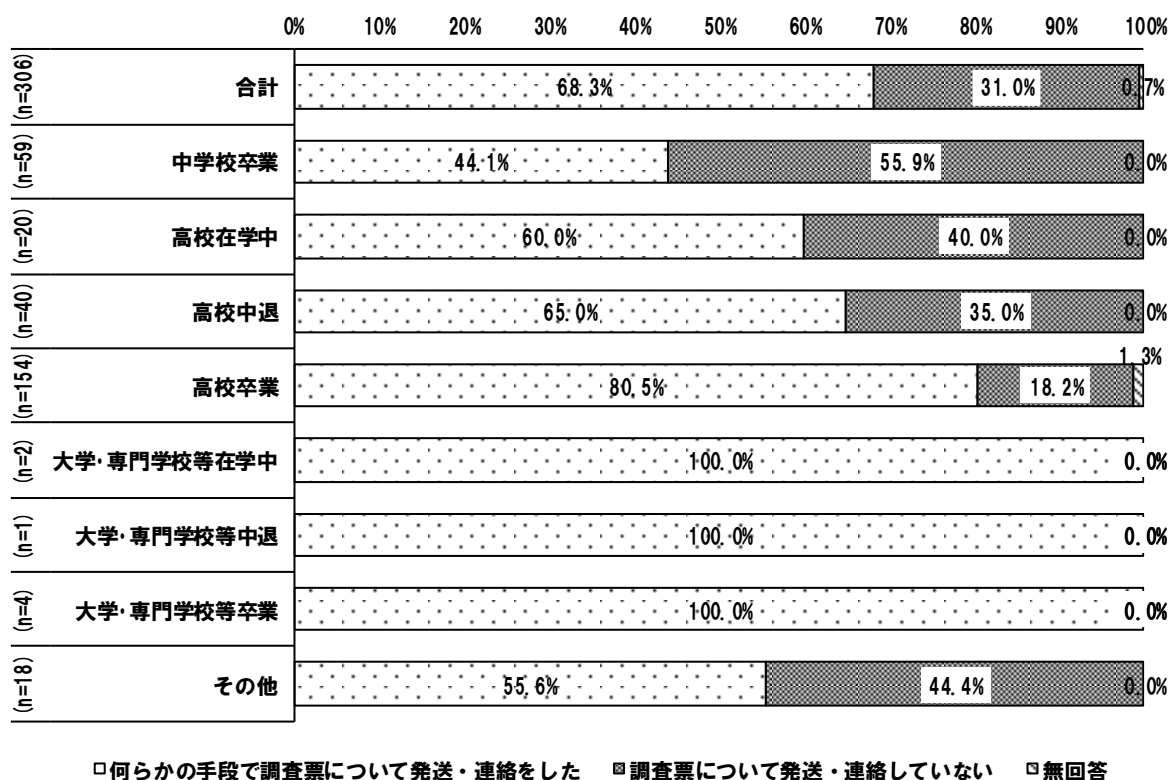


図表 67 自記式調査のアンケート発送状況（措置解除年度別）



（注）2013 年度、2019 年度に措置解除となった人は、一部の施設のみの発送のため集計対象外とした。

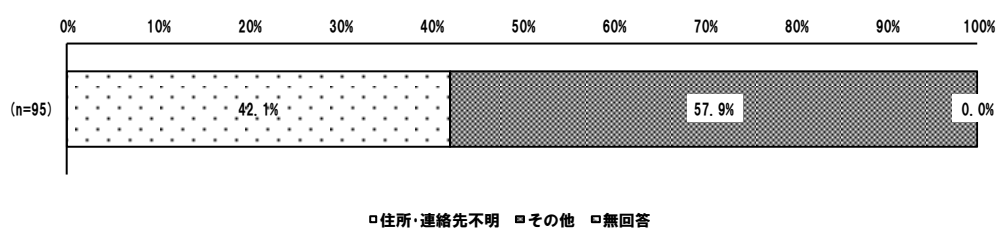
図表 68 自記式調査のアンケート発送状況（措置解除時点での学歴別）



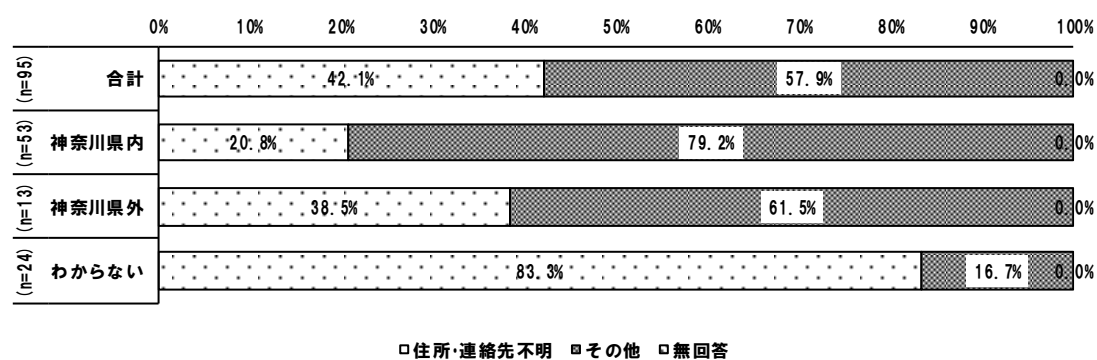
ii. 発送しなかった理由

アンケートを発送しなかった理由は「住所・連絡先の不明」が 42.1%、「その他」が 57.9%であった。

図表 69 自記式調査のアンケートを発送しなかった理由



図表 70 自記式調査のアンケートを発送しなかった理由（居住地別）



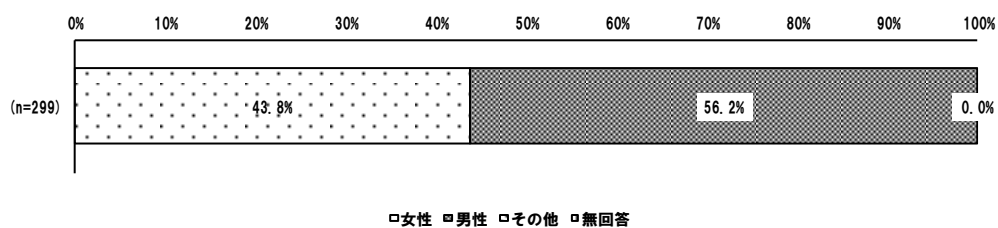
※平成 29 年度に閉園した児童養護施設の措置解除者 7 人については、属性や現在の状況の確認が困難であったため、集計対象外とした。以降、17 施設、299 人についての集計結果を掲載する。

2) 措置解除者の基本属性

i. 性別

措置解除者の性別は「女性」が 43.8%、「男性」が 56.2%であった。

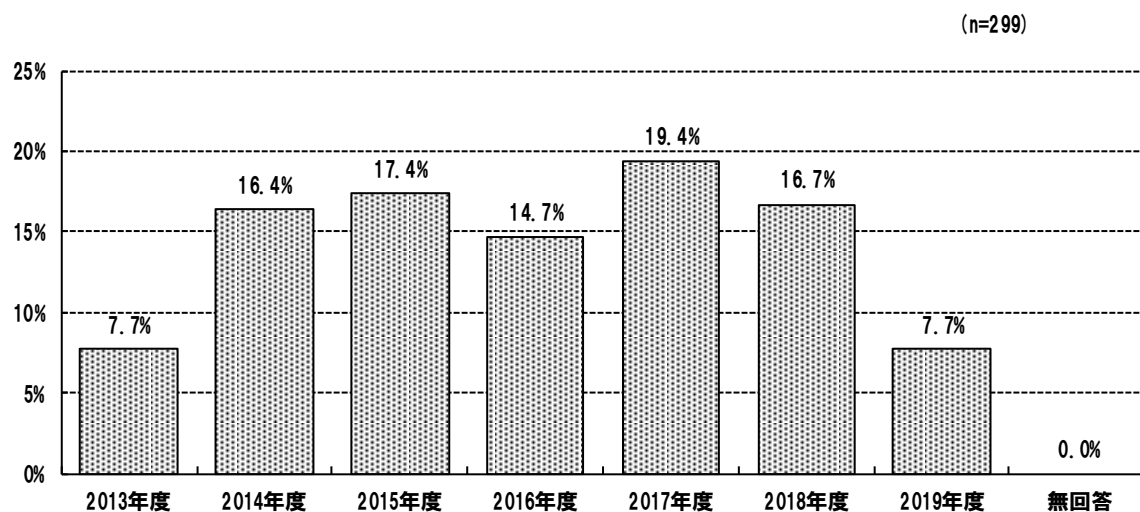
図表 71 措置解除者の性別



ii. 解除年度

措置解除者の解除年度は以下の通りであった。

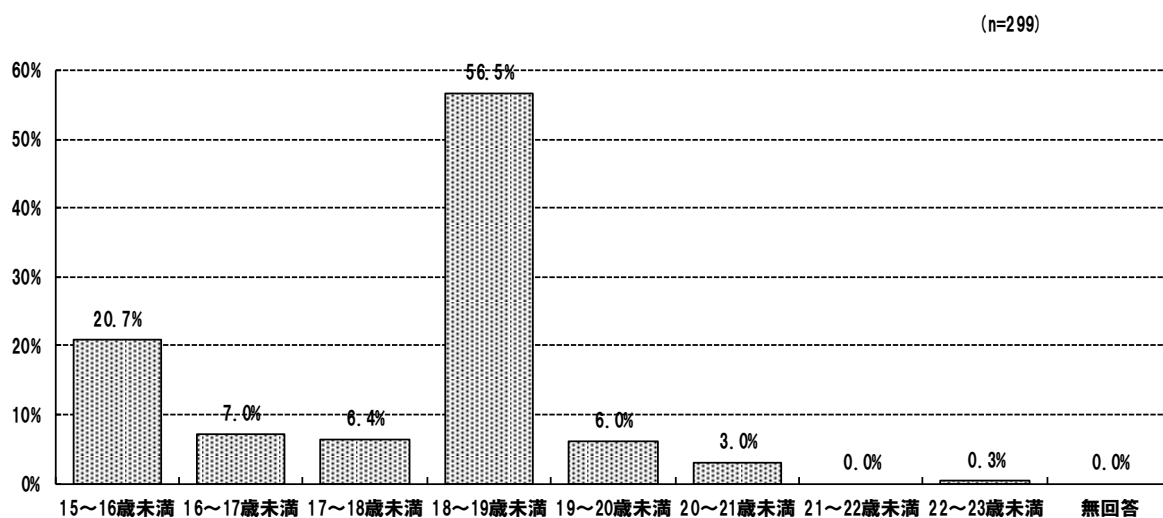
図表 72 措置解除者の解除年度



iii. 年齢

措置解除者の年齢は、「18～19 歳未満」が 56.5%、「15～16 歳未満」が 20.7%の順で多かった。

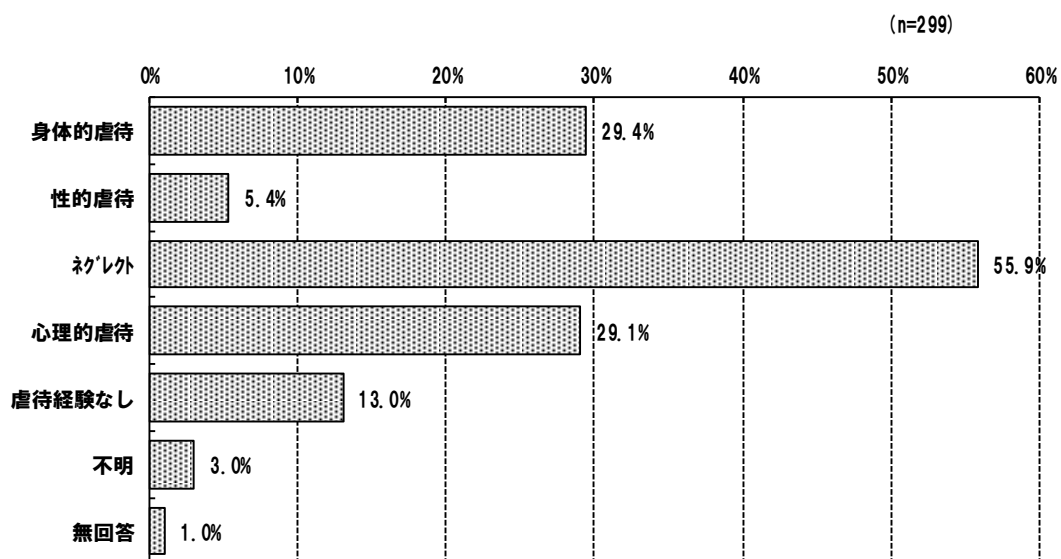
図表 73 措置解除者の年齢



iv. 被虐待経験

被虐待経験は「ネグレクト」が 55.9%、「身体的虐待」が 29.4%、「心理的虐待」が 29.1%の順で多かった。

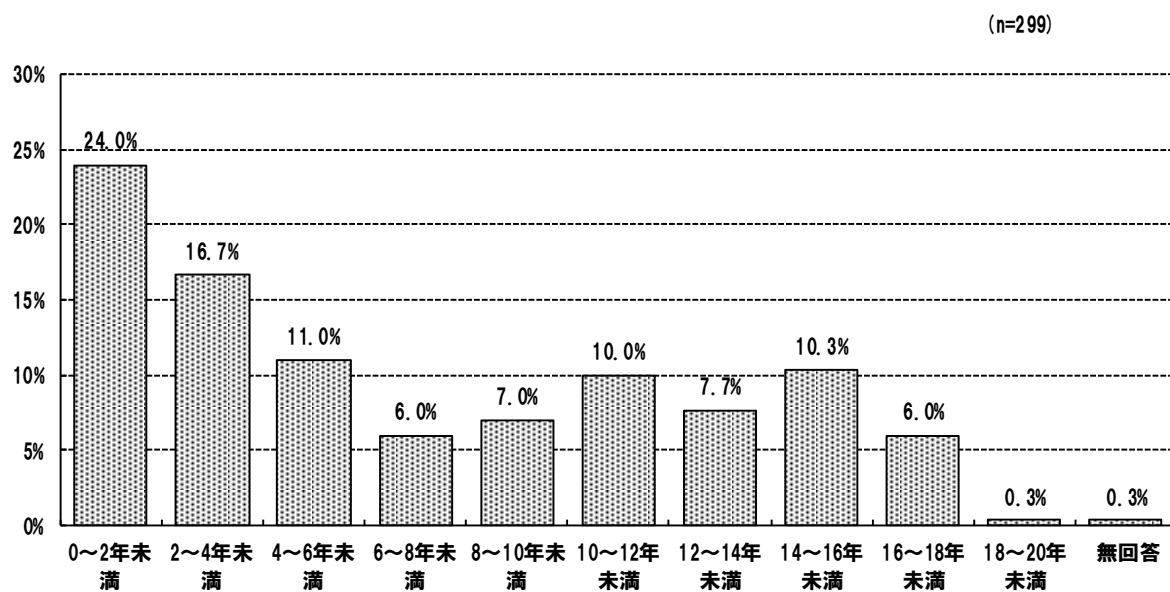
図表 74 被虐待経験（複数回答）



v. 入所期間

入所期間は、年換算では以下の通りであった。

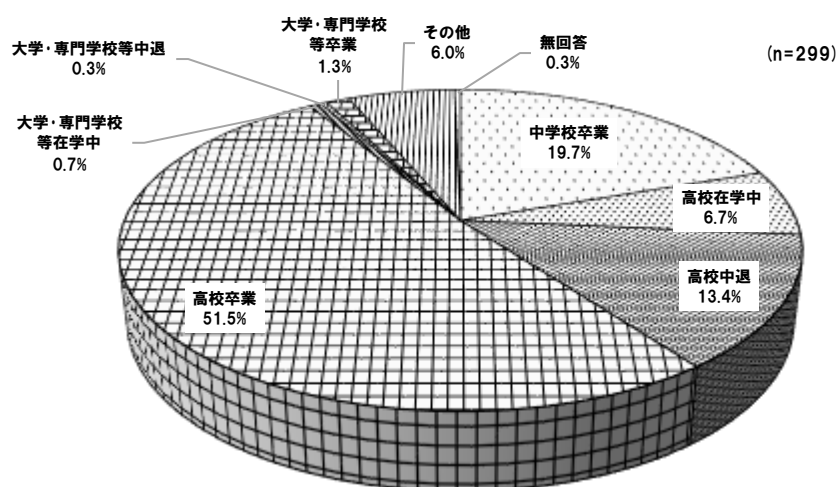
図表 75 施設等への入所期間



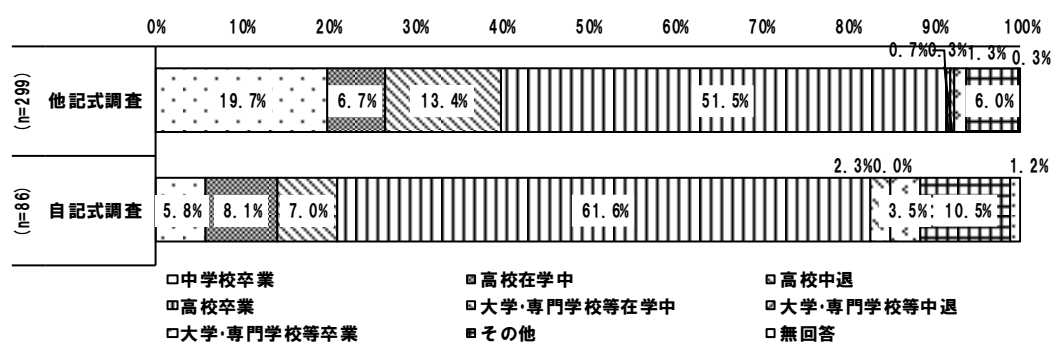
vi. 措置解除時の学歴

措置解除時の学歴は「高校卒業」が51.5%、「中学校卒業」が19.7%、「高校中退」が13.4%の順で多かった。

図表 76 措置解除時の学歴



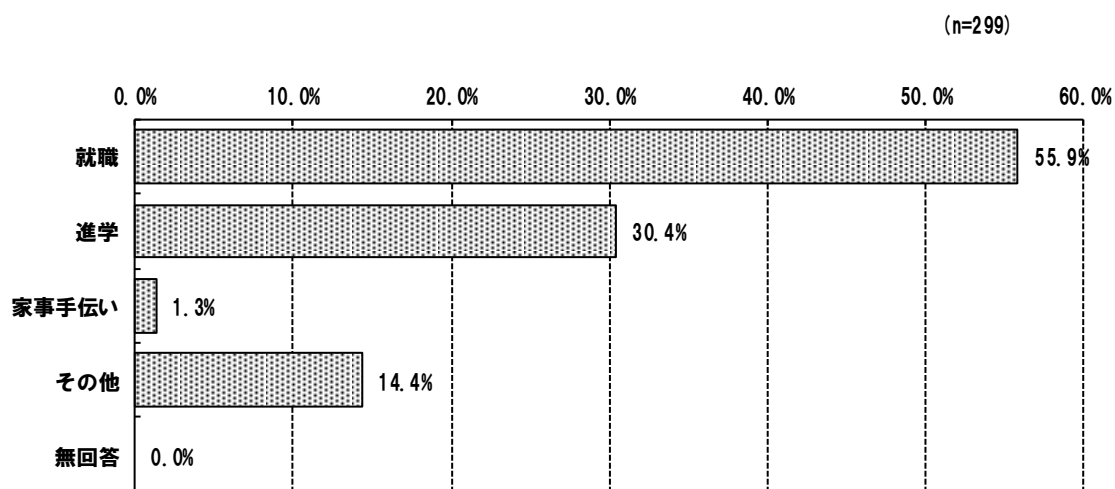
【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の学歴



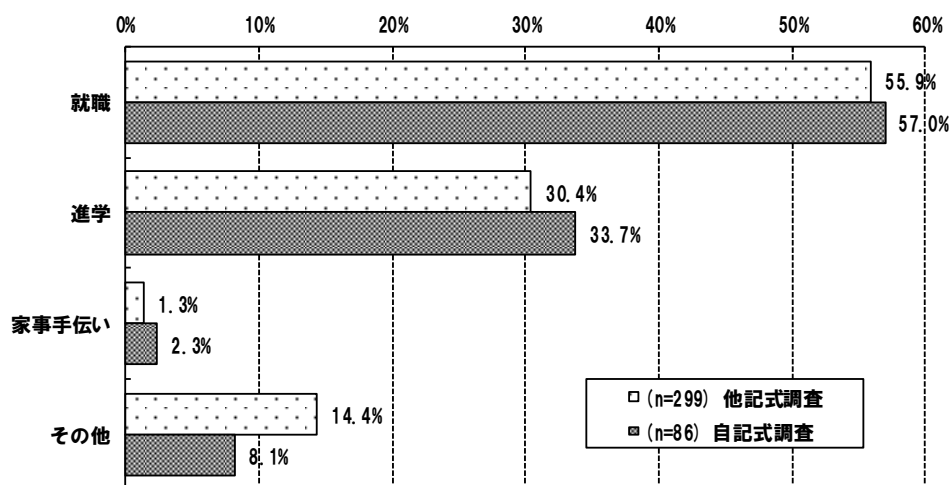
vii. 措置解除時の進路

措置解除時の進路は、「就職」が55.9%、「進学」が30.4%、「家事手伝い」が1.3%であった。

図表 77 措置解除時の進路（複数回答）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の進路（複数回答）

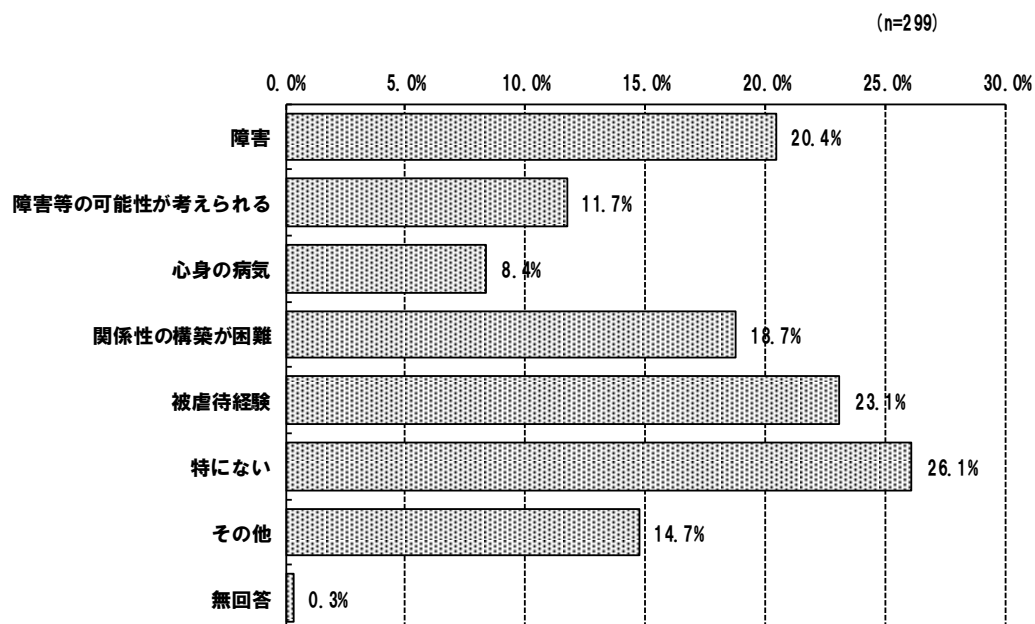


3) 措置解除時の困難

i. 措置中の課題

措置中の課題は、「特にない」が 26.1%、「被虐待経験」が 23.1%、「障害」が 20.4%、「関係性の構築が困難」が 18.7%の順で多かった。

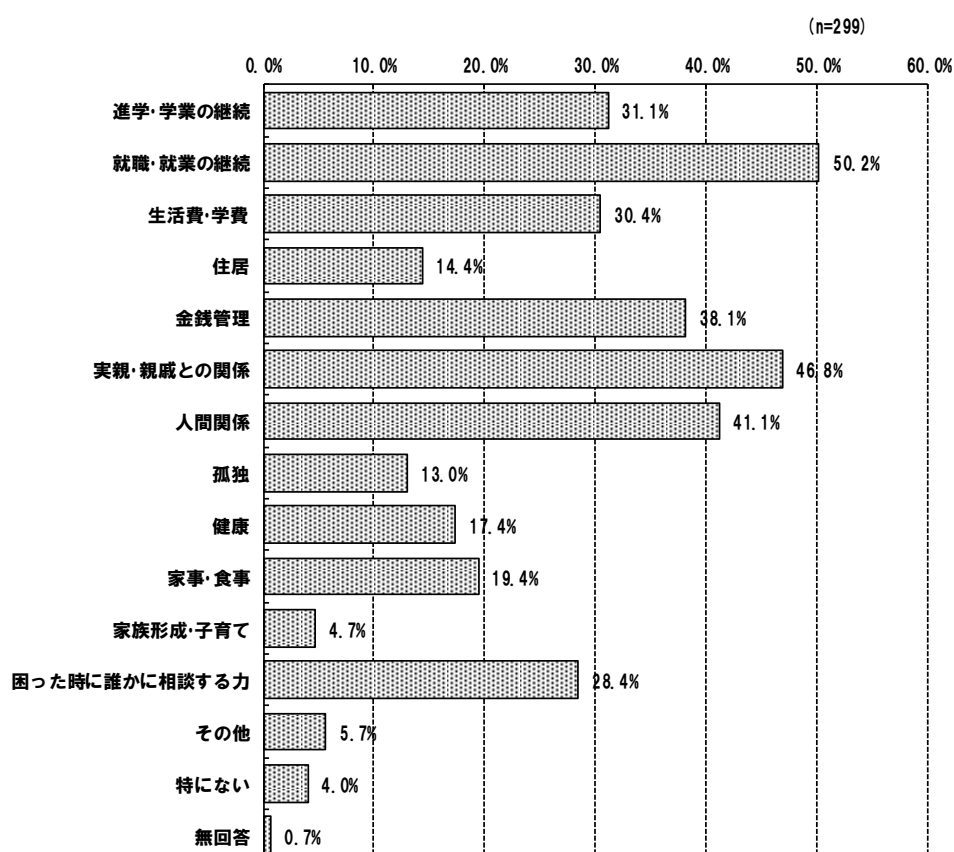
図表 78 措置中の支援における課題（複数回答）



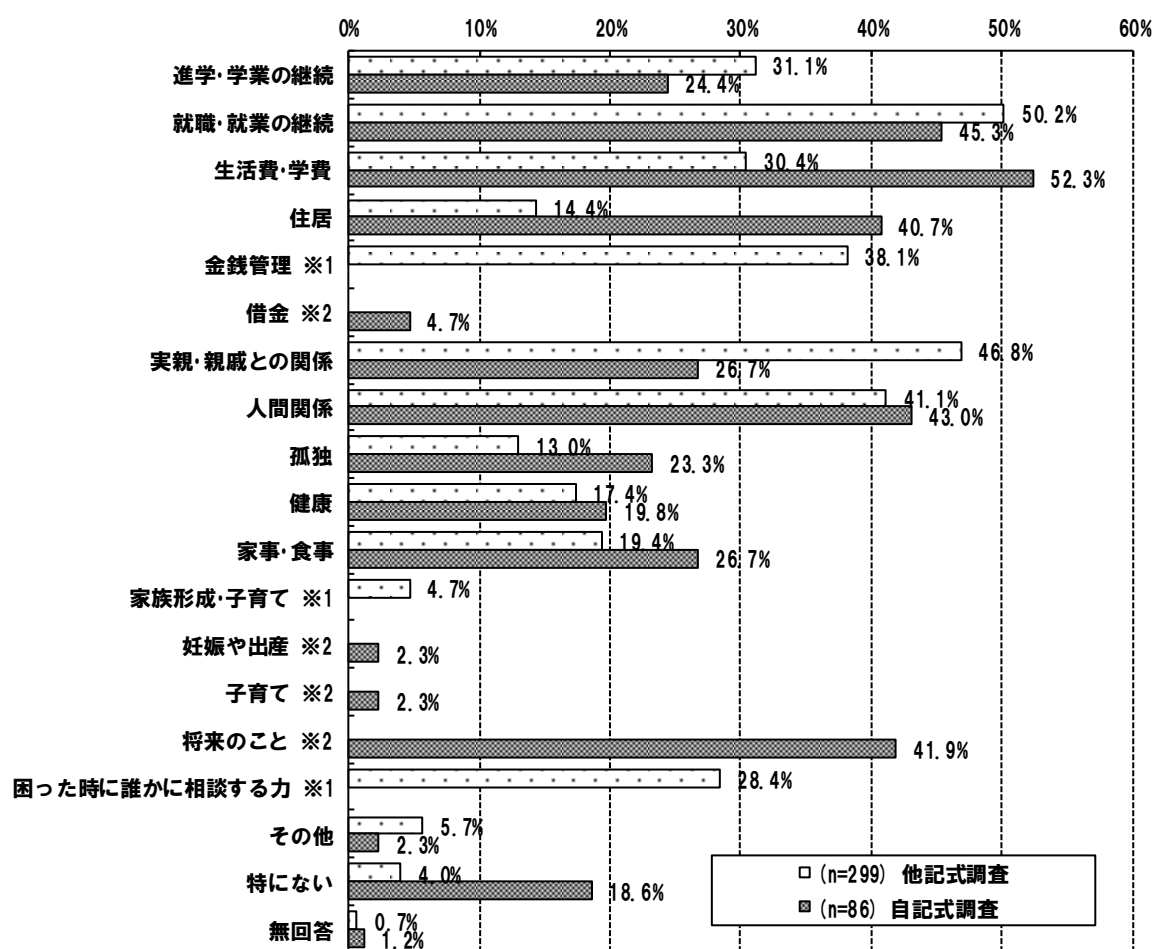
ii. 措置解除時の困難

措置解除時の困難は、「就職・就業の継続」が 50.2%、「実親・親戚との関係」が 46.8%、「人間関係」が 41.1%の順で多かった。

図表 79 措置解除時の困難（複数回答）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の困難（複数回答）



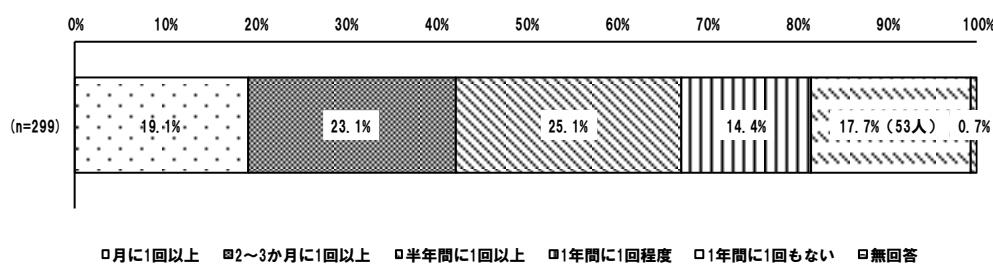
（注）「※1」は他記式調査のみ設けている選択肢、「※2」は自記式調査のみ設けている選択肢である。

4) 措置解除者後の施設等とのつながり

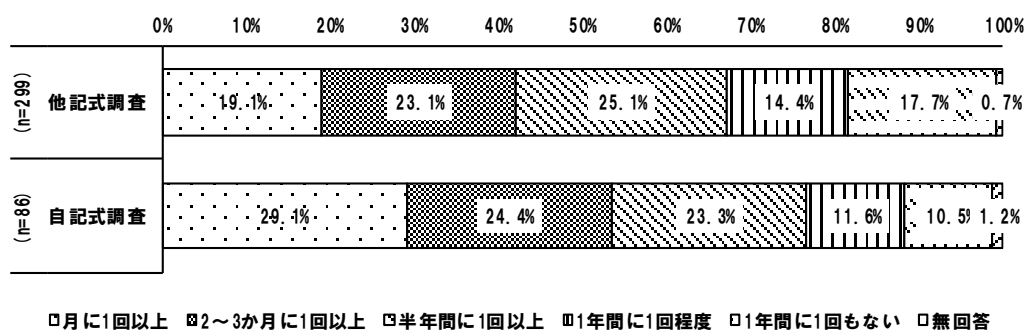
i. 交流状況

この1年間の措置解除者との交流状況は、「月に1回以上」から「1年に1回もない」まで幅広く分布していた。

図表 80 この1年間の措置解除者との交流状況



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】 この1年間の措置解除者と施設等の交流状況

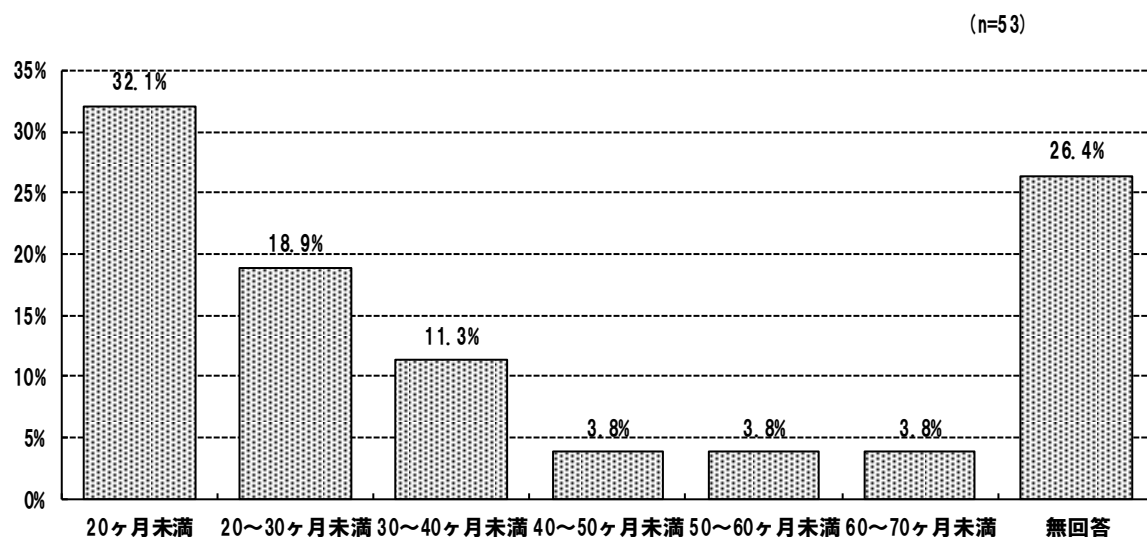


ii. 直近の連絡時期

(a) 直接の連絡

1年に1回も交流がない人について、直近で直接連絡が取れた時期は、以下のとおりであった。

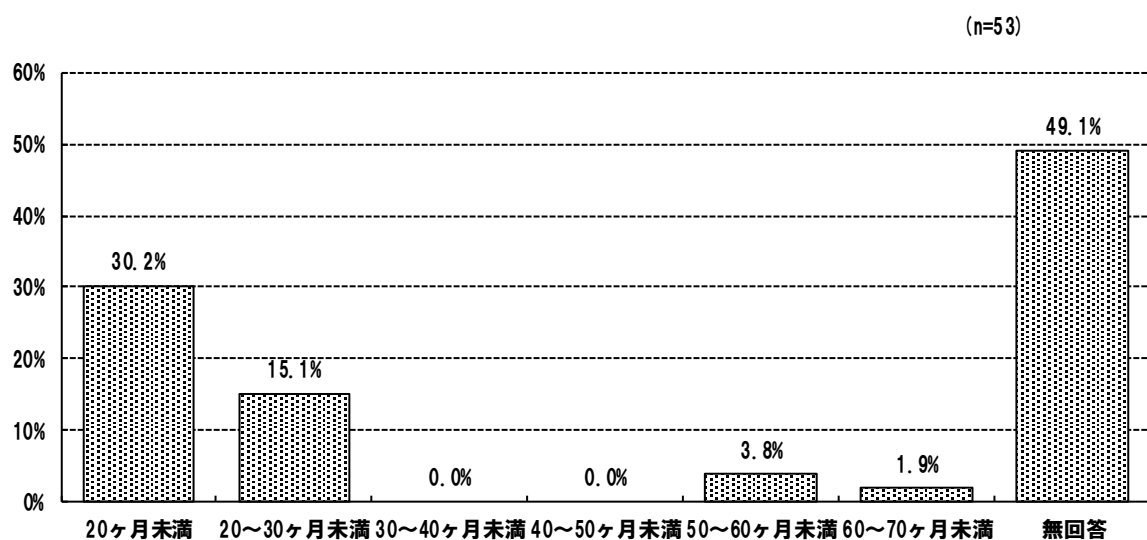
図表 81 直近で直接連絡が取れた時期（1年に1回も交流がない人）



(b) 間接的な状況確認

1年に1回も交流がない人について、直近で間接的に状況確認ができた時期は、以下のとおりであった。

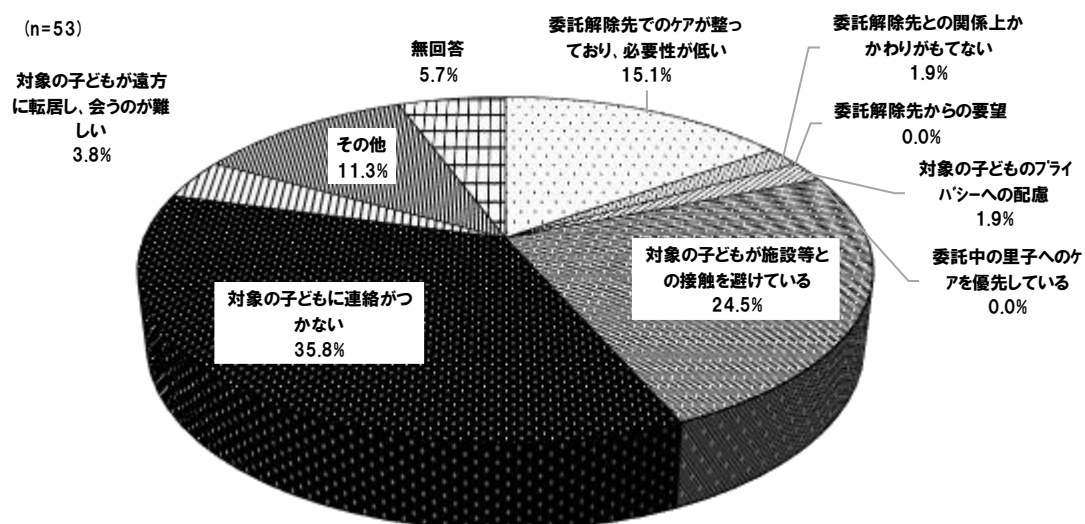
図表 82 直近で間接的に状況確認ができた時期（1年に1回も交流がない人）



iii. 交流のない理由

措置解除者との交流がない理由は、「対象の子どもに連絡がつかない」が 35.8%、「対象の子どもが施設等との接触を避けている」が 24.5%、「委託解除先でのケアが整っており、必要性が低い」が 15.1%の順で多かった。

図表 83 措置解除者との交流がない理由

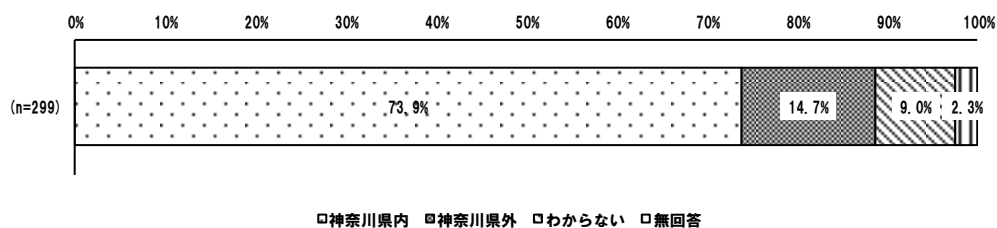


5) 養育者が把握している措置解除者の生活状況（2018 年 10 月 1 日以降の直近）

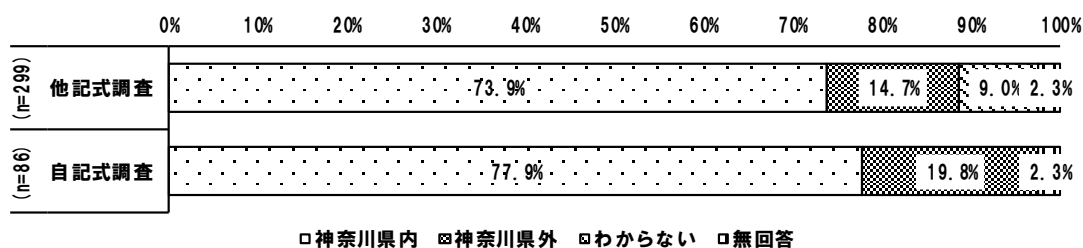
i. 現在の居所

現在の住所は、「神奈川県内」が 73.9%、「神奈川県外」が 14.7%であった。

図表 84 措置解除者の現在の居所（2018 年 10 月 1 日以降の直近）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除者の現在の居所



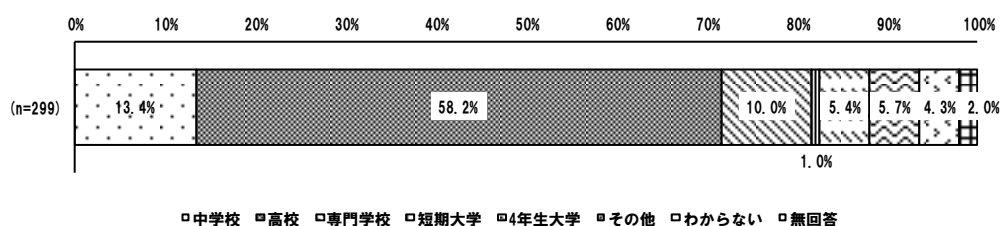
(注)「わからない」の選択肢は他記式調査のみ設けている。

ii. 最終学歴

(a) 学校の種類

最後に通った学校は、「高校」が58.2%で最も多かった。

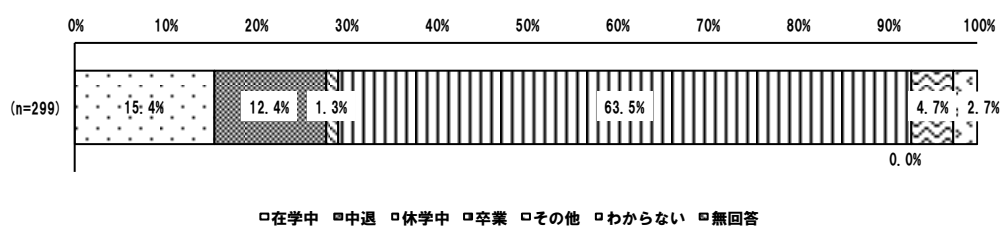
図表 85 最後に通った学校（2018年10月1日以降の直近）



(b) 卒業等の有無

最後に通った学校の卒業等の有無は、「卒業」が63.5%で最も多かった。

図表 86 最後に通った学校の卒業等の有無（2018年10月1日以降の直近）

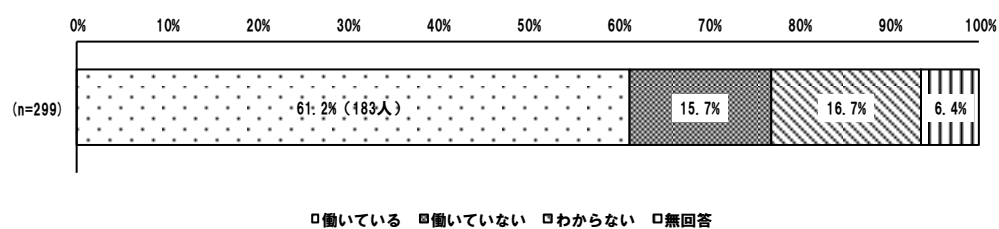


iii. 就労状況

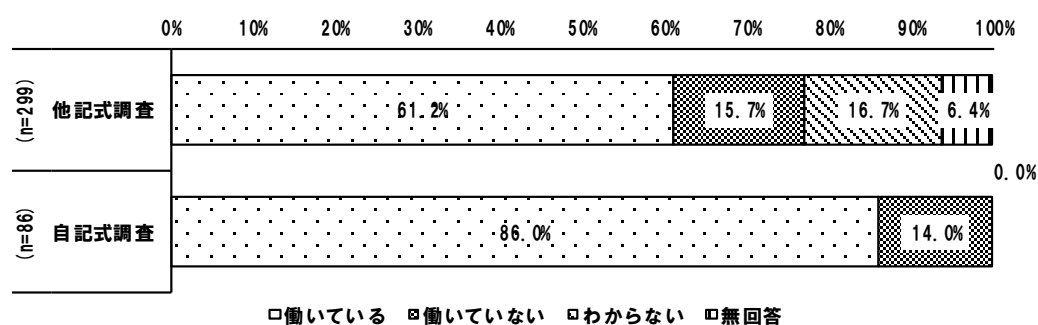
(a) 就労の有無

就労は、「働いている」が61.2%で最も多かった。

図表 87 就労の有無（2018年10月1日以降の直近）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】就労の有無

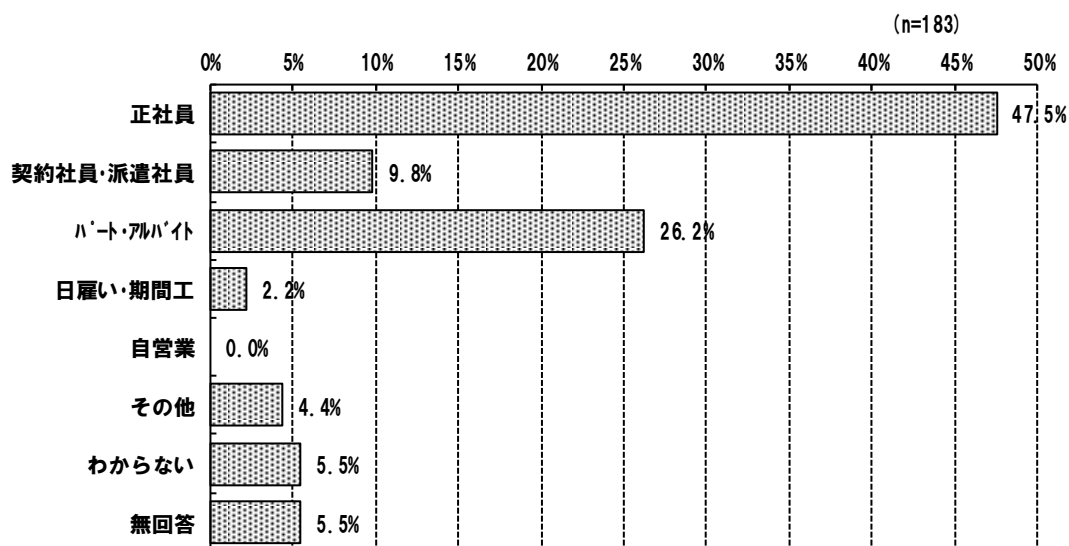


(注)「わからない」の選択肢は他記式調査のみ設けている。

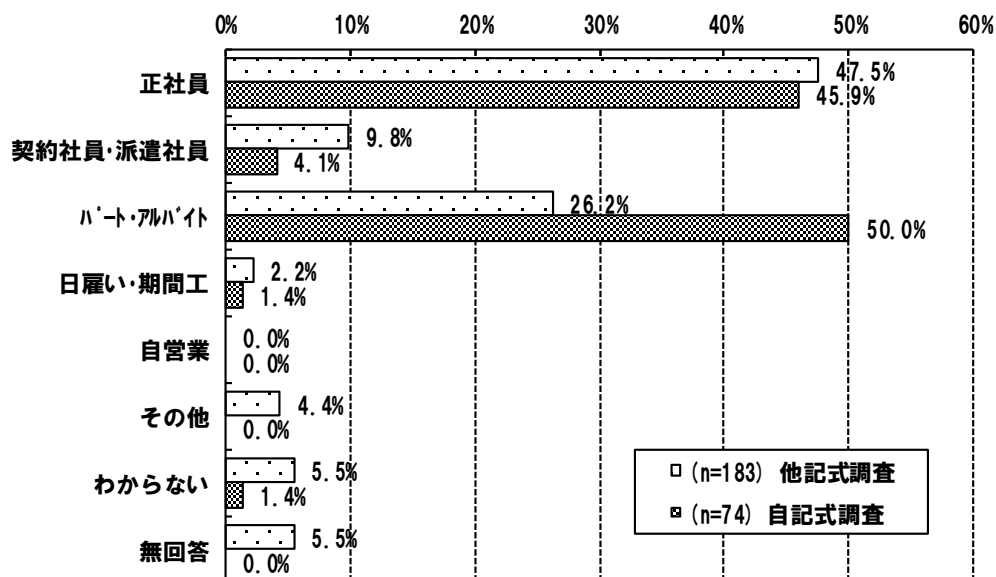
(b) 雇用形態

就労している措置解除者の雇用形態は、「正社員」が47.5%で最も多かった。また、「契約社員・派遣社員」、「パート・アルバイト」、「日雇い・期間工」を合わせると、38.2%であった。

図表 88 就労している措置解除者の雇用形態（複数回答、2018 年 10 月 1 日以降の直近）



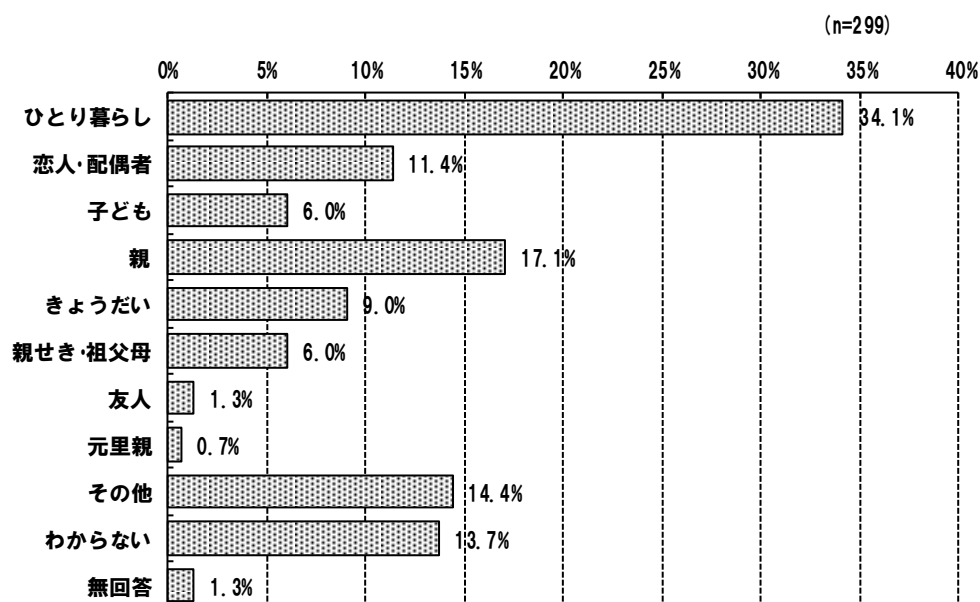
【参考：他記式調査と自記式調査の比較】就労している措置解除者の雇用形態



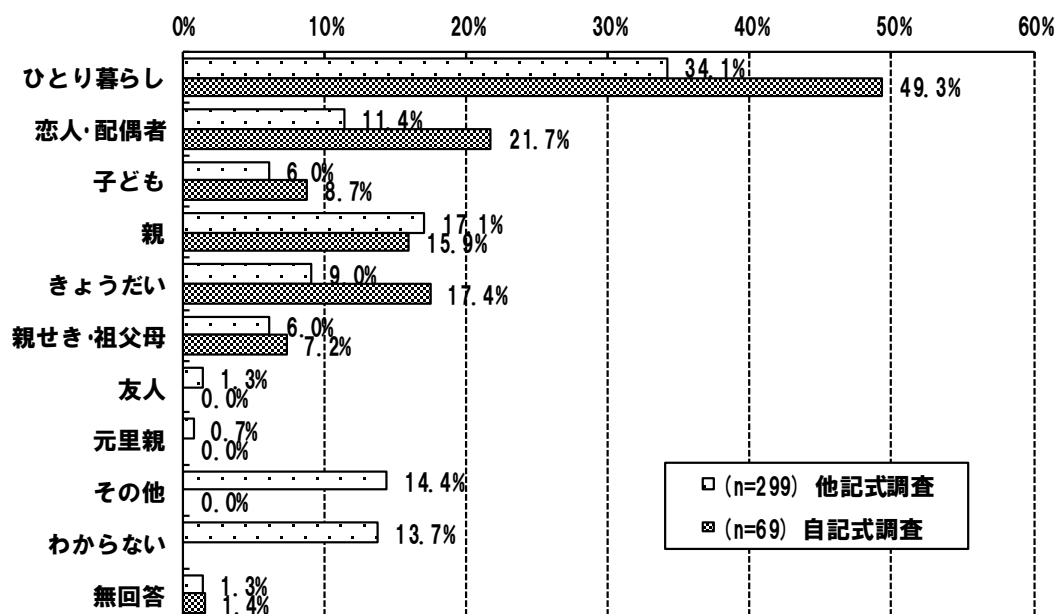
iv. 同居者

同居者については、「ひとり暮らし」が34.1%、「親」が17.1%の順で多かった。

図表 89 同居者（複数回答、2018年10月1日以降の直近）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】同居者

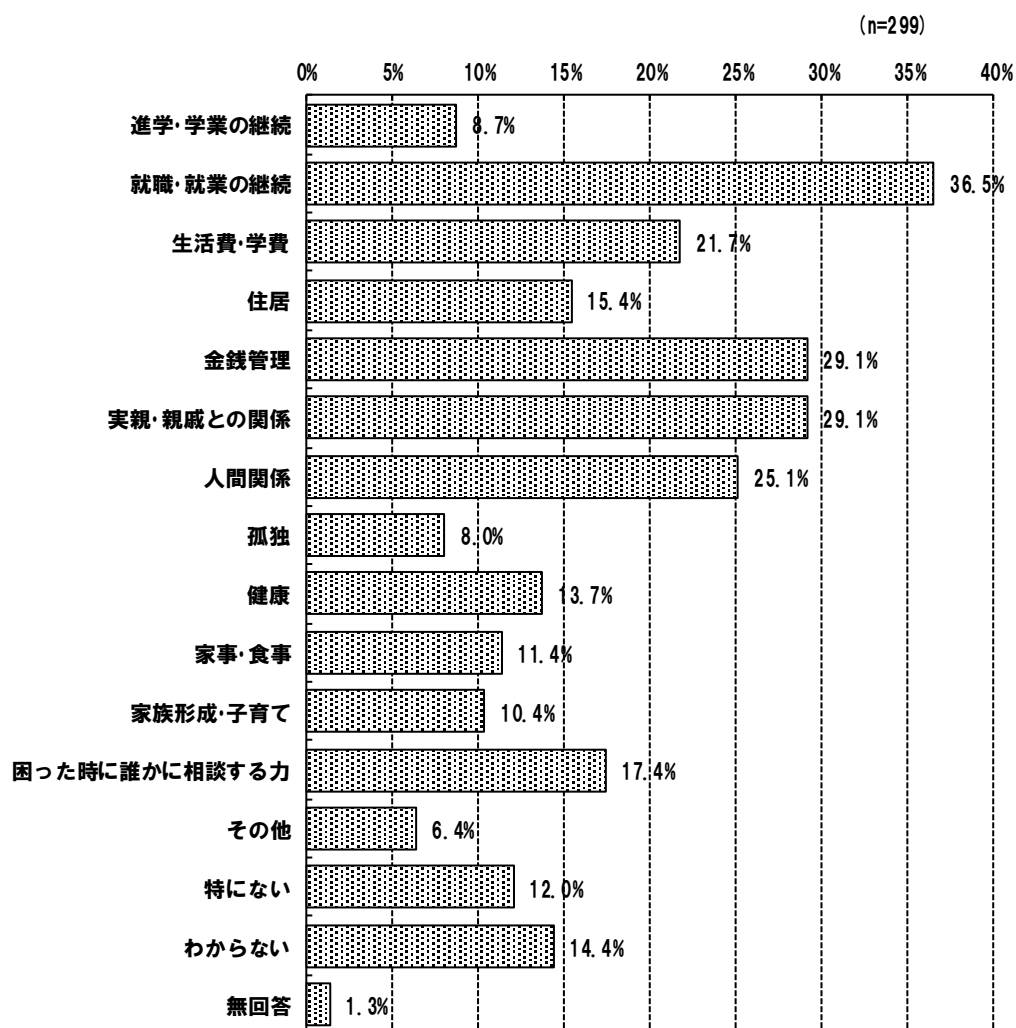


(注) 「わからない」の選択肢は他記式調査のみ設けている。自記式調査では、現在の居住場所が、「民間賃貸住宅」「公的賃貸住宅」「持ち家」「親・親せき・祖父母・きょうだいの家」「友人の家」「交際中の人の家」の人 (n=69) に尋ねた。

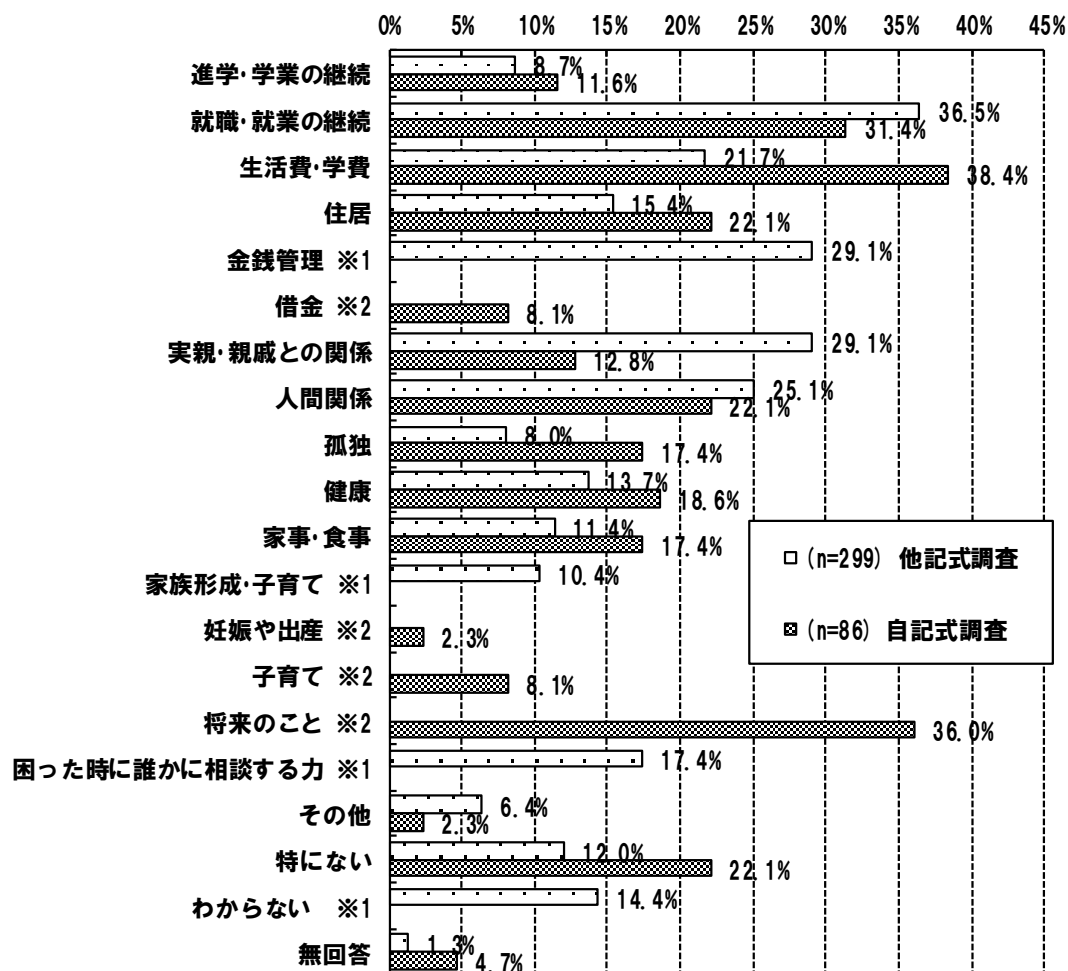
v. 現在直面している困難

措置解除者が現在直面している困難は、「就職・就業の継続」が36.5%、「金銭管理」及び「実親・親戚との関係」が29.1%、「人間関係」が25.1%の順で多かった。

図表 90 措置解除者が現在直面している困難（複数回答）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除者が現在直面している困難
(複数回答)



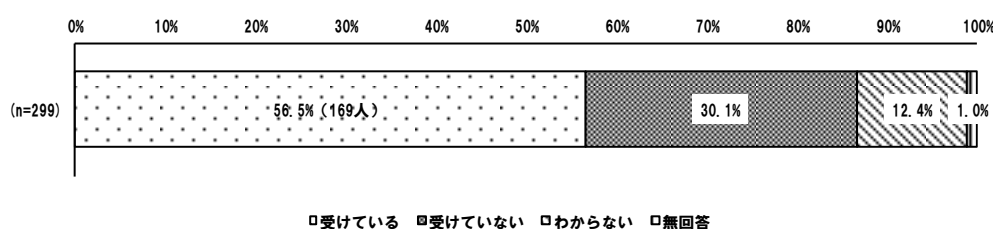
(注)「※1」は他記式調査のみ設けている選択肢、「※2」は自記式調査のみ設けている選択肢である。

6) アフターケア等の利用状況

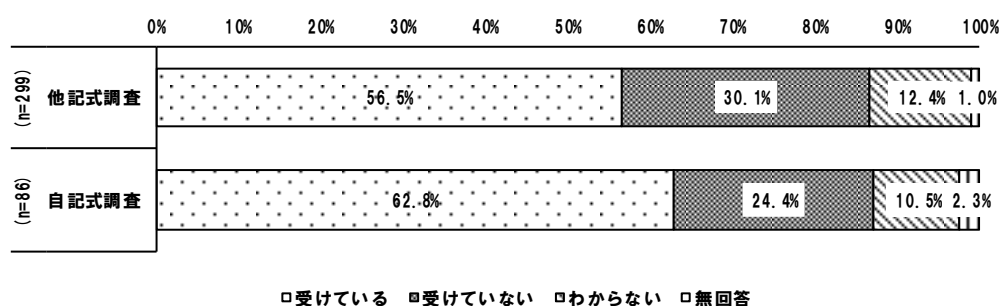
i. アフターケア等の利用状況

措置解除者のアフターケア等の利用状況は、「受けている」が56.5%であった。

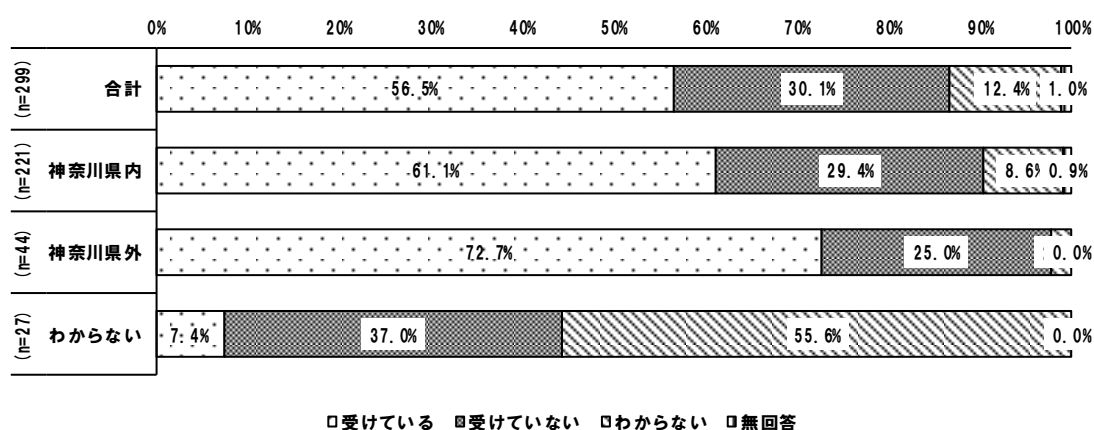
図表 91 措置解除者のアフターケア等の利用状況



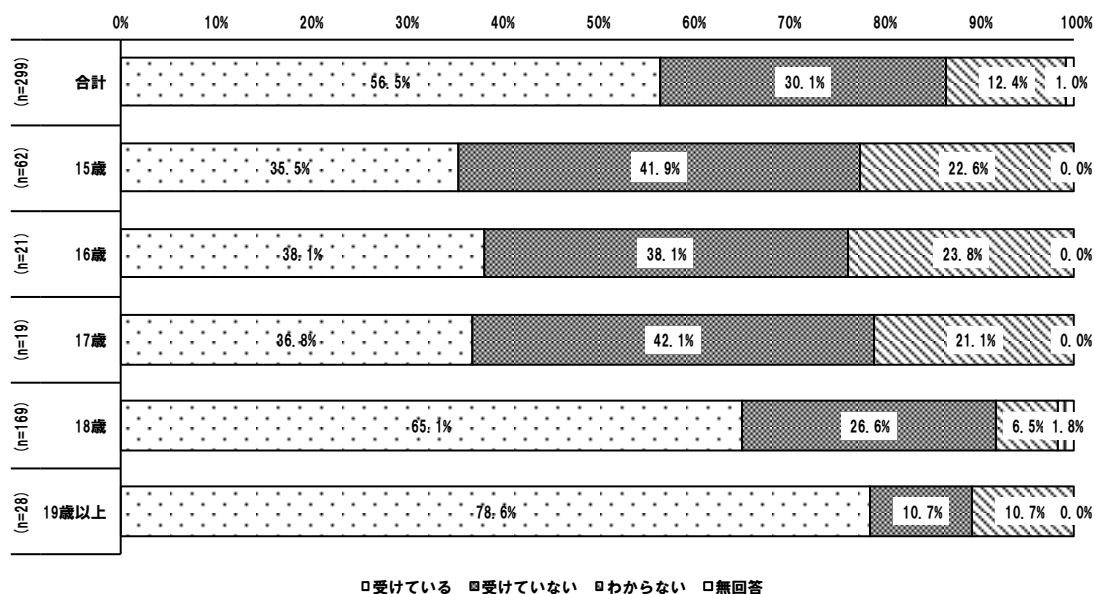
【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除者のアフターケア等の利用状況



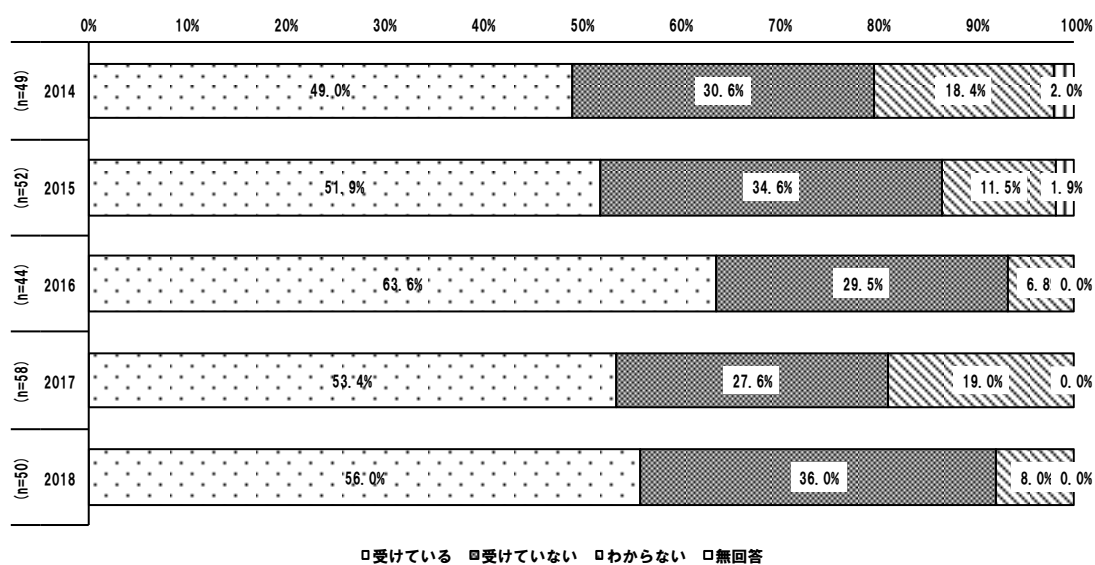
図表 92 措置解除者のアフターケア等の利用状況（居住地別）



図表 93 措置解除者のアフターケア等の利用状況（措置解除時の年齢別）



図表 94 措置解除者のアフターケア等の利用状況（措置解除年度別）



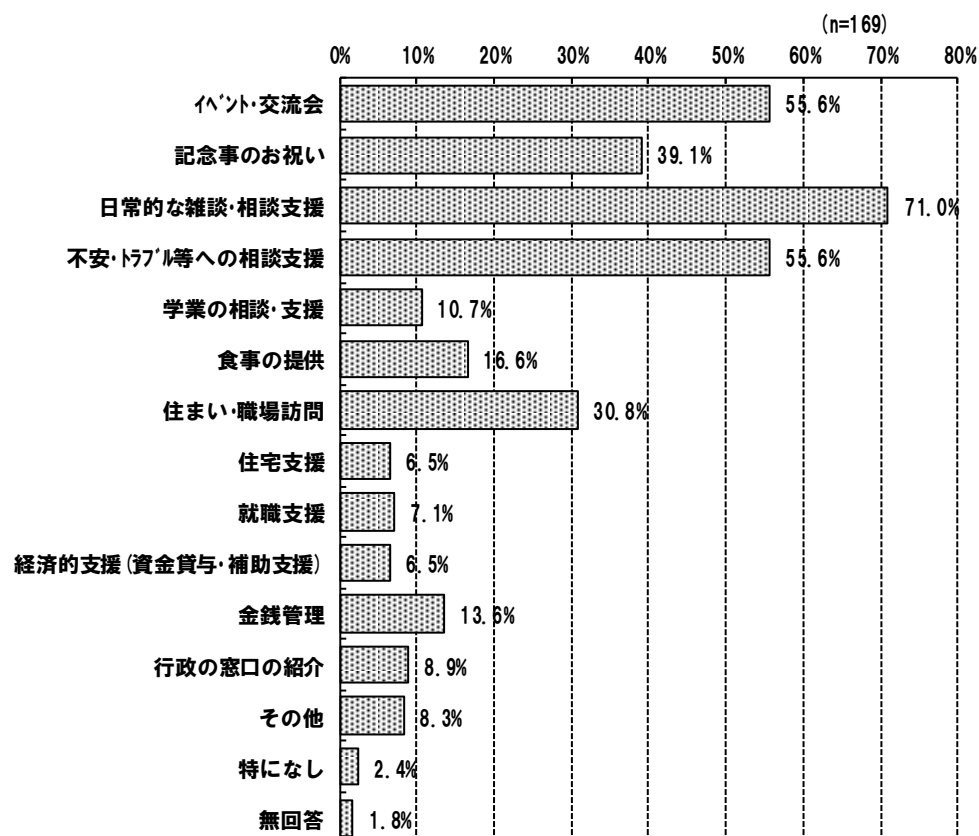
（注）2013 年度、2019 年度に措置解除となった人は、一部の施設のみの発送のため集計対象外とした。

ii. 利用しているアフターケア等

(a) 施設等が提供するアフターケア

施設が提供するアフターケアの利用状況は、「日常的な雑談・相談支援」が71.0%、「イベント・交流会」及び「不安・トラブル等への相談支援」が55.6%の順で多かった。

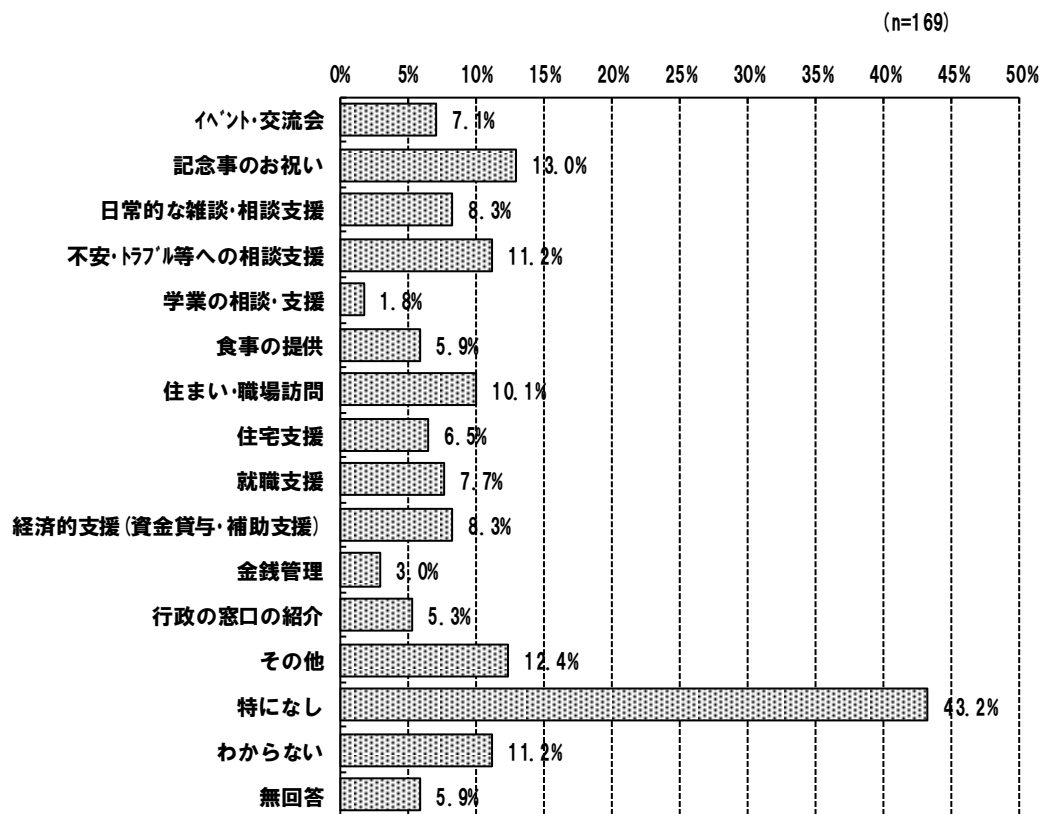
図表 95 施設等が提供するアフターケアの利用状況（複数回答）



(b) 自治体等が提供するサービス

自治体等が提供するサービスの利用状況は、「特になし」が43.2%で最も多く、続いて「記念事のお祝い」が13.0%の順で多かった。

図表 96 自治体等が提供するサービスの利用状況（複数回答）

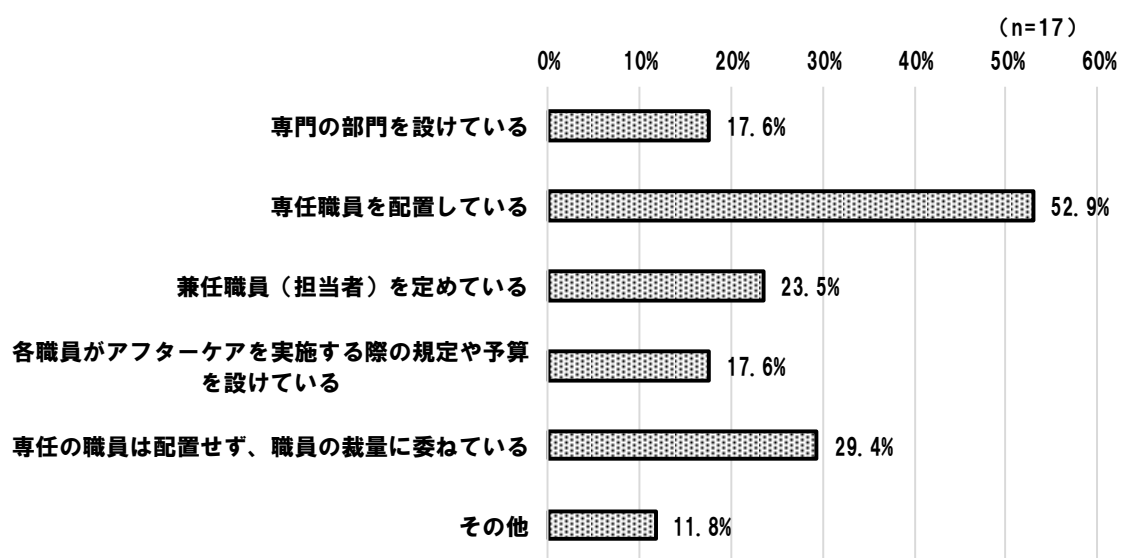


② 施設票

1) アフターケアの実施体制

アフターケアの実施体制は、「専任職員を配置している」が 52.9%で最も多く、続いて「専任の職員は配置せず、職員の裁量に委ねている」が 29.4%、「兼任職員（担当者）を定めている」が 23.5%の順で多かった。

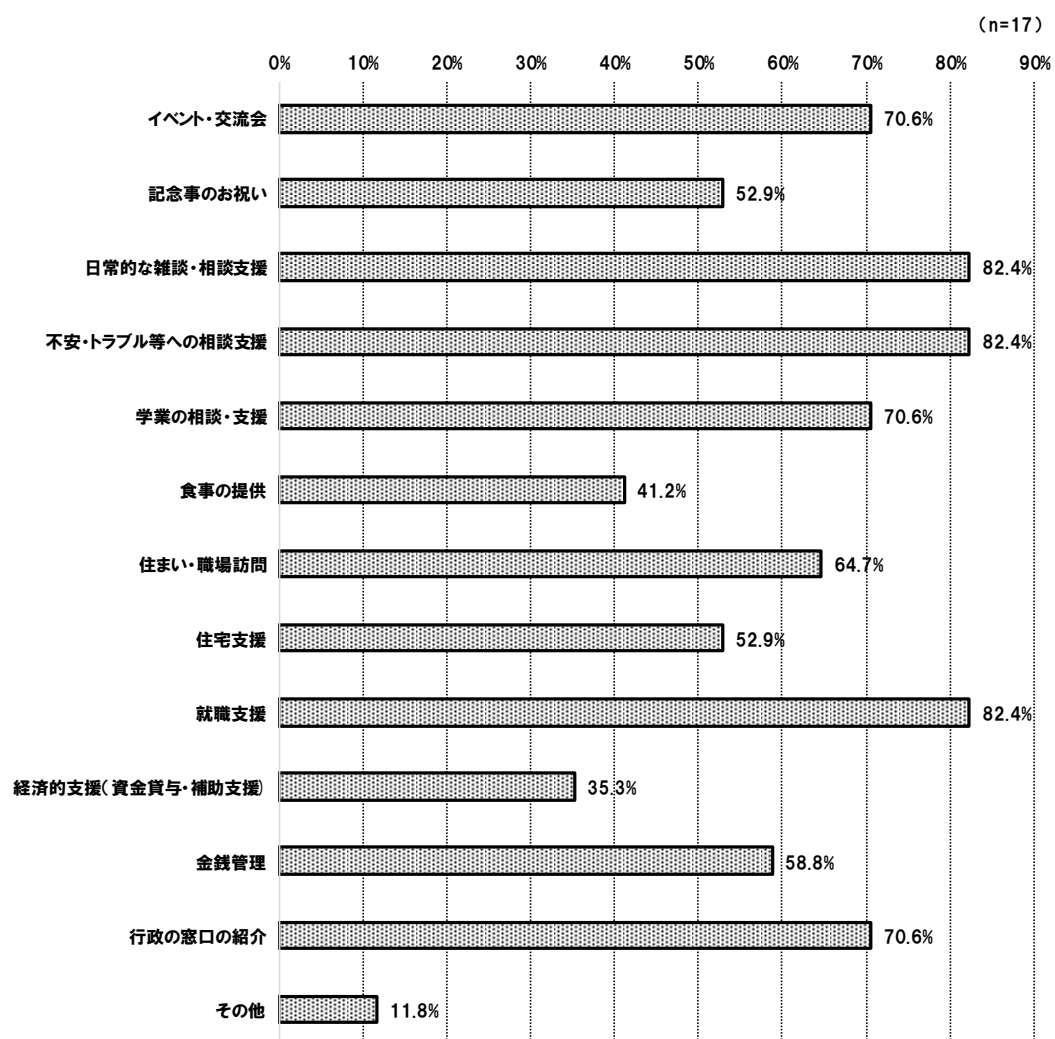
図表 97 アフターケアの実施体制



2) アフターケア等の取組内容

アフターケア等の取組内容は、「日常的な雑談・相談支援」、「不安・トラブル等への相談支援」、「就職支援」がいずれも 82.4% で最も多かった。

図表 98 アフターケア等の取組内容



IV. 鳥取県 調査結果

1. 調査実施プロセス

措置解除後に家庭からの支援が望めない人たちに対して、社会的養護中にどのような支援が必要か（インケアの課題と改善方策）、自立後に困ったこと等（アフターケアの課題と改善方策）などを、調査を通じて把握することが期待されていた。

鳥取県では、児童養護施設協議会の構成施設に調査趣旨について事前に説明した上で、鳥取県及び本調査研究事務局が協議会において具体的な調査実施方法を説明し、意見交換を実施した。

協議会では、調査概要についてご了承いただき、各施設から調査対象者へ個別に一報をしていただいた上で、調査票を発送していただいた。なお、協議会の出席者からは、自記式調査では調査対象者から施設職員へ「自分たちが答えて、その後どうなるのか、この結果は何に役立てられるのか」といった質問がよく寄せられることから、調査趣旨や調査結果の活用方法を明確にするよう要望があった。

2. 自記式調査の結果

(1) 調査対象

平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月に中学卒業以上で措置解除となった人
－児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム

(2) 調査方法

養育者（施設）経由で調査票を郵送で送付し、郵送回収またはウェブサイトで回答を受け付けることとした。回答に際しては対象者の利便性を考慮し、紙の調査票による回答とウェブサイト（スマートフォン対応）による回答を選択可能とした。また、紙の調査票を各施設から対象者へ転送していただくとともに、対象者へメールや SNS 等で連絡可能な場合はウェブサイトの URL を告知していただいた。

(3) 実施時期

2019 年 10 月 28 日～12 月 11 日に実施した。

なお、期間中、鳥取県県家庭支援課より各施設に督促を依頼した。

(4) 回収結果

対象者 156 人に対して、発送数（他記式調査において養育者が調査票を発送したと回答した件数の合計）は 102 件（65.4%）だった。

回答数は紙での回答が 32 件（対象者数に対し 31.4%）、ウェブでの回答が 20 件（同 19.6%）であり、紙とウェブによる合計の有効回答数は 52 件（有効回答率 51.0%）だった。

図表 99 鳥取県自記式調査の回収結果

①対象者数	②発送数※ (発送率:②/①)	③紙での回答数 (回答率:③/②)	④ウェブでの回答数 (回答率:④/②)	⑤有効回答数 (有効回答率:⑤/②)	⑥捕捉率 (⑤/①)
156	102 (65.4%)	32 (31.4%)	20 (19.6%)	52 (51.0%)	33.3%

※他記式調査の回答結果（10 施設中 10 施設が回答）より

(5) 調査結果

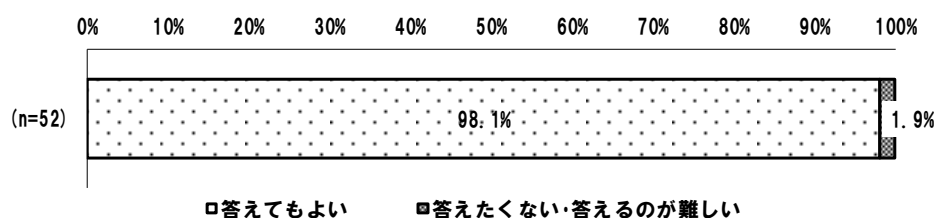
①調査への同意

1) 回答意向

アンケートへの回答意向は、「答えてもよい」が 98.1%、「答えたくない・答えるのが難しい」が 1.9%（1 件）であった。

回答したくない理由・難しい理由は、「量が多すぎる」だった。

図表 100 アンケートへの回答意向



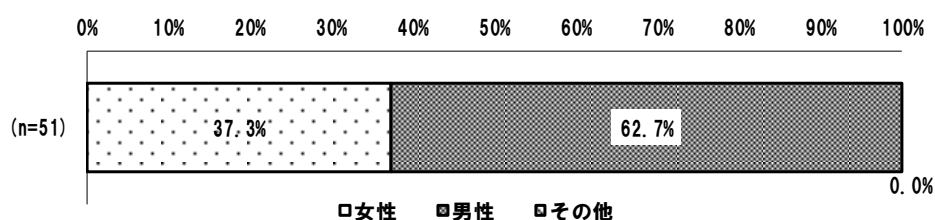
②基本情報

1) 個人属性

i. 性別

性別は、「女性」が 37.3%、「男性」が 62.7%であった。

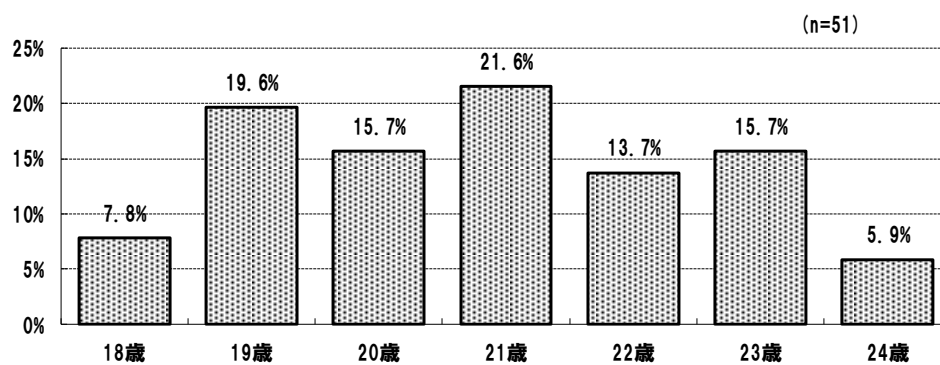
図表 101 性別



ii. 年齢

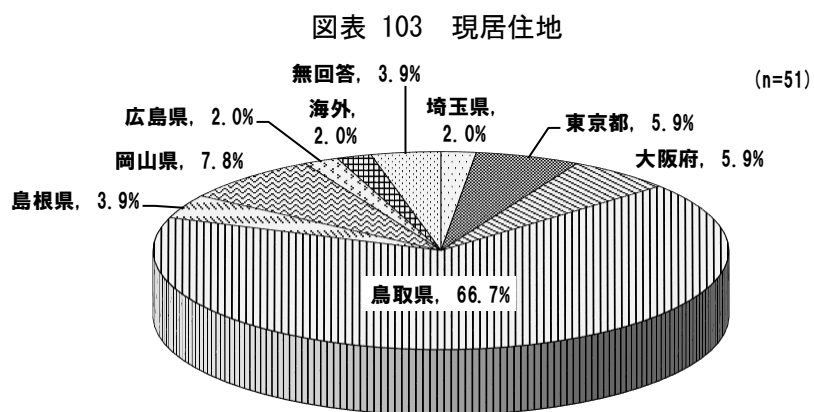
現在の年齢は、「21 歳」が 21.6%で最も高かった。

図表 102 年齢



iii. 現居住地

現居住地は、「鳥取県」が 66.7%を占め、続いて「岡山県」が 7.8%であった。

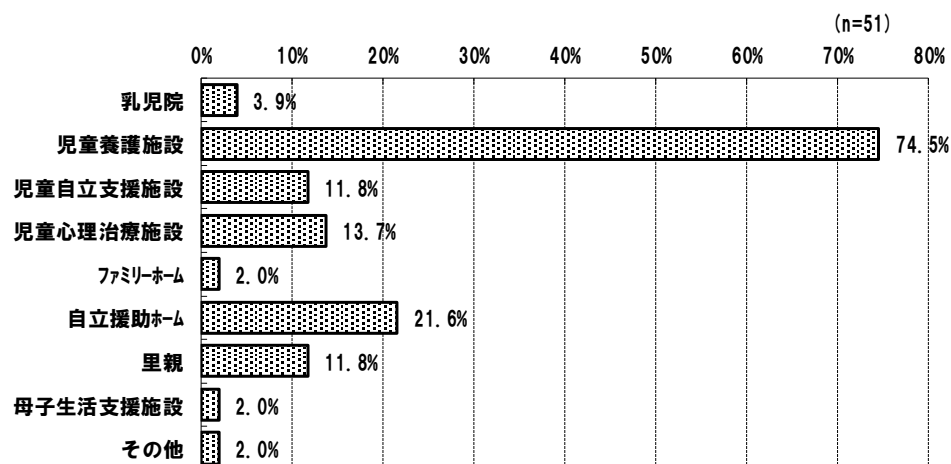


2) 社会的養護の経験

i. 利用経験のある施設等

利用経験のある施設等は、「児童養護施設」が74.5%で最も高く、続いて「自立援助ホーム」が21.6%であった。

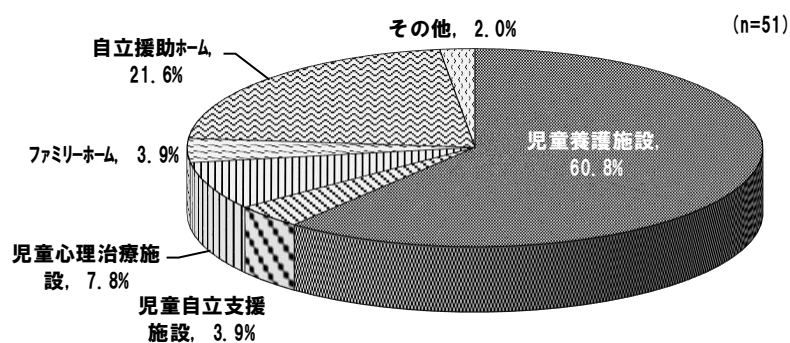
図表 104 利用経験のある施設等（複数回答）



ii. 最後に利用していた施設等

最後に利用していた施設等は、「児童養護施設」が60.8%、「自立援助ホーム」が21.6%などとなった。

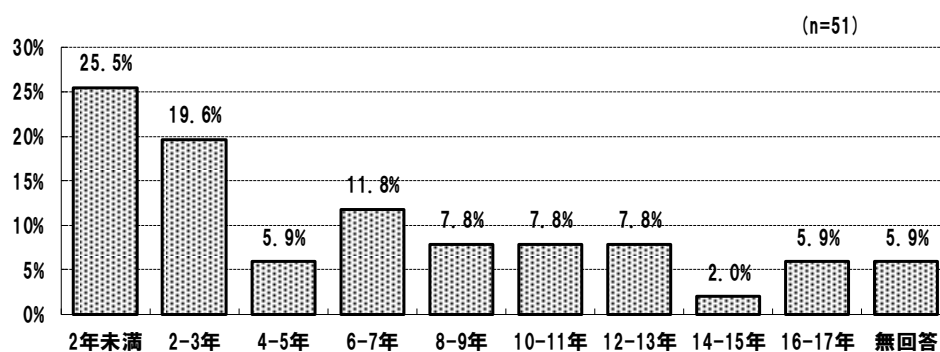
図表 105 最後に利用していた施設等



iii. 最後に利用していた施設等で過ごした期間(年換算)

最後に利用していた施設等で過ごした期間は、「2年未満」が25.5%、「2～3年」が19.6%であった。

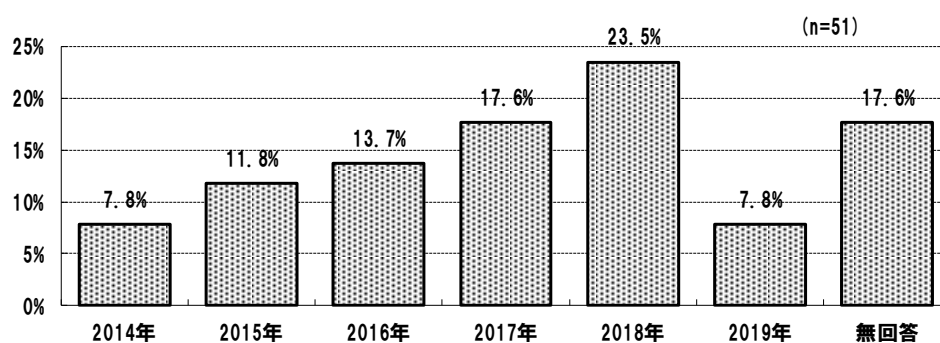
図表 106 最後に利用していた施設等で過ごした期間



iv. 施設等を退所した時期

施設等を退所した時期は「2018年」が23.5%と最も高く、次いで「2017年」が17.6%、「2016年」が13.7%であった。

図表 107 最後に利用していた施設等を退所した時期

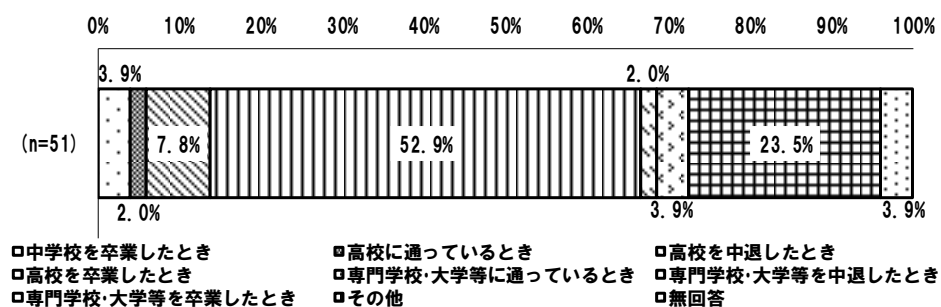


3) 退所直後の状況

i. 施設等を退所したタイミング

施設等を退所したタイミングは、「高校を卒業したとき」が 52.9% で最も高かった。また、「その他」も 23.5% と比較的高かった。

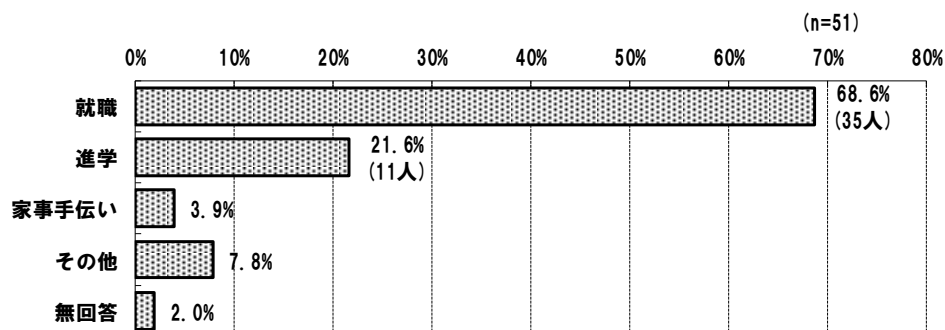
図表 108 最後に利用していた施設等を退所したタイミング



ii. 退所直後の進路

退所後の進路は、「就職」が 68.6% を占めた。「進学」は 21.6% であった。

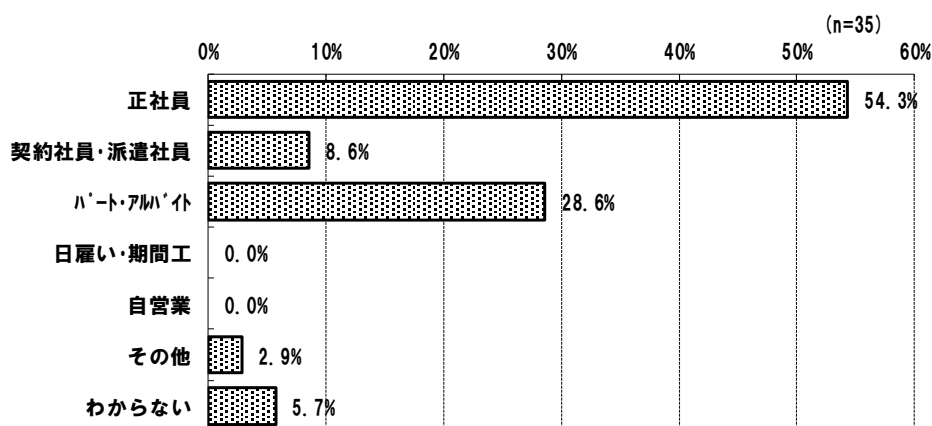
図表 109 退所直後の進路（複数回答）



iii. 退所直後の働き方

退所直後の進路が「就職」であった回答者の退所直後の働き方は、「正社員」が 54.3%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が 28.6%であった。

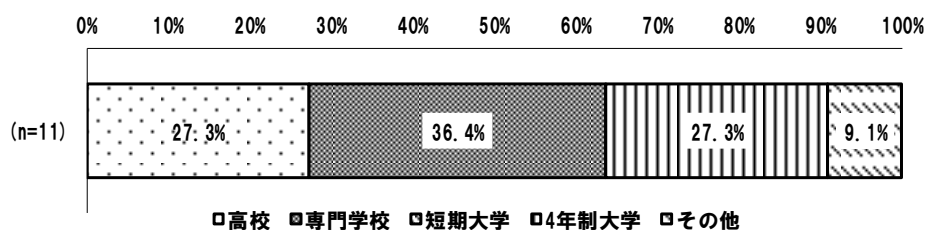
図表 110 退所直後の働き方（退職直後の進路が「就職」の人、複数回答）



iv. 退所直後の進学先

退所直後の進学先は、「専門学校」が 36.4%で最も高く、次いで「高校」と「4 年生大学」がそれぞれ 27.3%で続いた。

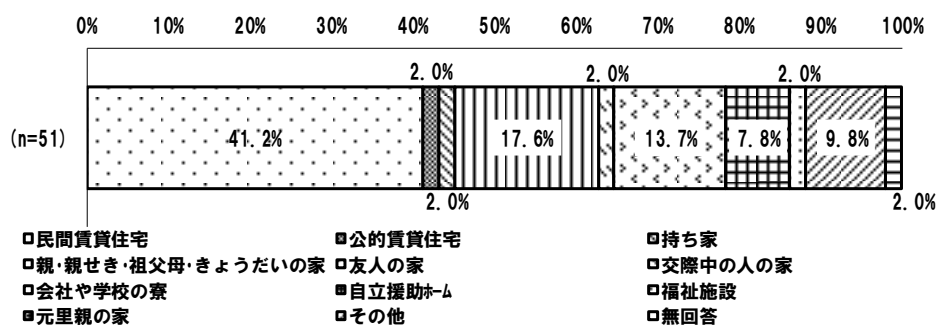
図表 111 退所直後の進学先（退職直後の進路が「進学」の人）



v. 退所直後の住まい

退所後の住まいは、「民間賃貸住宅」が41.2%で最も高く、「親・親せき・祖父母・きょうだいの家」が17.6%、「会社や学校の寮」が13.7%となった。

図表 112 退所直後の住まい



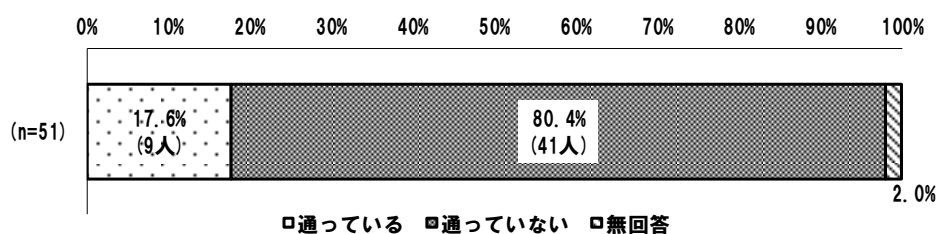
③現在の生活状況

1) 教育

i. 通学状況

通学状況は、「通っている」が17.6%、「通っていない」が80.4%であった。

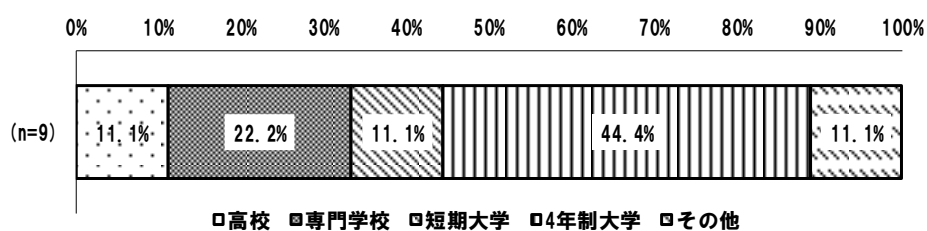
図表 113 通学状況



ii. 通学先

通学先は、「4年制の大学」が44.4%で最も高く、続いて「専門学校」が22.2%であった。

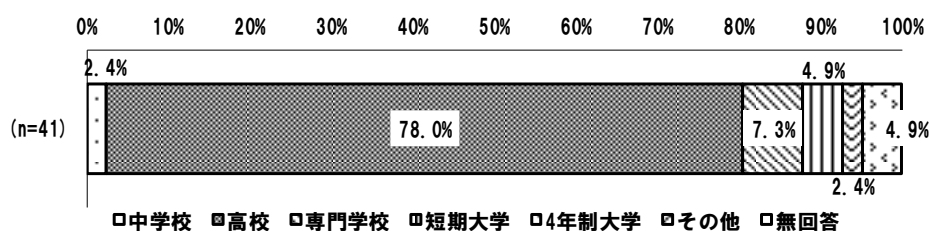
図表 114 通学先（学校に通っている人）



iii. 最後に通った学校

現在学校に通っていない人に、最後に通った学校を尋ねたところ、「高校」が78.0%を占めた。

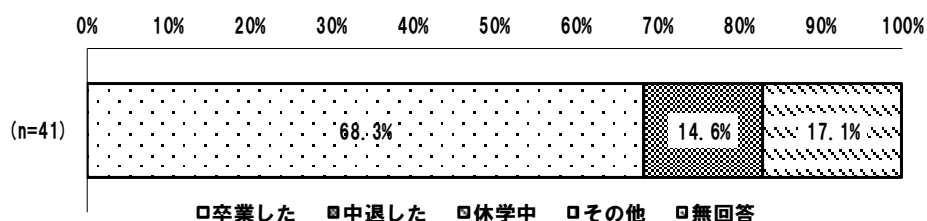
図表 115 最後に通った学校（学校に通っていない人）



iv. 最後に通った学校の卒業

最後に通った学校は、「卒業した」が68.3%で最も多かった。「中退した」は14.6%であった。

図表 116 最後に通った学校の卒業（学校に通っていない人）

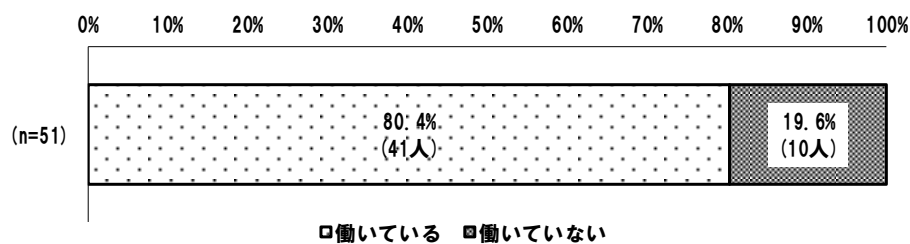


2) 就労

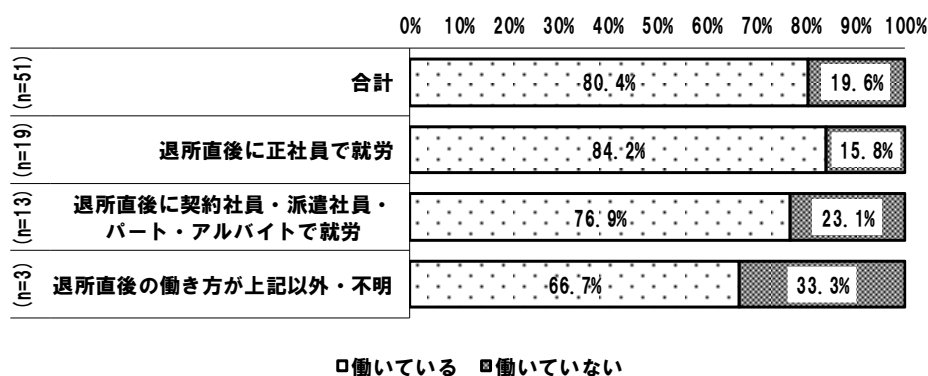
i. 就労状況

就労状況は、「働いている」が80.4%、「働いていない」が19.6%であった。

図表 117 就労状況

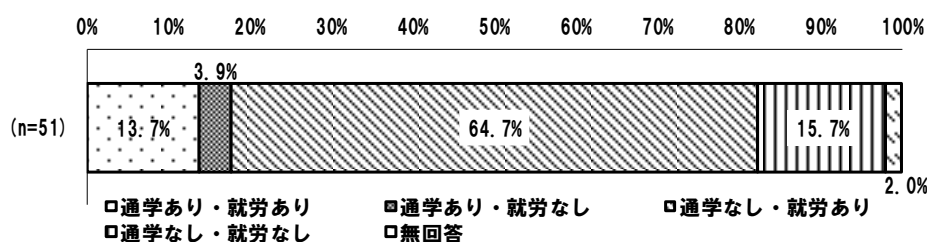


図表 118 就労状況（退所直後の進路が就職の人、退所直後の働き方別）



通学と就労の状況を併せてみると、「通学あり・就労あり」が 13.7%、「通学あり・就労なし」が 3.9%、「通学なし・就労あり」が 64.7%、「通学なし・就労なし」が 15.7%であった。

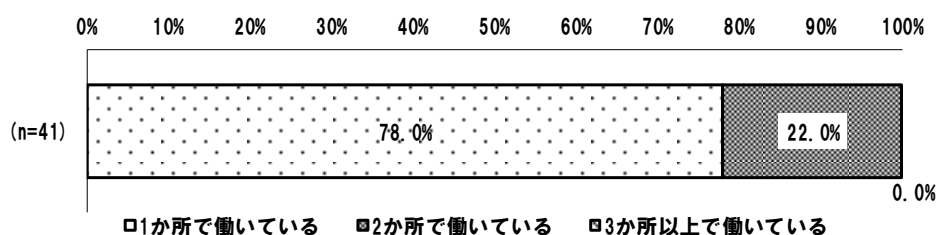
図表 119 通学と就労の状況



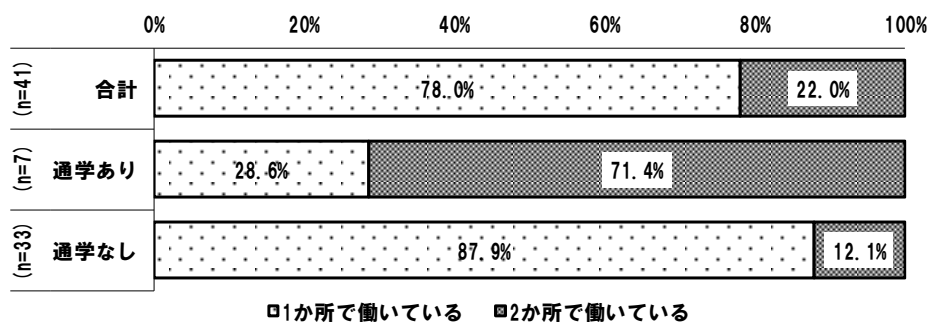
ii. 勤務先数

勤務先数は、「1 か所で働いている」が 78.0%、「2 か所で働いている」が 22.0%で、「3 か所以上で働いている」との回答はなかった（0.0%）。

図表 120 勤務先数（就労中の人）



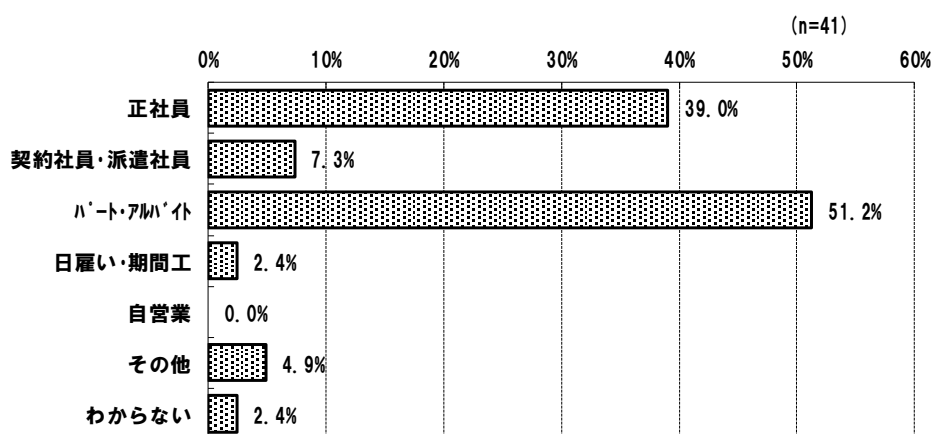
図表 121 勤務先数（就労中の人、通学の状況別）



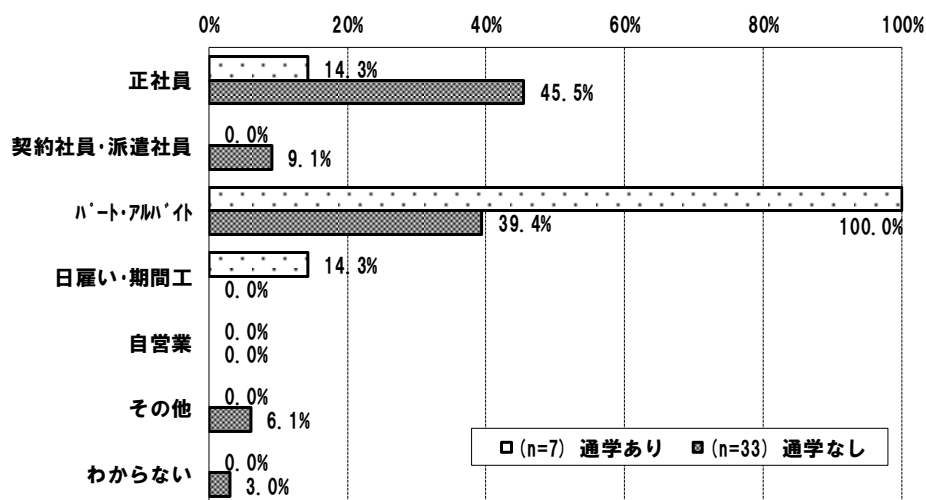
iii. 雇用形態

雇用形態は、「パート・アルバイト」が 51.2%、「正社員」が 39.0%であった。

図表 122 雇用形態（就労中の人、複数回答）



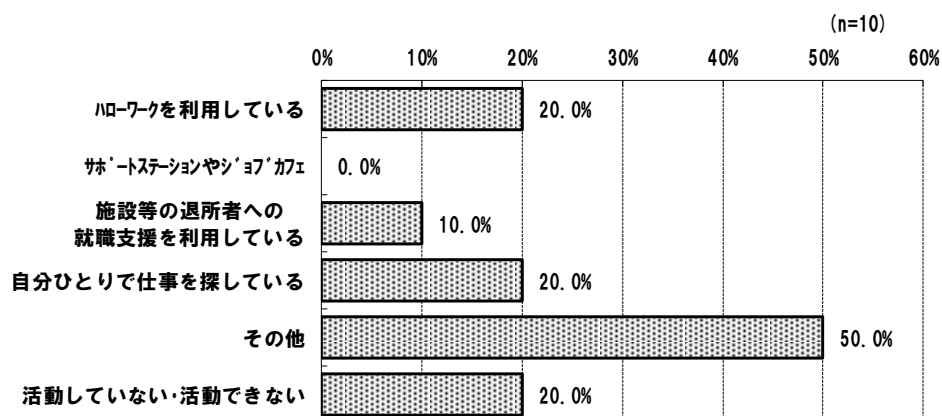
図表 123 雇用形態（就労中の人、複数回答、通学の状況別）



iv. 求職活動

就労をしていない人に、求職活動の状況を尋ねたところ、「その他」が50.0%であった。

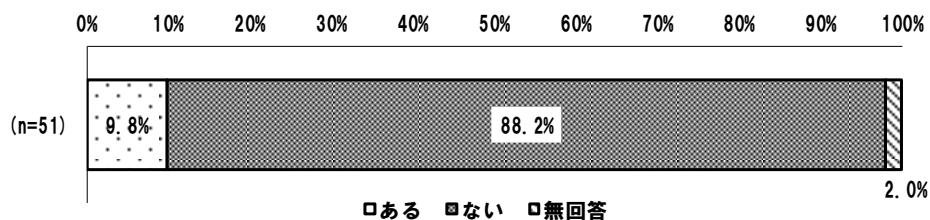
図表 124 求職活動（就労していない人、複数回答）



v. 職業訓練校

職業訓練校の利用経験は「ある」が9.8%「ない」が88.2%であった。

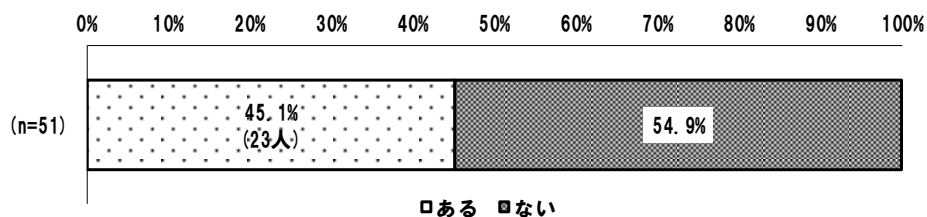
図表 125 職業訓練校の利用経験



vi. 転職経験

転職経験は「ある」が45.1%、「ない」が54.9%であった。

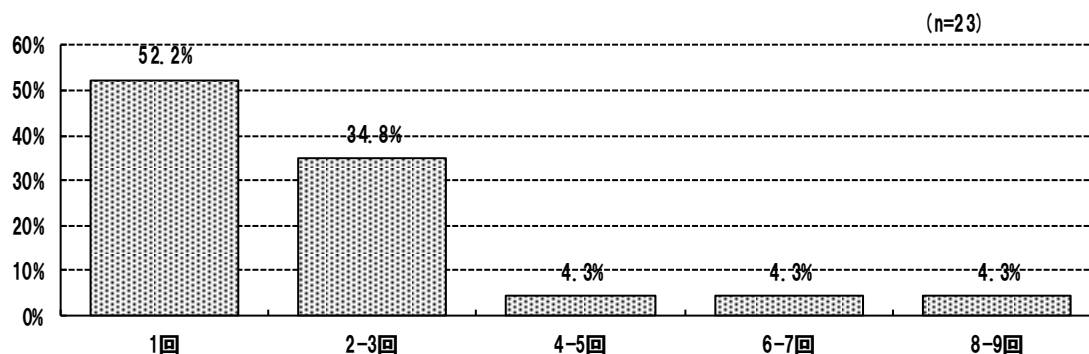
図表 126 転職経験



vii. 転職回数

転職回数は、「1回」が52.2%で最も高く、「2回」が34.8%であった。

図表 127 転職回数（転職経験のある人）

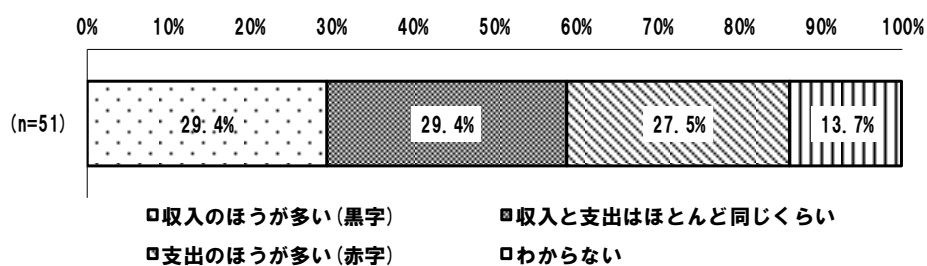


3) 経済状態

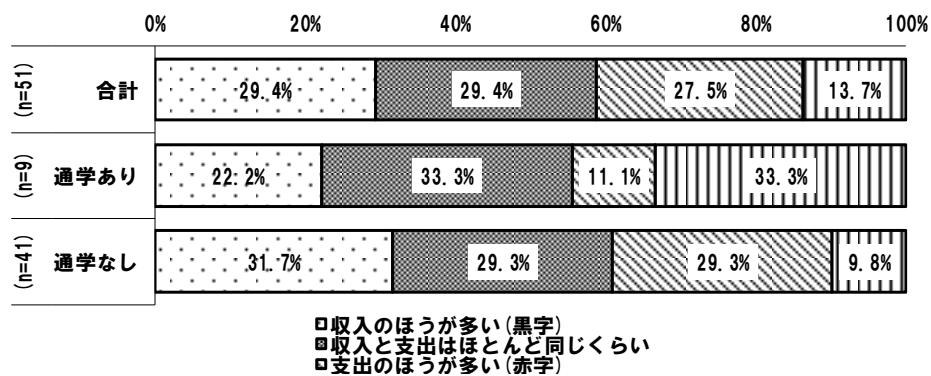
i. 収支バランス

月々の収支バランスは、「収入の方が多い（黒字）」と「収入と支出はほとんど同じくらい」がそれぞれ29.4%、「支出の方が多い（赤字）」が27.5%であった。

図表 128 月々の収支バランス



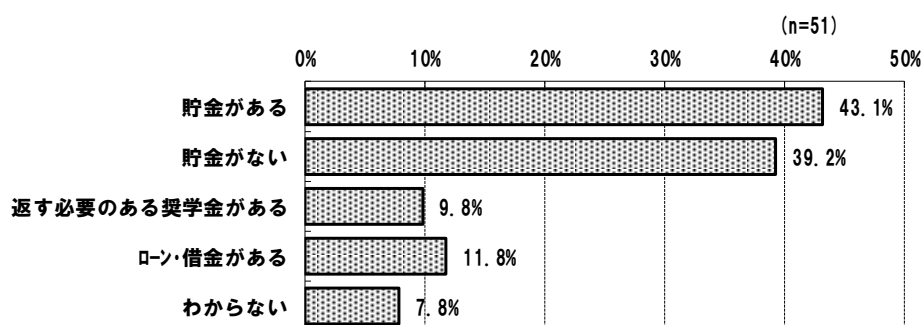
図表 129 月々の収支バランス（就学の状況別）



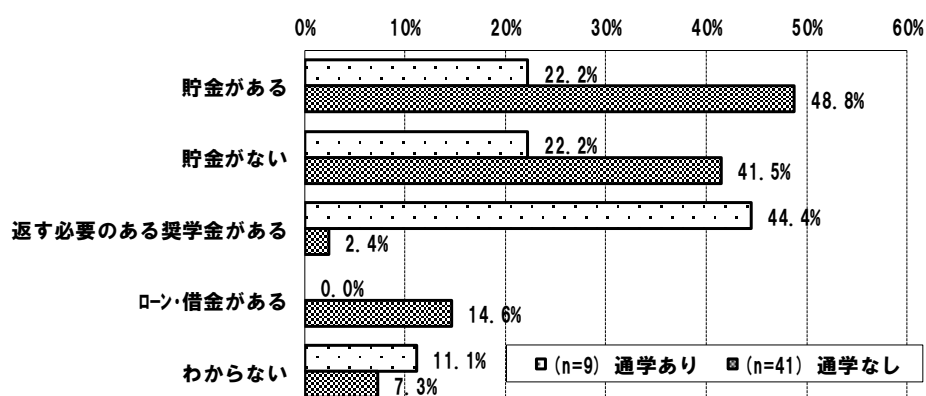
ii. 貯金・借入金

貯金・借入金は、「貯金がある」が43.1%で最も高く、次いで「貯金がない」が39.2%であった。

図表 130 貯金・借入金（複数回答）



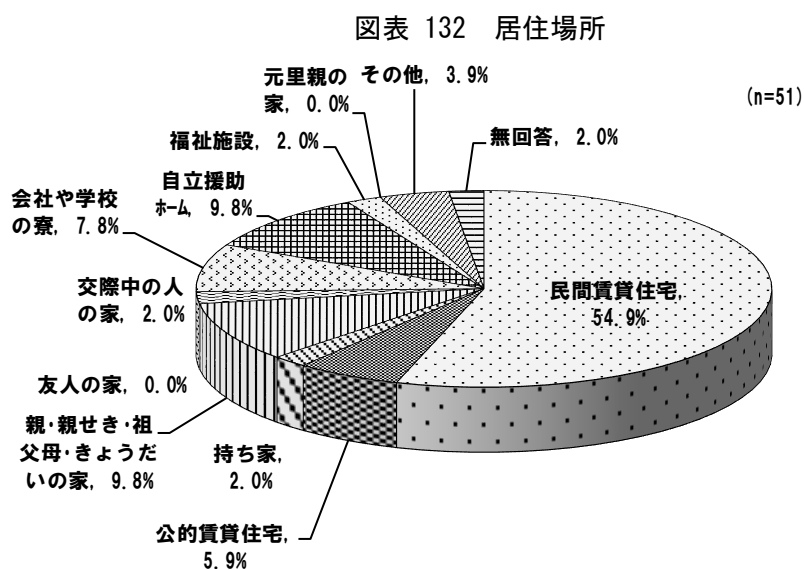
図表 131 貯金・借入金（複数回答、就学の状況別）



4) 住まいと同居者

i. 居住場所

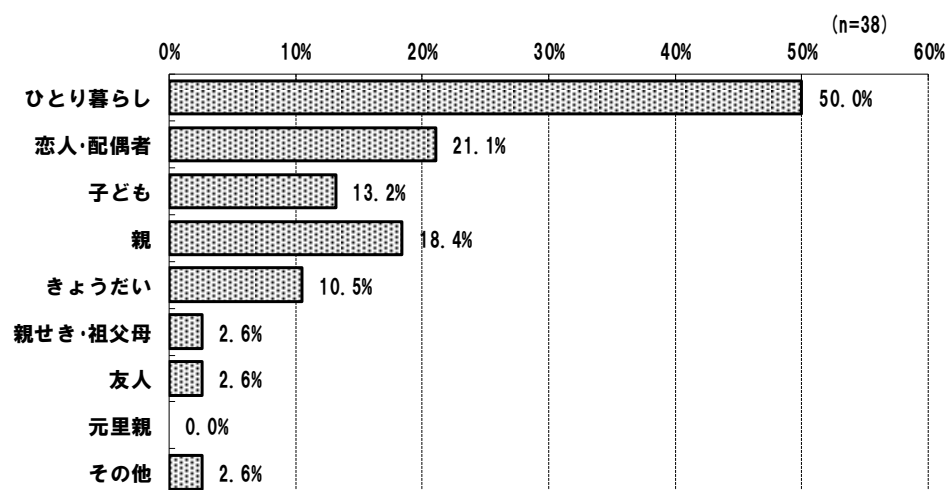
居住場所は、「民間賃貸住宅」が 54.9%と半数以上を占めていた。



ii. 同居者

同居者は、「ひとり暮らし」が 50.0%と最も高く、続いて「恋人・配偶者」が 21.1%、「親」が 18.4%であった。

図表 133 同居者（複数回答）

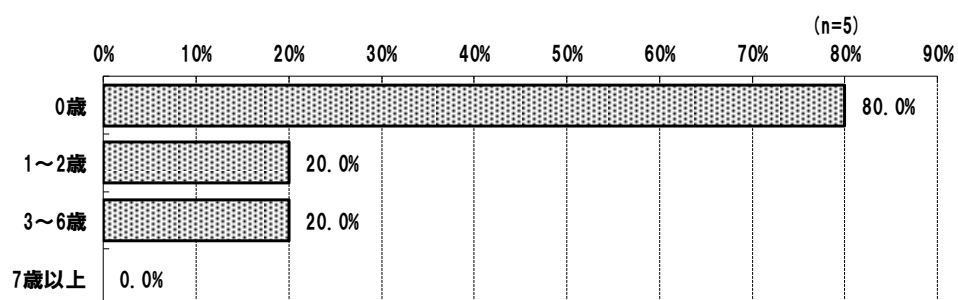


(注) 現在の居住場所が、「民間賃貸住宅」「公的賃貸住宅」「持ち家」「親・親せき・祖父母・きょうだいの家」「友人の家」「交際中の人の家」の人に尋ねた。

iii. 子どもの年齢

同居している子どもの年齢は、「0歳」が80.0%、「1～2歳」と「3～6歳」がそれぞれ20.0%であった。

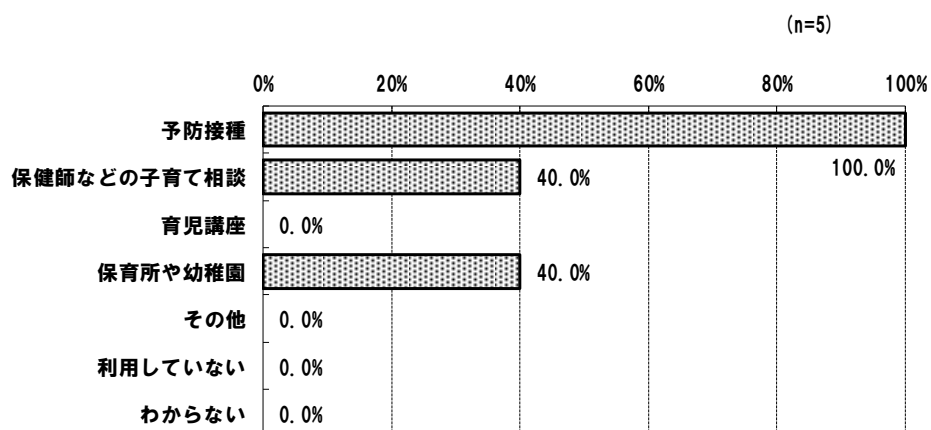
図表 134 同居している子どもの年齢（複数回答）



iv. 子育てサービス

利用している子育てサービスとして「予防接種」が100.0%、「保健師などの子育て相談」と「保育所や幼稚園」がそれぞれ40.0%であった。

図表 135 利用している子育てサービス（複数回答）

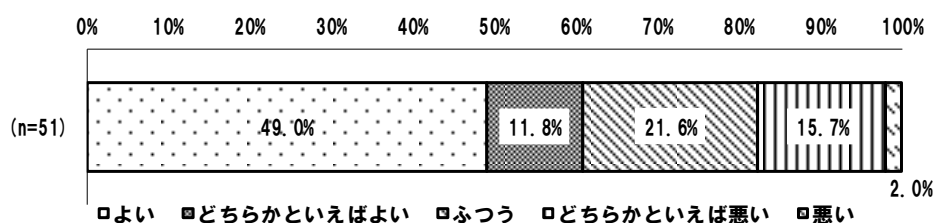


5) 健康・福祉

i. 健康状態

健康状態は、「よい」が49.0%で最も高く、続いて「ふつう」が21.6%であった。「どちらかといえば悪い」は15.7%、「悪い」は2.0%であった。

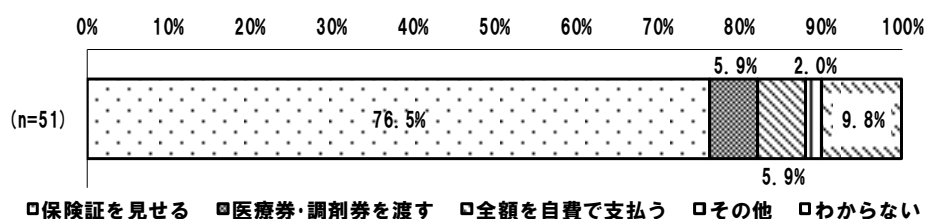
図表 136 最近1か月間の健康状態



ii. 医療費の支払い

医療費の支払いは、「保険証を見せる」が76.5%を占めた。「医療券・調剤券を渡す」と「全額を自費で支払う」はそれぞれ5.9%であった。

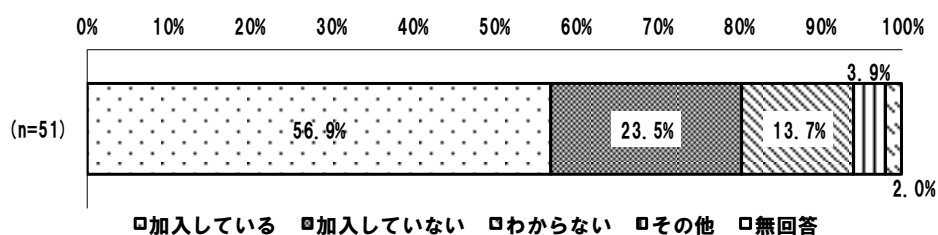
図表 137 医療費の支払い方法



iii. 年金

年金は、「加入している」が56.9%、「加入していない」が23.5%、「わからない」が13.7%であった。

図表 138 年金への加入



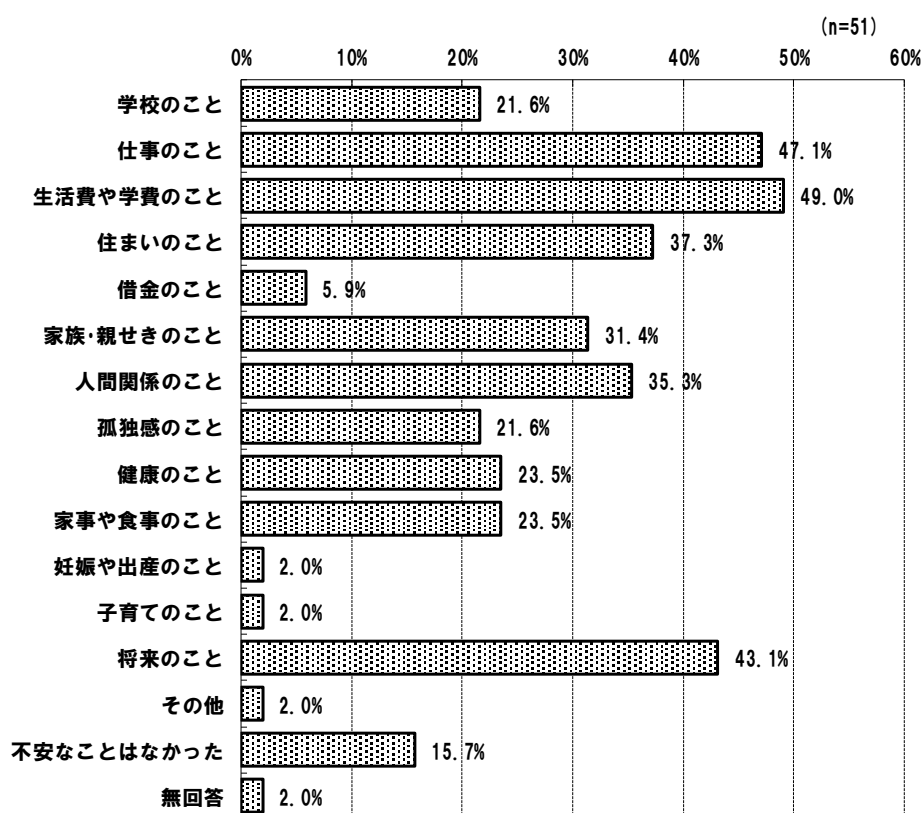
④リービングケアとアフターケア

1) 退所前後の不安とサポート

i. 退所前後に不安だったこと

退所前後に不安だったことは、「生活費や学費のこと」が49.0%で最も高く、「仕事のこと」が47.1%、「将来のこと」が43.1%と続いた。

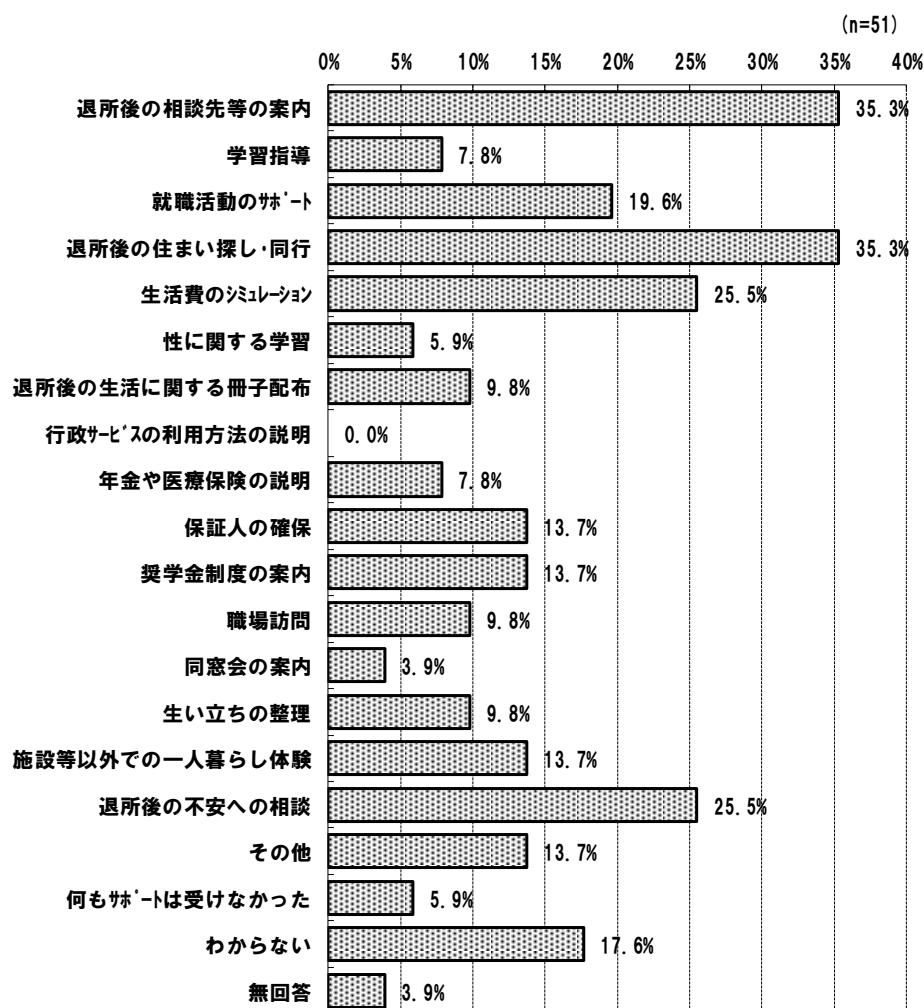
図表 139 施設等を退所する前後で不安だったこと（複数回答）



ii. リービングケア

施設等を退所するときに受けたサポートは、「退所後の相談先等の案内」と「退所後の住まい探し・同行」がそれぞれ35.3%で最も高く、続いて「生活費のシミュレーション」と「退所後の不安への相談」が25.5%であった。

図表 140 施設等を退所するとき受けたサポート（複数回答）

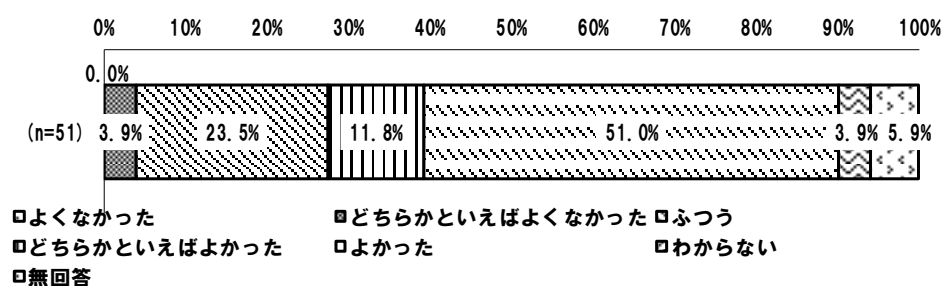


iii. これまでのサポートの評価

< 1 > 児童相談所の職員の対応

児童相談所の職員の対応は、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 62.8%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 3.9%であった。

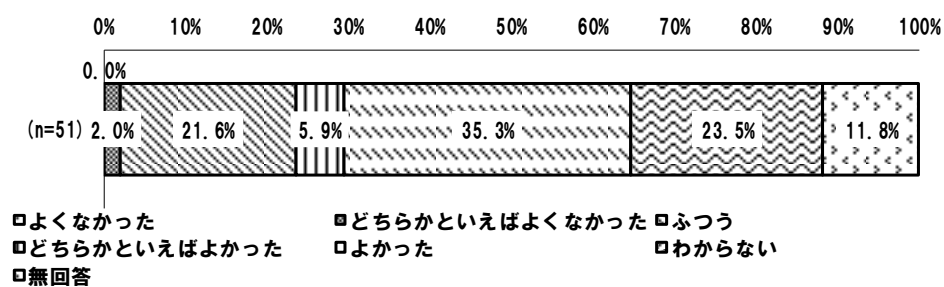
図表 141 児童相談所の職員の対応



< 2 > 一時保護所の職員の対応

一時保護所の職員の対応は、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 41.2%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 2.0%、「わからない」が 23.5%であった。

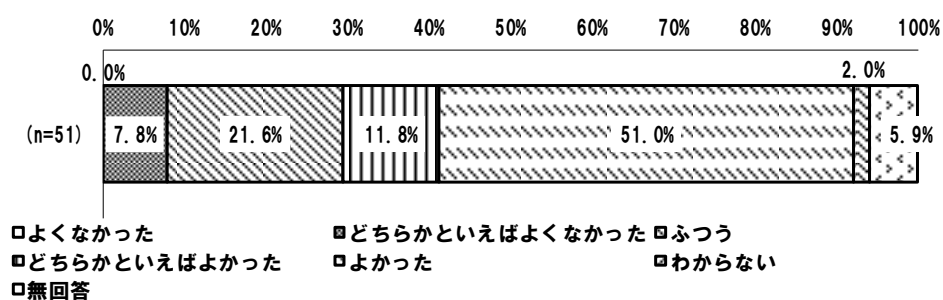
図表 142 一時保護所の職員の対応



< 3 >施設等での生活

施設等での生活は、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 62.8%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 7.8%であった。

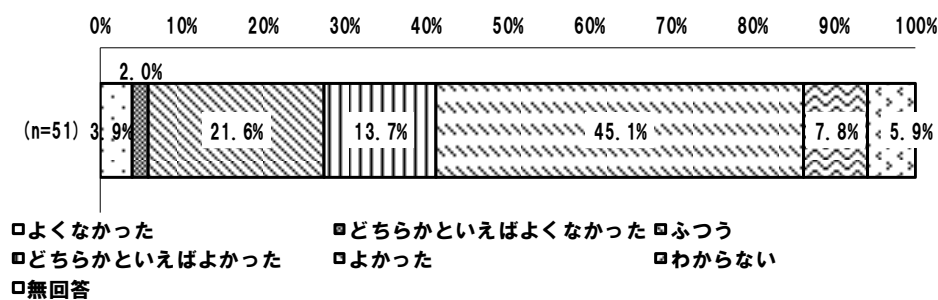
図表 143 施設等での生活



< 4 >退所に向けたサポート

退所に向けたサポートは、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 58.8%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 5.9%であった。

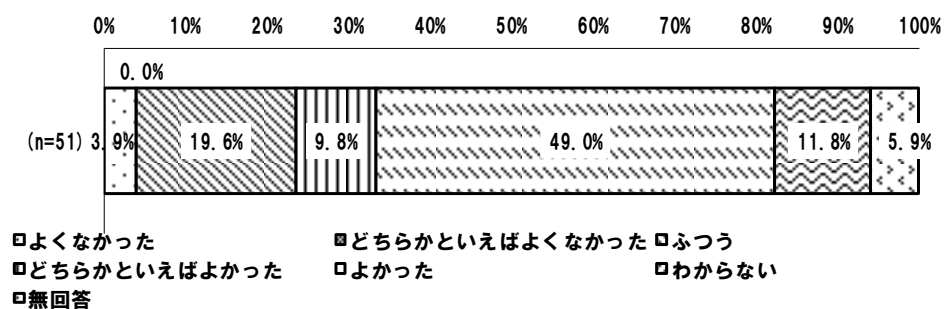
図表 144 退所に向けたサポート



< 5 > 退所後の施設等からのサポート

退所後の施設等からのサポートは、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 58.8%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 3.9%、「わからない」が 11.8%であった。

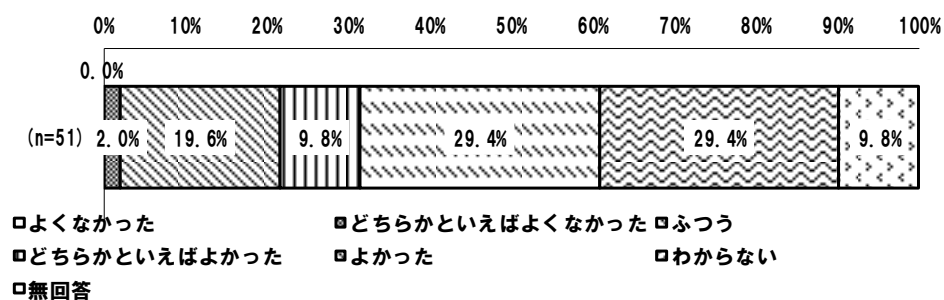
図表 145 退所後の施設等からのサポート



< 6 > 退所後の施設等以外からのサポート

退所後の施設等以外からのサポートは、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 39.2%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 2.0%、「わからない」が 29.4%であった。

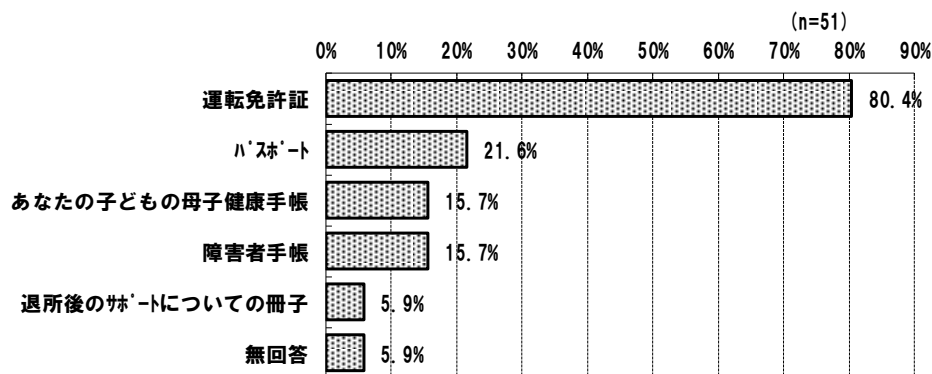
図表 146 退所後の施設等以外からのサポート



iv. 証明書等

証明書等は、「運転免許証」が80.4%、「パスポート」が21.6%、「あなたの子どもの母子健康手帳」と「障害者手帳」がそれぞれ15.7%であった。

図表 147 所有している証明書等（複数回答）

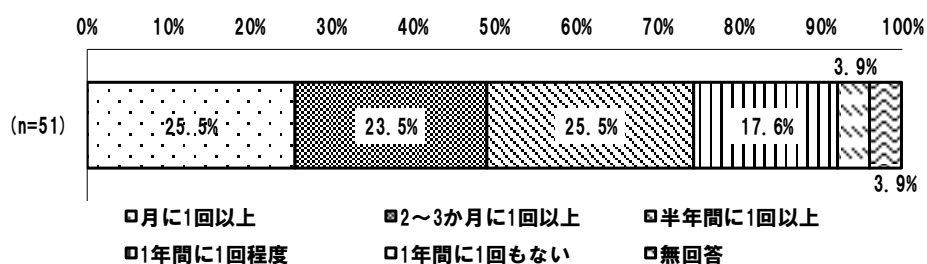


2) 退所前後の不安とサポート

i. 連絡頻度

この1年間の施設等との連絡頻度は、「月に1回以上」と「半年間に1回以上」がともに25.5%で最も高く、次いで「2～3か月に1回以上」が23.5%、「1年間に1回程度」が17.6%であった。

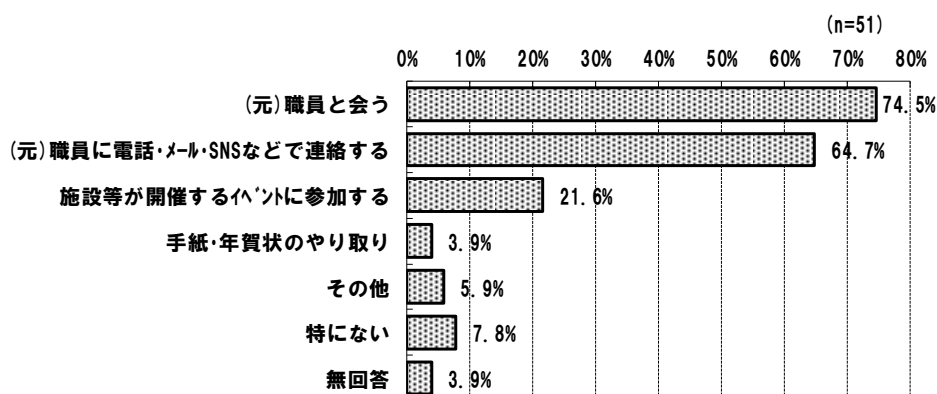
図表 148 この1年間の施設等との連絡頻度



ii. 連絡の機会

この1年間の施設等との連絡の機会は、「(元)職員と会う」が74.5%と最も高く、次いで「(元)職員に電話・メール・SNSなどで連絡する」が64.7%となった。

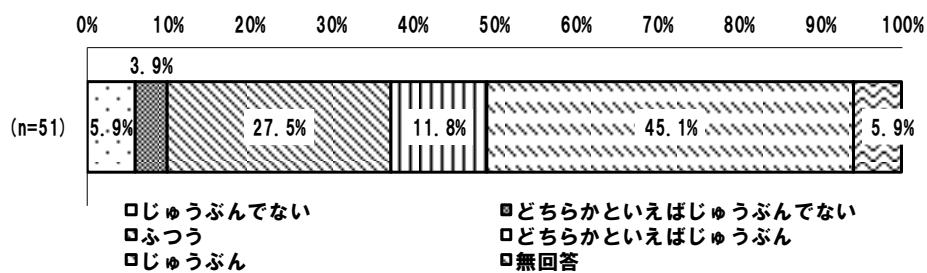
図表 149 この1年間の施設等との連絡の機会（複数回答）



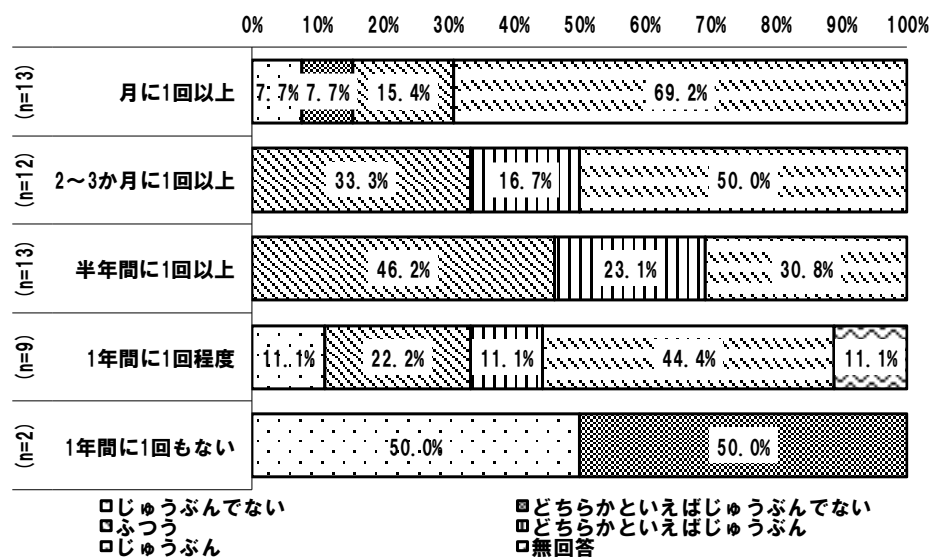
iii. 連絡機会の充足度

施設等との連絡機会の充足度は、「じゅうぶん」が45.1%で最も高く、続いて「ふつう」が27.5%であった。

図表 150 施設等との連絡機会の充足度



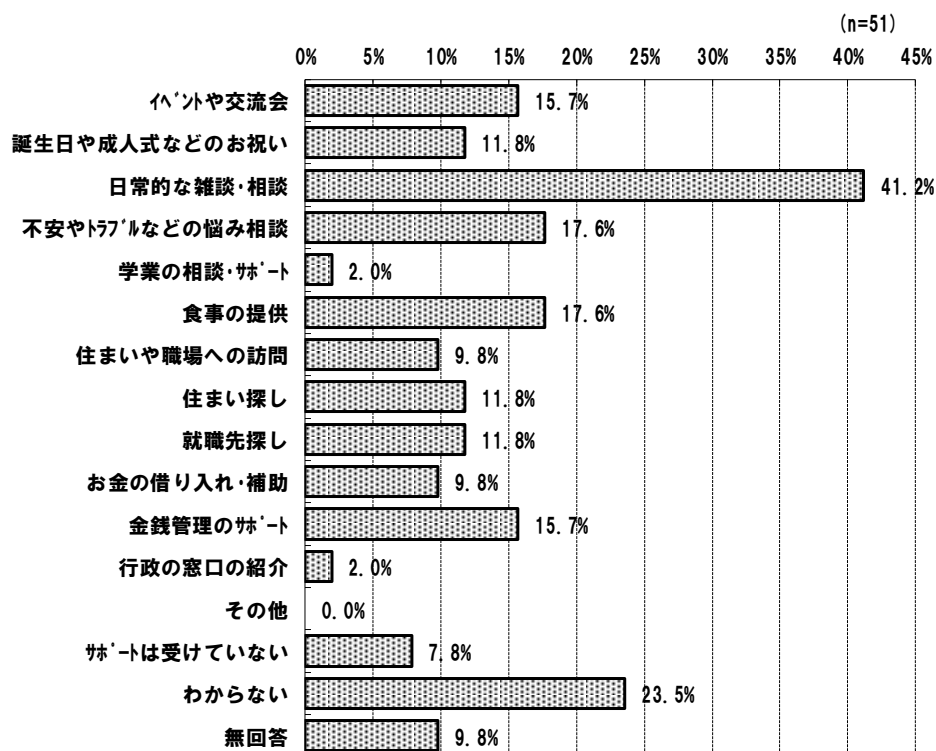
図表 151 施設等との連絡機会の充足度（この1年間の施設等との連絡頻度別）



iv. アフターケア

施設等を退所後に受けたサポートは、「日常的な雑談・相談」が41.2%で最も高かったが、「わからない」が23.5%で続いていた。

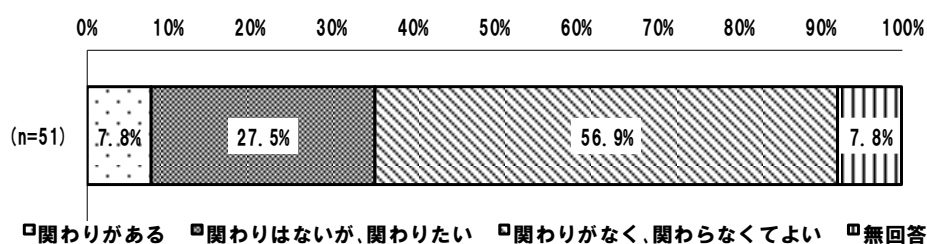
図表 152 施設等を退所後に受けたサポート（複数回答）



v. 当事者団体との関わり

当事者団体との関わりは、「関わりがある」が 7.8%、「関わりはないが関わりたい」が 27.5%、「関わりがなく、関わらなくてよい」が 56.9%であった。

図表 153 当事者団体との関わり

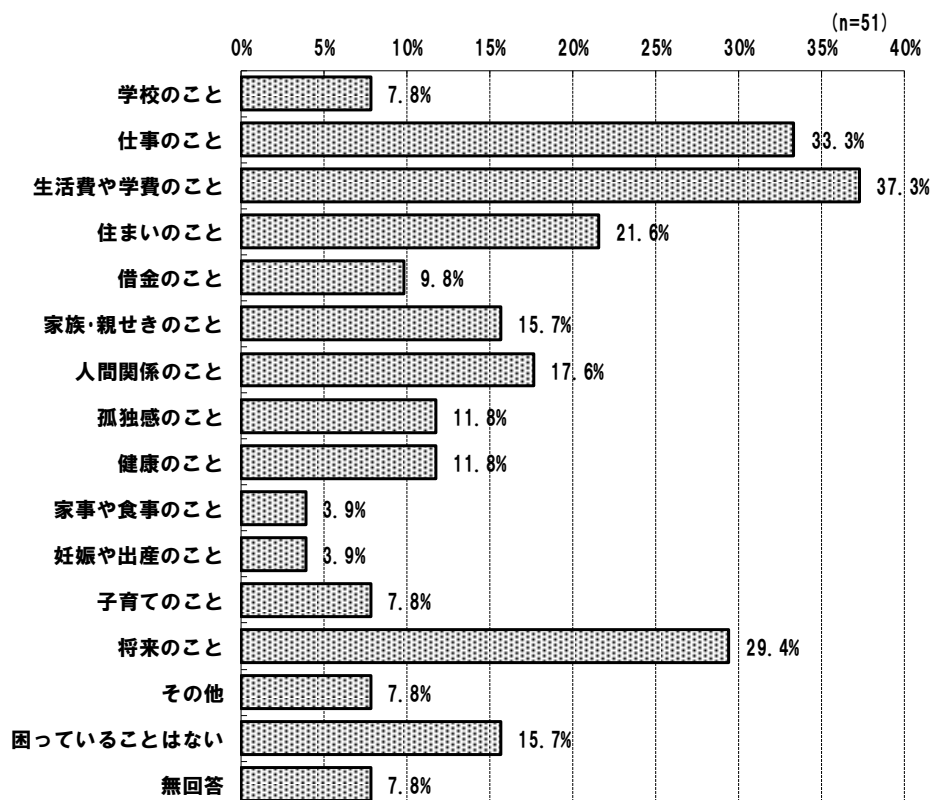


⑤現在の生活についての考え

1) 困りごと

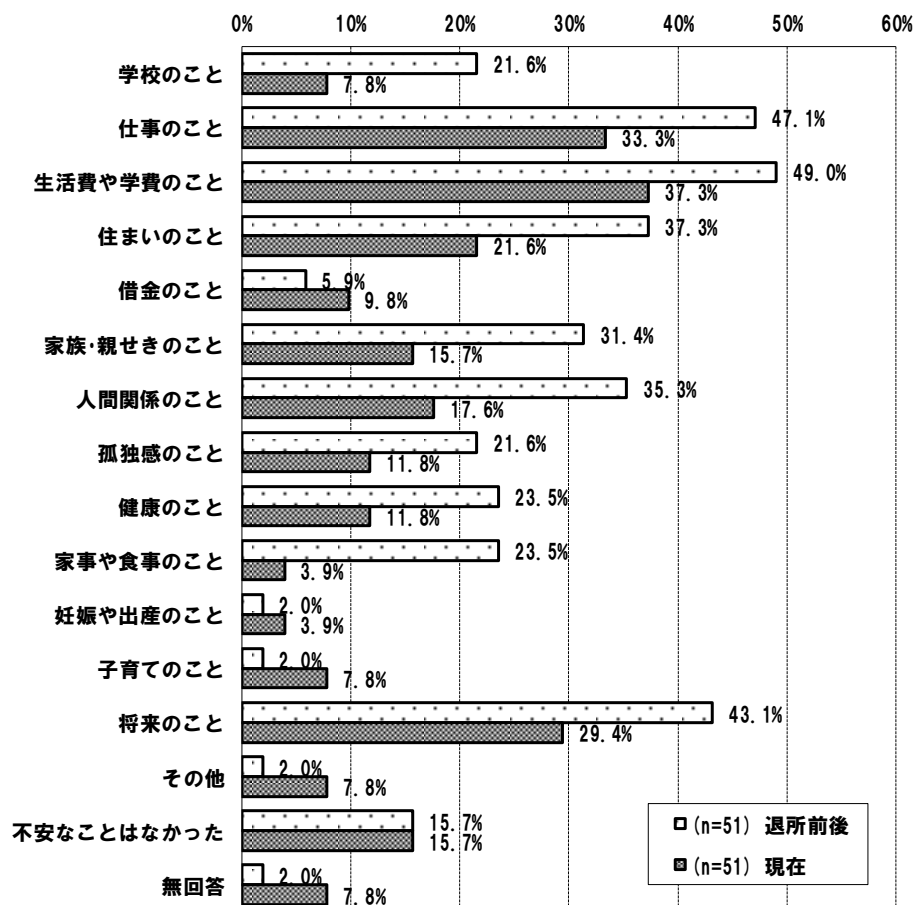
現在困っていることや心配なことは、「生活費や学費のこと」が 37.3%で最も高く、次いで「仕事のこと」が 33.3%、「将来のこと」が 29.4%の順で高かった。

図表 154 現在困っていることや心配なこと（複数回答）



施設等を退所する前後で不安だったことと、現在困っていることや心配なことを比較すると、ほとんどの選択肢で該当する割合が減少していたが、「借金のこと」「妊娠や出産のこと」「子育てのこと」は微増がみられた。

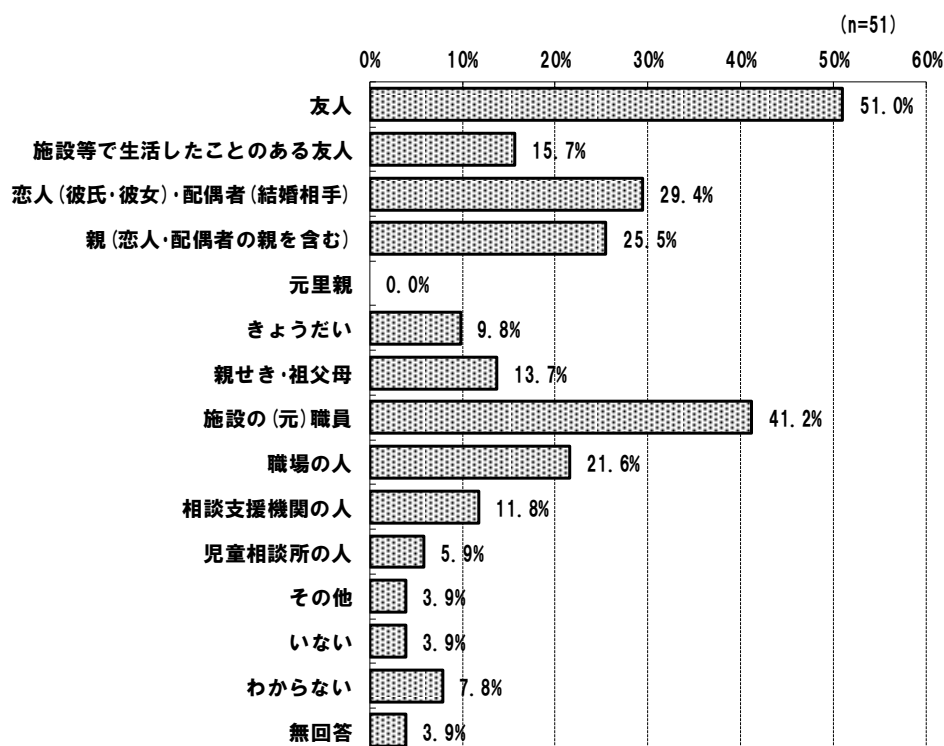
図表 155 施設等を退所する前後で不安だったことと、現在困っていることや心配なこと
(複数回答)



2) 相談相手

困っていることについて相談できる相手は、「友人」が51.0%で最も高く、次いで「施設の(元)職員」が41.2%であった。

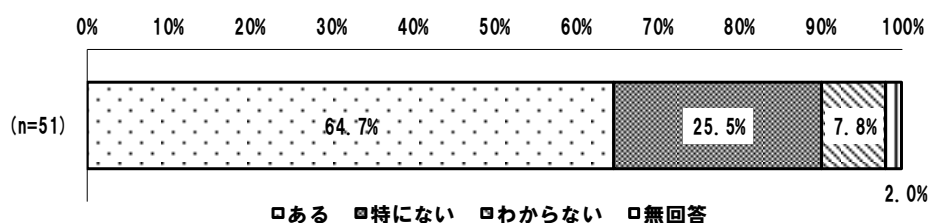
図表 156 困っていることについて相談できる相手（複数回答）



3) 気持ちが安らぐ場所・趣味・活動

気持ちが安らぐ場所・趣味・活動が「ある」との回答が64.7%、「特にない」との回答は25.5%であった。

図表 157 気持ちが安らぐ場所・趣味・活動



3. 他記式調査の結果

(1) 調査対象

平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月に中学卒業以上で措置解除となった人が 1 人でもいた児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム

(2) 調査方法

平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月に中学卒業以上で措置解除となった人の個別の状況については個票形式（児童票）、児童養護施設等の体制やアフターケア等の実施状況については施設等で一括して回答する形式（施設票）でご回答いただいた。

各施設には鳥取県家庭福祉課から電子ファイルでご発送いただき、各職員及び施設等としての回答をとりまとめていただいた。

(3) 実施時期

2019 年 10 月 28 日～12 月 11 日。

なお、期間中、鳥取県家庭福祉課より各施設に督促を依頼した。

(4) 回収結果

児童養護施設 5 件、児童心理治療施設 1 件、児童自立支援施設 1 件、自立援助ホーム 3 件の計 10 施設に調査票を発送し、10 件（100.0%）から回答を得た。

なお、他記式調査である対象児童の回答総数は、回答 10 施設で合計 156 人だった。

図表 158 鳥取県他記式調査の回収結果

種別	対象数	回答数(回答率)	対象児童の 回答総数
施設	10	10(100%)	156 人

(5) 調査結果

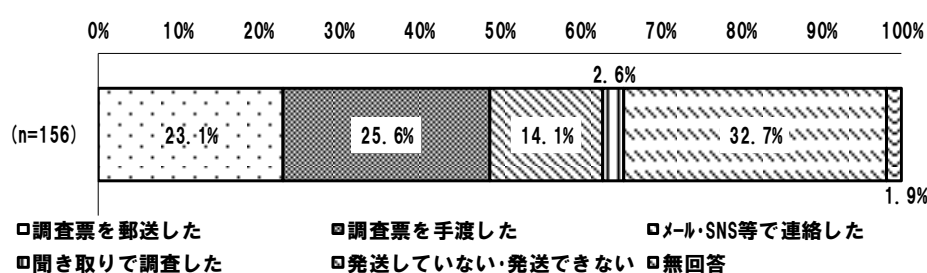
① 児童票

1) 自記式調査の発送方法

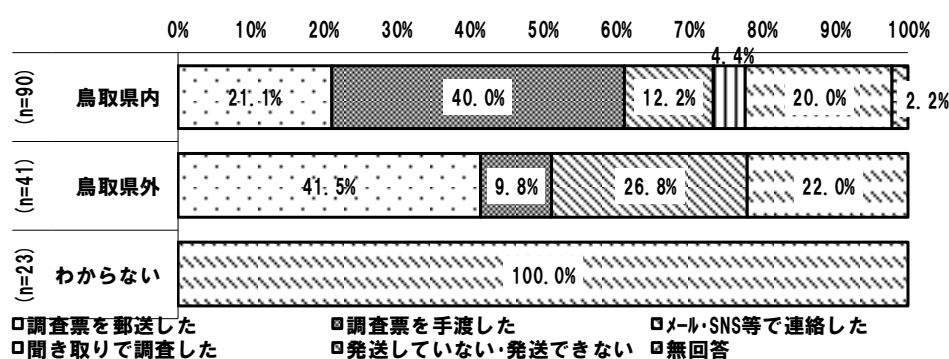
i. 発送状況

自記式調査の発送状況は、「調査票を郵送した」が 23.1%、「調査票を手渡しした」が 25.6%、「メール・SNS 等で連絡した」が 14.1%、「聞き取りで調査した」が 2.6%となり、「発送していない・発送できない」は 32.7%であった。

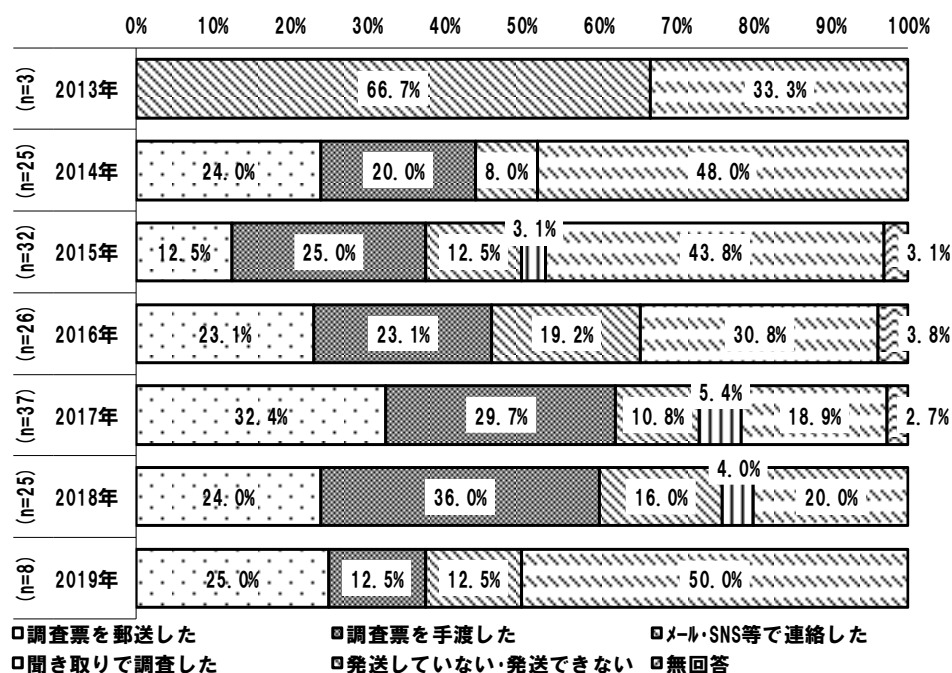
図表 159 自記式調査のアンケート発送状況



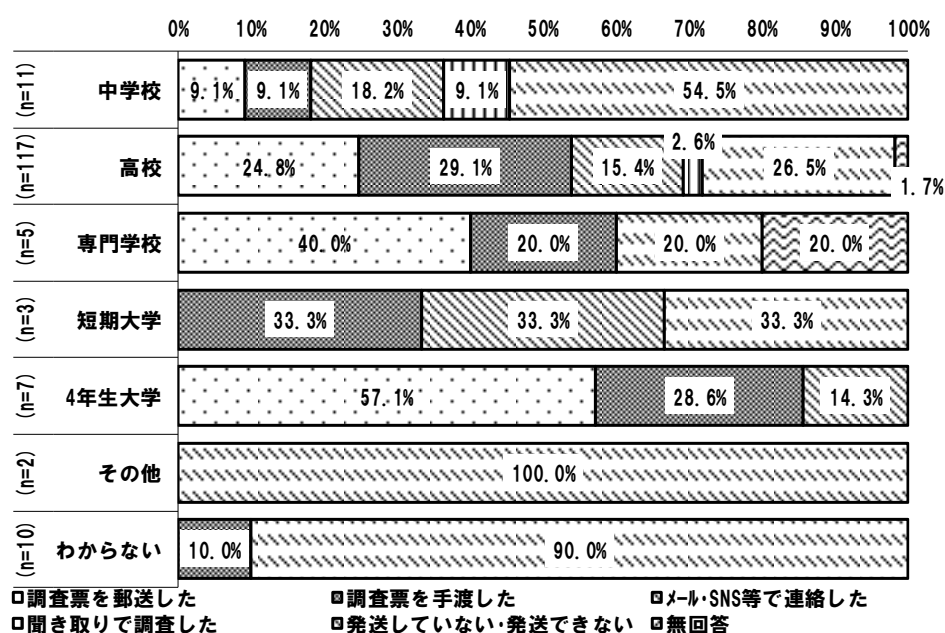
図表 160 自記式調査のアンケート発送状況（居住地別）



図表 161 自記式調査のアンケート発送状況（措置解除年度別）



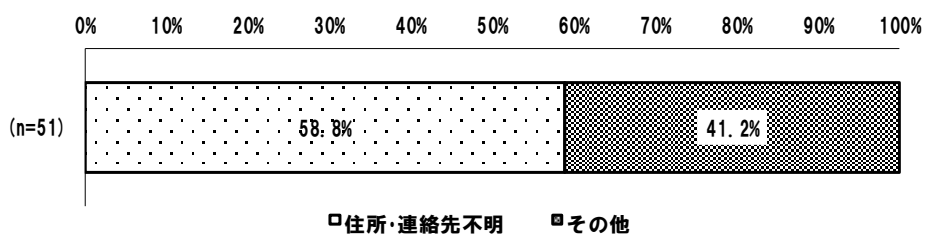
図表 162 自記式調査のアンケート発送状況（措置解除時点での学歴別）



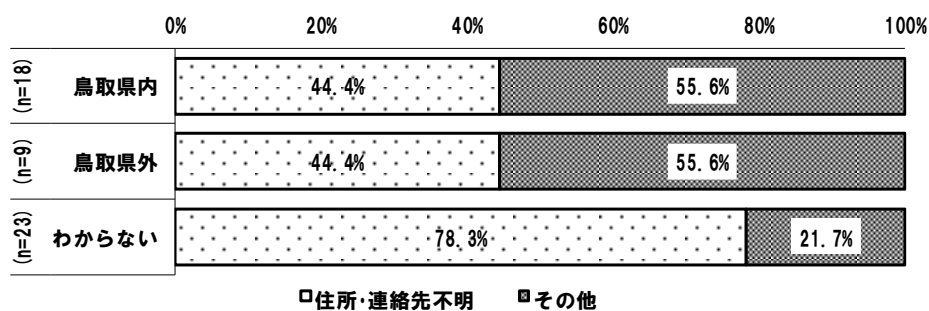
ii. 発送しなかった理由

アンケートを発送しなかった理由は「住所・連絡先の不明」が 58.8%、「その他」が 41.2%であった。

図表 163 自記式調査のアンケートを発送しなかった理由



図表 164 自記式調査のアンケートを発送しなかった理由（居住地別）

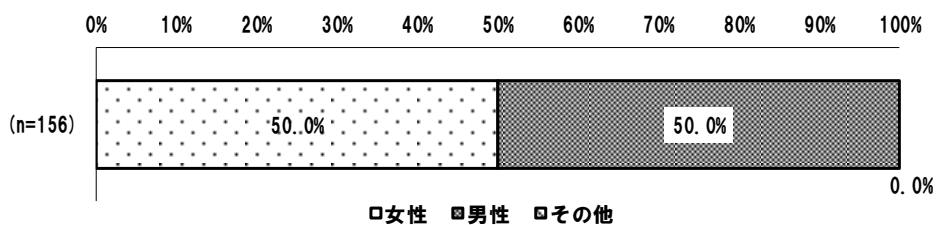


2) 措置解除者の基本属性

i. 性別

措置解除者の性別は「女性」と「男性」がそれぞれ 50.0%であった。

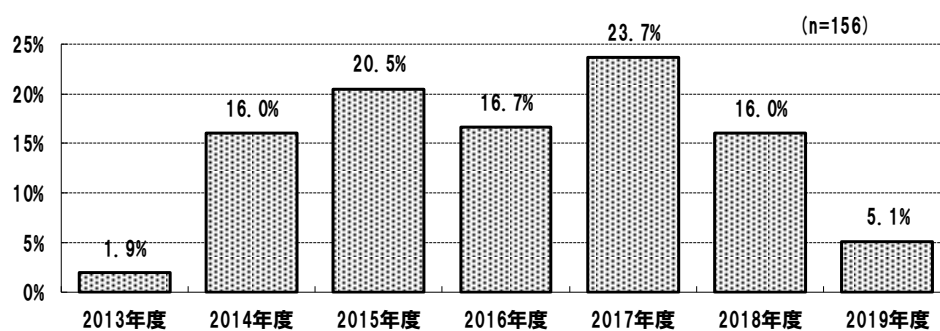
図表 165 措置解除者の性別



ii. 解除年度

調査対象となった措置解除者の解除年度は以下の通り。

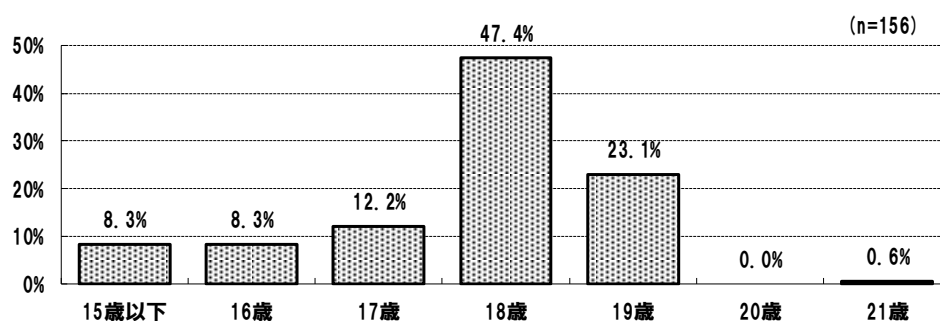
図表 166 措置解除者の解除年度



iii. 年齢

調査対象者の措置解除時点での年齢は「18歳」47.4%、「19歳」23.1%の順となった。

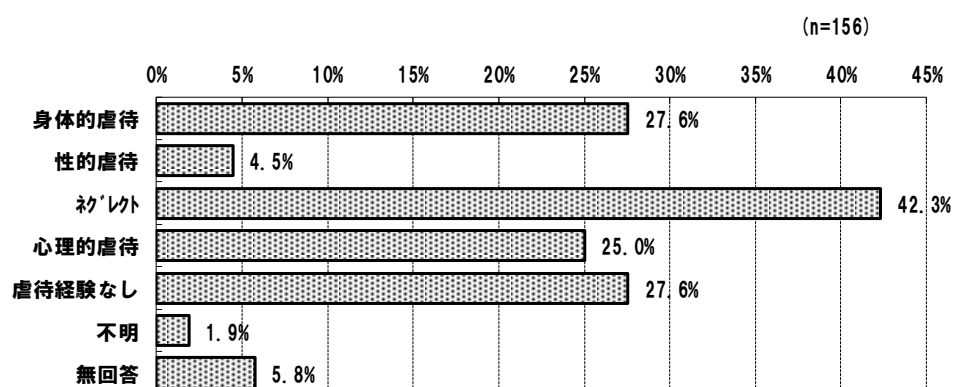
図表 167 措置解除者の措置解除時点での年齢



iv. 被虐待経験

被虐待経験は「ネグレクト」が42.3%、「身体的虐待」が27.6%、「心理的虐待」が25.0%の順で割合が高かった。「虐待経験なし」は27.6%であった。

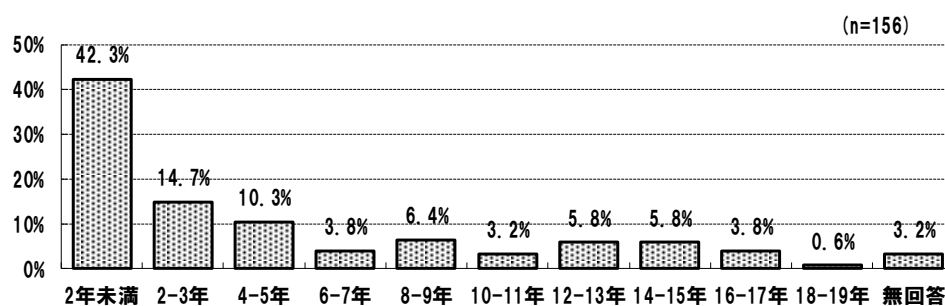
図表 168 被虐待経験（複数回答）



v. 入所期間

入所期間は、年換算では以下の通りであった。

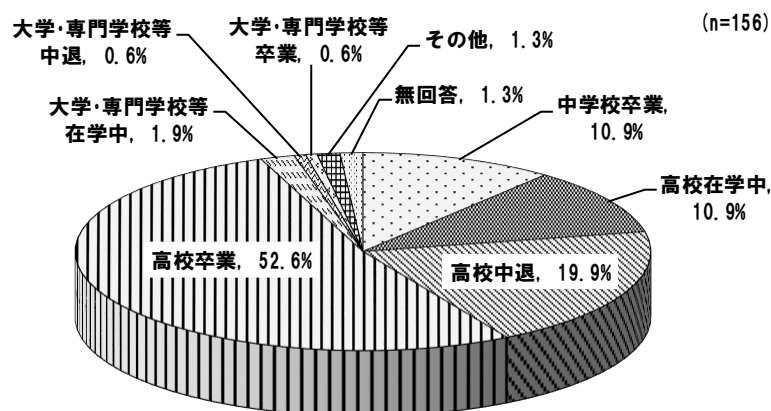
図表 169 施設等への入所期間



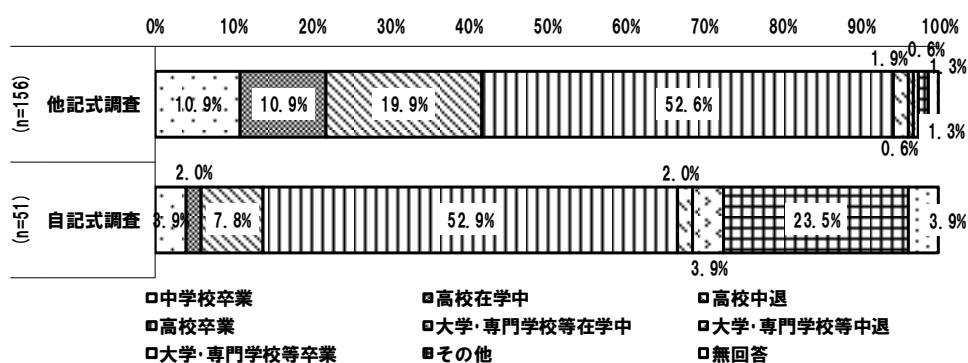
vi. 措置解除時の学歴

措置解除時の学歴は「高校卒業」が 52.6%で最も高く、次いで「高校中退」が 19.9%、「中学校卒業」と「高校在学中」がそれぞれ 10.9%と続いた。

図表 170 措置解除時の学歴



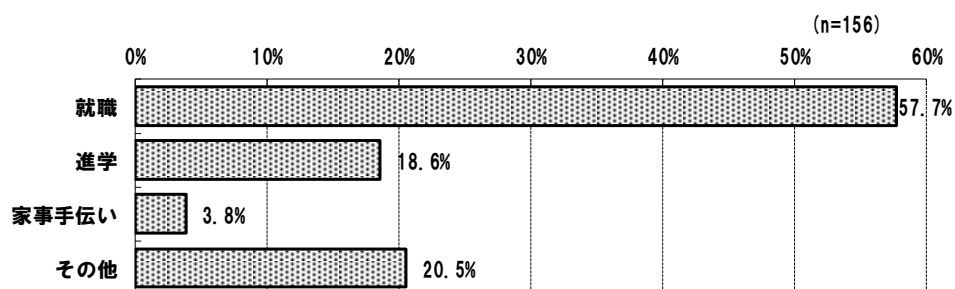
【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の学歴



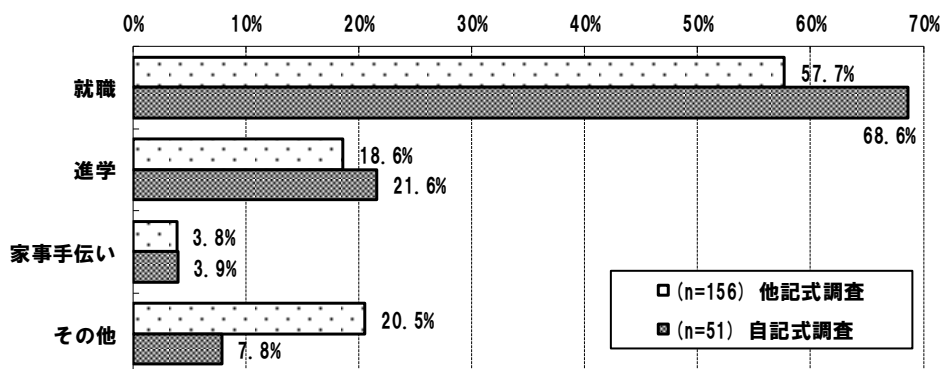
vii. 措置解除時の進路

措置解除時の進路は「就職」が57.7%、「進学」が18.6%であった。

図表 171 措置解除時の進路（複数回答）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の進路（複数回答）

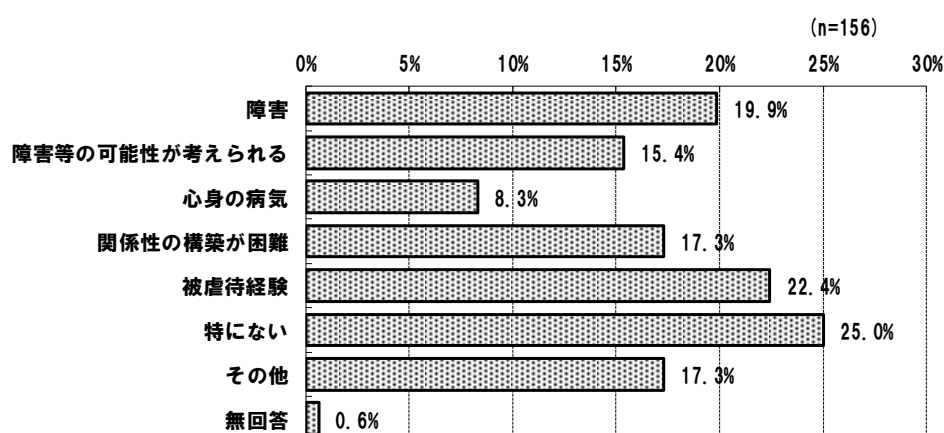


3) 措置解除時の困難

i. 措置中の課題

措置中の課題は「特にない」との回答が 25.0%と最も高かった。続いて、「被虐待経験」が 22.4%、「障害」が 19.9%となった。

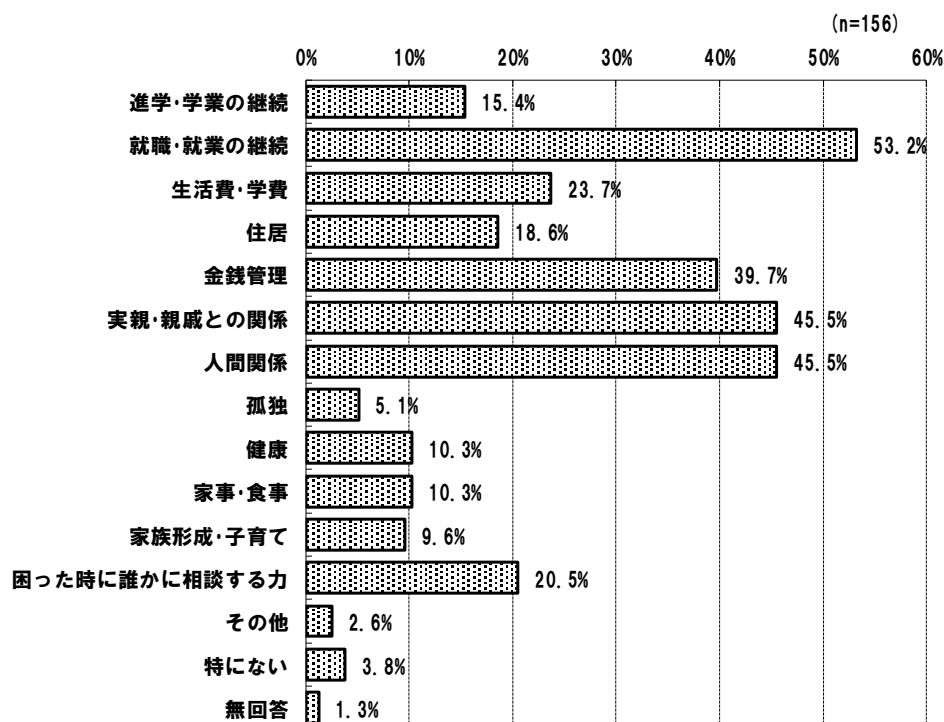
図表 172 措置中の支援における課題（複数回答）



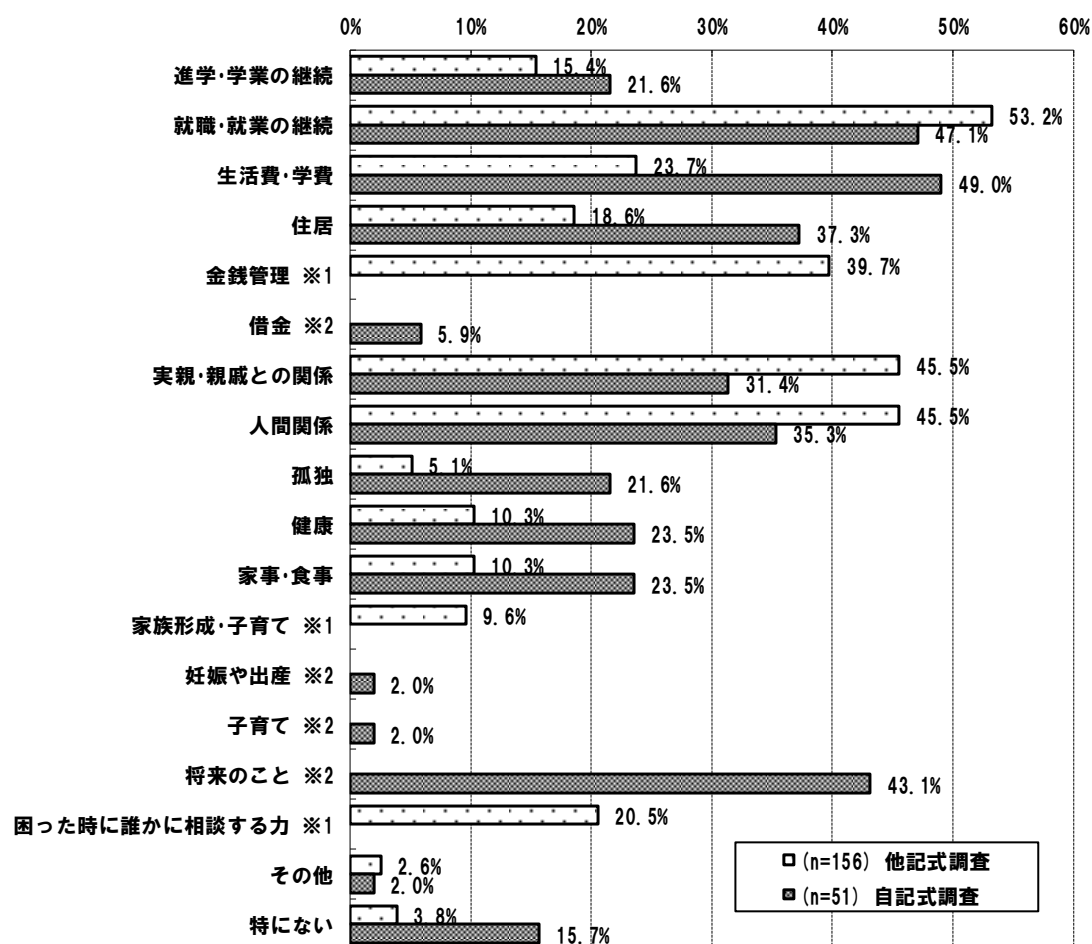
ii. 措置解除時の困難

措置解除時の困難として挙げられたのは「就職・就業の継続」が 53.2%と最も高く、「実親・親戚との関係」と「人間関係」がともに 45.5%、「金銭管理」が 39.7%となった。

図表 173 措置解除時の困難（複数回答）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の困難（複数回答）

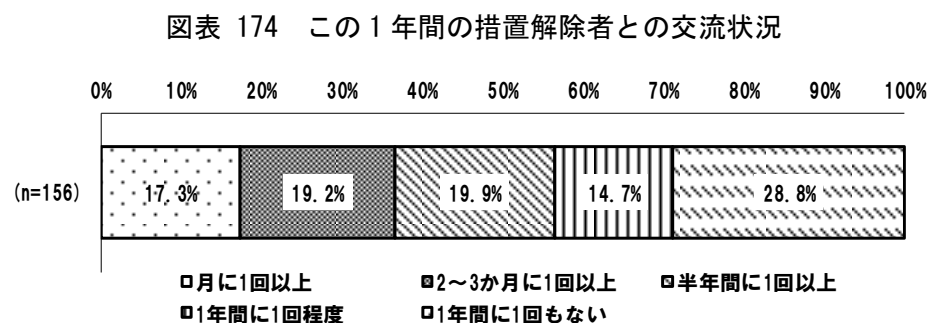


（注）「※1」は他記式調査のみ設けている選択肢、「※2」は自記式調査のみ設けている選択肢である。

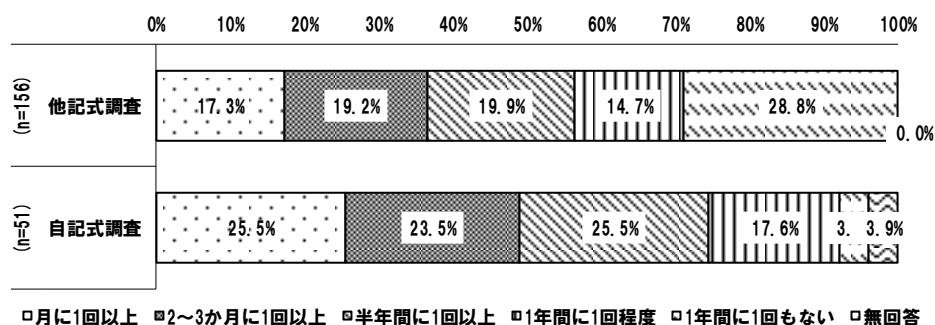
4) 措置解除者後の施設等とのつながり

i. 交流状況

この1年間の措置解除者との交流状況は、「1年に1回もない」が28.8%と最も高かった。



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】この1年間の措置解除者と施設等の交流状況

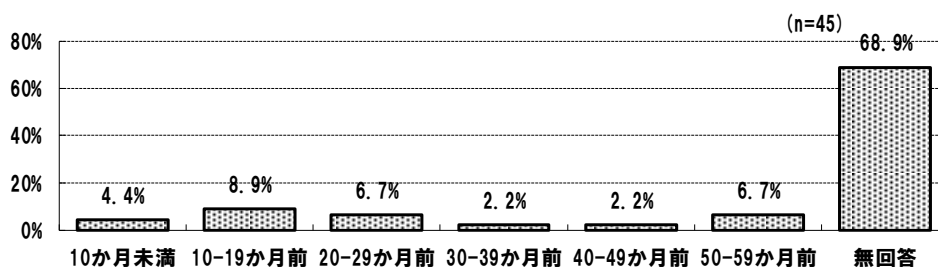


ii. 直近の連絡時期

(a) 直接の連絡

1年に1回も交流がない人について、直近で直接連絡が取れた時期については「無回答」が68.9%となった。

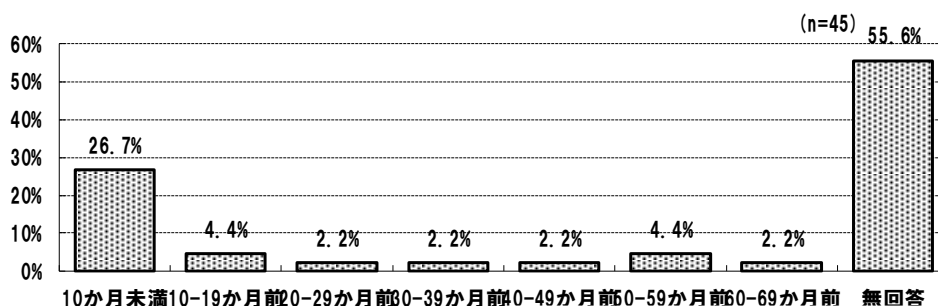
図表 175 直近で直接連絡が取れた時期（1年に1回も交流がない人）



(b) 間接的な状況確認

1年に1回も交流がない人について、直近で間接的に状況確認ができた時期は「10 か月未満」が26.7%であったが、「無回答」も55.6%あった。

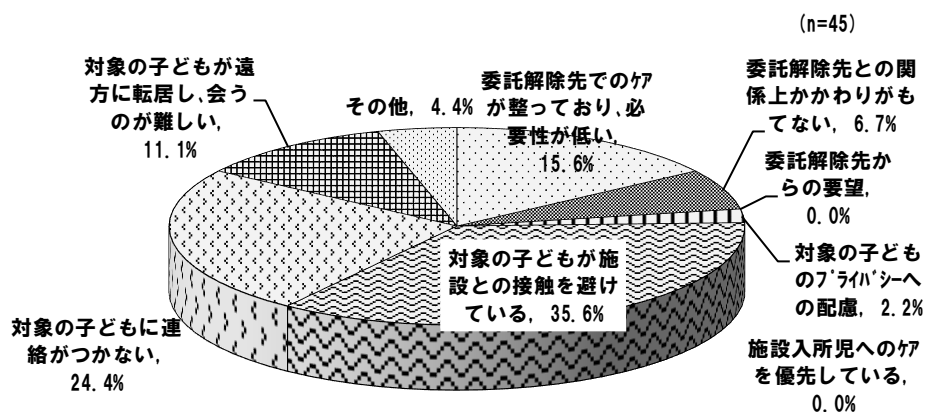
図表 176 直近で間接的に状況確認ができた時期（1年に1回も交流がない人）



iii. 交流のない理由

措置解除者との交流がない理由は、「対象の子どもが施設等との接触を避けている」が 35.6%で最も高く、続いて「対象の子どもに連絡がつかない」が 24.4%、「委託解除先でのケアが整っており、必要性が低い」が 15.6%であった。

図表 177 措置解除者との交流がない理由

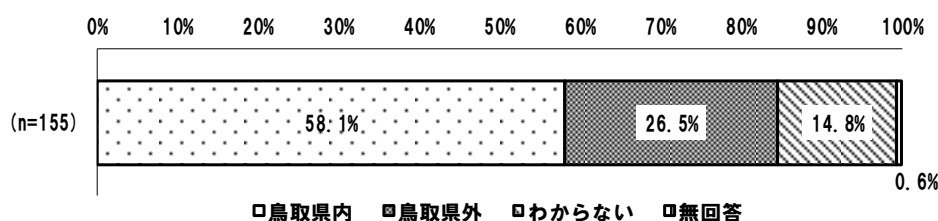


5) 養育者が把握している措置解除者の生活状況(2018年10月1日以降の直近)

i. 現在の居所

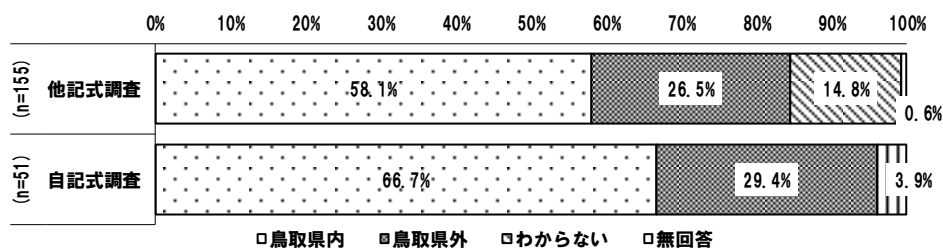
現在の住所は、「鳥取県内」が 58.1%、「鳥取県外」が 26.5%であった。

図表 178 措置解除者の現在の居所(2018年10月1日以降の直近)



(注) 死亡した1名については集計対象外とした。

【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除者の現在の居所



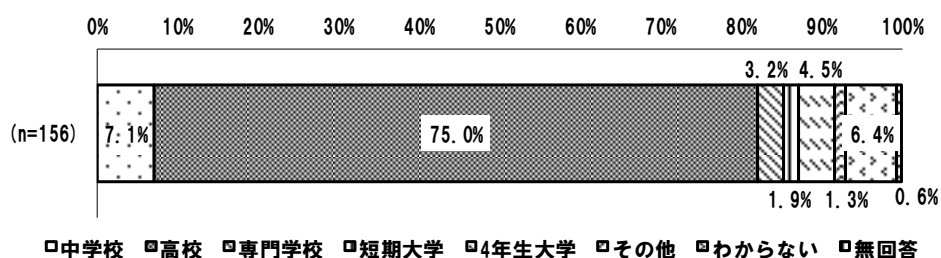
(注) 「わからない」の選択肢は他記式調査のみ設けている。

ii. 最終学歴

(a) 学校の種類

最後に通った学校は、「高校」が75.0%で最も高かった。

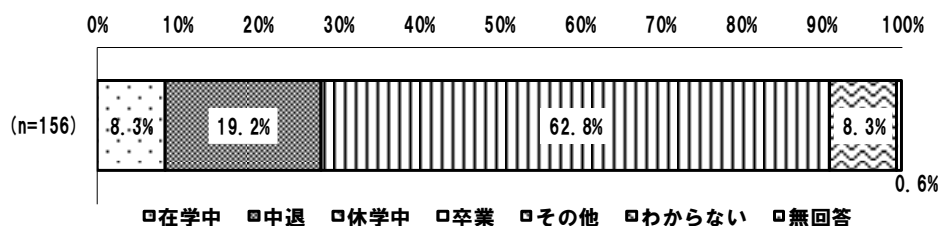
図表 179 最後に通った学校（2018年10月1日以降の直近）



(b) 卒業等の有無

最後に通った学校の卒業等の有無は、「卒業」が62.8%、「中退」は19.2%であった。

図表 180 最後に通った学校の卒業等の有無（2018年10月1日以降の直近）

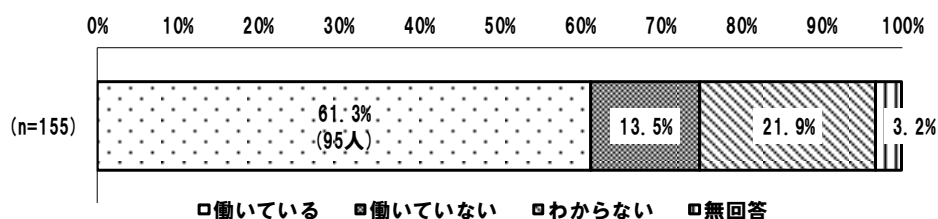


iii. 就労状況

(a) 就労の有無

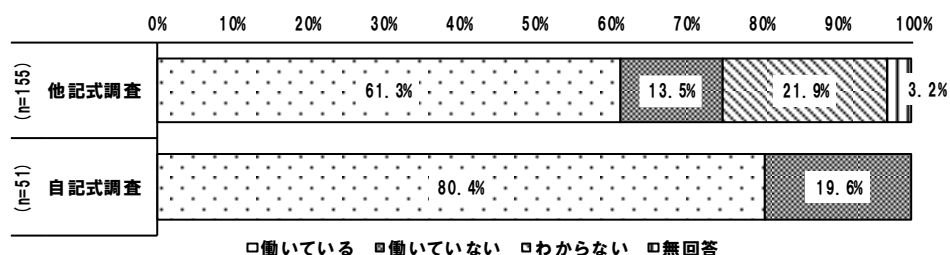
就労の状況について、「働いている」が61.3%、「働いていない」が13.5%、「わからない」が21.9%であった。

図表 181 就労の有無（2018年10月1日以降の直近）



(注) 死亡した1名については集計対象外とした。

【参考：他記式調査と自記式調査の比較】就労の有無

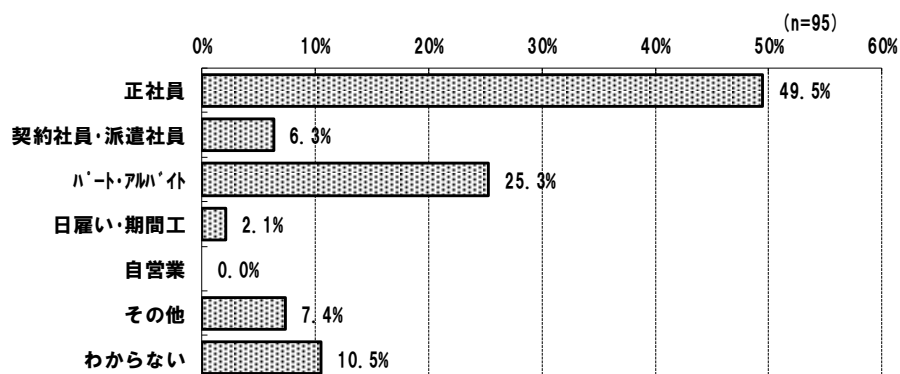


(注)「わからない」の選択肢は他記式調査のみ設けている。

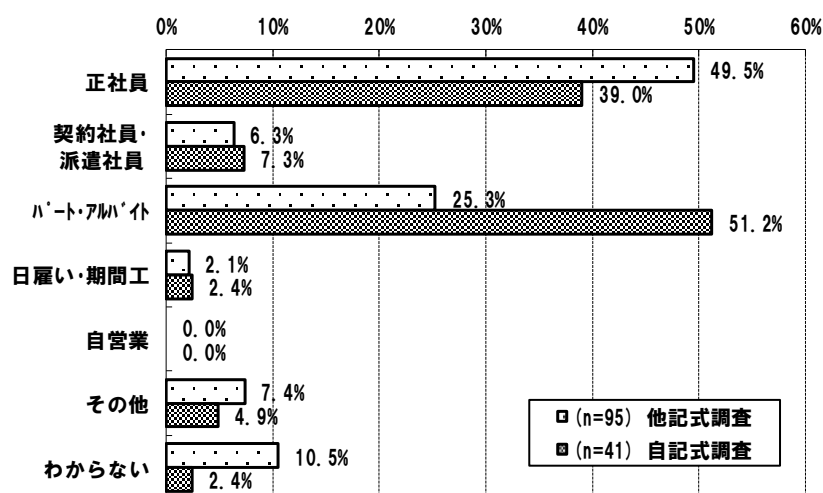
(b) 雇用形態

就労している措置解除者の雇用形態は、「正社員」が 49.5%、「パート・アルバイト」が 25.3%であった。

図表 182 就労している措置解除者の雇用形態
(複数回答、2018 年 10 月 1 日以降の直近)



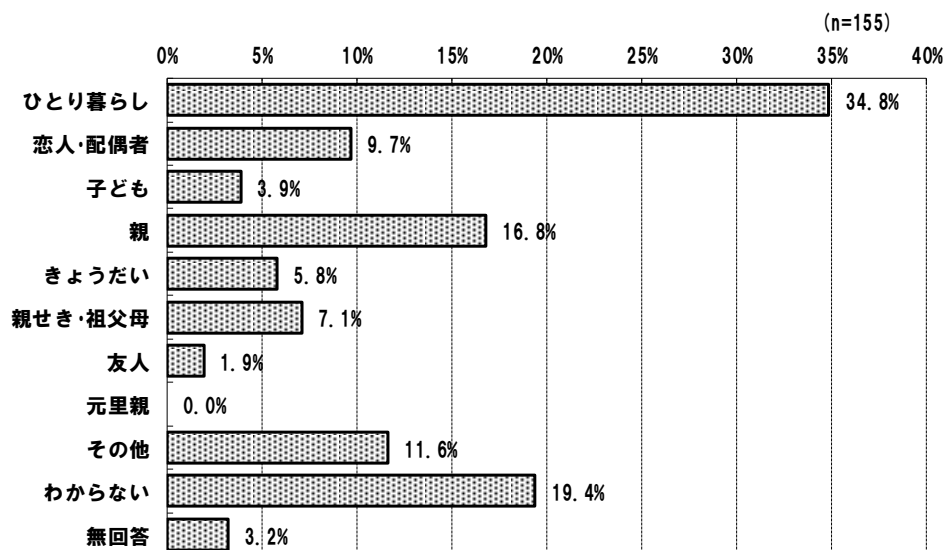
【参考：他記式調査と自記式調査の比較】就労している措置解除者の雇用形態



iv. 同居者

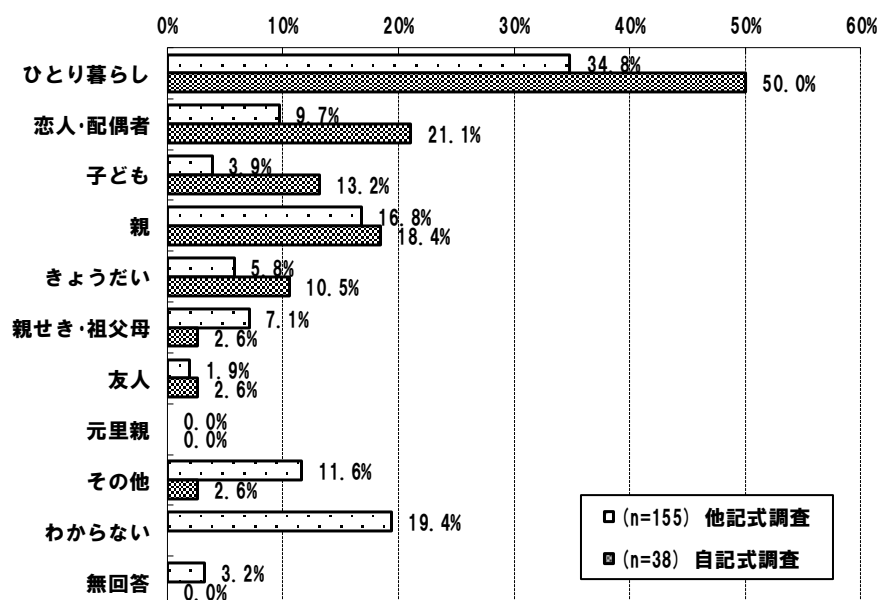
措置解除者の同居者は、「ひとり暮らし」が34.8%、「親」が16.8%であった。また、「わからない」は19.4%であった。

図表 183 同居者（複数回答、2018年10月1日以降の直近）



(注) 死亡した1名については集計対象外とした。

【参考：他記式調査と自記式調査の比較】同居者

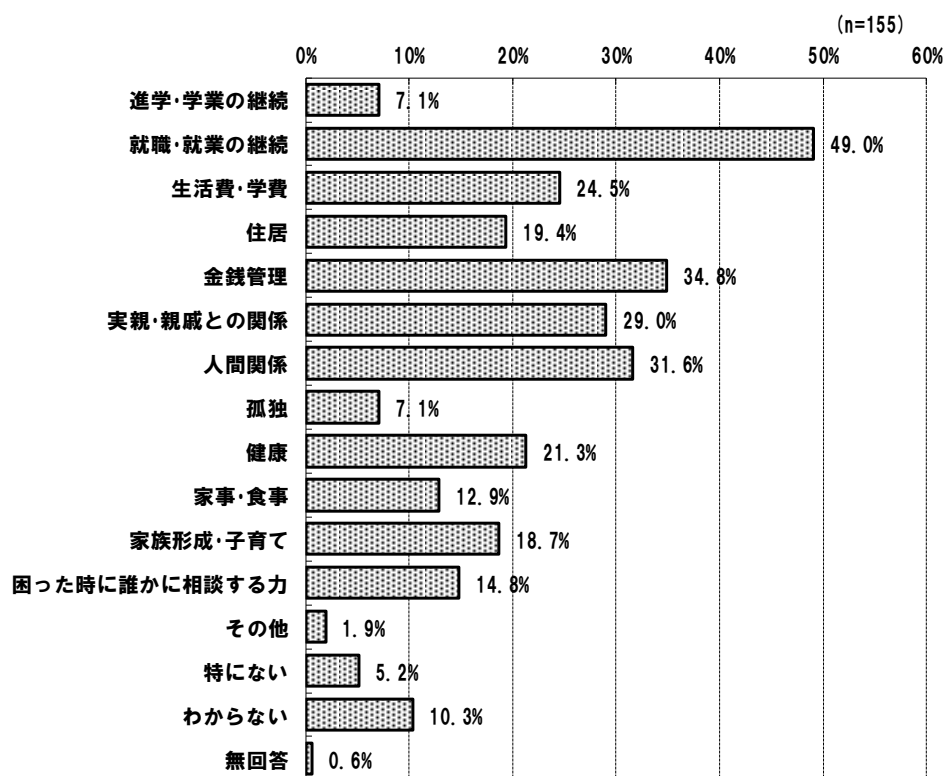


(注) 「わからない」の選択肢は他記式調査のみ設けている。自記式調査では、現在の居住場所が、「民間賃貸住宅」「公的賃貸住宅」「持ち家」「親・親せき・祖父母・きょうだいの家」「友人の家」「交際中の人の家」の人 (n=38) に尋ねた。

v. 現在直面している困難

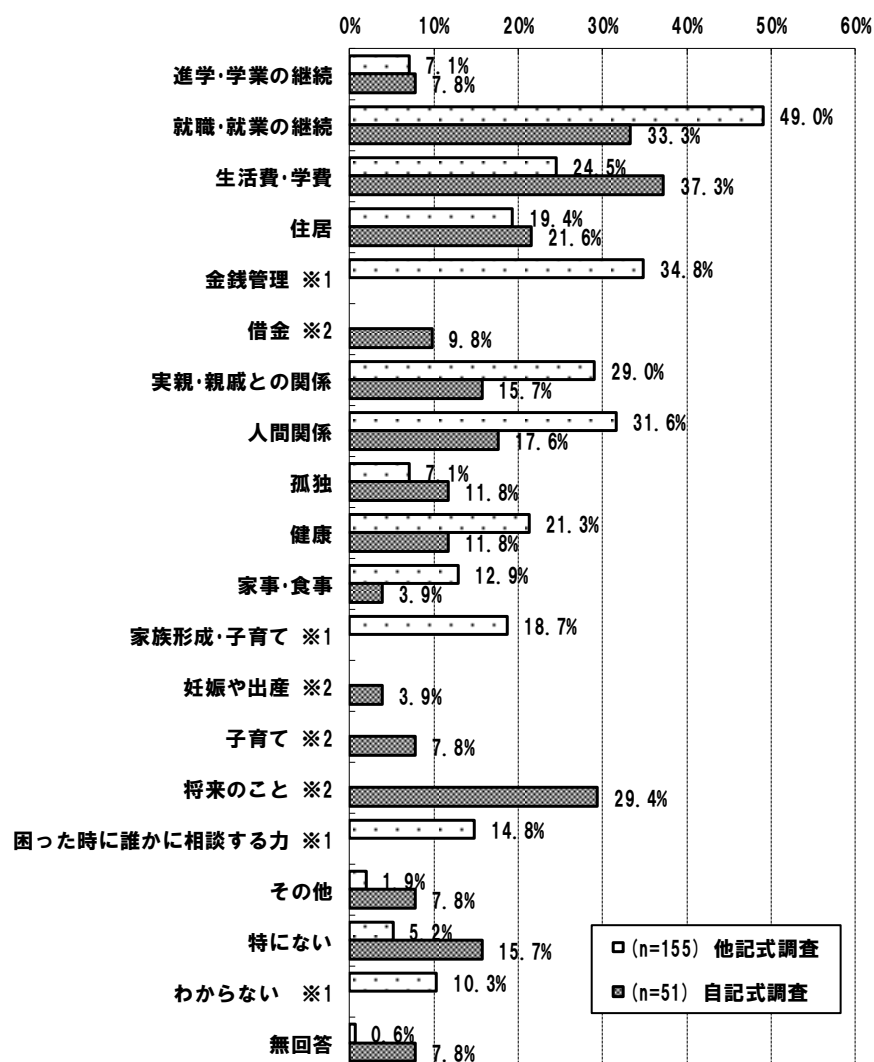
措置解除者が現在直面している困難は、「就職・就業の継続」が49.0%、「金銭管理」が34.8%、「人間関係」が31.6%、「実親・親戚との関係」が29.0%の順となった。

図表 184 措置解除者が現在直面している困難（複数回答）



(注) 死亡した1名については集計対象外とした。

【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除者が現在直面している困難
(複数回答)



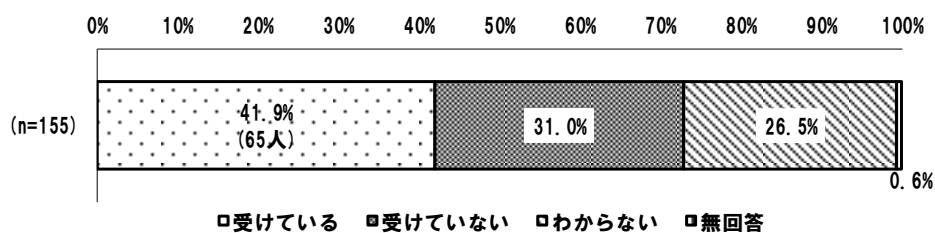
(注)「※1」は他記式調査のみ設けている選択肢、「※2」は自記式調査のみ設けている選択肢である。

6) アフターケア等の利用状況

i. アフターケア等の利用状況

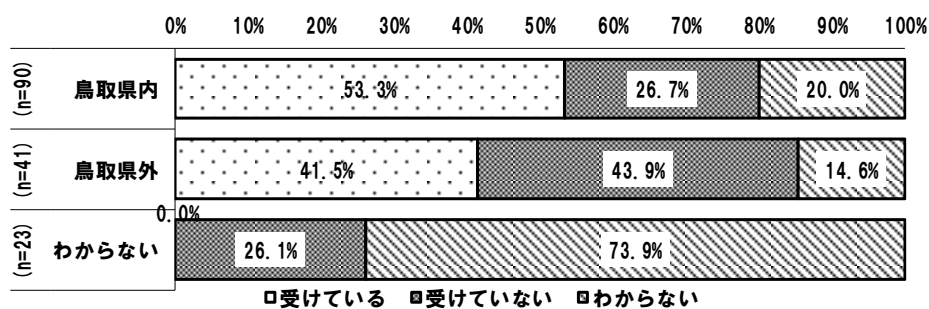
措置解除者のアフターケア等の利用状況は、「受けている」が41.9%、「受けていない」が31.0%であった。

図表 185 措置解除者のアフターケア等の利用状況

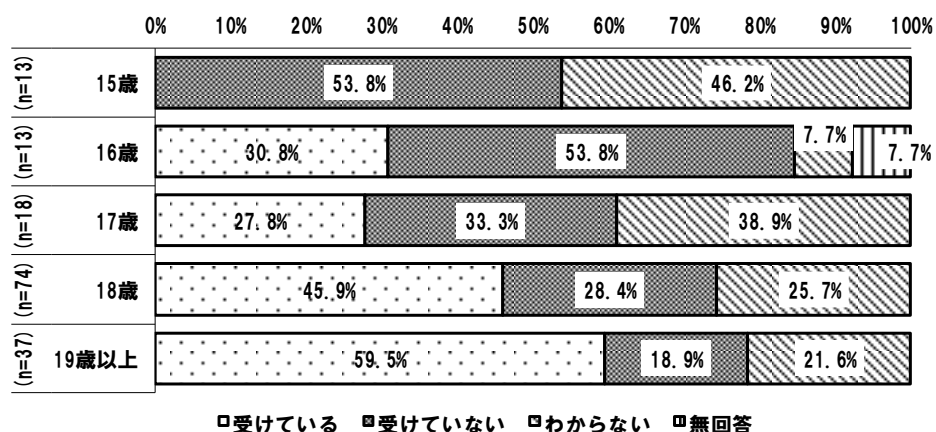


(注) 死亡した1名については集計対象外とした。

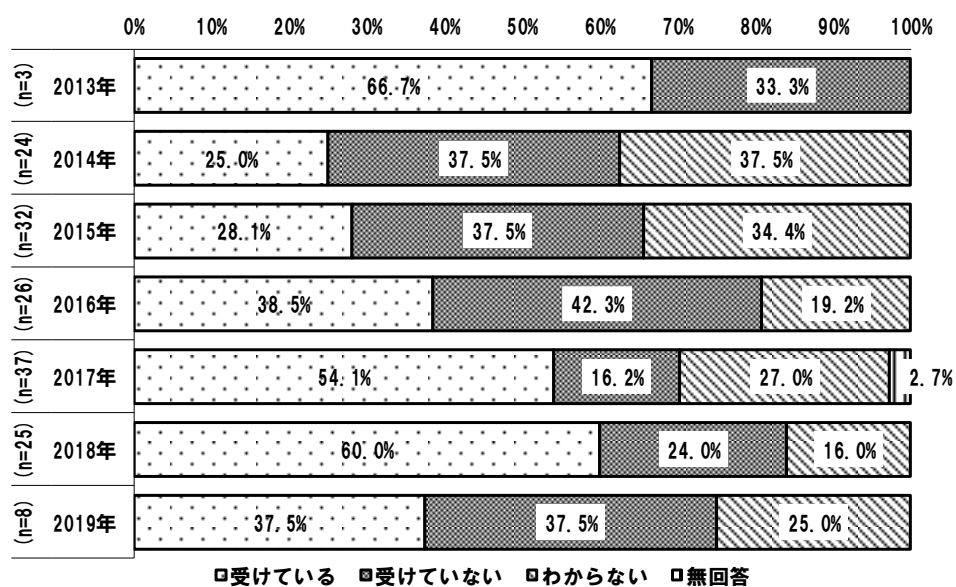
図表 186 措置解除者のアフターケア等の利用状況（居住地別）



図表 187 措置解除者のアフターケア等の利用状況（措置解除時の年齢別）



図表 188 措置解除者のアフターケア等の利用状況（措置解除年度別）

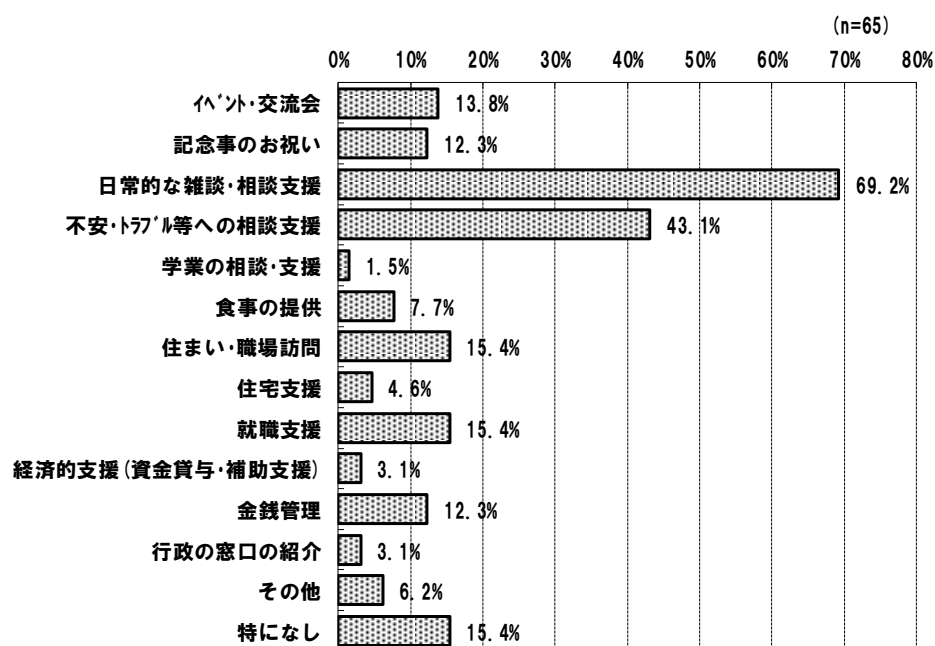


ii. 利用しているアフターケア等

(a) 施設等が提供するアフターケア

施設が提供するアフターケアの利用状況は、「日常的な雑談・相談支援」が 69.2%、「不安・トラブル等への相談支援」が 43.1%の順で高かった。

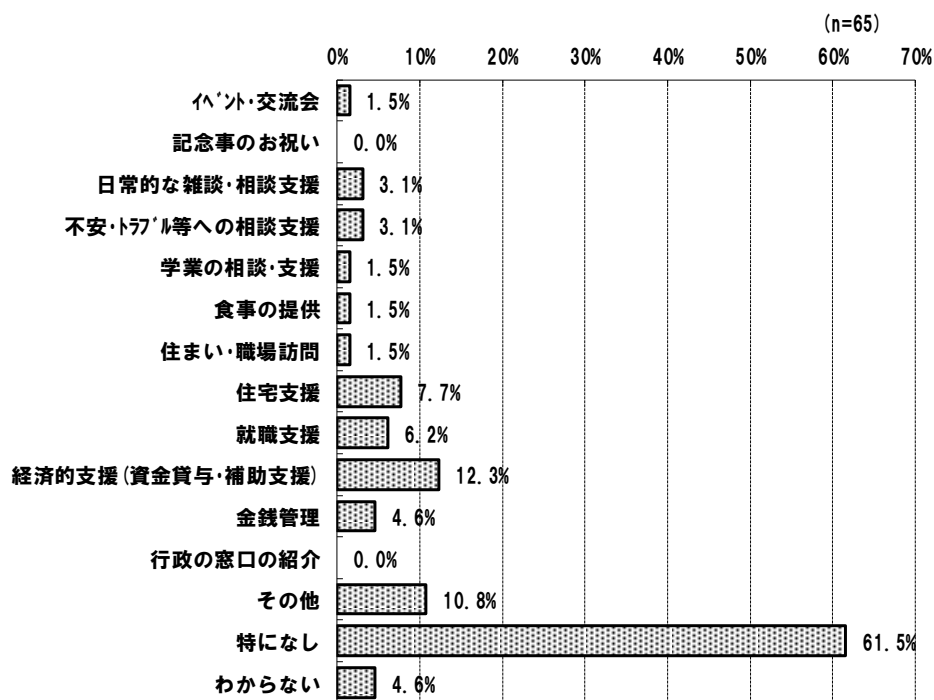
図表 189 施設等が提供するアフターケアの利用状況（複数回答）



(b) 自治体等が提供するサービス

自治体等が提供するサービスの利用状況は、「特になし」が 61.5%を占めた。

図表 190 自治体等が提供するサービスの利用状況（複数回答）

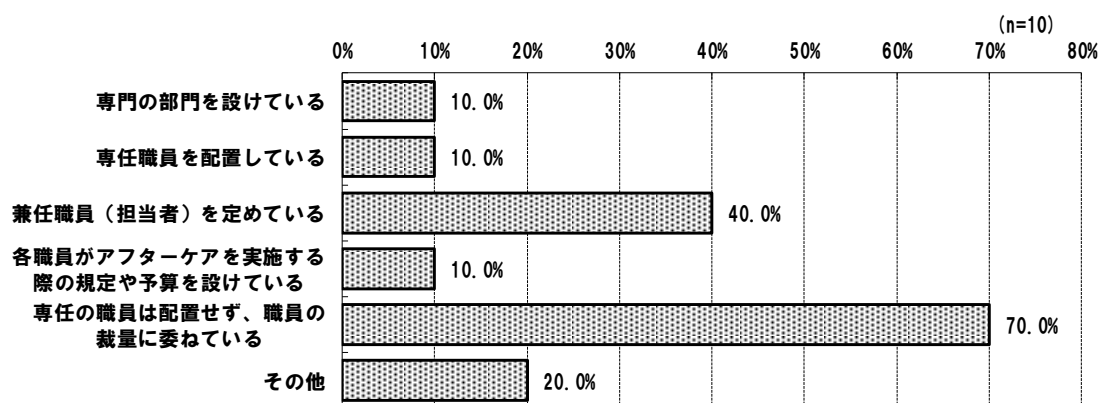


② 施設票

1) アフターケアの実施体制

アフターケアの実施体制としては、「専任の職員は配置せず、職員の裁量に委ねている」が70.0%と高く、次いで「兼任職員（担当者）を定めている」が40.0%であった。

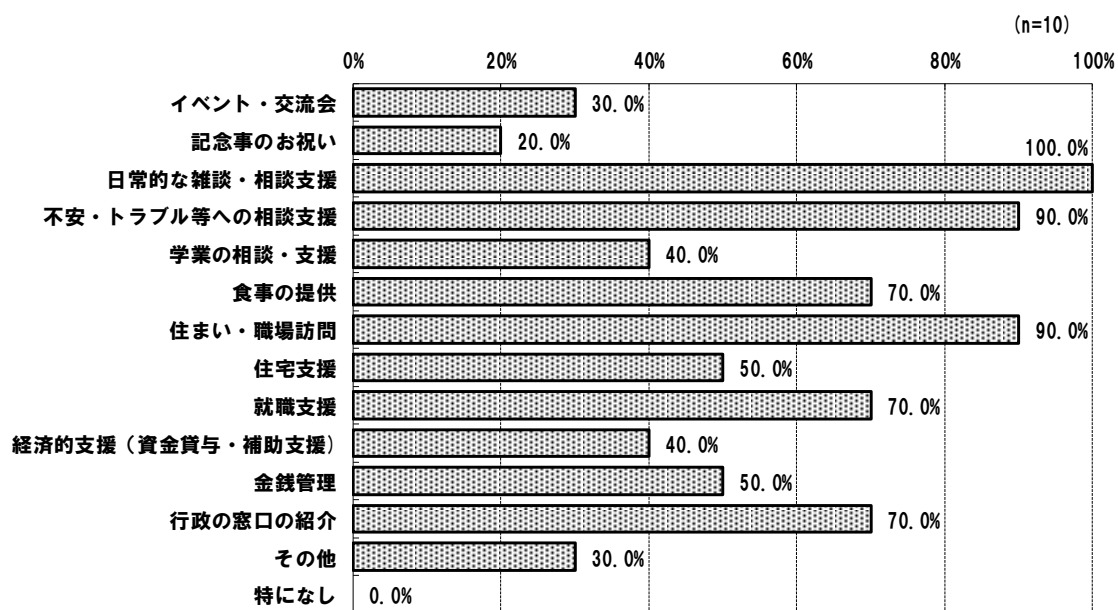
図表 191 アフターケアの実施体制



2) アフターケア等の取組内容

アフターケア等の取組内容は、「日常的な雑談・相談支援」が100.0%、「不安・トラブル等への相談支援」と「住まい・職場訪問」がそれぞれ90.0%と続いた。

図表 192 アフターケア等の取組内容



V. 大阪府堺市 調査結果

1. 調査実施プロセス

堺市では、平成 28 年度に大阪府および大阪市と共同で「児童養護施設退所児童等の実態調査」を実施し、退所後の生活状況やアフターケアのニーズの把握を試みている。その際、調査で把握できなかった調査対象者の状況が気になっていたため、堺市でも退所者を対象に自記式調査を行いたいと考えていた。今回のモデル調査を通じてケアのあり方を改めて関係者が考える機会になるとよい、との意見があった。

堺市子ども家庭課、堺市子ども相談所、児童養護施設（市内 4 施設）の主任級職員が定期的に協議する会合がもともとあったことから、モデル調査の実施方法や内容もその場で検討していただいた。

協議の間では具体的な調査実施方法を説明し、意見交換の結果、自記式調査の調査項目が過去調査等と比較参照可能なように、設問を追加した。また、調査対象のうち、里親委託解除者は人数が極めて少ないことから除外した。加えて、堺市では約 3 割の児童が市外の施設（大阪府、大阪市等）に入所しているが、本モデル調査は市単独での調査であるため、これらの施設の協力を得るのは相当な労力を要することから、市内の施設の措置介助者のみを調査対象とすることとした。

2. 自記式調査の結果

(1) 調査対象

平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月に中学卒業以上で児童養護施設を措置解除となった人。なお、市外の施設に措置入所していた措置介助者は本モデル調査では対象外とした。

(2) 調査方法

養育者（施設）経由で調査票を郵送で送付し、郵送回収またはウェブサイトで回答を受け付けることとした。回答に際しては対象者の利便性を考慮し、紙の調査票による回答とウェブサイト（スマートフォン対応）による回答を選択可能とした。また、紙の調査票を各施設から対象者へ転送していただくとともに、対象者へメールや SNS 等で連絡可能な場合はウェブサイトの URL を告知していただいた。

(3) 実施時期

2019 年 12 月 9 日～2020 年 1 月 24 日に実施した。

(4) 回収結果

対象者 86 人に対して、発送数（他記式調査において養育者が調査票を発送したと回答した件数の合計）は 49 件（発送率 56.9%）だった。

回答数は紙での回答が 14 件（発送数の 28.6%）、ウェブでの回答が 10 件（発送数の 20.4%）

であり、紙とウェブによる合計の有効回答数は 23 件（発送数の 46.9%）だった。対象者に対する有効回答数の割合（捕捉率）は 26.7%だった。

図表 193 堺市自記式調査の回収結果

①対象者数	②発送数※ (発送率:②/①)	③紙での回答数 (回答率:③/②)	④ウェブでの回答数 (回答率:④/②)	⑤有効回答数 (有効回答率:⑤/②)	⑥捕捉率 (⑤/①)
86	49(56.9%)	14 (28.6%)	10 (20.4%)	23 (46.9%)	26.7%

(5) 調査結果

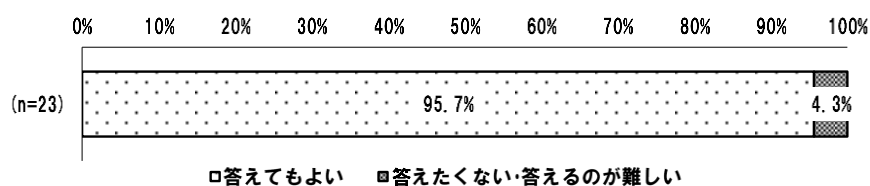
①調査への同意

1) 回答意向

アンケートへの回答意向は、「答えてもよい」が 95.7%、「答えたくない・答えるのが難しい」が 4.3%であった。

「答えたくない・答えるのが難しい」とした理由は、「量が多すぎる」だった。

図表 194 アンケートへの回答意向



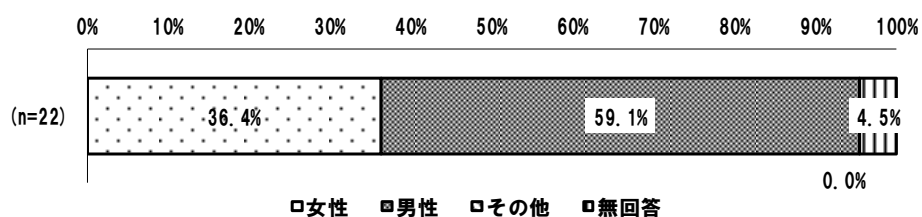
②基本情報

1) 個人属性

i. 性別

回答者の性別は、「女性」が 36.4%、「男性」が 59.1%であった。

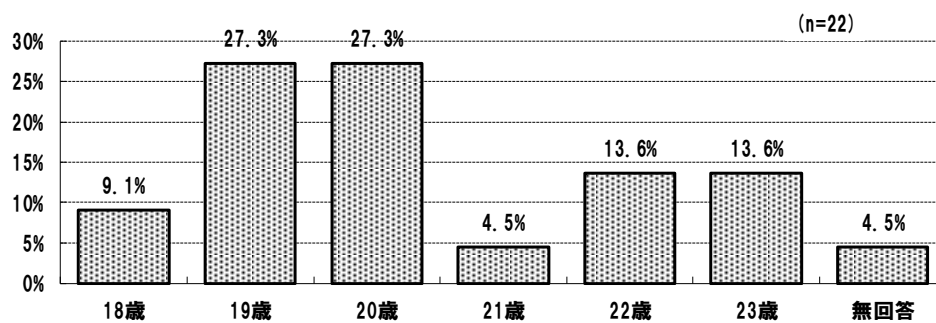
図表 195 性別



ii. 年齢

現在の年齢は、「19 歳」と「20 歳」がともに 27.3%だった。

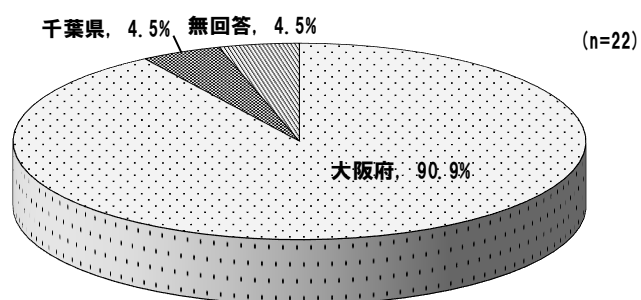
図表 196 年齢



iii. 現居住地

現居住地は「大阪府」が 90.9%を占めた。

図表 197 現居住地

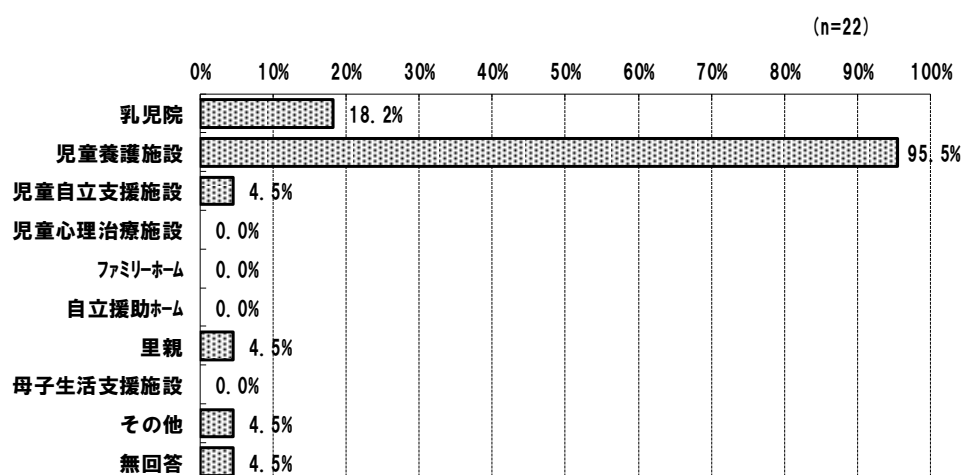


2) 社会的養護の経験

i. 利用経験のある施設等

利用経験のある施設等は、「児童養護施設」が99.5%、「乳児院」が18.2%であった。

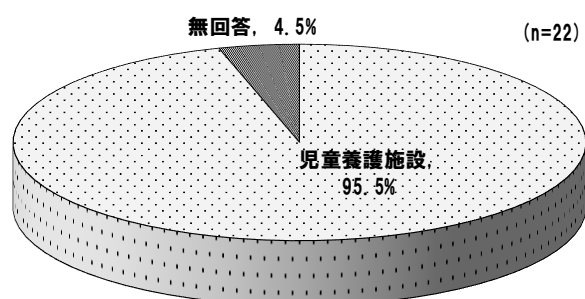
図表 198 利用経験のある施設等（複数回答）



ii. 最後に利用していた施設等

最後に利用していた施設等は、「児童養護施設」が95.5%であった。

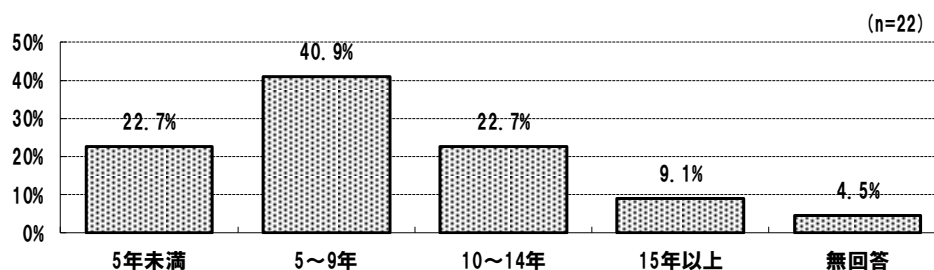
図表 199 最後に利用していた施設等



iii. 最後に利用していた施設等で過ごした期間(年換算)

最後に利用していた施設等で過ごした期間は、「5～9 年」が 40.9%で最も高かった。

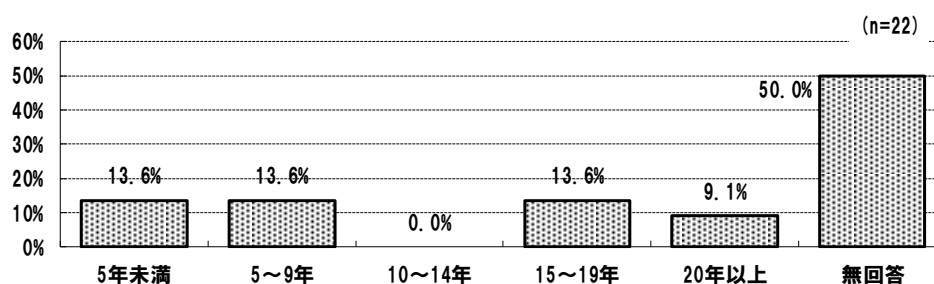
図表 200 最後に利用していた施設等で過ごした年数



iv. 施設等で過ごした通算年数

施設等で過ごした通算年数(のべ年数)は、「無回答」が 50.0%であった。

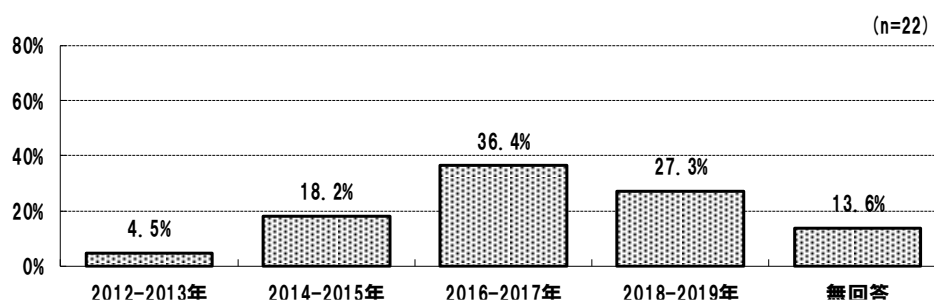
図表 201 施設等で過ごした通算年数



v. 施設等を退所した時期

施設等を退所した時期は、「2016～2017 年」が 36.4%と最も多く、続いて「2018～2019 年」が 27.3%であった。

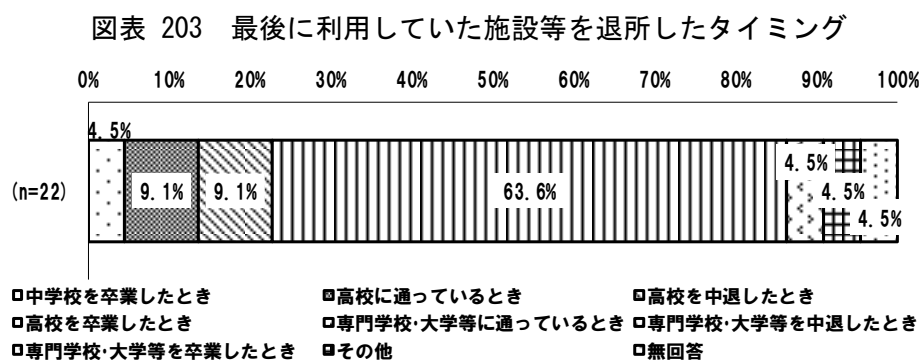
図表 202 最後に利用していた施設等を退所した時期



3) 退所直後の状況

i. 施設等を退所したタイミング

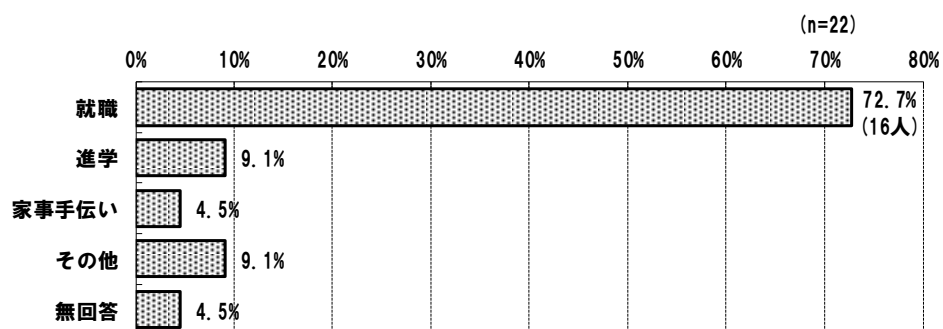
施設等を退所したタイミングは「高校を卒業したとき」が 63.6%で、半数以上を占めた。



ii. 退所直後の進路

退所直後の進路は「就職」が 72.7%で、続いて「進学」と「その他」が 9.1%であった。

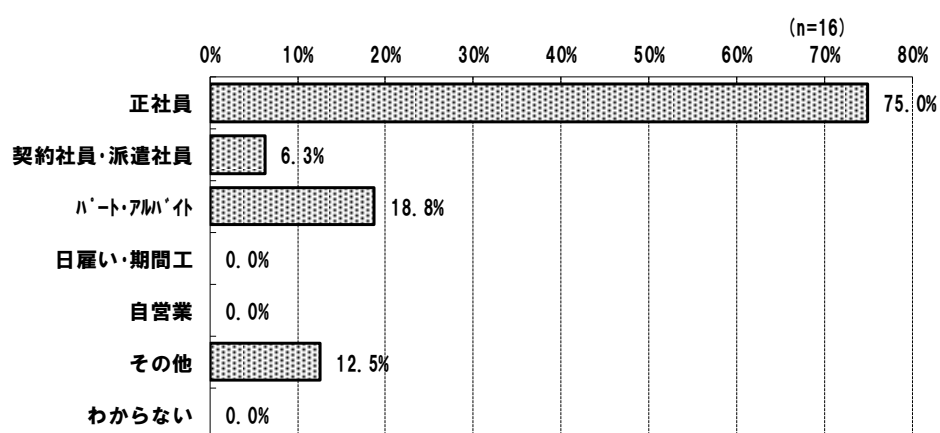
図表 204 退所直後の進路（複数回答）



iii. 退所直後の働き方

退所直後の働き方は「正社員」が 75.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト」が 18.8%であった。

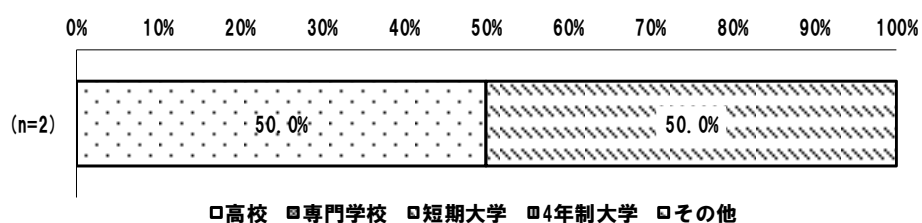
図表 205 退所直後の働き方（退職直後の進路が「就職」の人、複数回答）



iv. 退所直後の進学先

退所直後の進学先は、「高校」と「その他」がそれぞれ1件ずつ（50.0%）であった。

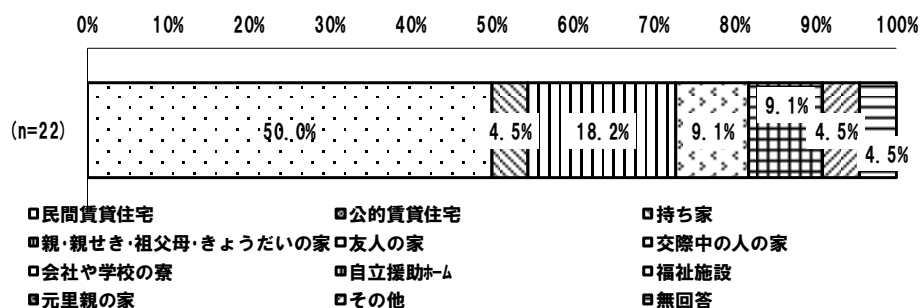
図表 206 退所直後の進学先（退職直後の進路が「進学」の人）



v. 退所直後の住まい

退所後の住まいは、「民間賃貸住宅」が50.0%で最も高く、続いて「親・親せき・祖父母・きょうだいの家」が18.2%であった。

図表 207 退所直後の住まい



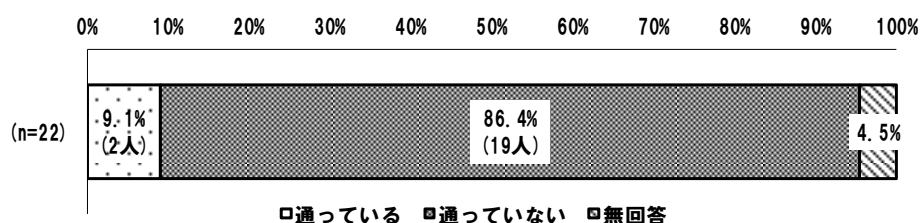
③現在の生活状況

1) 教育

i. 通学状況

通学状況としては、「通っていない」が86.4%、「通っている」が9.1%であった。

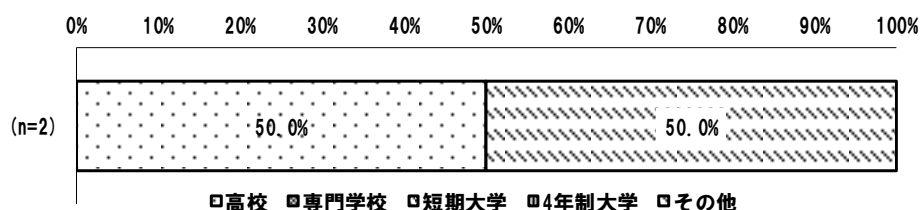
図表 208 通学状況



ii. 通学先

通学先は、「高校」と「その他」がそれぞれ1件ずつ（50.0%）であった。

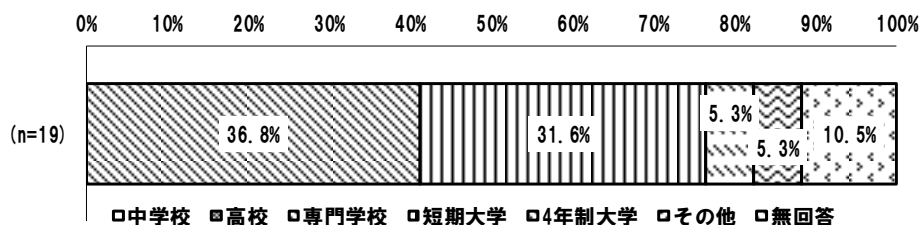
図表 209 通学先（学校に通っている人）



iii. 最後に通った学校

最後に通った学校は、「専門学校」が 36.8%、「短期大学」が 31.6%であった。

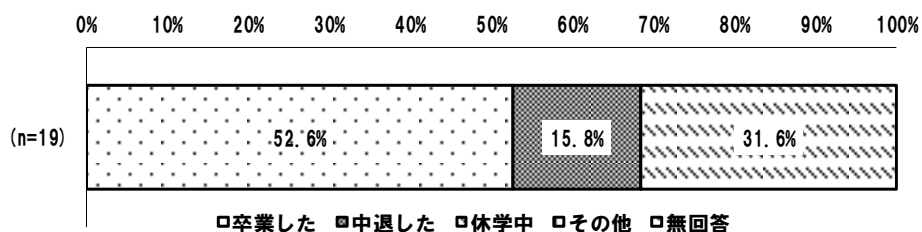
図表 210 最後に通った学校（学校に通っていない人）



iv. 最後に通った学校の卒業

最後に通った学校の卒業は、「卒業した」が 52.6%、「中退した」が 15.8%であった。

図表 211 最後に通った学校の卒業（学校に通っていない人）

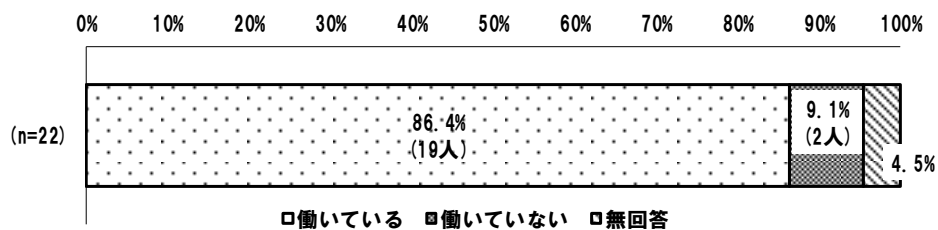


2) 就労

i. 就労状況

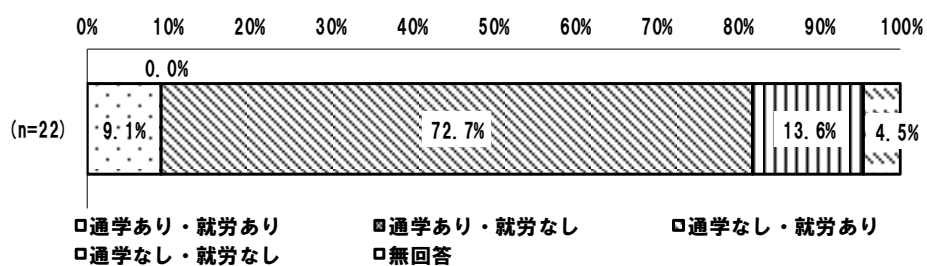
就労状況は、「働いている」が 86.4%、「働いていない」が 9.1%であった。

図表 212 就労状況



通学と就労の状況をみると、「通学あり・就労あり」が 9.1%、「通学なし・就労あり」が 72.7%、「通学なし・就労なし」が 13.6%で、「通学あり・就業なし」はいなかった(0.0%)。

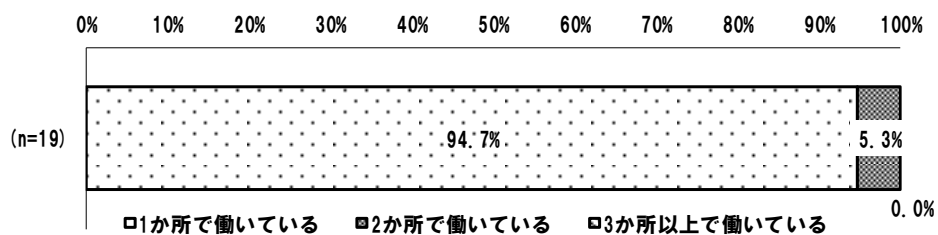
図表 213 通学と就労の状況



ii. 勤務先数

勤務先数は「1 か所で働いている」が 94.7%で、ほとんどを占めた。

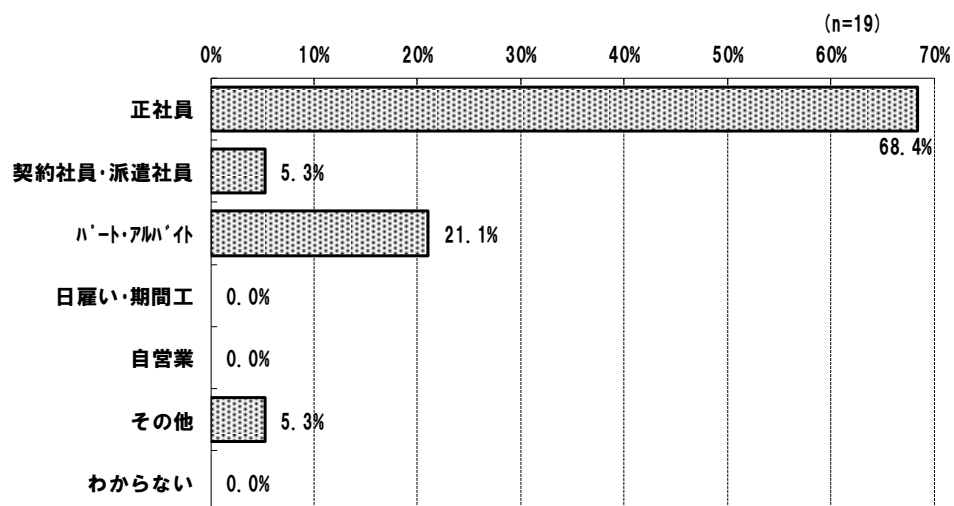
図表 214 勤務先数（就労中の人）



iii. 雇用形態

雇用形態は、「正社員」が68.4%で最も高く、続いて「パート・アルバイト」が21.1%であった。

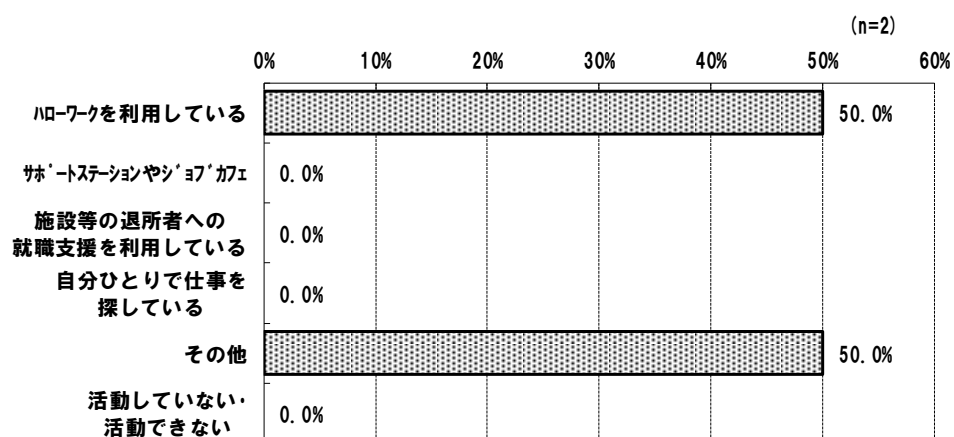
図表 215 雇用形態（就労中の人、複数回答）



iv. 求職活動

求職活動の状況は、「ハローワークを利用している」と「その他」がいずれも1件(50.0%)であった。

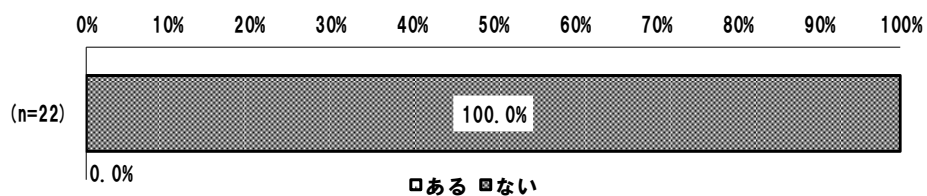
図表 216 求職活動（就労していない人、複数回答）



v. 職業訓練校

職業訓練校の利用経験は、1人もなかった（0.0%）。

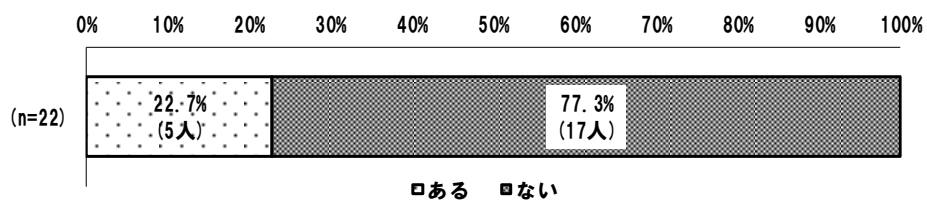
図表 217 職業訓練校の利用経験



vi. 転職経験

転職経験が「ある」のは、回答者の22.7%であった。

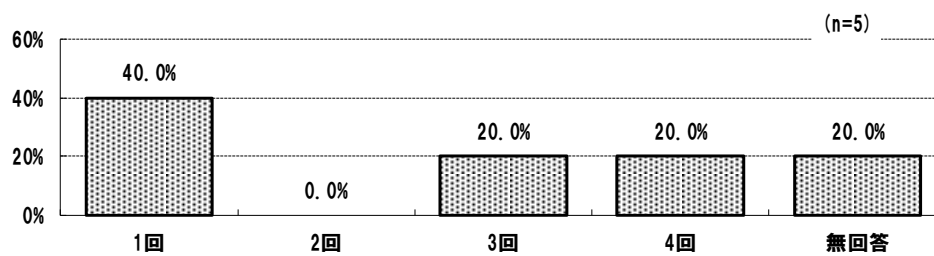
図表 218 転職経験



vii. 転職回数

転職回数は、「1回」が40.0%であった。

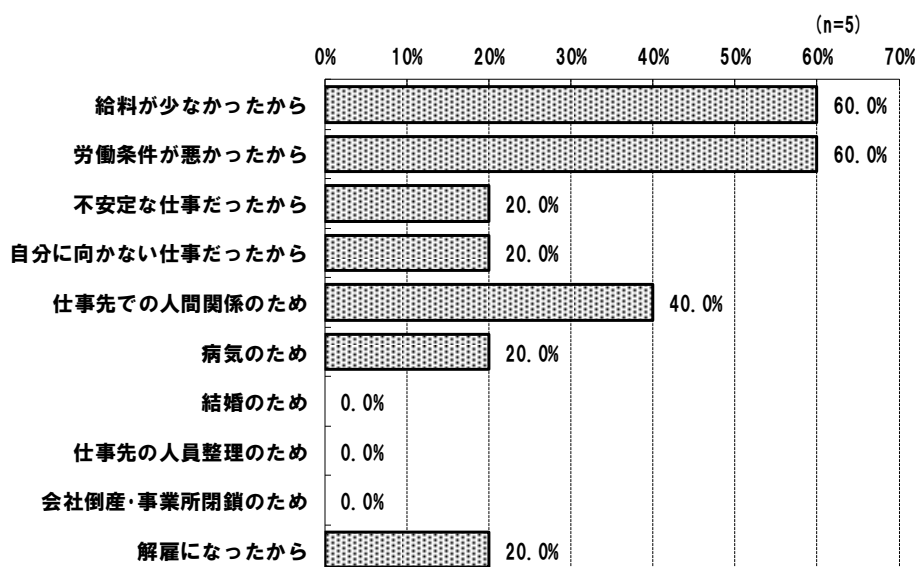
図表 219 転職回数（転職経験のある人）



viii. 転職理由

転職理由としては、「給料が少なかったから」と「労働条件が悪かったから」がともに 60.0%であった。

図表 220 転職理由（転職経験のある人）

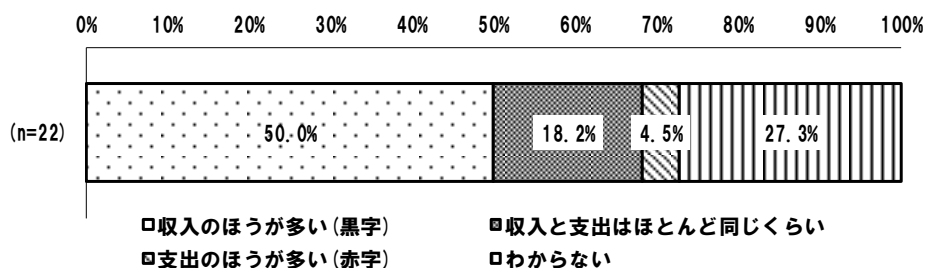


3) 経済状態

i. 収支バランス

月々の収支バランスについては、「収入の方が多い（黒字）」が 50.0%で最も高く、次いで「収入と支出はほとんど同じくらい」が 18.2%であった。なお、「わからない」との回答も 27.3%あった。

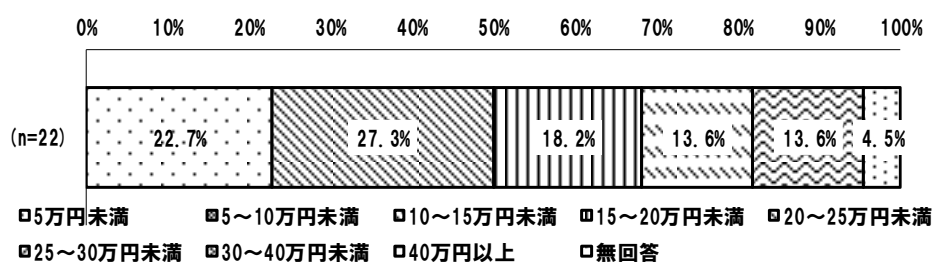
図表 221 月々の収支バランス



i. 最近 1 か月感の収入

最近 1 か月間の収入としては、「10～15 万円未満」が 27.3%で最も高く、次いで「5 万円未満」が 22.7%、「15～20 万円未満」が 18.2%だった。

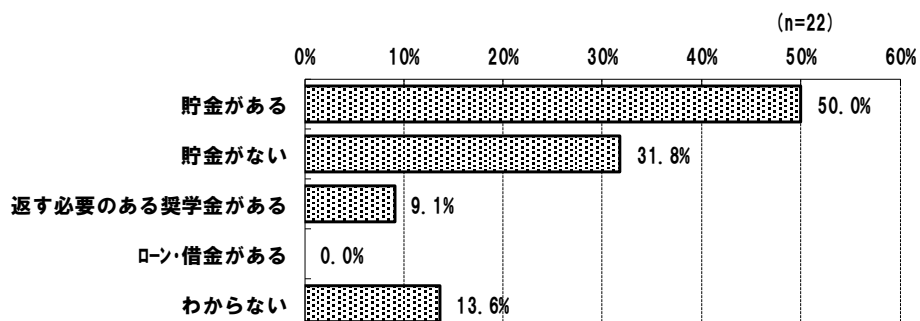
図表 222 最近 1 か月間の収入



ii. 貯金・借入金

貯金・借入金は、「貯金がある」が 50.0%で最も多く、続いて「貯金がない」が 31.8%、「返す必要のある奨学金がある」が 9.1%であった。

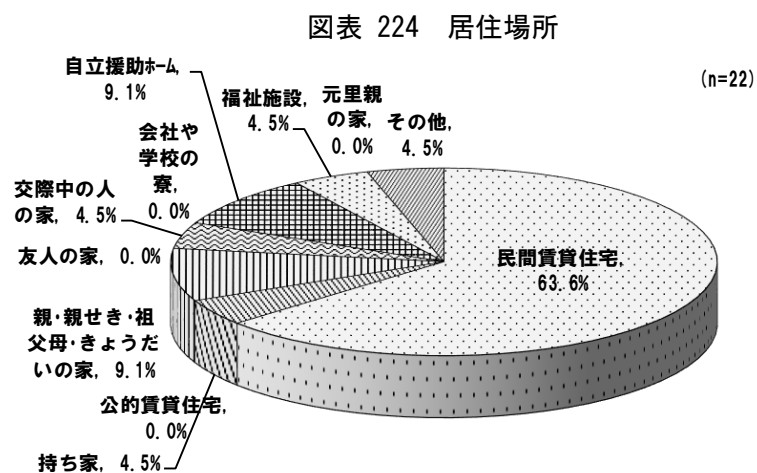
図表 223 貯金・借入金（複数回答）



4) 住まいと同居者

i. 居住場所

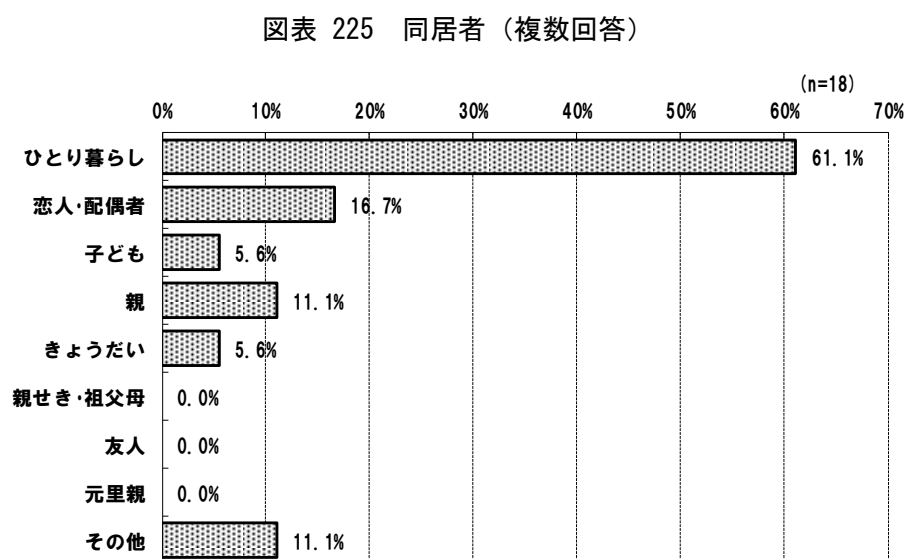
居住場所は「民間賃貸住宅」が 63.6%を占めており、続いて「親・親せき・祖父母・きょうだいの家」「自立援助ホーム」が 9.1%であった。



ii. 同居者

同居者について、「ひとり暮らし」が 61.1%で最も高く、次いで「恋人・配偶者」が 16.7%などとなった。

なお、同居している子どもがいる回答者は 1 名のみで、子どもの年齢は「1～2 歳」、利用している子育てサービスは「予防接種」のみとの回答であった。



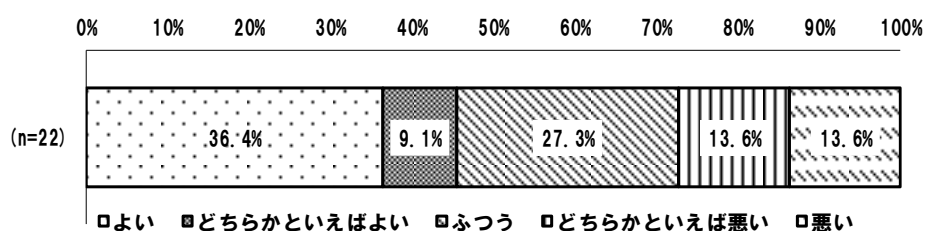
(注) 現在の居住場所が、「民間賃貸住宅」「公的賃貸住宅」「持ち家」「親・親せき・祖父母・きょうだいの家」「友人の家」「交際中の人の家」の人に尋ねた。

5) 健康・福祉

i. 健康状態

健康状態は、「よい」との回答割合が36.4%で最も高く、続いて「ふつう」が27.3%であった。また、「どちらかといえば悪い」と「悪い」はそれぞれ13.6%であった。

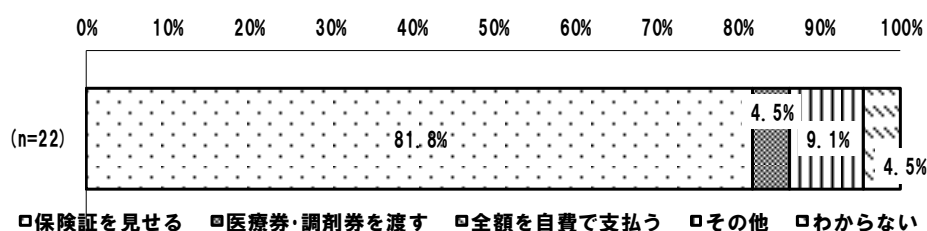
図表 226 最近1か月間の健康状態



ii. 医療費の支払い

医療費の支払い方法について、「保険証を見せる」が81.8%、「医療券・調剤券を渡す」は4.5%であった。「その他」(9.1%)としては、医療機関を受診していない、する必要がないとのコメントがあった。

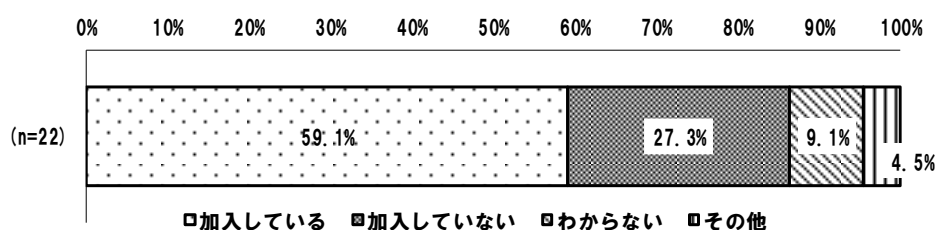
図表 227 医療費の支払い方法



iii. 年金

年金に「加入している」割合は59.1%で、「加入していない」が27.3%、「わからない」が9.1%であった。

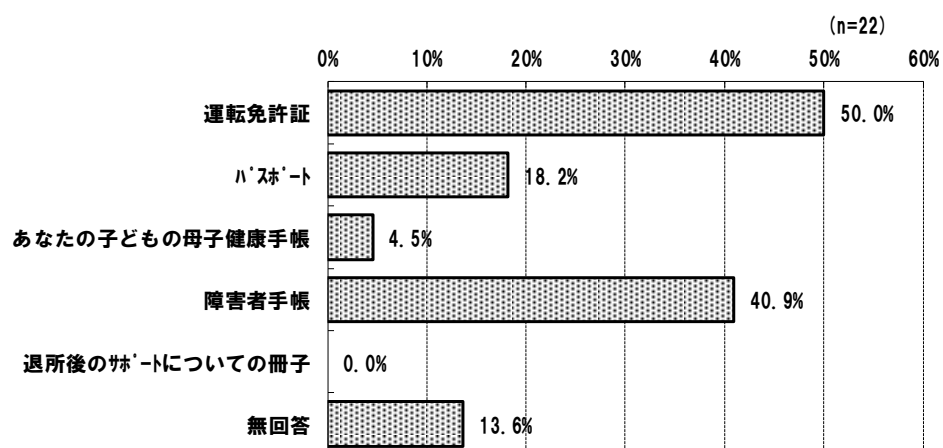
図表 228 年金への加入



iv. 証明書等

所有している証明書等について、「運転免許証」は50.0%で最も高く、次いで「障害者手帳」が40.9%、「パスポート」が18.2%であった。

図表 229 所有している証明書等（複数回答）



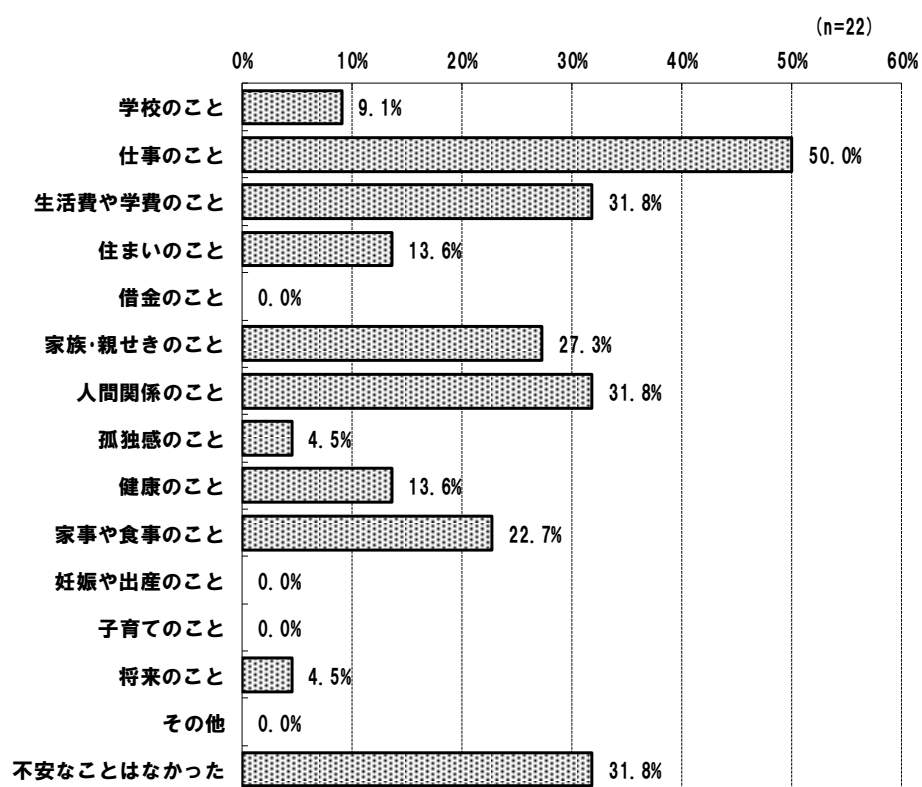
④リービングケアとアフターケア

1) 退所前後の不安とサポート

i. 退所前後に不安だったこと

退所前後に不安だったこととしては「仕事のこと」が50.0%で最も高く、「生活費や学費のこと」「人間関係のこと」が31.8%、「家族・親せきのこと」が27.3%と続いた。一方で、「不安なことはなかった」も31.8%と比較的高かった。

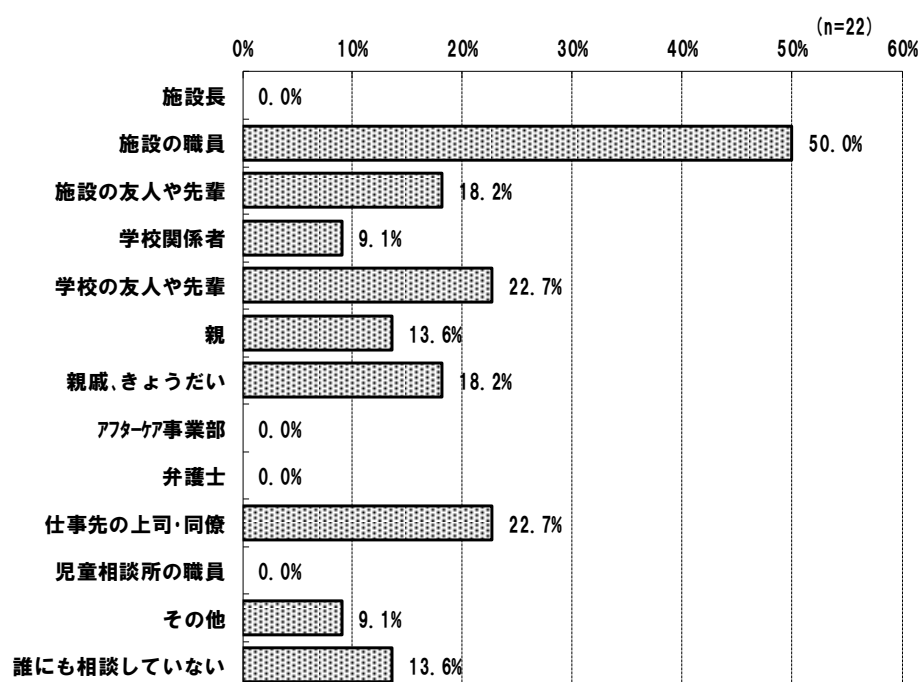
図表 230 施設等を退所する前後で不安だったこと（複数回答）



ii. 退所直後の相談相手

施設等を退所した直後の相談相手については、「施設の職員」が 50.0% と高く、次いで「学校の友人や先輩」「仕事先の上司・同僚」がそれぞれ 22.7% だった。

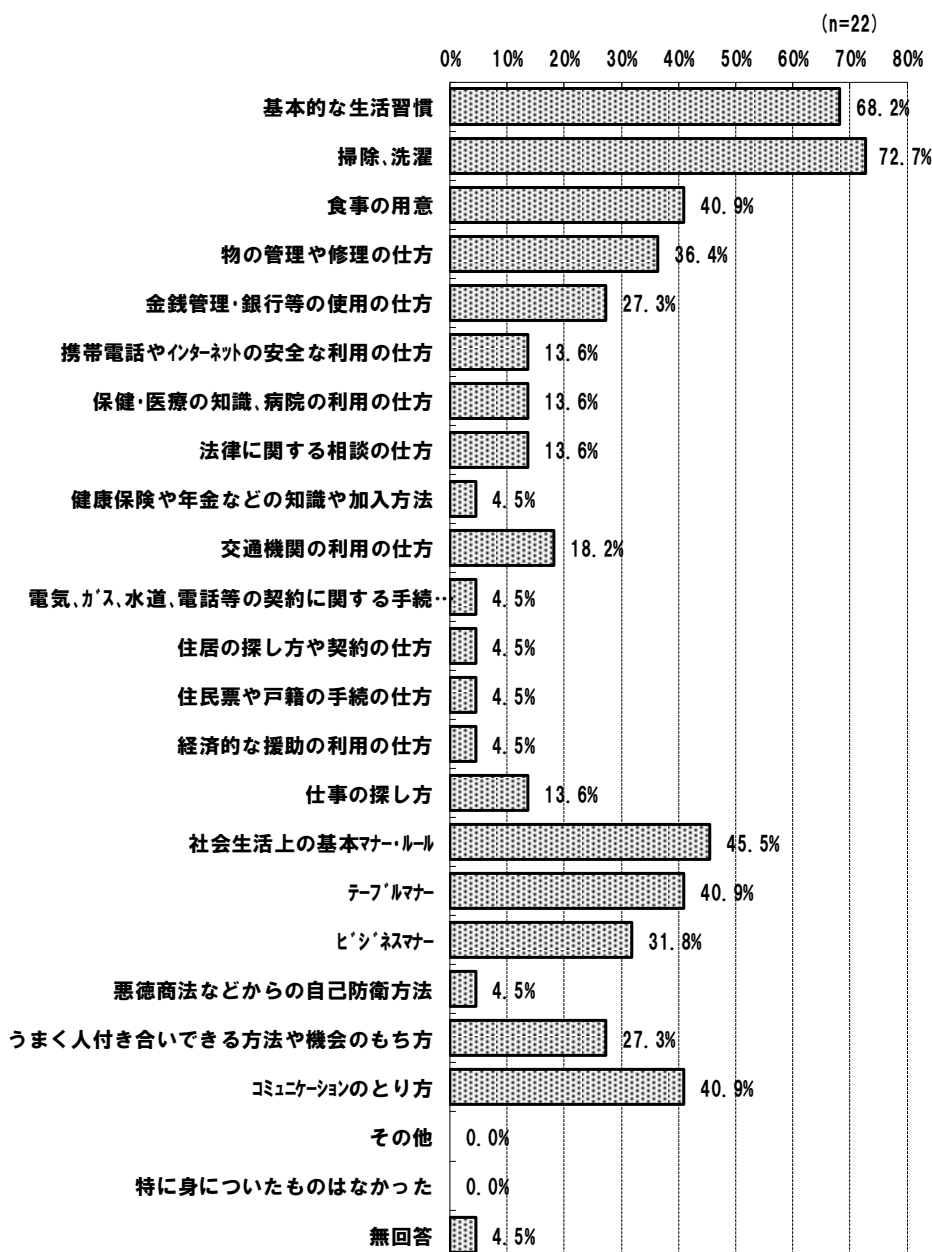
図表 231 施設等を退所した直後の相談相手（複数回答）



iii. 施設等入所中に身についたと思うもの

施設等への入所中に身についたと思うものは、「掃除・洗濯」が 72.7%で最も高く、続いて「基本的な生活習慣」が 68.2%と高かった。また、「社会生活上の基本マナー・ルール」は 45.5%、「食事の用意」「テーブルマナー」「コミュニケーションのとり方」はそれぞれ 40.9%だった。

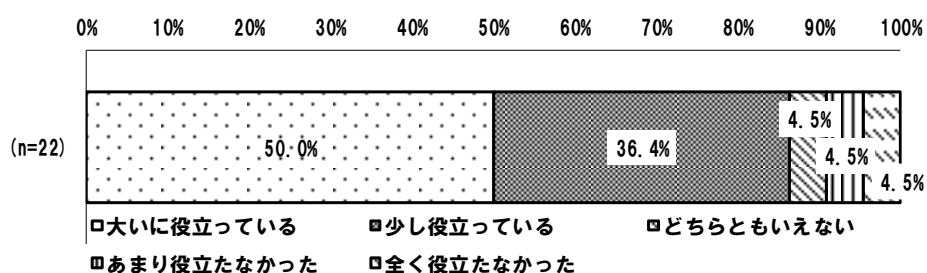
図表 232 施設等入所中に身についたと思うもの（複数回答）



iv. 施設等での経験が役立っているか

施設等で経験したことが退所後の生活において役に立っているかについては、「大いに役立っている」が50.0%と最も高く、「少し役立っている」が36.4%と続いた。

図表 233 施設等で経験したことが退所後の生活に役立っているか

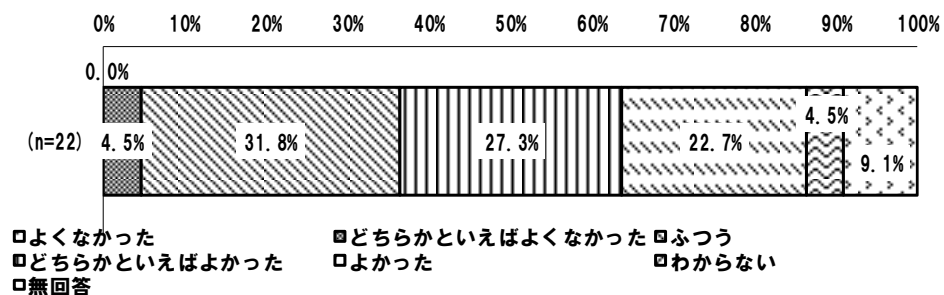


v. これまでのサポートの評価

< 1 > 児童相談所の職員の対応

児童相談所の職員の対応は、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が50.0%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が4.5%、「わからない」が4.5%であった。

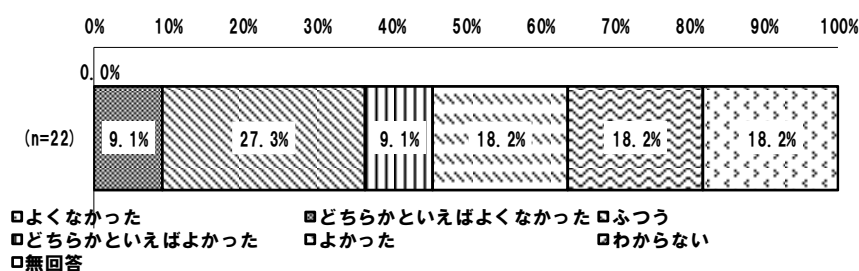
図表 234 児童相談所の職員の対応



< 2 >一時保護所の職員の対応

一時保護所の職員の対応は、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が27.3%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が9.1%、「わからない」が18.2%であった。

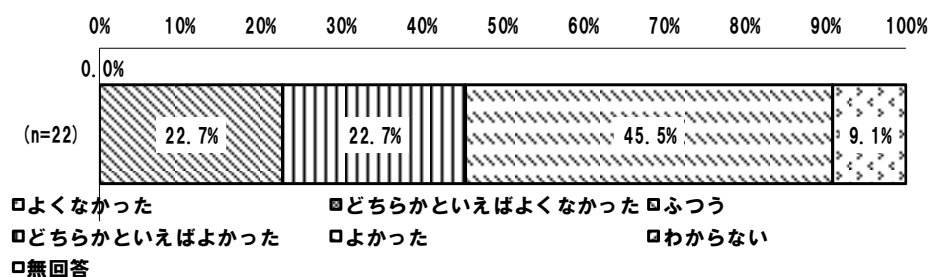
図表 235 一時保護所の職員の対応



< 3 >施設等での生活

施設等での生活は、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が68.2%、「ふつう」が22.7%で、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」「わからない」との回答はなかった(0.0%)。

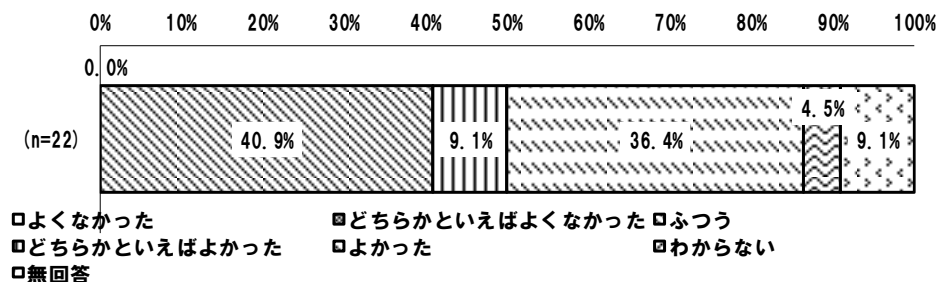
図表 236 施設などでの生活



< 4 >退所に向けたサポート

退所に向けたサポートは、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が45.5%、「ふつう」が40.9%で「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」との回答はなかった(0.0%)。

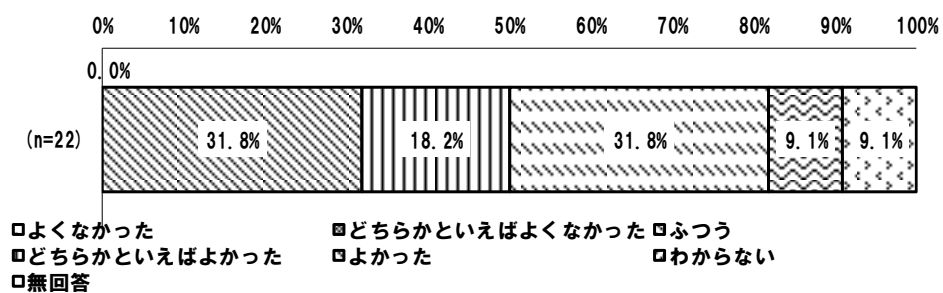
図表 237 退所に向けたサポート



< 5 > 退所後の施設等からのサポート

退所後の施設等からのサポートは、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 50.0%、「ふつう」が 31.8%で、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」との回答はなかった（0.0%）。

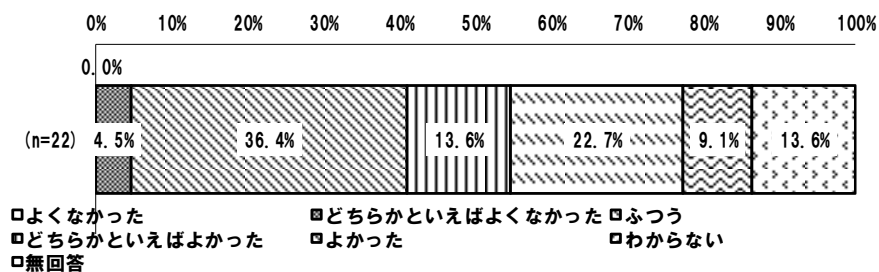
図表 238 退所後の施設等からのサポート



< 6 > 退所後の施設等以外からのサポート

退所後の施設等以外からのサポートは、「よかった」「どちらかといえばよかった」を合わせた割合が 36.3%、「よくなかった」「どちらかといえばよくなかった」を合わせた割合が 4.5%、「わからない」が 9.1%であった。

図表 239 退所後の施設等以外からのサポート

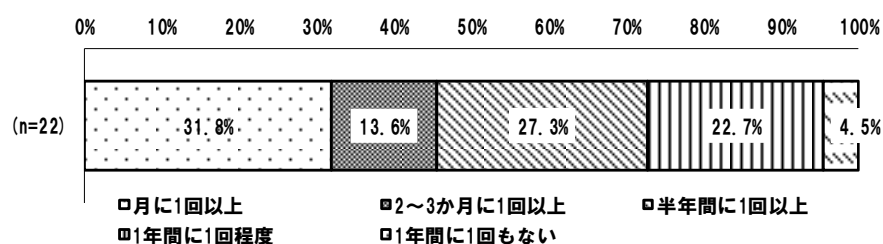


2) 退所前後の不安とサポート

i. 連絡頻度

この1年間の施設等との連絡頻度は、「月に1回以上」が31.8%で最も高く、続いて「半年間に1回以上」が27.3%「1年間に1回程度」が22.7%であった。

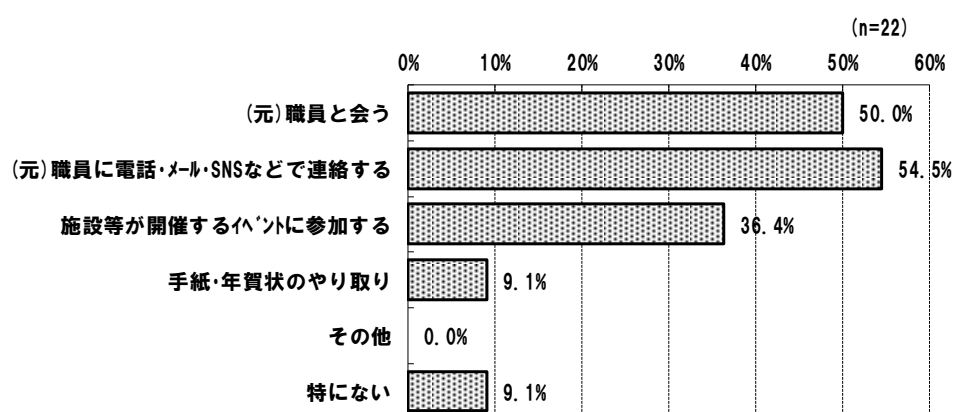
図表 240 この1年間の施設等との連絡頻度



ii. 連絡の機会

この1年間での施設等との連絡の機会は、「(元)職員に電話・メール・SNSなどで連絡する」が54.5%で最も高く、次いで「(元)職員と会う」が50.0%、「施設等が開催するイベントに参加する」が36.4%の順で高かった。

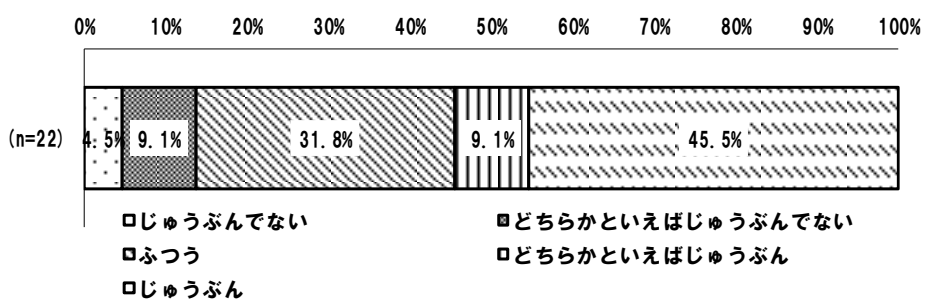
図表 241 この1年間の施設等との連絡の機会（複数回答）



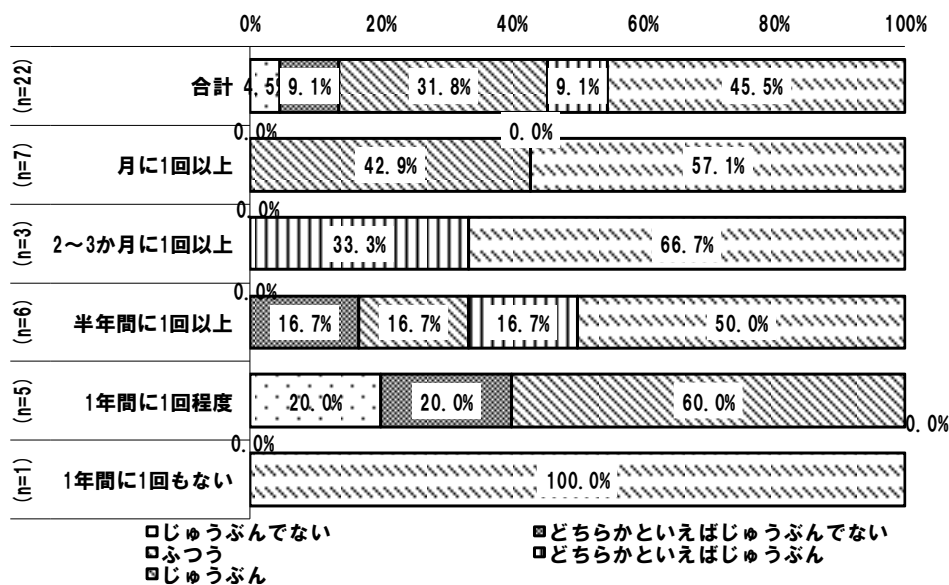
iii. 連絡機会の充足度

施設等との連絡機会の充足度については「じゅうぶん」が45.5%で約半数を占め、次いで「ふつう」が31.8%であった。

図表 242 施設等との連絡機会の充足度



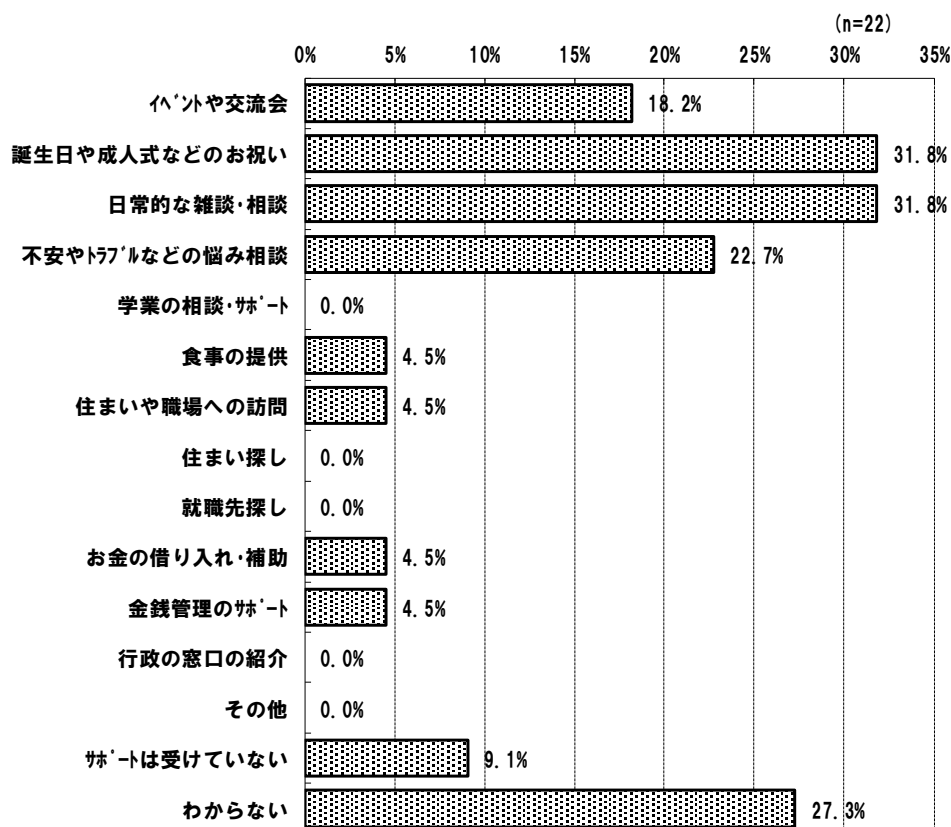
図表 243 施設等との連絡機会の充足度（この1年間の施設等との連絡頻度別）



iv. アフターケア

施設等を退所後に受けたサポートとして挙げられた回答は、「誕生日や成人式などのお祝い」と「日常的な雑談・相談」が31.8%で最も高く、次いで「不安やトラブルなどの悩み相談」が22.7%であった。また、「わからない」との回答も27.3%あった。

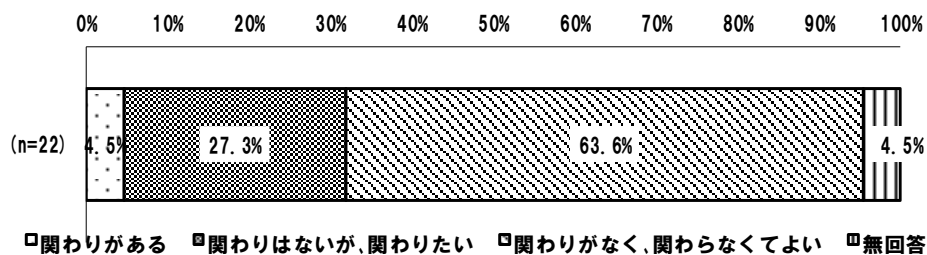
図表 244 施設等を退所後に受けたサポート（複数回答）



v. 当事者団体との関わり

当事者団体との関わりは、「関わりがある」が4.5%、「関わりはないが、関わりたい」が27.3%、「関わりがなく、関わらなくてよい」が63.6%であった。

図表 245 当事者団体との関わり

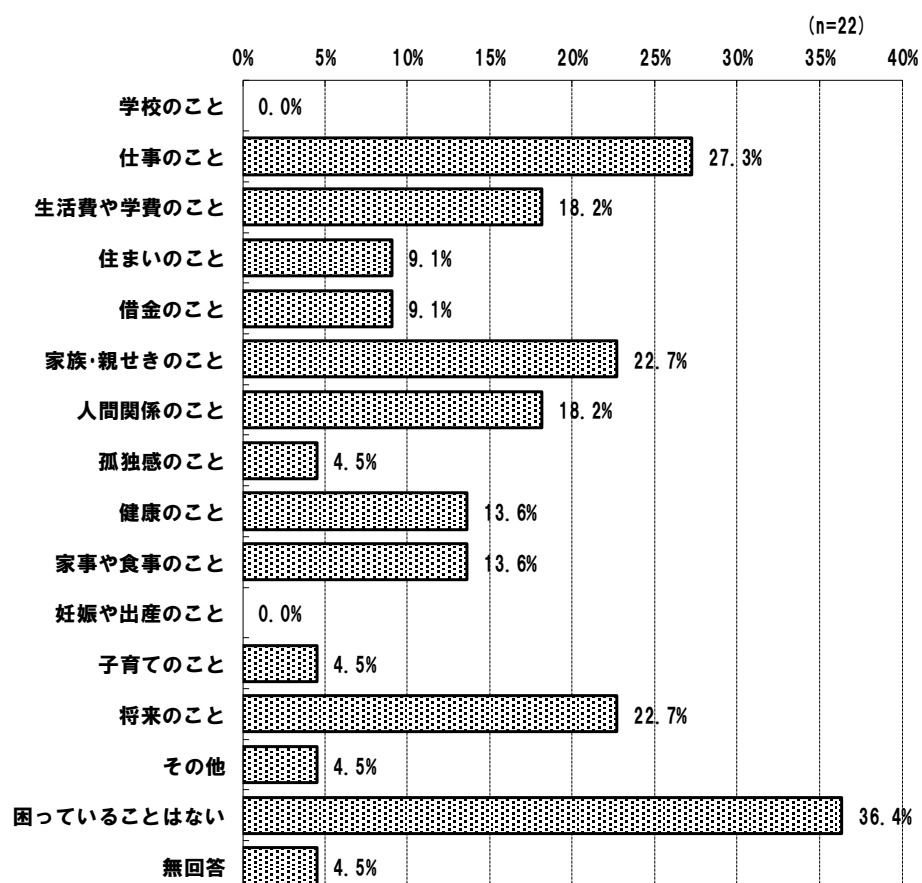


⑤現在の生活についての考え

1) 困りごと

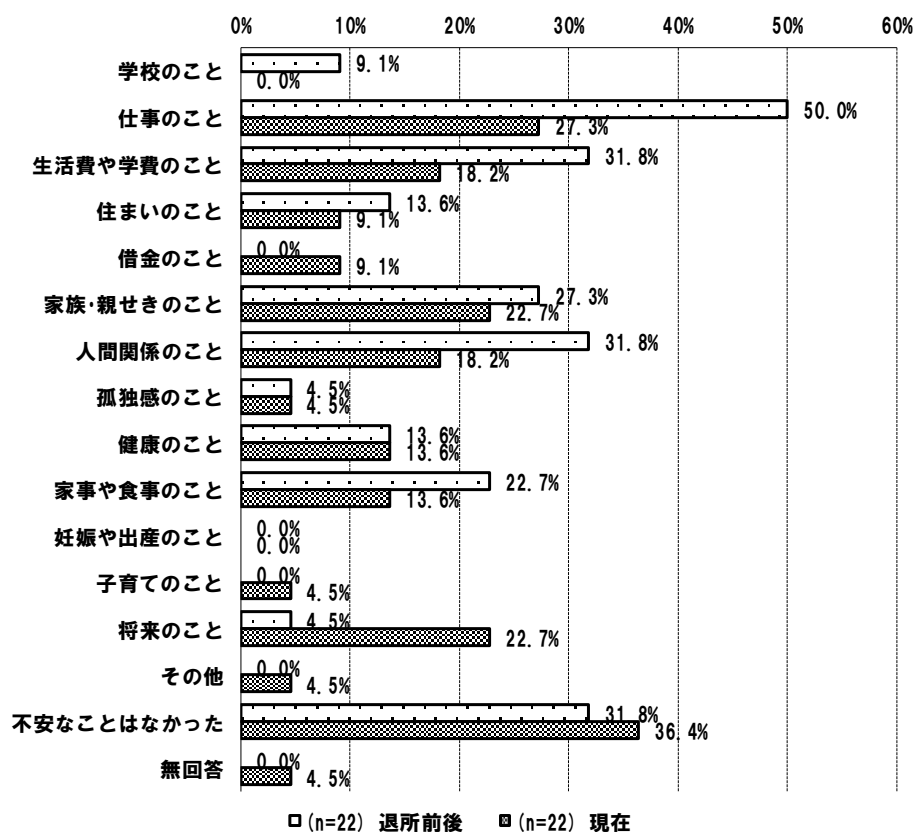
現在困っていることや心配なこととして、「困っていることはない」が36.4%と最も高かった。次いで、「仕事のこと」が27.3%、「家族・親せきのこと」と「将来のこと」がそれぞれ22.7%となった。

図表 246 現在困っていることや心配なこと（複数回答）



施設等を退所する前後で不安だったことと、現在困っていることや心配なことを比較すると、ほとんどの選択肢で該当する割合が減少していたが、「借金のこと」「子育てのこと」「将来のこと」は増加していた。

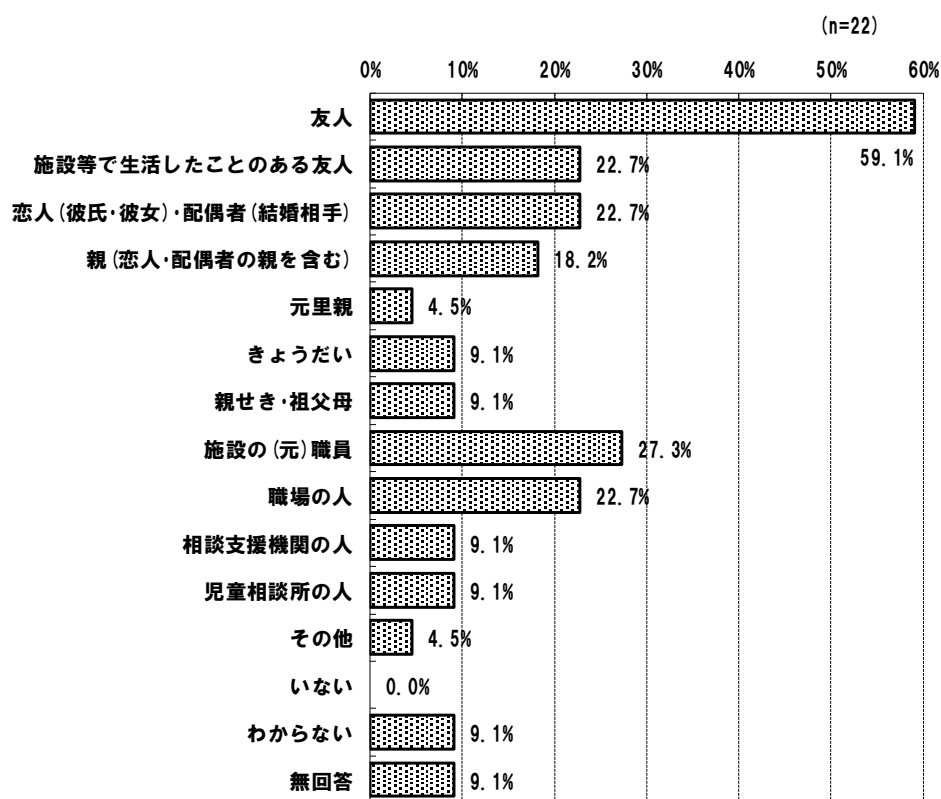
図表 247 施設等を退所する前後で不安だったことと、現在困っていることや心配なこと
(複数回答)



2) 相談相手

困っていることについて相談できる相手は、「友人」が59.1%で最も高く、次いで「施設の(元)職員」が27.3%、「施設等で生活したことがある友人」「恋人(彼氏・彼女)・配偶者(結婚相手)」「職場の人」がそれぞれ22.7%であった。

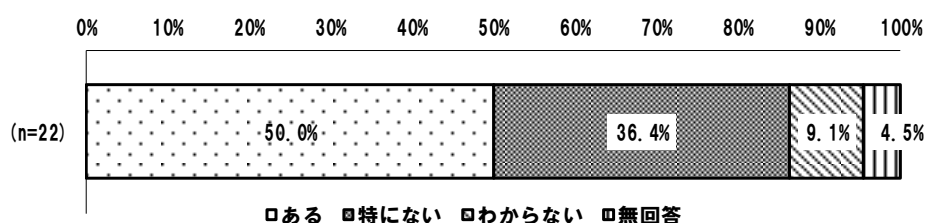
図表 248 困っていることについて相談できる相手（複数回答）



3) 気持ちが安らぐ場所・趣味・活動

気持ちが安らぐ場所・趣味・活動は、「ある」が50.0%、「特にない」が36.4%であった。

図表 249 気持ちが安らぐ場所・趣味・活動



3. 他記式調査の結果

(1) 調査対象

平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月に中学卒業以上で措置解除となった人が 1 人でもいた児童養護施設

(2) 調査方法

平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月に中学卒業以上で措置解除となった人の個別の状況については個票形式（児童票）、児童養護施設等の体制やアフターケア等の実施状況については施設等で一括して回答する形式（施設票）でご回答いただいた。

各施設には本調査研究事務局から電子ファイルで調査票を発送し、各職員及び施設等としての回答をとりまとめていただいた。

(3) 実施時期

2019 年 12 月 9 日～2029 年 1 月 24 日。

(4) 回収結果

児童養護施設 4 件に調査票を発送し、4 件（100%）から回答を得た。

なお、他記式調査における対象児童の回答総数は、4 施設合計で 86 人だった。

図表 250 堺市他記式調査の回収結果

種別	対象数	回答数(回答率)	対象児童の 回答総数
児童養護施設	4	4(100%)	86 人

(5) 調査結果

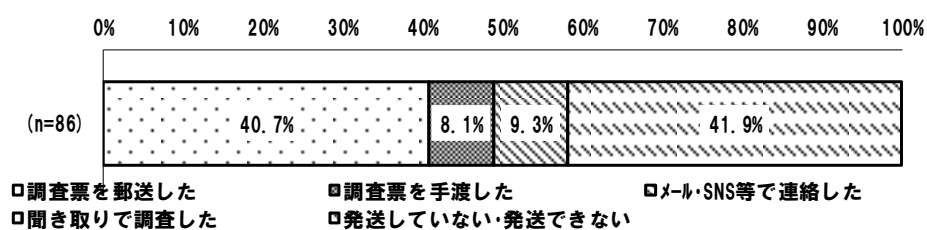
① 児童票

1) 自記式調査の発送方法

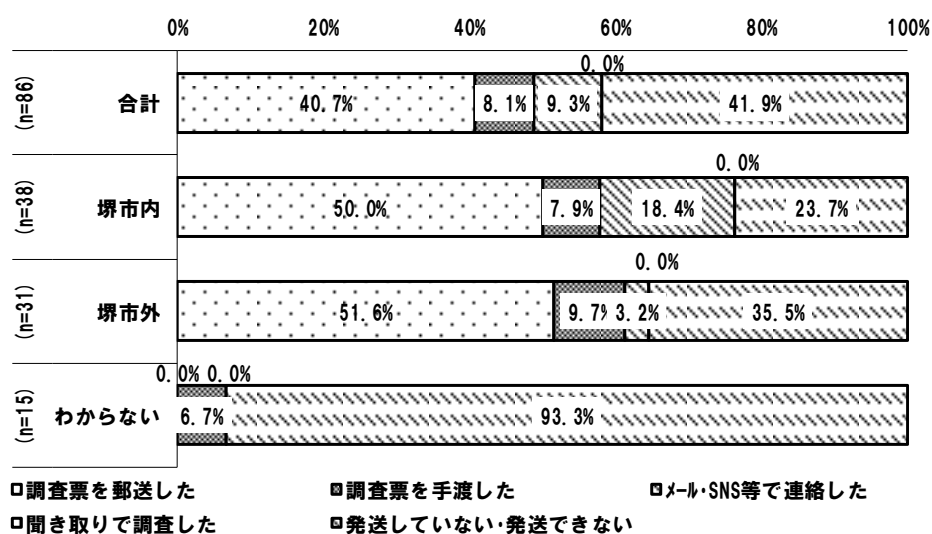
i. 発送状況

自記式調査の発送状況は、「調査票を郵送した」が40.7%、「発送していない・発送できない」が41.9%であった。「聞き取りで調査した」はなかった（0.0%）。

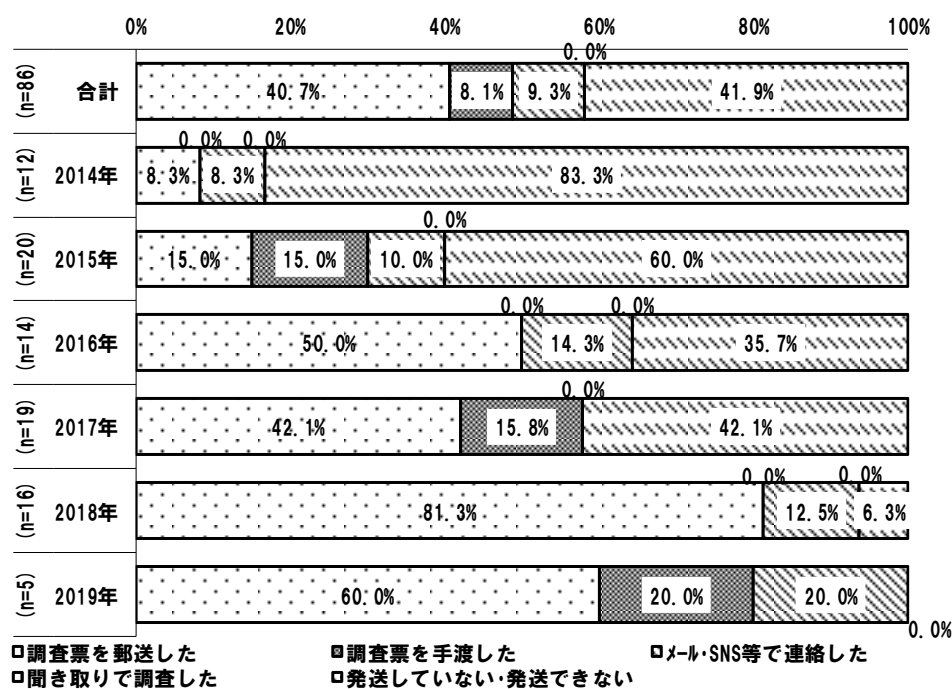
図表 251 自記式調査のアンケート発送状況



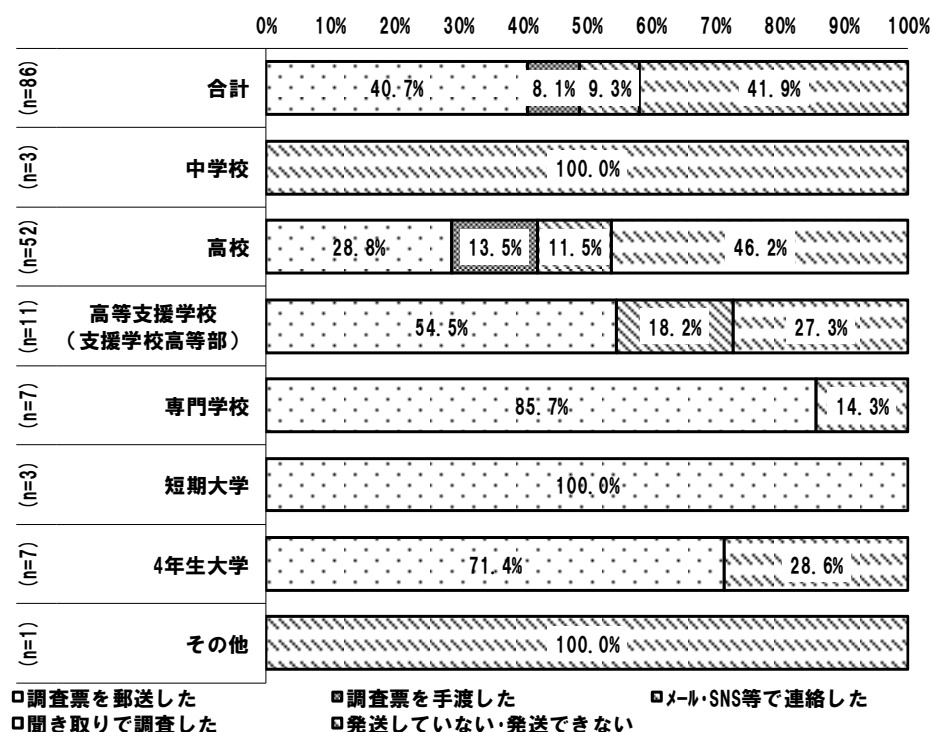
図表 252 自記式調査のアンケート発送状況（居住地別）



図表 253 自記式調査のアンケート発送状況（措置解除年度別）



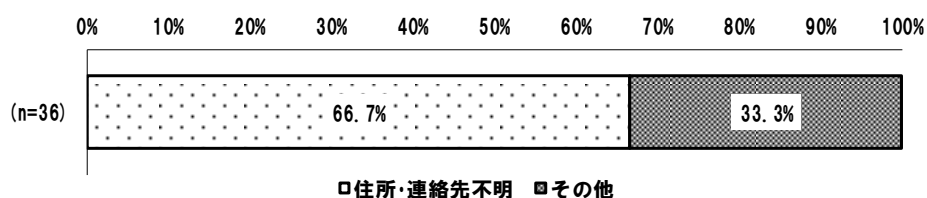
図表 254 自記式調査のアンケート発送状況（措置解除時点での学歴別）



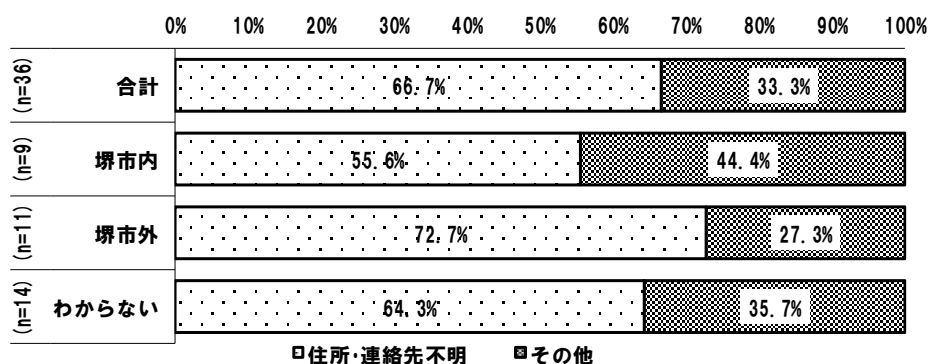
ii. 発送しなかった理由

アンケートを発送しなかった理由は「住所・連絡先不明」が 66.7%、「その他」が 33.3%であった。

図表 255 自記式調査のアンケートを発送しなかった理由



図表 256 自記式調査のアンケートを発送しなかった理由（居住地別）

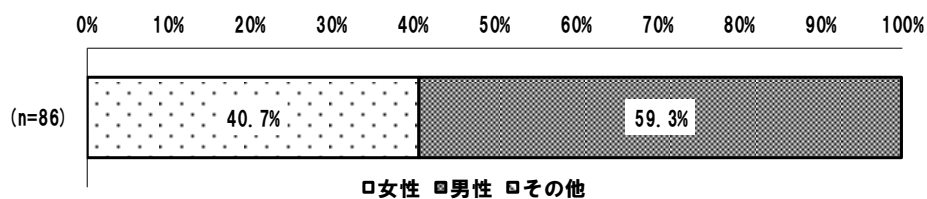


2) 措置解除者の基本属性

i. 性別

措置解除者の性別は「女性」が 40.7%、「男性」が 59.3%であった。

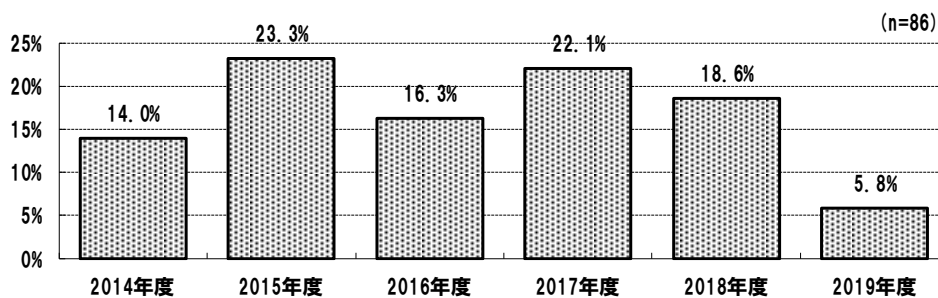
図表 257 措置解除者の性別



ii. 解除年度

措置解除者の解除年度は以下の通りであった。

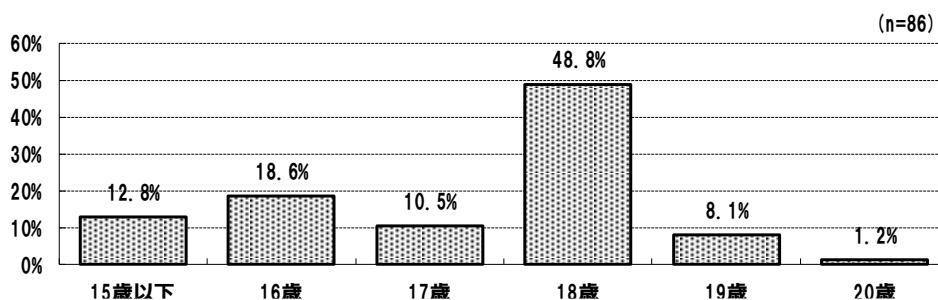
図表 258 措置解除者の解除年度



iii. 年齢

措置解除者の措置解除時の年齢は「18歳」が48.8%と約半数を占めていた。

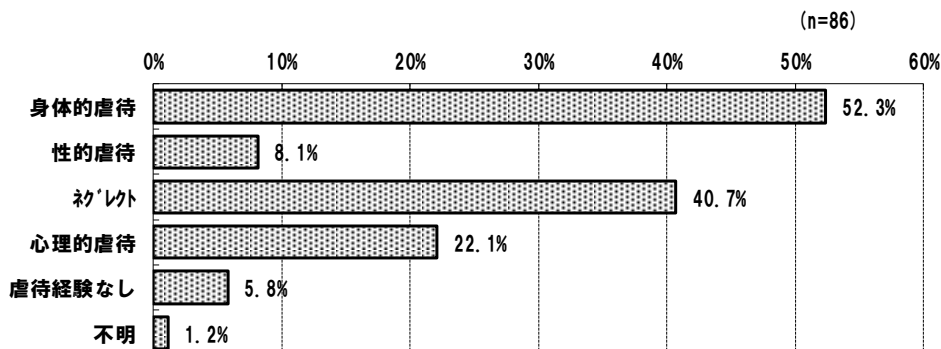
図表 259 措置解除者の措置解除時の年齢



iv. 被虐待経験

被虐待経験の割合は、「身体的虐待」が52.3%、「ネグレクト」が40.7%、「心理的虐待」が22.1%の順で高かった。

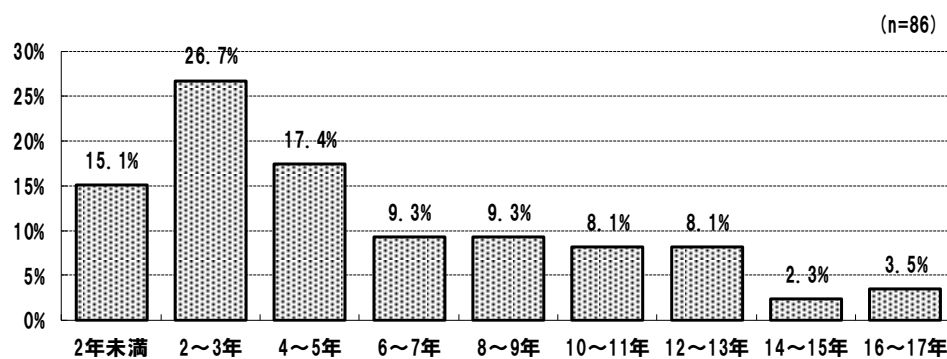
図表 260 被虐待経験（複数回答）



v. 入所期間

児童養護施設への在所期間は「2～3年」が26.7%で最も高かった。

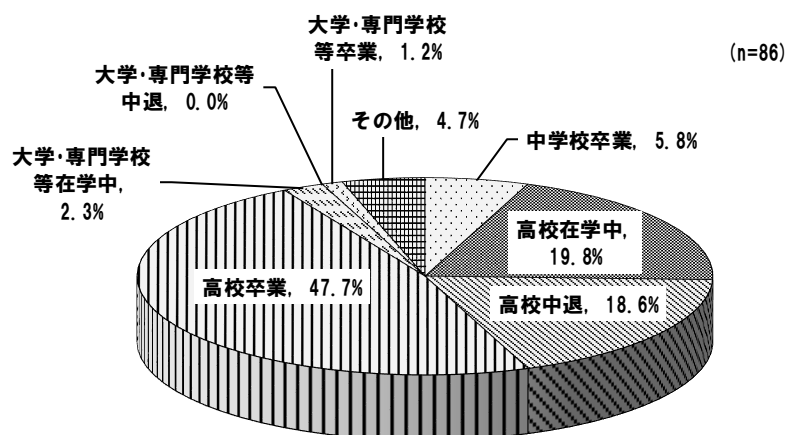
図表 261 施設等への入所期間



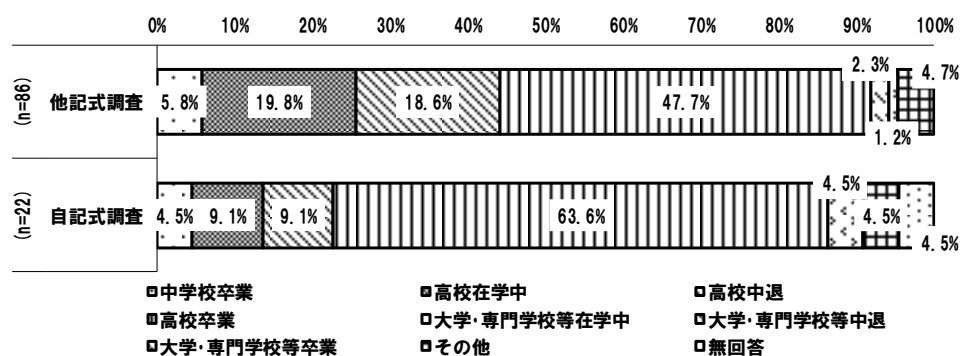
vi. 措置解除時の学歴

措置解除時の学歴は「高校卒業」が47.7%で最も高く、次いで「高校在学中」(19.8%)、「高校中退」(18.6%)の順となった。

図表 262 措置解除時の学歴



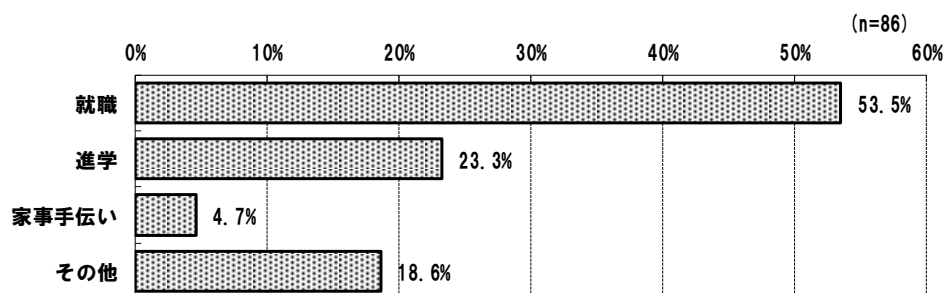
【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の学歴



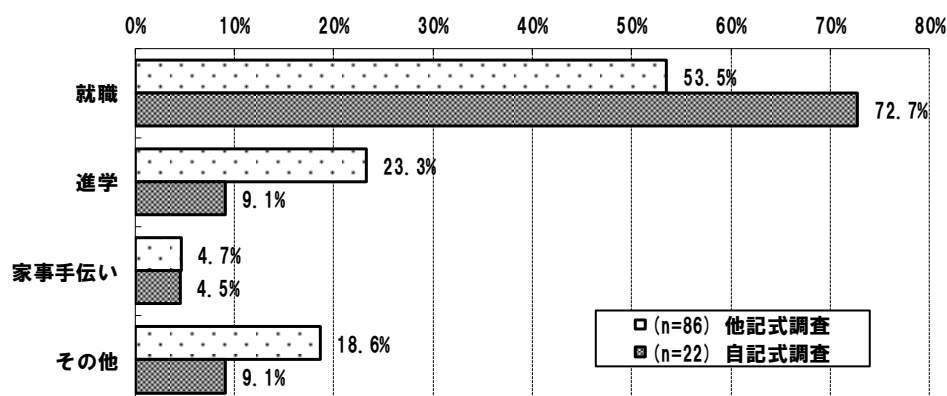
vii. 措置解除時の進路

措置解除時の進路としては「就職」が53.5%、「進学」が23.3%、「その他」が18.6%であった。

図表 263 措置解除時の進路（複数回答）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の進路（複数回答）

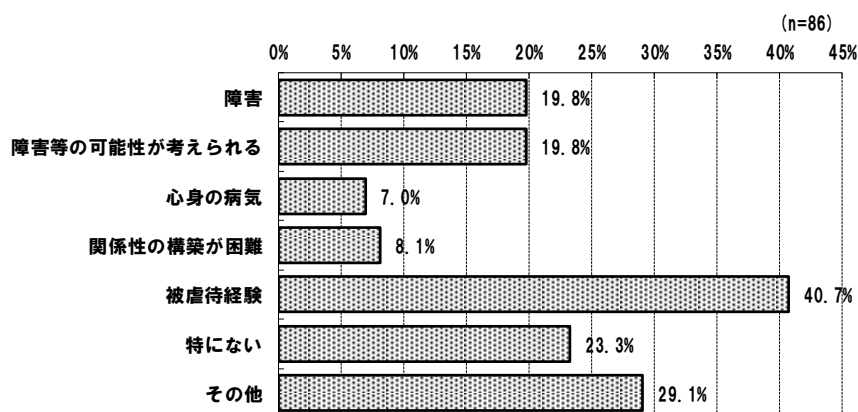


3) 措置解除時の困難

i. 措置中の課題

措置中の課題は「被虐待経験」が 40.7%、「その他」が 29.1%となった一方で、「特にない」も 23.3%であった。

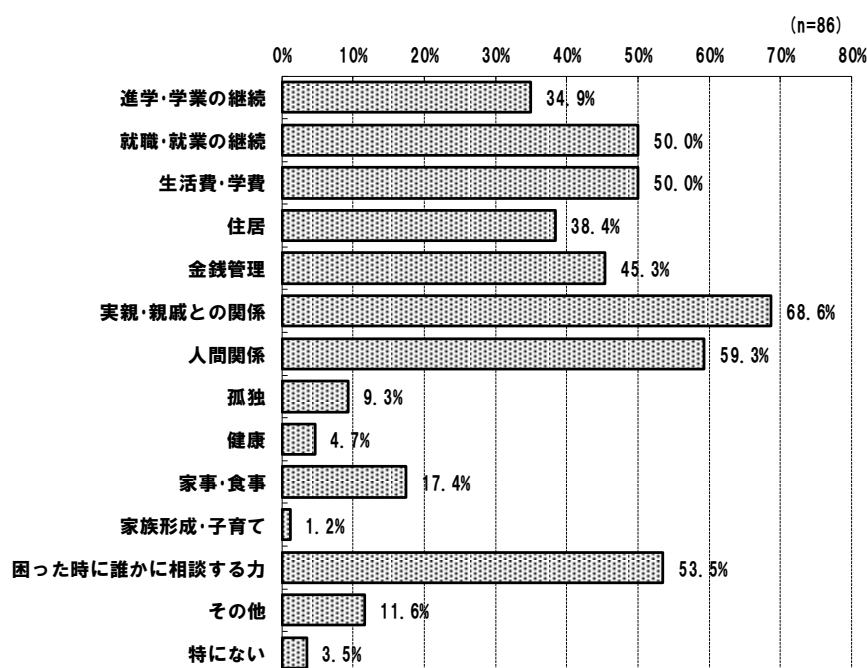
図表 264 措置中の支援における課題（複数回答）



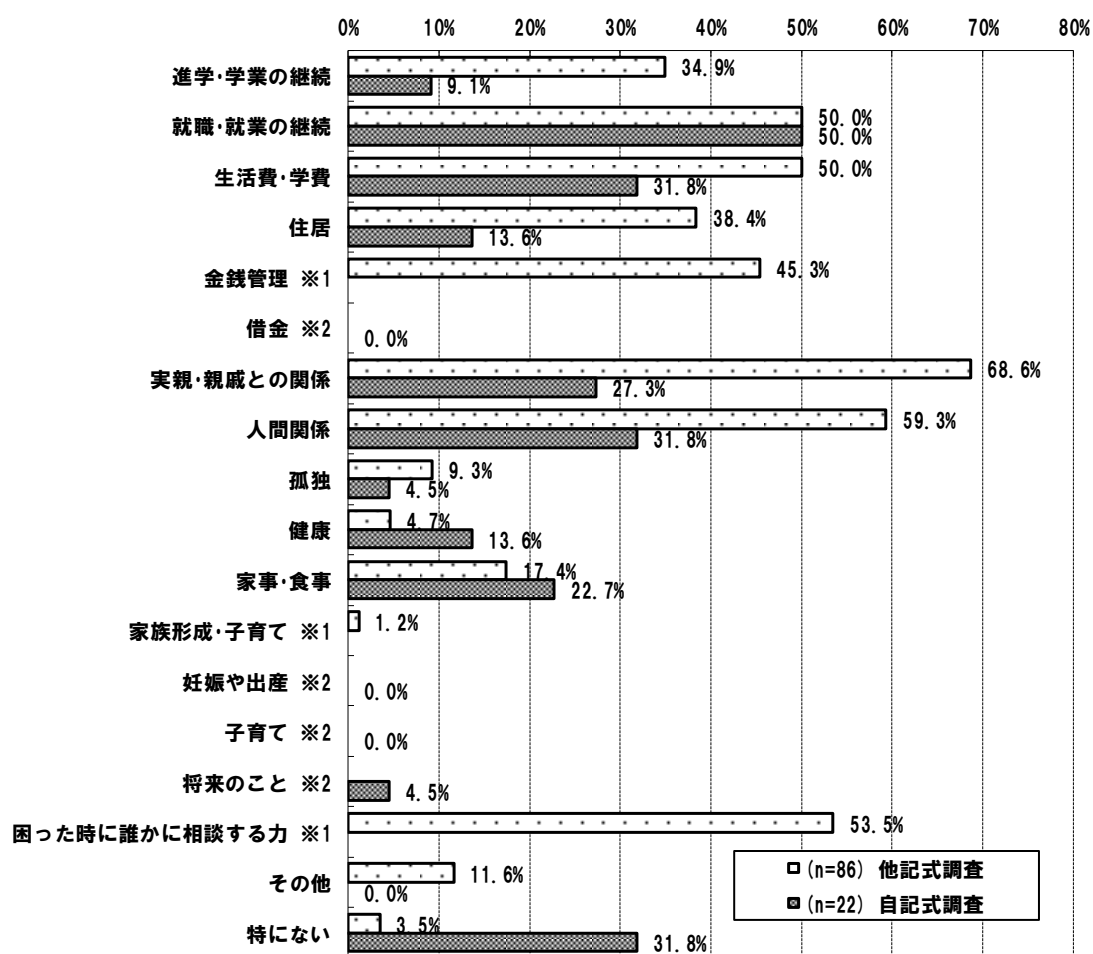
ii. 措置解除時の困難

措置解除時の困難としては、「実親・親戚との関係」が 68.6%で最も高く、次いで「人間関係」が 59.3%、「困った時に誰かに相談する力」が 53.5%の順となった。

図表 265 措置解除時の困難（複数回答）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の困難（複数回答）

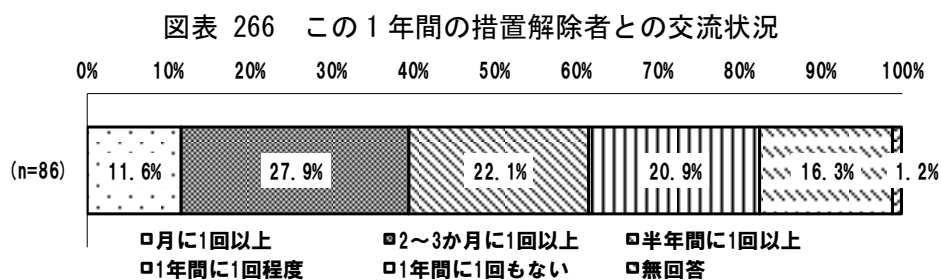


（注）「※1」は他記式調査のみ設けている選択肢、「※2」は自記式調査のみ設けている選択肢である。

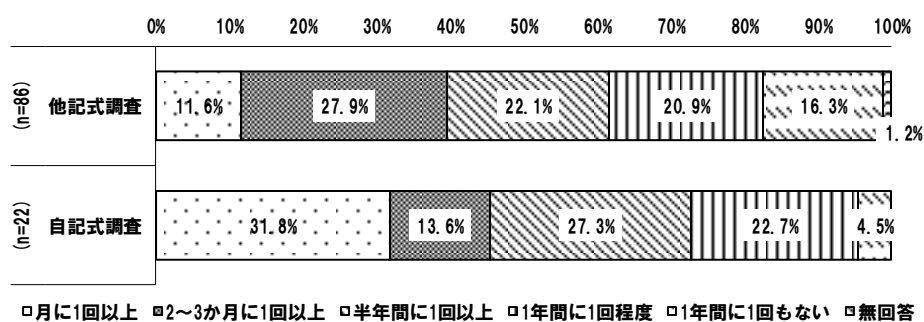
4) 措置解除者後の施設等とのつながり

i. 交流状況

この1年間における措置解除者との交流状況は、「2～3 か月に1回以上」が27.9%、「半年間に1回以上」が22.1%、「1年間に1回程度」が20.9%の順であった。



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】 この1年間の措置解除者と施設等の交流状況

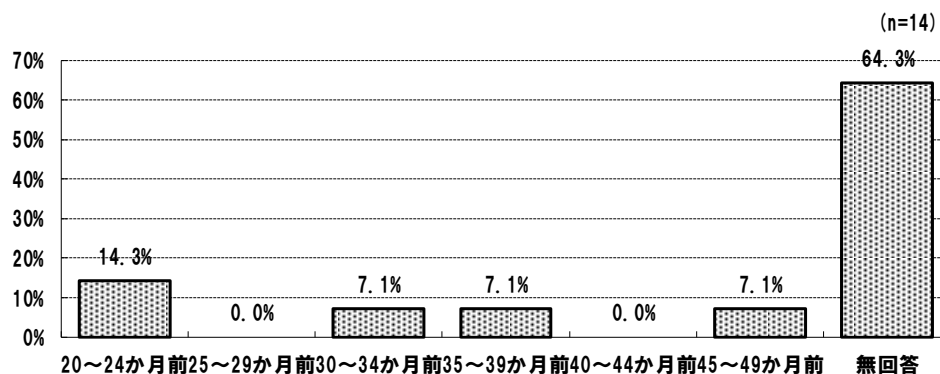


ii. 直近の連絡時期

(a) 直接の連絡

1年に1回も交流がない措置解除者について、直近で直接連絡が取れた時期を尋ねたところ、「無回答」が64.3%を占め、しばらくの間連絡を取っていないことが示唆された。

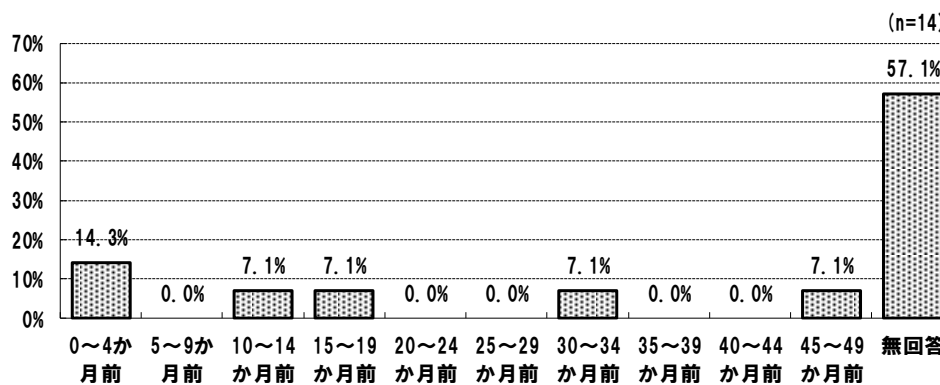
図表 267 直近で直接連絡が取れた時期（1年に1回も交流がない人）



(b) 間接的な状況確認

1年に1回も交流がない措置解除者について間接的な状況確認ができた時期を尋ねたところ、「無回答」が57.1%を占めていた。

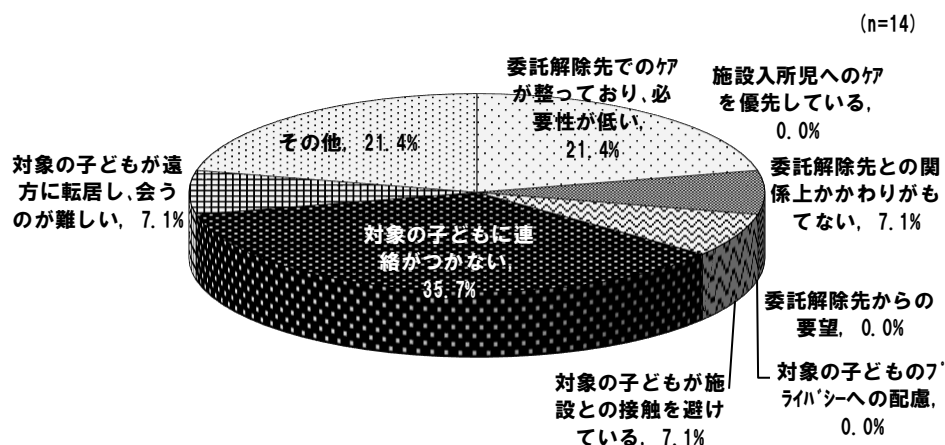
図表 268 直近で間接的に状況確認ができた時期（1年に1回も交流がない人）



iii. 交流のない理由

措置解除者との交流がない理由としては、「対象の子どもに連絡がつかない」が35.7%と最も高く、次いで「委託解除先でのケアが整っており、必要性が低い」が21.4%で続いた。

図表 269 措置解除者との交流がない理由

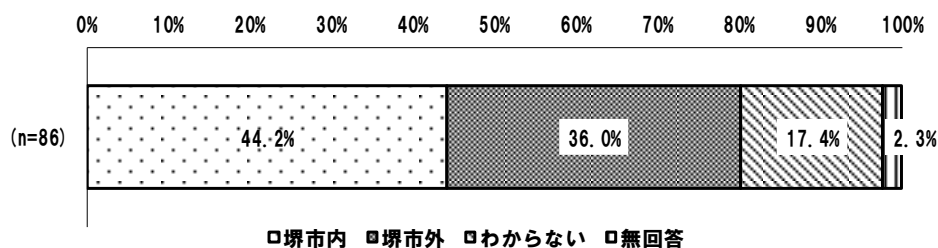


5) 養育者が把握している措置解除者の生活状況(2018年10月1日以降の直近)

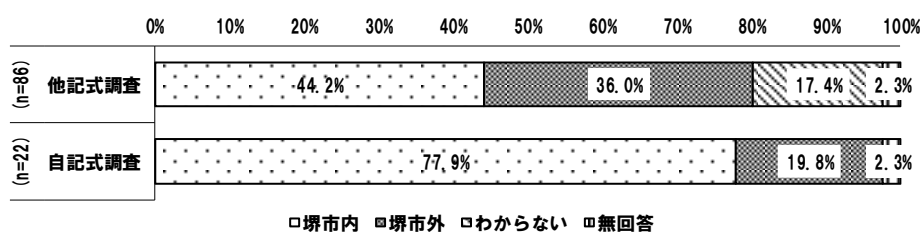
i. 現在の居所

措置解除者の現在の居所について、「堺市内」が44.2%、「堺市外」が36.0%で、「わからない」との回答は17.4%であった。

図表 270 措置解除者の現在の居所(2018年10月1日以降の直近)



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除者の現在の居所



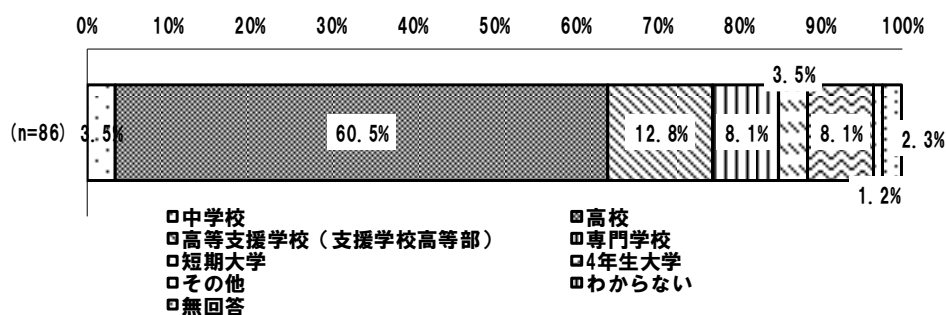
(注)「わからない」の選択肢は他記式調査のみ設けている。

ii. 最終学歴

(a) 学校の種類

措置解除者が最後に通った学校は、「高校」が60.5%を占めた。

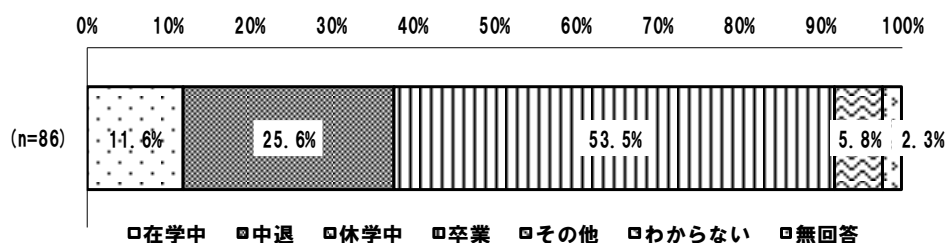
図表 271 最後に通った学校（2018年10月1日以降の直近）



(b) 卒業等の有無

最後に通った学校は「卒業」したとの回答が53.5%、「中退」が25.6%、「在学中」が11.6%であった。

図表 272 最後に通った学校の卒業等の有無（2018年10月1日以降の直近）

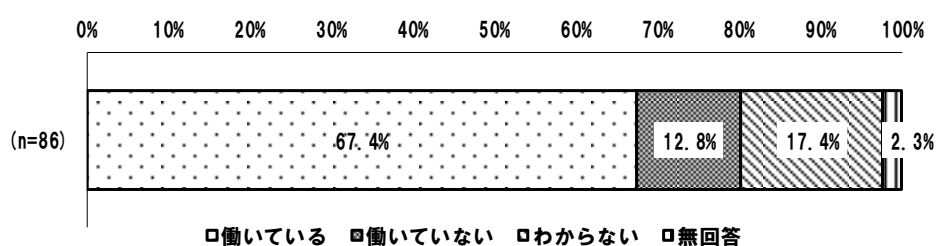


iii. 就労状況

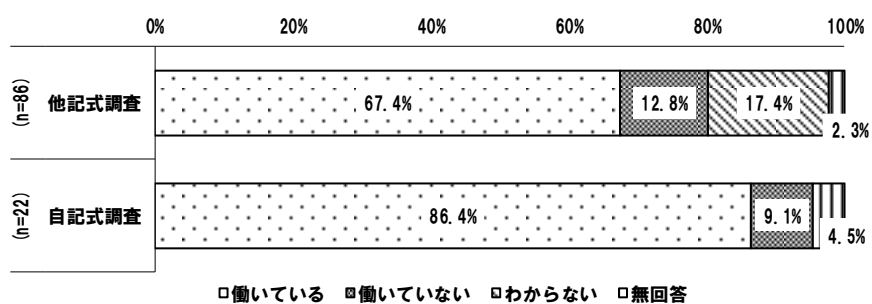
(a) 就労の有無

現在の就労状況としては、「働いている」が 67.4%を占めていた。

図表 273 就労の有無（2018 年 10 月 1 日以降の直近）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】就労の有無

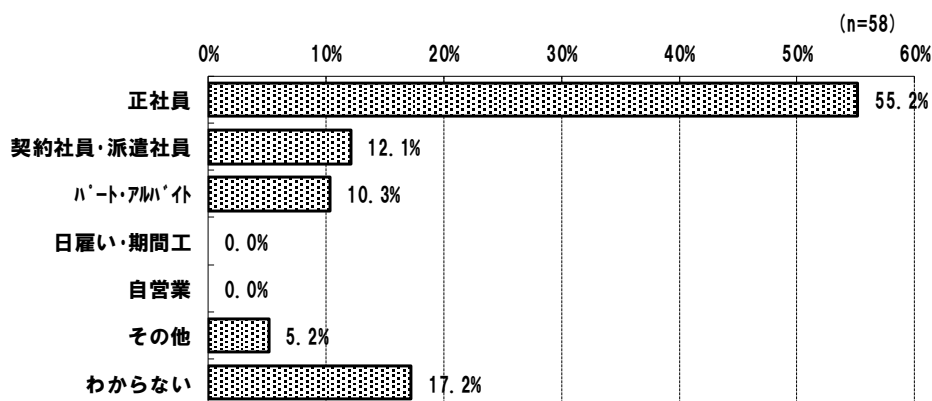


(注)「わからない」の選択肢は他記式調査のみ設けている。

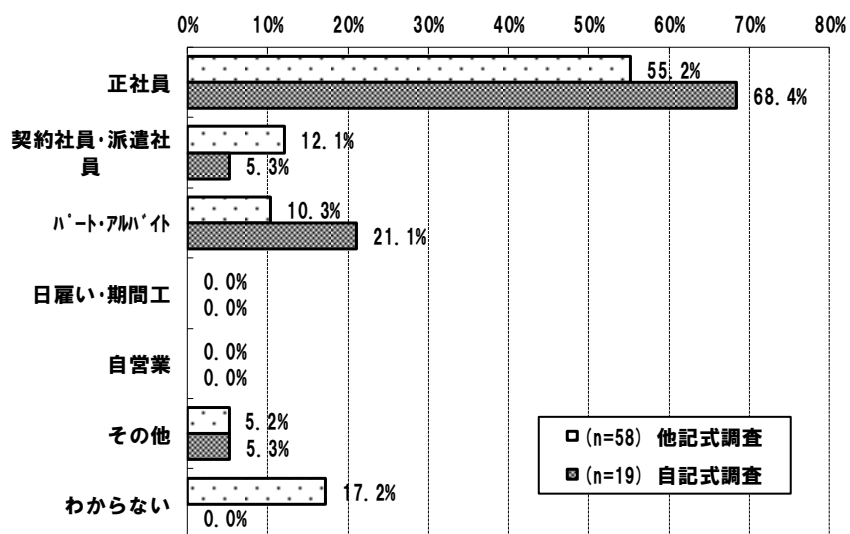
(b) 雇用形態

就労している措置解除者の雇用形態は、「正社員」が 55.2%で最も高かった。

図表 274 就労している措置解除者の雇用形態
(複数回答、2018 年 10 月 1 日以降の直近)



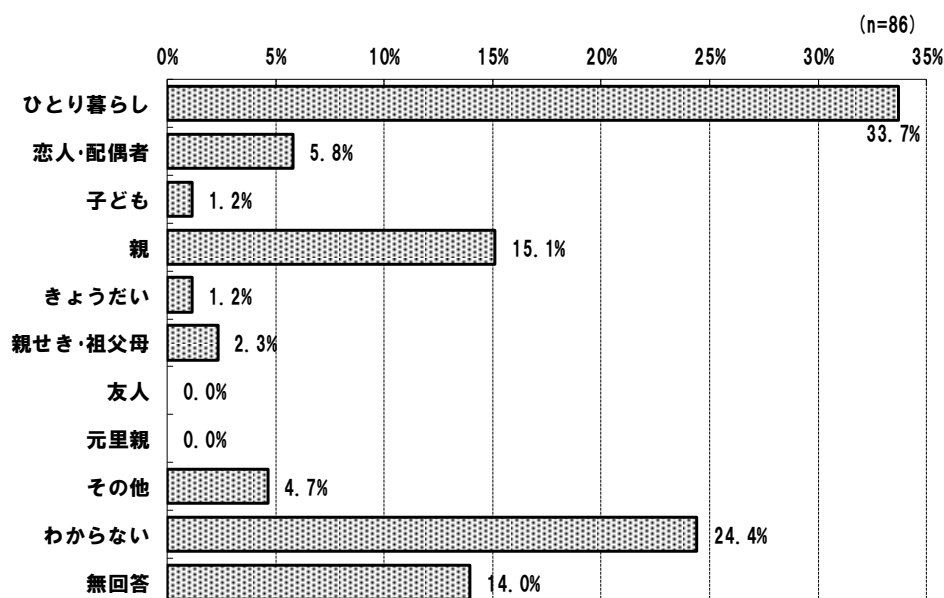
【参考：他記式調査と自記式調査の比較】就労している措置解除者の雇用形態



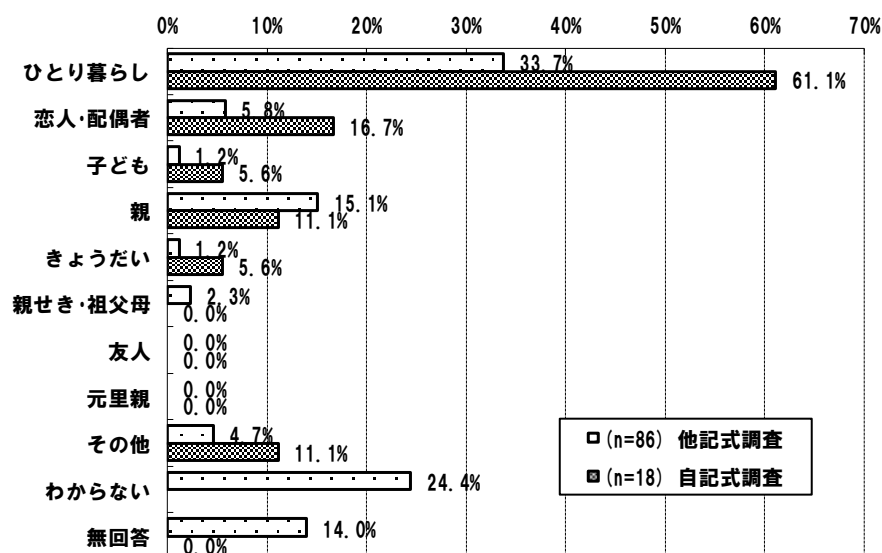
iv. 同居者

同居者の状況については、「ひとり暮らし」が33.7%で最も高かった。また、「わからない」も24.4%と比較的高かった。

図表 275 同居者（複数回答、2018 年 10 月 1 日以降の直近）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】同居者

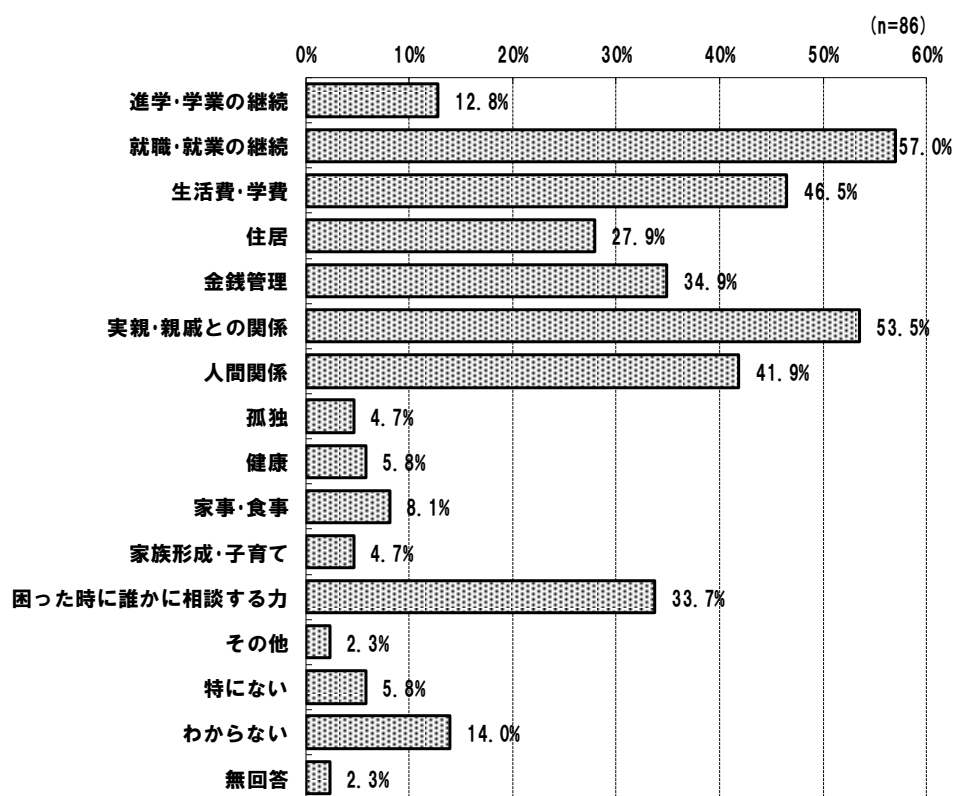


(注)「わからない」の選択肢は他記式調査のみ設けている。

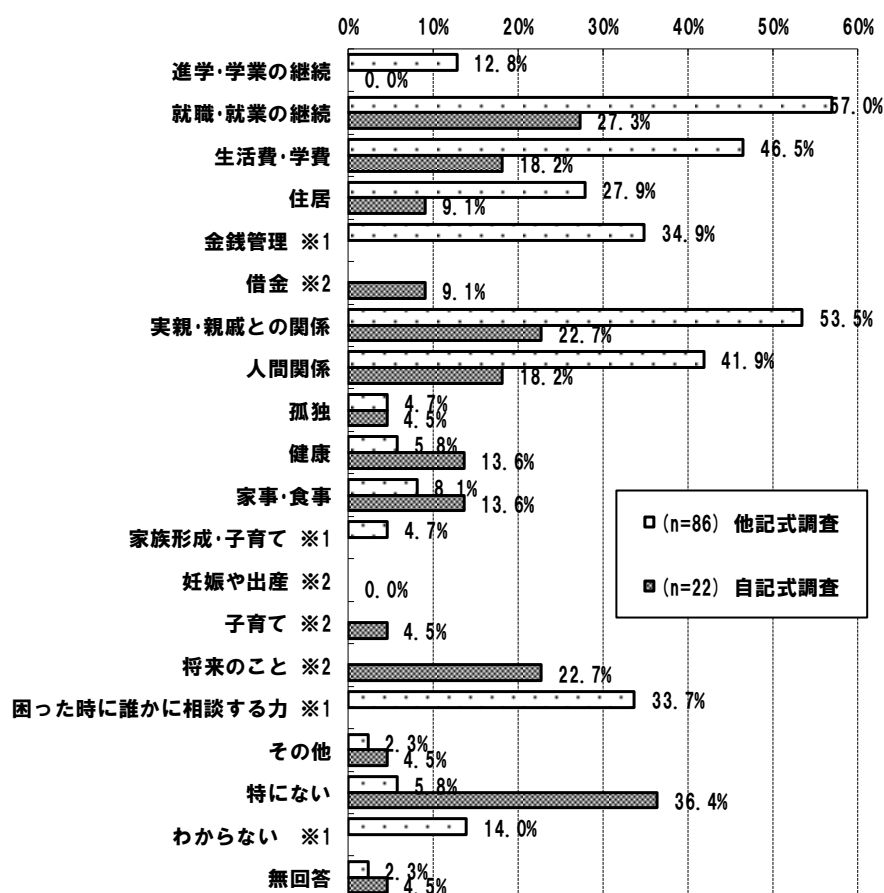
v. 現在直面している困難

措置解除者が現在直面している困難として挙げられたのは、「就職・就業の継続」が 57.0%、「実親・親戚との関係」が 53.5%、「生活費・学費」が 46.5%、「人間関係」が 41.9%の順で割合が高かった。

図表 276 措置解除者が現在直面している困難（複数回答）



【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除者が現在直面している困難
(複数回答)



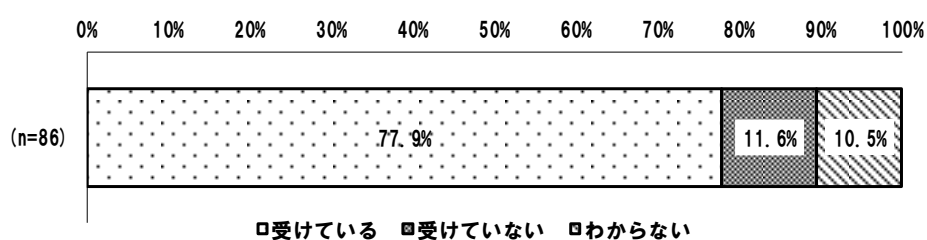
(注)「※1」は他記式調査のみ設けている選択肢、「※2」は自記式調査のみ設けている選択肢である。

6) アフターケア等の利用状況

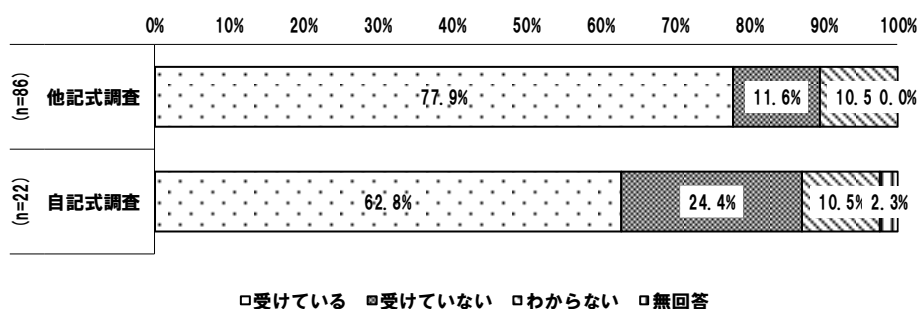
i. アフターケア等の利用状況

措置解除者のアフターケア等の利用状況は、「受けている」が77.9%に上った。

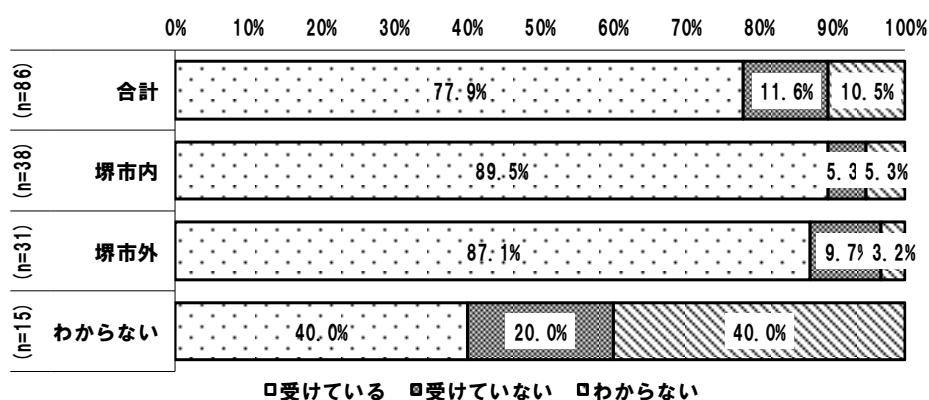
図表 277 措置解除者のアフターケア等の利用状況



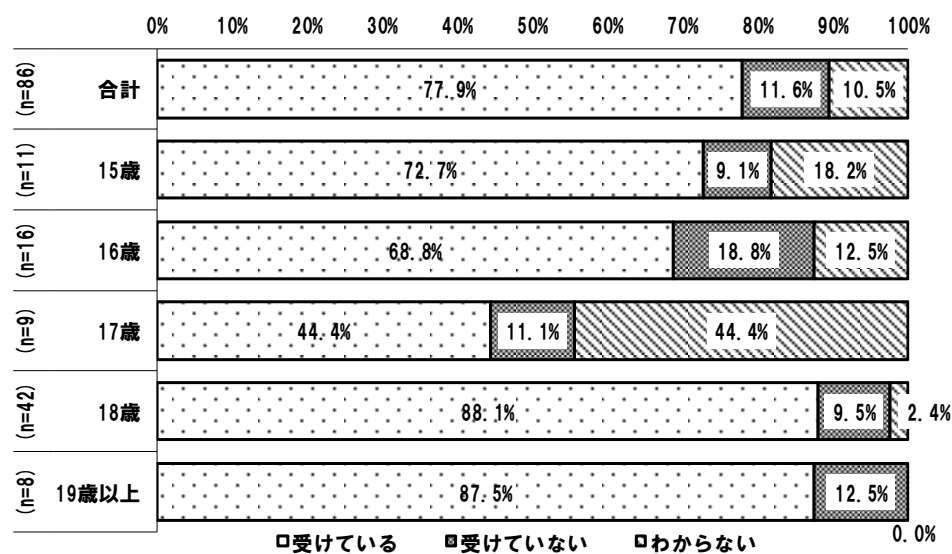
【参考：他記式調査と自記式調査の比較】措置解除者のアフターケア等の利用状況



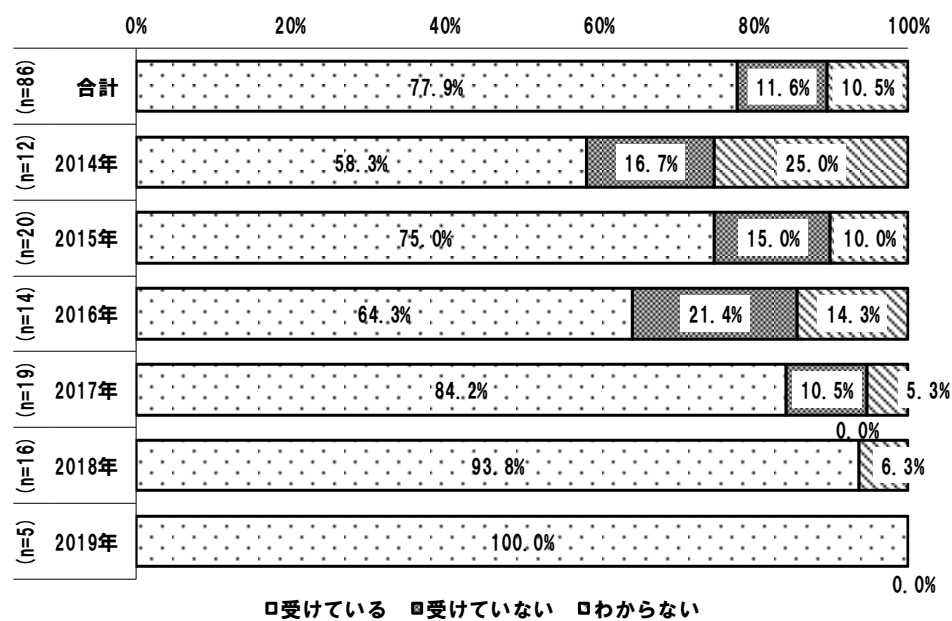
図表 278 措置解除者のアフターケア等の利用状況（居住地別）



図表 279 措置解除者のアフターケア等の利用状況（措置解除時の年齢別）



図表 280 措置解除者のアフターケア等の利用状況（措置解除年度別）

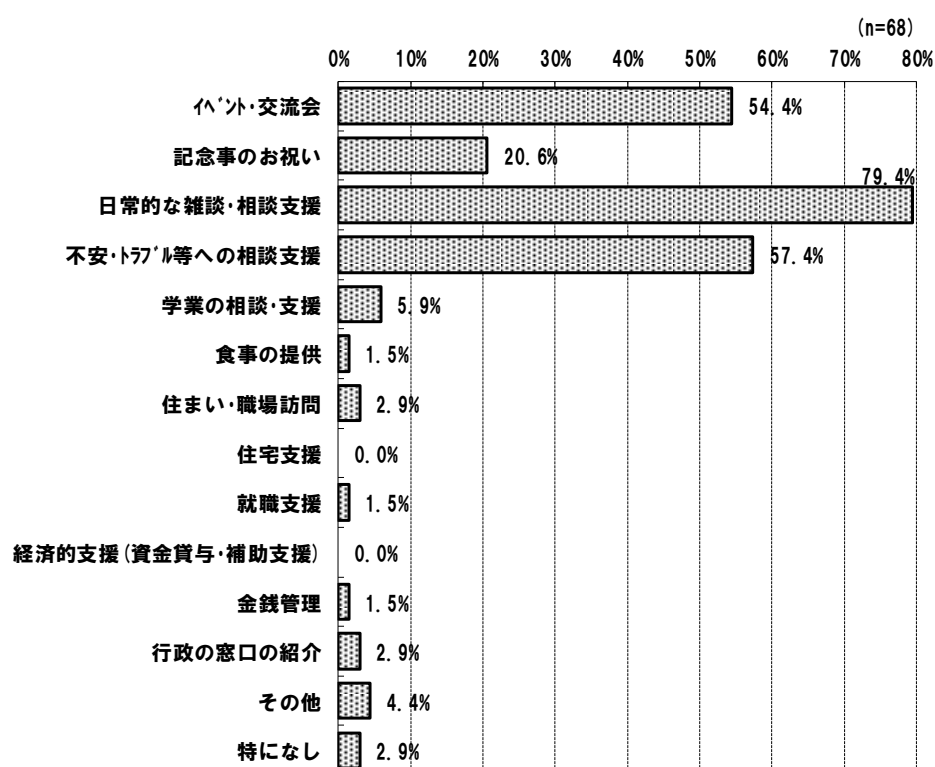


ii. 利用しているアフターケア等

(a) 施設等が提供するアフターケア

施設が提供するアフターケアの利用状況としては、「日常的な雑談・相談支援」が79.4%、「不安・トラブル等への相談支援」が57.4%、「イベント・交流会」が54.4%で比較的高かった。

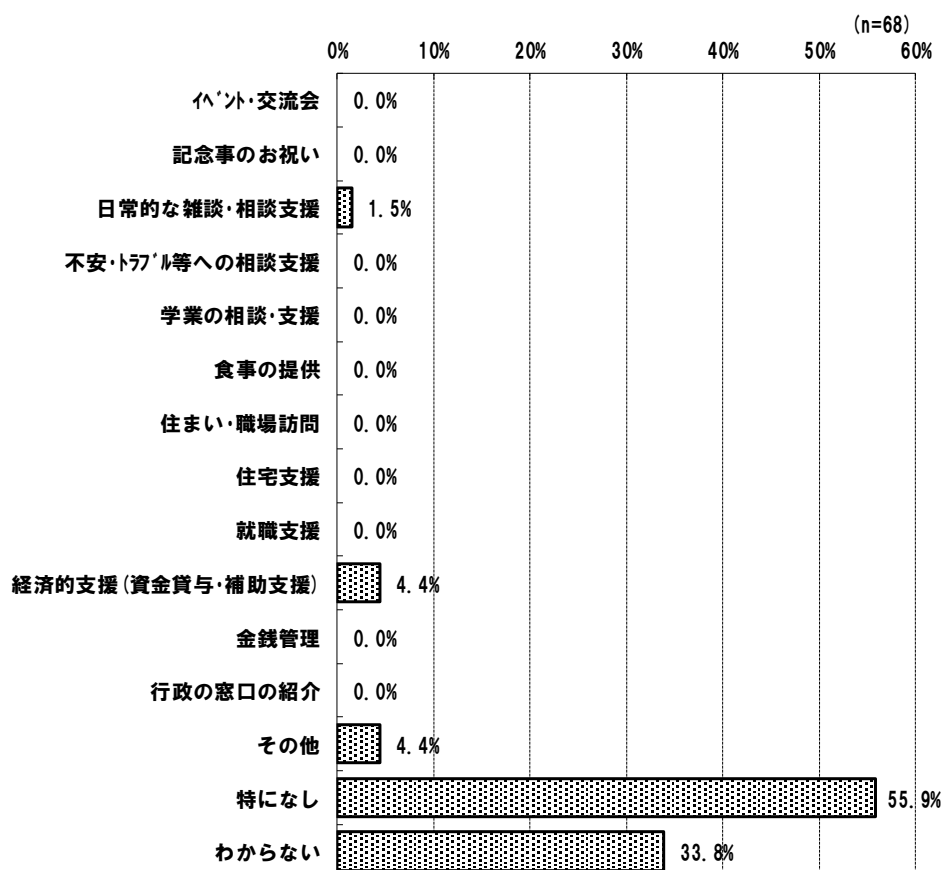
図表 281 施設等が提供するアフターケアの利用状況（複数回答）



(b) 自治体等が提供するサービス

自治体等が提供するサービスの利用状況は、「特になし」が 55.9%、「わからない」が 33.8%であった。

図表 282 自治体等が提供するサービスの利用状況（複数回答）

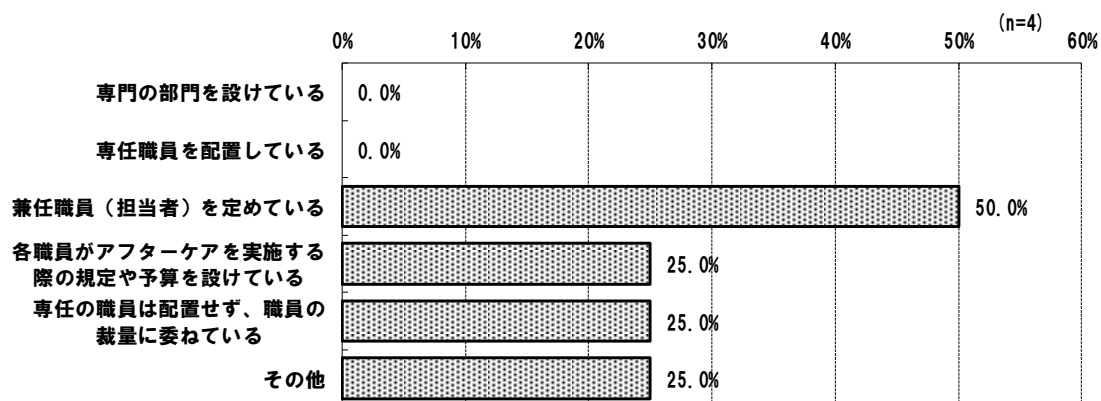


② 施設票

1) アフターケアの実施体制

アフターケアの実施体制は、「兼任職員（担当者）を定めている」が 50.0%と比較的高かった。「専門の部門を設けている」や「専任職員を配置している」との回答はなかった（0.0%）。

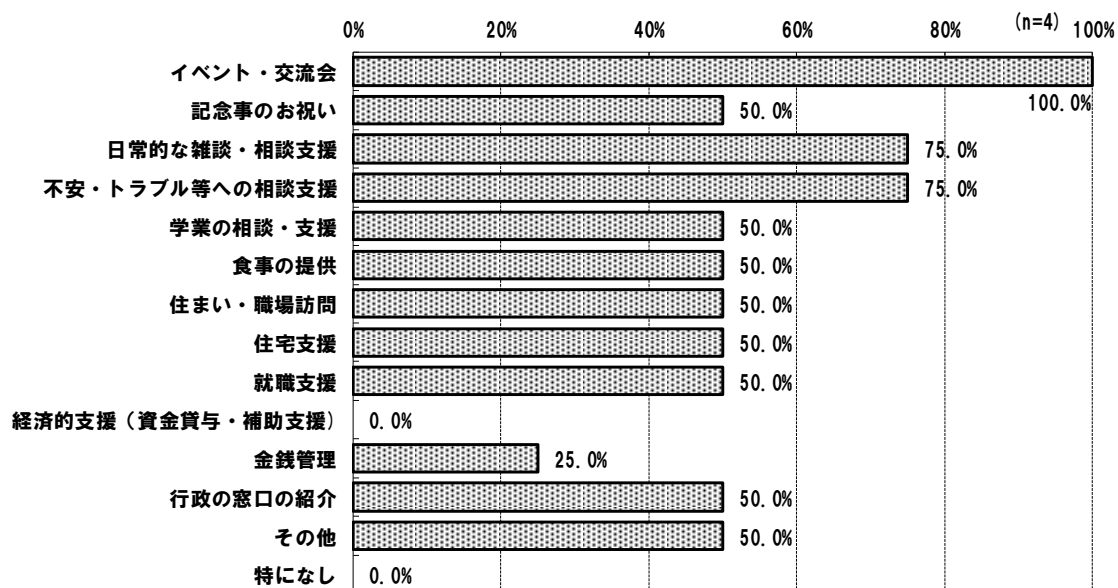
図表 283 アフターケアの実施体制



2) アフターケア等の取組内容

アフターケア等の取組内容としては、「イベント・交流会」が 100.0%、「日常的な雑談・相談支援」及び「不安・トラブル等への相談支援」が 75.0%と比較的高かった。

図表 284 アフターケア等の取組内容



4. 調査対象者へのインタビュー調査

(1) 目的と調査対象

インタビュー調査は、自記式調査からは得づらい生活状況に関する定性的な情報を収集することを目的としたため、調査対象は自記式調査の対象者と同一とした。すなわち、堺市内の児童養護施設を平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月に中学卒業以上で措置解除となった人を調査対象とした。

調査対象の選定は、各施設から 1 名ずつご紹介いただく形をとった。施設からの紹介の場合は回答に大きなバイアスが生じることも想定されるため、自記式調査の調査票にインタビュー応諾の可否を尋ねる方法も検討したが、調査目的に照らして許容されないと判断した。

なお、このような背景から、調査結果には代表性の観点で限界があることに留意されたい。

(2) 調査方法

研究員による対面での半構造化インタビューとした。主な調査項目は以下の通り。

○退所後の状況について

- ・現在の状況（年齢、居住先、家族の有無等）
- ・退所時の状況（年齢、居住先、進路等）／等

○退所後の状況をお伺いする調査について

- ・退所後に自記式調査票が届くことをどう思うか
- ・調査票が届くことに対する支障の有無
- ・自記式調査の封筒や調査票について改善が望ましい点／等

○支援ニーズについて

- ・退所前後で行政や児童養育施設に受けた支援
- ・今後、行政や児童養育施設に実施してほしい取組／等

(3) 実施時期

2020 年 2 月に実施した。

(4) 調査結果

4 名の調査対象者から回答を得た。聴取できた結果は次ページの通り。

なお、退所前後から現在の状況については、個人が特定されかねないため未掲載とする。

図表 285 【堺市】調査対象者インタビュー調査の結果概要

	施設での生活やサービス	退所後の施設との連絡	自記式調査についての考え	退所後に困ったこと・不安だったこと	退所前後のサポート
児童養護施設 A 退所者（市内在住、就業中）	・ 行事や生活など、すべて好きだった。幼少期からの入所ではないが、すぐ馴染むことができた。 ・ 入所前の環境のままだったら今のような状況ではなかったと思うので、<u>施設にいたことは自分にとって良かった</u>と考えている。 ・ 働き始めて、施設にいた頃より楽しいことが少なくなってきた。最近は、地域のコミュニティや友人と関わっているのが一番楽しい。	・ 仲の良かった職員と個別に SNS でつながっており、2 か月に 1 回程度遊びに来る。また、<u>施設公式の SNS でつながっており、行事の連絡等が不定期で来る。</u> ・ 施設のイベントには、30-40 代の参加者が多いため参加していない。 ・ 緩やかなつながりはあったほうがよい。	・ 今回の調査票は、<u>施設職員に頼まれたので回答した。</u>書きづらいこと等は特になかった。 ・ 他の退所者で回答しなさそうな人には心当たりがあるが、関心を持ってないことがその理由である。 ・ 職員からの個別連絡、クオカードのような金銭的インセンティブは、回答率向上に効果的だと思われる。また、<u>施設からの呼び出し、イベントでの回答などでも回答率は上がるだろう。</u>	・ 退所時に<u>車を購入する際、実親との関係性から戸籍取得に苦労した。</u> ・ 施設の友人の中には、退所後の住居探しで悩んだり、契約ごとで困ったりしていた。施設と関係がよい場合は、施設が関わって解決していたようである。	・ 運転免許取得助成や就職支度金など経済的支援のほか、府が主催する自立支援プログラムには名刺の渡し方やハンコのマナー等、参加したい回だけ参加した。当時は面倒だと思っていたが、今になってみると受講して無駄でなかったこともある。 ・ <u>施設に連絡は取っているが、退所後のことで何かあっても頼る先とは考えていない。それよりも、地域のつながりや友人関係のほうを頼っている。</u> ・ 退所したら、あとは自分次第だと思う。
児童養護施設 B 退所者（市外在住、就業中）	・ 入所時は職員に言いたいことを遠慮なく言っており、喧嘩も多かった。 ・ <u>施設の生活上のルールが職員の入替えに伴って変わることがあり、生活しづらさや不満を感じたことがあった。</u> ・ <u>一人暮らしを始めたばかりの当初は寂しくて泣いていた。</u>そういう時は、施設職員と一緒に暮らしていた後輩に電話していた。	・ <u>現在も月 1 回程度、職員から電話がある。</u>仕事で電話を取れないこともあるが、なるべく話すようにしている。退所してからのほうが話すようになった。	・ 施設から郵送してよいかと連絡があった後に送られてきたので、回答しようと思っていた。事前に一報があると、施設を経験していることが周囲に知られたくない人にとってはよいだろう。 ・ 同封されていたクリアファイルは何気なく使っているが、回答行動に影響したとは思っていない。 ・ <u>自由記述欄にみんながどんなことを書いたのか、気になる。</u>そういうことを知る機会がないので知りたい。	・ 勧誘がアパートに来て断れなかったり、家賃の支払い期日を過ぎてしまい退去届を送られたりして困っていた。その都度、施設職員に相談した。 ・ 現在困っていることは特にないが、一人暮らしを始める時の<u>書類の手続きは苦手だったので、施設職員がすべて代わりにやってくれた。</u>	・ 退所の日、職員が宿直前にも関わらず引っ越しを最後まで手伝ってくれたのが嬉しく、心に残っている。 ・ 子ども相談所の職員が寄せ書きをくれたり、近況を気にしてくれたりすることも、<u>見守ってくれている感じが嬉しい。</u> ・ 当事者団体の活動に誘われているが、初対面の人たちの中に入っていくのは緊張するので、行くかどうか決めかねている。
児童養護施設 C 退所者（市内在住、就業中）	・ 部活動が大好きで、目標を立てて頑張っていたことが一番の思い出。<u>将来の夢や目標があり、それに向かって人より努力しようと頑張ることができていた。</u> ・ 施設内で暴力をふるう子どもがいた。	・ 電話で連絡を取るが、SNS でつながっている職員もいる。 ・ <u>毎月 1 回は施設に来て、子どもと交流している。同級生や後輩と誘い合わせて来ることが多い。</u> ・ 行事の引率ボランティアもしている。	・ お世話になった職員から電話で回答依頼があったので、回答した。 ・ 一報があれば、時間があるなら回答する。特典があっても回答行動に影響はないだろう。強制にしてもよいのではないか。 ・ スマートフォン対応であっても、大きな違いはない。	・ 全部自分でやってきたので、一人暮らしも驚くようなことはなかった。 ・ 今特に困っていることはない。趣味にお金を使っているが、やりくりしている。 ・ 仕事でも大きなトラブルはない。人間関係でこじれることもあるが、割り切ってやれている。 ・ <u>困ったことがあっても、誰かに相談するとは思わないし、思いつかない。</u>ピンチがまだ来ていないが、来ても自分で頑張って乗り切ろうと思っている。 ・ ただ、仕事を辞め住居を引き払ったら、施設に身を寄せるしかない。	・ SST に数回参加したが、みんなが行くから行っていただけで、興味はなかった。多くは施設で職員から学ぶことができる内容だった。 ・ 運転免許取得助成はありがたかったが、就職支度金は覚えていない。
児童養護施設 D 退所者（市内在住、就業中）	・ 施設のことと言えば、様々な行事のことが思い出される。 ・ 母の日や父の日もあり、微妙な気持ちもあったが、施設職員が忙しそうにしていたのは思い出深い。	・ きょうだいと同じ施設に入所中なので、月 2 回は連絡している。 ・ お世話になった職員に、個別に連絡もしている。連絡手段は、電話または SNS。 ・ きょうだいがいることもあり、施設の行事の連絡をもらう。これまで仕事で参加できていないが、できれば来たいと思っている。	・ SNS で依頼が来たのでスマホで回答した。 ・ 「何これ」と思う設問もあったので、<u>空欄のままで出した箇所もあった。また、答えたくない設問もあったので応えなかった。</u>所要時間は 5 分程度。 ・ 文字を書くのは字が汚く苦手なので、<u>スマホのほうが回答しやすい。</u> ・ 答えても答えなくてもどちらでもよかったが、<u>施設のサービスが向上してくれれば</u>と思って回答した。堺市や国に向けて書いたつもりである。	・ 親のことはたまに考えて鬱陶しいし、怒りが湧いてくる。 ・ <u>困った時は、施設職員やグループホーム職員に相談したり頼ったりしている。特に施設職員は付き合いが長い。</u>	・ 書類関係は苦手だが、入所中はやってもらって当然でも、退所すると必要だし困るので、講習があるとよかった。 ・ 敬語も教えてほしかった。SST も参加はしていたが、正直面倒だった。

VI. 小括

1. 実態把握調査の実施プロセス

(1) 事前検討

① 事前検討では特に調査対象や実施方法に関して入念な検討が望まれる

今回のモデル調査は都道府県社会的養育推進計画の策定のタイミングであったことから、ご協力いただいた3自治体では、措置解除者の生活状況等の実態把握とアフターケアや自立支援事業等のニーズ把握に基づく施策の検討が調査目的となった。また、児童養護施設協議会等では独自にインケア・リービングケア・アフターケアに関する調査や研修を実施しており、それらへのフィードバックとしての期待も寄せられた。

調査項目を大項目レベルでみると、措置解除者の基本情報（措置解除前後の状況を含む）、現在の生活状況、措置解除前後から現在までのリービングケアやアフターケアの利用状況、現在の生活についての考え、の4つに大別できる。これらは事前検討及び事後の振り返りにおいても、いずれの地域でも違和感なく了承されていた。

一方、調査対象の設定や調査の実施方法（調査時期、調査票の発送方法）については多くの意見が挙げられ、当初案からの修正点も多かった（具体的な論点は(2)①で詳述）。これらの事項は、措置解除者の調査では本人と直接の接点を有する里親・施設職員等の養育者の協力が欠かせないことから、調査設計段階で調査主体となる自治体や研究者等が論点として事前に検討することが重要だと考えられる。

② 協議の場には幅広い出席者の参画が重要

自治体では、社会的養護に関わる関係者が集まる様々な協議の場が既に存在する。社会的養護に携わる関係者で構成される部会、児童養護施設の施設長や主任級職員が集まる協議会、アフターケア担当者が集まる協議会などである。モデル調査においても、これら既存の協議会にご協力いただき、協議の場を持つことができた。

このような協議会では、今回のモデル事業に限らず、措置中～措置解除後のケアについて独自に調査を実施しているケースもあった。養育者の参画を得つつ実態把握調査について協議を実施することは、その後のケアや施策との連動を図る上でも望ましいと考えられ、各地域の実情に応じて協力を求めることが期待される。

ただし、後述「3. 当事者参画」でも記載するように、実態把握調査は措置解除者の意見を聴く手法ではあるものの、それを基にケアや施策のあり方を検討・意思決定する場にも当事者の参画が求められている。また、社会的養育を考える上では里親家庭の視点も非常に重要だが、組織力が必ずしも強固でないため協議に加わりづらい。協議の場を設定する際は、出席者の多様性への配慮には特段の配慮をするよう留意されたい。

(2) 調査の実施・分析

① 調査対象や実施方法は調査対象者と養育者の意見を聴き決定すべき

モデル事業では調査対象を「過去5年間に中学卒業以上で措置解除となった人」と設定したが、この定義に関して各地域から同様の問合せ（家庭復帰のケースは含むか、自立援助ホームに移行したケースは含むか／等）があったり、回収した調査票に年齢が要件を満たさない措置解除者が含まれていたりするなど、追加的な説明が必要とされた。里親家庭に委託されていた児童の人数が少ないため、調査対象に含めない地域もあった。調査対象者や当事者団体参加者からは、措置解除後5年間だけでは、それ以降に生じる課題（家族形成・子育てに関する不安・悩み、PTSD／等）を捉えられないとの指摘もあった。これらは、調査の実施主体が調査目的をどのように位置づけるかにより、個別に判断が必要となる事項である。

調査の実施方法についても、様々な論点が挙げられた。例えば、調査票の発送方法は郵送だけかオンラインとの併用か、封筒は無地か自治体名か施設名か、同封する依頼状の主体は誰にするか、回答の際に補助を要する調査対象者からどのように回答を得るか、といったものである。また、養育者を経由せずに回答する方法を望む調査対象者もいることが示唆されており、調査票やウェブサイトといった回答手段へのアクセスも多様に確保されるべきである。これらの事項も、調査対象者と養育者が培ってきた関係性において決定すべきであり、双方の意見を踏まえて検討することが望ましい。

なお、各地域で共通見解が得られた事項は、養育者が調査票を郵送する場合には調査実施について事前に一報すること、アフターケアや自立支援等に関して本人宛の情報提供を実施することである。

② 措置解除者とのつながりを強めることが自記式調査の回答割合にも寄与する

自記式調査では、調査対象者全体に占める回答割合（捕捉率）は、調査票を発送できたか（発送率）、及び届いた調査票に回答したか（回答率）によって示すことができる（捕捉率＝発送率×回答率）。ご協力いただいた施設等には、調査対象者へ事前に一報を入れていただいたことから、回答率は約5割、捕捉率も3割前後と、各種先行調査と比して比較的高かった。ただし、3自治体でのモデル調査の結果、一般には措置解除から年数が経過するほど主に発送率が下がることによって、調査対象者の連絡先が把握しづらくなっていることも分かった。自記式調査で回答が得られるのは調査対象者の半数に満たず、母数全体の傾向を描出するには、一層の工夫が求められる。

発送できない理由の1つとして住所が分からないことが挙げられるが、調査対象者のインタビューからは、住所変更があった場合に必ずしも施設等へ連絡するわけではないとの意見もあった。また、施設等によっては、SNS等のオンラインツールを積極的に活用することで調査対象者との連絡手段を確保しているところもあった。

自記式調査の集計結果からは、感覚には個人差が当然あるものの、半年間に1回以上連絡を取っている場合、施設等からの連絡頻度としてじゅうぶんだと評価する割合が半数を超

えていた。施設等から措置解除者へ定期的に連絡を取ることは、アフターケアとしても有意義であることに加え、自記式調査の回答割合を高めることにも寄与すると推察される。

なお、児童養護施設の閉鎖により、実態把握が困難となるケースがあったことから、施設閉鎖後のアフターケアの在り方、実態把握調査の実施方法は、今後の課題と考えられる。

③ 措置解除前後や現在の生活状況の分析では比較の視点が重要になる

今回ご協力いただいた 3 自治体の回答結果を横並びでみると、措置解除後の進路がどうだったか、現在の居住地が自治体の中か外か、雇用形態が正社員である割合が高いか低いか、といった点でそれぞれに特色がみられた。一方で、経済状態や住まいかたの状況、社会保険の加入状況など、地域間で回答傾向が類似していた項目もあった。

調査の回答結果は、調査対象の設定（措置解除後 5 年間／等）が同一であったとしても、もともとの母集団が異なることに加えて生活状況が地域性（慣習、産業構造／等）や時期的変動（社会のトレンド、景況／等）など外部要因の影響を受ける。そのため、単純な地域間比較として捉えるのは難しく、分析にあたっては慎重な解釈が求められる。

しかしながら、複数の地域の横断的な分析によって、それぞれの地域の特色を浮かび上がらせ、自治体や国の施策を検討する上で重要な示唆が導出されることも事実である。また今後は、同一地域において特定の項目を時系列で調査し、時間軸での分析を実施することも望まれる。

(3) 調査結果の活用・検討

① 生活の困難や不安は見かけ上少なく表れやすいことに留意して解釈すべき

モデル調査の中では、措置解除前後に不安だったことや現在困っていること、心配なことを、自記式調査と他記式調査それぞれで尋ねた。教育、就労、住居、経済状態など、措置解除前後や現在の生活状況を外形的に把握する項目では、自記式調査より他記式調査のほうが困難だと回答した割合が高い項目が多かった。調査対象者へのインタビューでも、困っていることを尋ねると「特にない」といった回答が得られた。今回のモデル調査では調査対象者の主観的な意見収集のため自記式調査とインタビューの手法を組み合わせたが、一定割合の回答者がこのような回答傾向にあることが分かった。

しかしながら、調査対象者が困難を「特にない」としていても、実は困難を抱えている場合も想定される。例えば、インタビューで「いま困っていることはないです」と回答した調査対象者が、別の話題の中では孤独感や法的トラブルに言及したことがあった。他記式調査で生活状況を心配する回答の割合が高かったことからみても、本人が困難を自覚していないケースや受容しているケースがあったり、自記式調査で答えたくない設問をスキップしたり、調査そのものに回答しなかったりするため、見かけ上、生活の困難や不安が少なく表れていると解釈できる。

自記式調査では、現在の生活への不安として「将来のこと」という、抽象的な項目への回

答割合が比較的高かった。また、他記式調査では本人の「困った時に誰かに相談する力」を課題と感じる養育者の意見も強く、インタビューでじっくり話を聴くと困難や不安を教えてくれる一方、困った時に相談する相手は「思いつかない」としていた。措置解除後5年間というライフステージの変化が特に大きい時期でもあるため、時系列でみれば調査対象者が何らかの困難に直面する可能性は高い。先の見通しが立ちづらく漠然と不安を抱えているとすれば、自治体や施設等ではライフステージの変化に応じて提供しているケアがあることを調査とセットで情報提供した上で、利用を促すための意見形成支援・意見表明支援や年限を区切らない継続的相談支援が重要であることは論を俟たない。

② 施策の検討だけでなく職員研修等にも活用が望まれる

実施主体が設定する調査目的にもよるが、自治体が主体となって実態把握調査を行う場合、その多くは施策の検討に用いられる。特に自記式調査の結果は社会的養護を離れた措置解除者の生活状況や支援ニーズを定量的に知る数少ない機会であり、アフターケアや自立支援、ひいてはそれらにつながるようなインケア・リービングケアの施策を検討する際の基礎資料として活用されたい。自記式調査の回答が得られない措置解除者がいることも明らかにされているが、この点是他記式調査と自記式調査の比較を通じて間接的に推察する方法も試行し、一定の示唆が得られている。さらにインタビュー調査によってナラティブな情報に触れることで、回答数は限定されるものの、リアルな措置解除者の考え・実感を知ることができる。

これらの貴重な情報は養育者にとっても発見が多く、特にベテラン職員が豊富な経験により実感してきたことを若手職員等に伝えるルーツとして有用なのではないか、との意見もあった。また、当事者団体をはじめとする施設等以外の支援者と現状認識を共有し、連携を強化するために調査結果を活用することも想定される。今回の調査結果を児童養護施設内での研修に役立てようとしている地域もあり、ケアの充実に役立てられることを期待したい。

2. 調査倫理

調査倫理の観点からは、事務局が事前に検討していた以上に指摘された事項はなかった。調査対象者に郵送で調査票が届いたため周囲に社会的養護の経験者であることを知られてしまったり、特定の調査項目によって以前の記憶を思い出して傷ついてしまったりすることを懸念していたが、予め調査対象者や養育者の話を聴いて慎重に調査設計したこともあり、把握している限りでそのような報告は寄せられなかった。

ただし、調査対象者へのインタビューの中では「お世話になった施設職員に頼まれたので回答したが、ここで尋ねている項目は自分自身には関係がなく、本来はメリットがないので回答しない」との意見や、「答えたくない項目があったので答えなかった」との指摘もあった。調査では、実施方法によっては一定のリスクを伴うことを改めて認識し、そのリスクを

最小限にとどめるための適切な対応を講じた上で実査に臨む必要がある。

3. 当事者参画

厚生労働省が示す「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」では、「計画策定は、幅広い関係者の参画の下に行うこと。特に、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の参画を得て意見を求めること。その際には、例えば複数人の参画とし、必要に応じて第三者による支援など、適切に意見表明ができるよう留意すること。」とされている。今回のモデル調査では、主に調査実施方法に関する調査対象者へのインタビュー結果を設計に反映したほか、調査結果を報告する際の協議に、事務局が当事者団体に依頼し1名の社会的養護経験者にご参画いただいた。

いずれの自治体でも、協議に参加していただいた行政職員や養育者は経験者の意見を傾聴することで、課題やニーズを明らかにするための調査設計や、最善の利益に叶う施策やケアのあり方について、前向きな意見交換が自然な形で実現された。当事者参画の重要性について異論のある関係者はなく、全体として円滑に実施できたものの、日程調整に関しては平日の日中の時間帯に設定されると就労していることが多い措置解除者にとって参加しづらい、と当事者団体から指摘もあった。また、行政職員からは、社会的養護経験者とのつながりは地域内の施設職員等から紹介を受ける以外にないが、直接の関係者同士が対面で意見を述べる機会が適切なのか、との疑問も示された。

試行結果から抽出した留意事項として、第一に、措置解除者とのつながりの確保が挙げられる。社会的養護経験者が都道府県社会的養育推進計画の策定委員となっている地域もある一方で、協議の場に招いて発言を求められる「ほどよい距離感」の措置解除者とのつながりがない地域もある。必ずしも自治体内の社会的養護を経験していなくても重要なコメントは得られると考えられるため、当事者団体の協力を得て紹介を受けるなどの工夫が求められる。第二に、発言する措置解除者の安全・安心の確保が考えられる。本モデル調査では措置解除者は1名のみだったが、事務局がコーディネーターの役割を担うことで、複数人の参加でなくても話しやすい場づくりを心掛けていたほか、措置解除者が予めトレーニング等を受けることも想定される。また、直接の利害関係者と対面せずにコメントが可能となるよう調整したり、協議内容を公表する際は匿名にしたりするなど、発言する場の設計や発言内容の取り扱いには格段の配慮が必要である。

本調査研究では時間的制約もあり十分な検討に至らなかった部分もあるが、経験者の意見を踏まえた施策や実践の展開は極めて重要であるため、当事者参画の実践方法については国及び自治体で引き続き検討することが望まれる。

第3章 実態把握が困難な措置解除者に関する調査

I. 目的

施設等を介した自記式調査による実態把握が困難な人について、実態把握ができない理由、継続的な実態把握のためのアプローチ方法等を確認することを目的とした。

II. モデル自治体における実態把握調査の結果分析

モデル自治体の実態把握調査について、自記式調査票の発送状況を分析することで、実態把握が困難な措置解除者の人数について考察を行う。

自記式調査は、施設等が調査票を発送しており、発送方法は、郵送、電子メールや SNS による案内、手渡しなど手段を問わなかった。各自治体の調査結果を見ると、調査対象者に対して調査票を発送できた割合（発送率）は約 5~7 割、発送できた人に対する回答者の割合（回答率）は約 5 割、自記式調査の対象者に対する回答者の割合（捕捉率＝発送率×回答率）は約 3 割であった。

調査票を発送できた人（全体の約 5~7 割）については、施設等と何らかのつながりがあるため、他記式調査で生活の状態など一定程度の情報収集が可能である。また、調査の回答を促すための工夫を行うことで、捕捉率を向上できる余地がある。

図表 286 モデル自治体における自記式調査の回収結果

	発送率	回答率	捕捉率
神奈川県	67.0%	46.3%	31.0%
鳥取県	65.4%	51.0%	33.3%
堺市	56.9%	46.9%	26.7%

（注）発送率：調査対象者に占める発送できた人の割合、回答率：発送できた人に占める回答した人の割合、
捕捉率：調査対象者に占める回答した人の割合

ここからは、調査票を発送できていない人（全体の約 3~5 割）について、実態把握の可能性を検討する。自記式調査票を発送しなかった理由について尋ねたところ、「住所・連絡先不明」が調査票を発送できない人の約 4~7 割、「その他」が約 3~6 割であった。

図表 287 モデル自治体における自記式調査票を発送しなかった理由

	住所・連絡先不明	その他
神奈川県	42.1%	57.9%
鳥取県	58.8%	41.2%
堺市	66.7%	33.3%

「その他」の内容を見ると、施設等とのつながりはあるものの本人の意向等により調査への協力が得られないケース（「本人の拒否」「発送の事前確認に返事がないため」など）、施設等が支援を行っており、調査によって本人に不利益が生じかねないケース（「支援中であり連絡することを避けたため」、「精神不安定のため」など）、施設等が状況を把握しているものの発送が困難な場所にいるケース（「入院中」「少年院に入所中」など）があった。これらの「その他」に属する措置解除者は、施設等が現在の状況を考慮した上で連絡をしておらず、他記式調査においては実態把握が可能な群と考えられる。

しかし、「保護者の拒否」のような理由については、施設等が、本人の状況把握ができていないかは判断ができかねた。

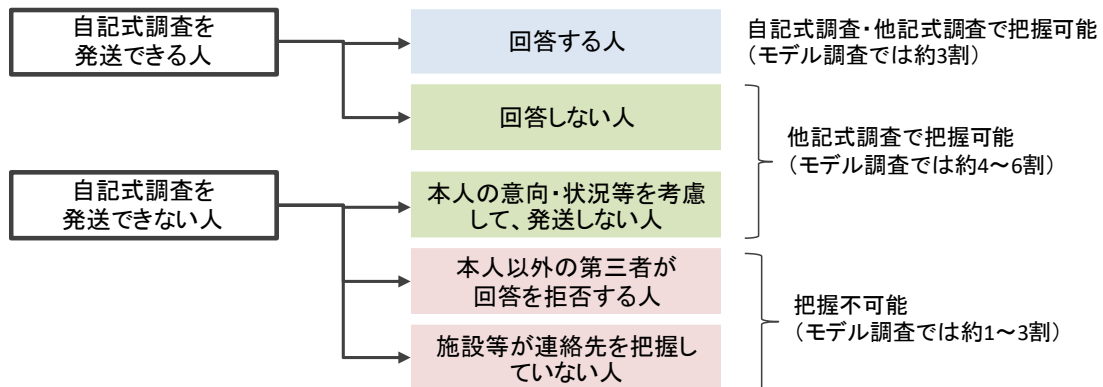
図表 288 自記式調査票を発送しなかった「その他」の内容（一部掲載）

- ・ 発送の事前確認に返事がないため
- ・ 本人の拒否
- ・ 支援中であり連絡をするのを避けたため
- ・ 精神不安定のため
- ・ 入院中
- ・ 障害児施設に入所中のため
- ・ 少年院に入所中のため
- ・ 保護者の拒否
- ・ 家族への配慮

／等

以上のことから、自記式調査、他記式調査のいずれの方法でも実態把握できない人は、「住所・連絡先不明」「保護者の拒否」等の理由で自記式調査票が未送である人と考えられ、調査対象となる措置解除者の約 1~3 割程度と推察できる。これらの措置解除者については、調査で実態を把握することには限界があり、自立して養育者との連絡を取らなくなった人、施設等との関係性が良くない人など、その状態像は想像の域を出ない。まずは、他記式調査で実態把握が可能な状態を目指して、アフターケアや施策等を充実させることで、中長期的な支援者とのつながりを強化することが必要である。

図表 289 実態把握が困難な措置解除者の分類



III. 実態把握が困難な措置解除者へのインタビュー

1. 調査対象

- ・ 調査対象は、実態把握が困難と想定される状況にある措置解除者（例：地域間移動を行った人、養育者との関係性が良好でない人、自立して養育者との連絡を取らなくなった人、措置中の担当者が異動となり施設等と連絡を取らなくなった人、障害や疾患を有する人）とした。
- ・ モデル自治体の当事者団体等に相談の上、措置解除者3人にインタビューを実施した。

2. 調査方法

- ・ 研究員（検討委員会委員が同席可能な場合は委員も同席）による訪問インタビュー調査（半構造化面接）とし、モデル自治体担当者や施設職員等は同席しないこととした。
- ・ 特に厳しい状況にある措置解除者（引きこもり、疾患を有する等）の調査については、信頼関係のある当事者団体職員等を調査実施者とし、措置解除者が希望する者の同席を認める等の配慮を行った。
- ・ 調査対象となる、措置解除者へのアクセスは、養育者経由では困難と想定されることから、当事者・当事者団体・自立支援事業所等の協力が得られる場合は、紹介を受けて調査を実施した。
- ・ 回答者の心理的負担に配慮し、基本的には、措置解除者の生活実態に関する質問は行わないこととした。実態把握調査に関する意見聴取の中で、本人が自発的に回答した場合に生活状況も併せて確認する方法をとった。

3. 調査項目

- ・ 自記式調査の受取・回答の可否、可能でない場合はその理由
- ・ 退所後に自記式調査票が届くことをどう思うか、調査票が届くことに対する支障の有無、支障がある場合はその理由

- ・ 自記式調査の封筒や調査票についての回答しやすさ、改善が望ましい点
- ・ 実態把握調査に協力可能な調査方法はあるか / 等

4. 実施時期

- ・ 2019 年 9～11 月頃

5. 調査結果

図表 290 実態把握が困難な措置解除者へのインタビュー調査結果

	概況	自記式調査について	調査実施について	調査項目について	調査方法について
A さん	【支援の必要性を感じなかった人】 ・ 男性、20 代前半 ・ 大学進学で自立。卒業後は企業に就職（正社員）。 ・ 自立時は、きょうだいと暮らしていたが、現在は地方都市で一人暮らし中。	・ 施設に現在の住所は教えていない。<u>職員には住所を教えても何の得にもならないので、伝えていない</u>（在学中は、施設長が入居先の保証人だったため、毎月最低限の連絡を取っていた）。 ・ 施設と連絡を取らない理由は、連絡をする必要がないこと、ずっと施設に頼ることで職員が措置中の子どもに割く時間が減ること。 ・ 自分の目の前の生活に一生懸命な人たちは回答する余裕がないだろう。 ・ 施設、NPO、公的なセーフティネット等からサポートを受けたいと考えている人は回答するが、それらとの<u>関係が切れている人やサポートを受けたいと思わない人の回答を得ることは難しい。調査の趣旨に賛同が得られないと回答しない。</u> ・ <u>「施設にいたこと」と向き合っているか、施設での記憶が良いものであったかもポイントになる。ただし、施設のケアがよくても、入所理由などが影響して関係が切れることもある。</u>	・ 政策が反映されるとしても何年かかるか分からないので、<u>自分自身には関係のないことだと感じる</u>。特に、生活で困っている場合は、お金か人間関係で困っているはずだが、それを詳細に聞かれても仕方ない。多くの場合、困りごととは環境に起因しており、<u>調査者が困りごとを把握したとしても、当事者の環境を変えることは難しい。調査と支援がセットでなければ不十分である。</u> ・ 調査結果や結果の活用方法を教えてくれたら、回答するかもしれない。<u>実態把握しても何も対応しないなら回答したくない。本当に当事者のことを考えるのであれば、当事者へのフィードバックは当然あるべき。</u>	・ （モデルの調査票について）質問項目が多い。<u>施設退所者が困るのは、だいたいお金と人間関係なので、それらの項目を大雑把に尋ねてはどうか。</u>	・ <u>施設職員が、当事者の住所を把握するのはハードルが高い</u>。連絡が必要であれば SNS のほうがよい。ただし、SNS やメールでも、施設との関係次第では連絡が取れない。 ・ 職員によって、担当児童に送付するかの判断は分かれるだろう。<u>送付にあたっては、当事者の同意を取ることが必要と思われる。</u> ・ 回答率を 100％にすることは不可能。 ・ SNS 上の当事者のグループに、調査票を転送することはしない。「なんだよ、余計なもの回しやがって」と思う人がいるだろう。 ・ 退所前に調査について説明があれば協力しようと思うかもしれない。毎年調査票が届くなら、自分自身は答えると思う。ただし、18 歳時点であれば、生活上の困難が表出していないことがありうる。
B さん	【地域間移動を行った人】 ・ 男性、20 代前半、措置自治体外在住 ・ 地域間移動により、施設と物理的距離が生じた。 ※アフターケア事業所の努力によって支援につなげた人のため、属性・背景について詳細は把握せず、調査項目・調査方法を中心とした聞き取りを行った。		・ <u>回答した結果が自身にメリットとして返ってこなかったとしても特に気にはならない。調査をやるなら協力してもいいよ、程度の印象</u>である。	・ （モデルの調査票について）回答負荷は、特に問題はない。 ・ <u>属性情報や退所時の不安を尋ねられることについて、特に抵抗はない。</u> ・ ケアの事後評価も、冒頭で施設に見せないと書かれてあるので安心して回答できる。	・ いきなり封筒が届いたら「なんだこれ」と思うが、他の人にも同様の調査票が届いていたら回答するだろう。 ・ 封筒に県名や施設名が書かれていたら驚くが、無記名の封筒が一番困る。施設の封筒がよいと思う。 ・ <u>施設職員には、住所が変わっても連絡してくれとは言われていないので教えていない</u>。退所後に住所が変わっている人も多い。ただし、住所を教えること自体に抵抗感はない。事前に施設等から電話で一報があれば、安心して開封できるのではないかな。
C さん	【施設との関係性が良くない人】 ・ 男性、20 代前半、措置自治体内在住 ・ 施設との関係性が良くなく、児童相談所・アフターケア事業所との関りが強い。 ※アフターケア事業所の努力によって支援につなげた人のため、属性・背景について詳細は把握せず、調査項目・調査方法を中心とした聞き取りを行った。			・ （モデルの調査票について）<u>調査票のボリュームは問題ない。すぐ書ける。各設問が踏み込みすぎだとは全く思わない。</u> ・ 「現在、働いていますか（パート・アルバイトを含む）。」という設問は、進学している身にとっては、進学している自分にとっては就職のイメージになるので、アルバイトを含まないように読んで回答するだろう。	・ <u>施設とはほとんど連絡を取っていないので、今回実施する調査では自分のところには送ってこないのではないか。それよりも、児童相談所から来たほうがよい。</u> ・ 紙だと返送が面倒なので、ウェブの方が簡便。知的障害がある人は文章を読んだり集中力が続かず困ったりするかもしれない。 ・ 現在は学校の寮に住んでいて、施設も住所を知っているが、<u>施設を卒業したら住所を伝える必要はないと思う。児童相談所に継続的に世話になっているので、その担当者には引き続き連絡しようと思っている。</u> ・ 寮に施設名が書かれた封筒が届いたら嬉しくない。学校関係者に見られたら面倒。県の封筒は、普段から届くので開封する。

第4章 児童相談所設置自治体調査

I. 目的

実態把握が困難な措置解除者を減らす（措置解除者が支援者となつたり続ける）ことを目的とした、自治体による包括的な支援の在り方を検討するため、自治体による措置解除者への支援状況、実態把握が困難と思われる地域間移動をした人への対応状況等を、アンケート調査とインタビュー調査で確認した。

II. アンケート調査

1. 調査対象

児童相談所設置自治体（悉皆、70自治体）を調査対象とした。

2. 調査手法

自治体の社会的養護担当者が回答する調査票を作成し、メールで配布・回収した。

3. 調査項目

- ・ 措置解除者の状況や支援ニーズの把握状況
- ・ 措置解除者に対する支援の実施状況
- ・ 措置解除者の支援にあたり養育者や自立支援事業所とどのような連携をしているか
- ・ 地域間移動をした人への対応状況
- ・ 支援を必要とする措置解除者に、支援を行き届かせるためにはどうしたらよいか 等

4. 調査時期

2019年12月23日～2020年1月20日

5. 回収状況

59か所（回収率84.3%）

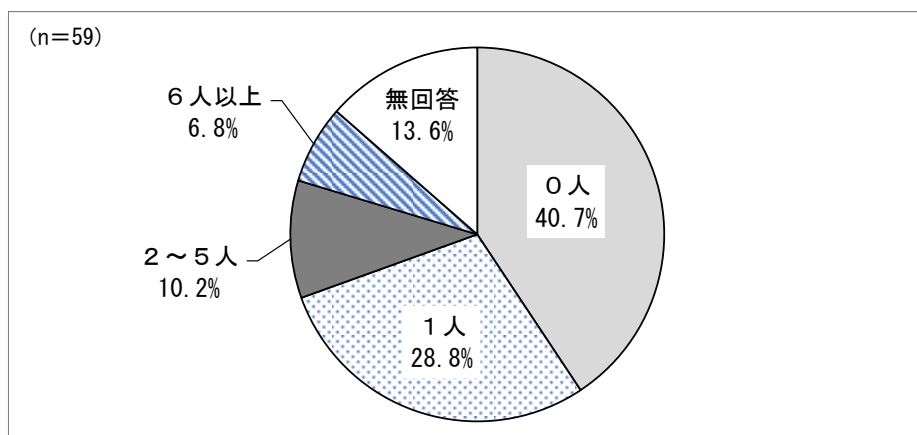
6. 調査結果

(1) 自治体における社会的養護自立支援事業や自治体独自で行っている自立支援のための事業の実施状況について（問1）

① 支援コーディネーターの人数

支援コーディネーターの人数については、配置していない（「0人」）が40.7%（24自治体）、配置している（「1人以上」）が45.8%（27自治体）となっており、設置している中では「1人」が28.8%（17自治体）と最も多くなっていた。

図表 291 支援コーディネーターの人数（平成30年度実績）

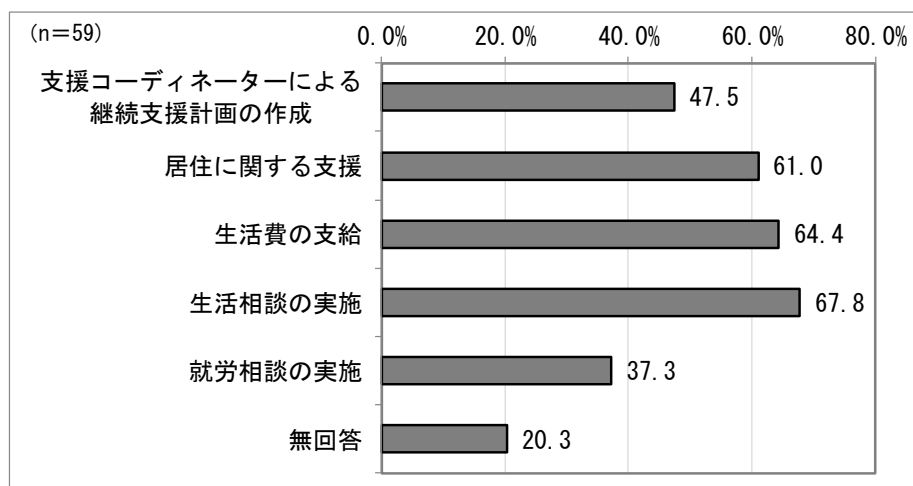


※0人に未実施を含む。

② 自立支援事業の実施状況（平成30年度実績）

平成30年度の自立支援事業の実施状況については、「生活相談の実施」が67.8%（40自治体）で最も多く、次いで「生活費の支給」（64.4%、38自治体）、「居住に関する支援」（61.0%、36自治体）であった。

図表 292 自立支援事業の実施状況（平成30年度実績）（複数回答）

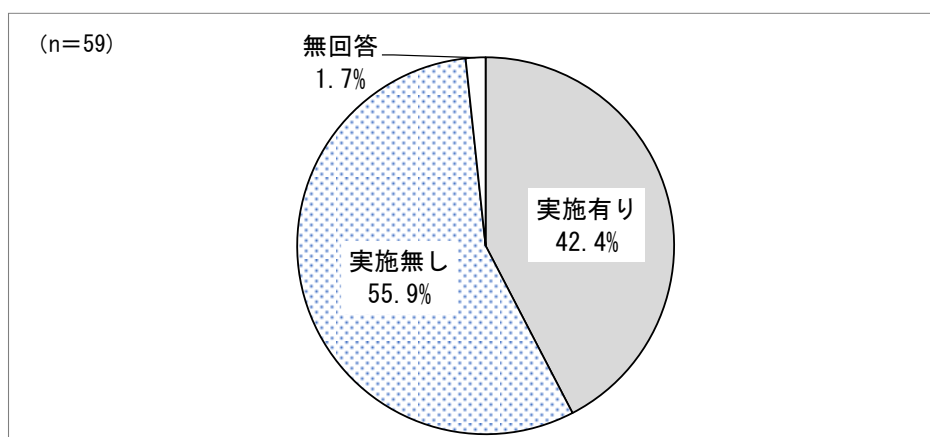


③ 独自事業の実施状況(平成 30 年度実績)

平成 30 年度の独自事業の実施状況については、「実施有り」が 42.4% (25 自治体)、「実施無し」(55.9%、33 自治体) となっていた。

実施有りの自治体では、修学費や資格取得費の支援や一人暮らしのための生活費や生活の場の提供などを行っているところがみられた。

図表 293 独自事業の実施状況 (平成 30 年度実績)



<主な独自事業の実施内容>

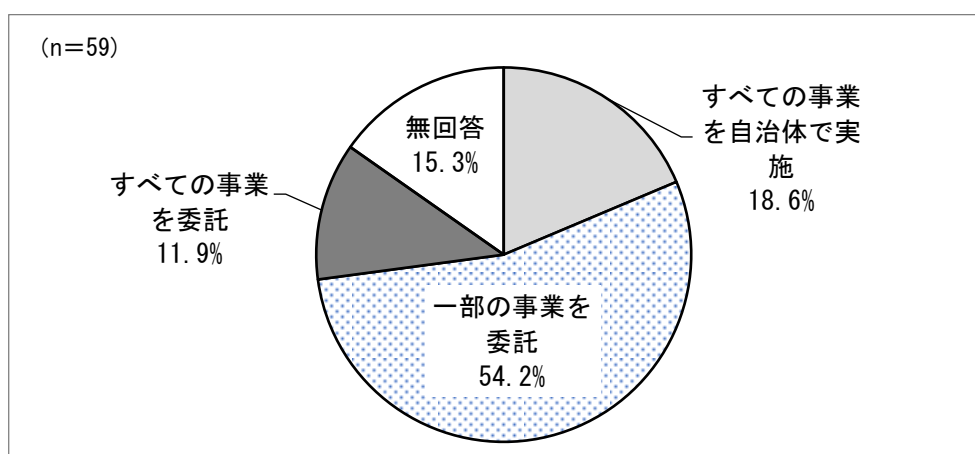
- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| ・自動車運転免許取得費用の補助 | ・寄り添い型家庭支援事業 |
| ・大学等進学応援事業 (委託事業) | ・養育家庭等自立援助事業 |
| ・修学費支給事業 | ・児童福祉施設退所者等自立支援事業補助金 |
| ・資格等取得支援事業 (大学等進学初年度納入金ほか) | ・東京都自立支援強化事業 (自立支援コーディネーターの配置) |
| ・ジョブ・トレーニング事業 | ・自立支援担当職員の配置 |
| ・児童養護施設入所児童等インターンシップの実施 | ・退所児童自立サポート事業 |
| ・生活資金等貸付事業 (補助事業) | ・自立促進等事業 |
| ・1人暮らしの者に対する生活費・居住費支援 | ・自立に向けたアドバイザー派遣事業 |
| ・シェアハウスの提供 | ・アフターケアセンター事業 |
| ・ステップハウスモデル事業 | ・サービス推進費 (自立援助ホーム) |
| ・身元保証人確保対策事業 (国庫補助有) | ・サービス推進費 (児童養護施設) |
| ・児童養護施設等退所者の居場所提供事業 | ・自立支援研修 |
| ・児童養護施設等退所児童自立拠点確保事業 | |

④ 自立支援事業や独自事業の委託の有無

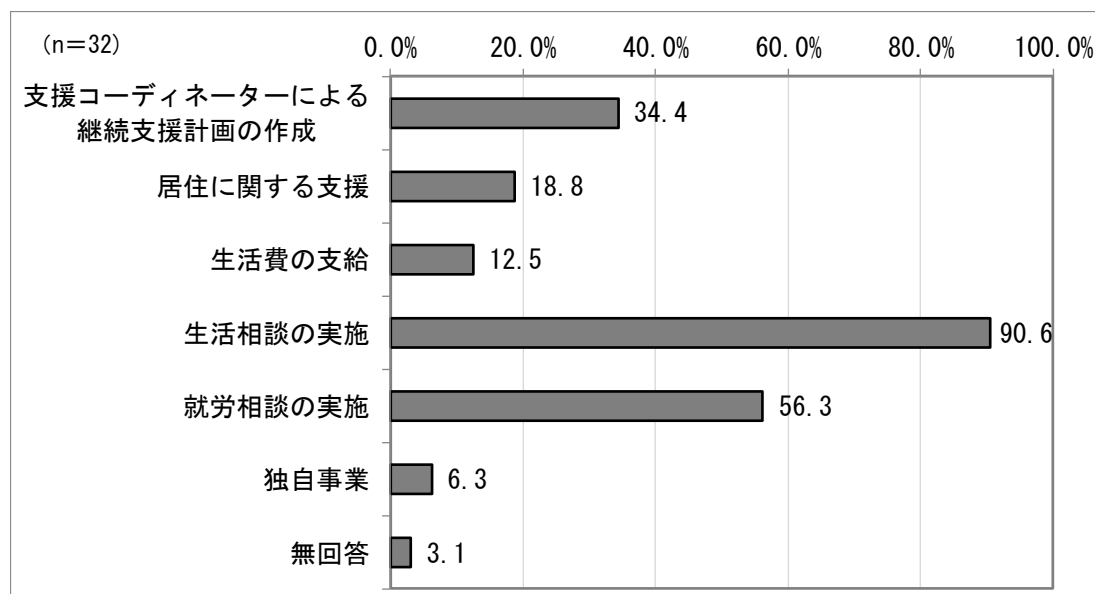
自立支援事業や独自事業の委託の有無については、「すべての事業を自治体で実施」が18.6%（11自治体）、「一部の事業を委託」（54.2%、32自治体）、「すべての事業を委託」（11.9%、7自治体）となっていた。

一部の事業を委託している自治体では、委託している事業として、「生活相談の実施」が90.6%（29自治体）と最も多く、次いで「就労相談の実施」（56.3%、18自治体）となっていた。

図表 294 自立支援事業や独自事業の委託の有無



図表 295 一部の事業を委託している自治体の実施状況（複数回答）



(2) 現在実施している社会的養護自立支援事業や独自事業について、円滑に事業を行うための工夫や課題（問2）

現在実施している社会的養護自立支援事業や独自事業を円滑に行うための工夫について尋ねたところ、退所者への事業の理解促進、アフターケア事業者と退所者の退所前からの関係性の構築、地域の実情にあわせた助成事業対象者の緩和、里親などへの事業活用支援のための情報共有の実施、対象者のニーズに合わせた会の実施、自助グループ活動の支援、関係機関の定期的な情報交換・意見交換の実施、措置解除者のアフターケア事業者への状況提供、住居提供と合わせた就業支援を行う企業の組織化などがあげられた。

一方、課題については、自立支援事業においては、アフターケア事業（委託先）の確保、事業の周知・理解の促進、県外への転出者へのフォローが難しいといったことや、アフターケア事業者と退所施設の協力が必要、退所後支援を希望しない人へのサポート、生活相談などの相談事業についての支援期間の設定などがあげられた。また、独自事業においては、財源の確保や、事業内容の精査や発展などがあげられた。

<現在実施している社会的養護自立支援事業や独自事業を円滑に行うための工夫>

事業名	工夫点
社会的養護自立支援事業	・高度なノウハウを持つ事業者へ委託 ・委託事業者間の連携強化 ・児相に退所者の状況を確認 ・措置解除後も顔の見える関係を維持 ・担当課から各児童相談所への協力依頼（児童養護施設等の退所予定者のリストアップ、継続支援計画作成のための児童養護施設等への訪問同行等）
児童養護施設等入所児童自立支援事業	・就職が内定したまたは求職活動中の退所予定者に運転免許取得費用を県独自で補助
ジョブ・トレーナー事業	・各施設の自立支援コーディネーターやジョブトレーナーがそれぞれ定期的に連絡会を行い、意見交換、情報共有、研修等を実施
料理教室 食料品支給	・料理教室とセットでセミナーの開催を実施、またフードバンクと連携し希望者に直接支援を行う

<現在実施している社会的養護自立支援事業や独自事業の課題等>

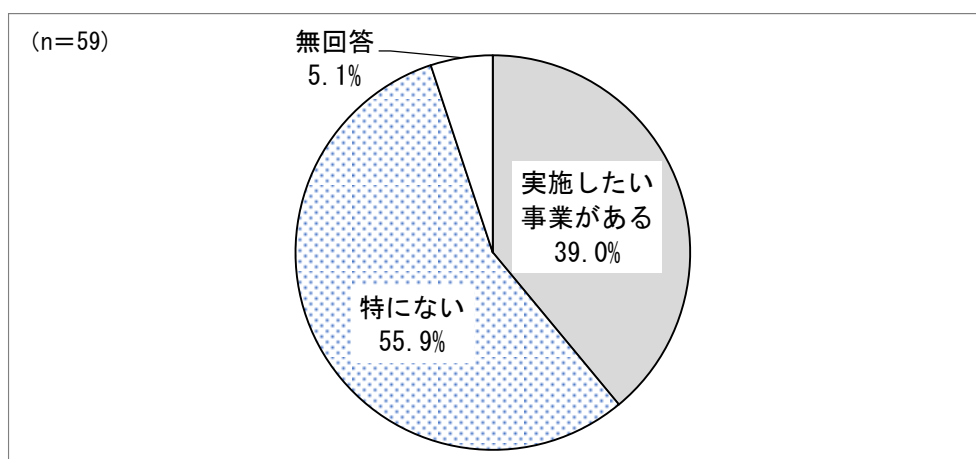
事業名	課題等
社会的養護自立支援事業	・県外居住した人への支援 ・退所後支援を希望しない方へのサポート ・里親などへの事業の周知 ・支援終結の判断が難しい
退所児童のアフターケア事業	・アフターケアをいつまで、だれが行うのか ・アフターケアは、アフターケア事業所と退所時の施設とが協働で実施すべき ・財源の確保 ・人材確保 ・アフターケア事業者と里親・施設との関係性の構築 ・委託契約が単年度のため、事業の継続性が不安定
NPO法人を活用した生活相談支援	・子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援
ステップハウスモデル事業	・ステップハウス退居後の支援（アフターケア、身元保証等）について検討が必要

(3) 現在実施していないが今後実施したい自立支援事業、また、実施するにあたっての課題
(問3)

現在実施していないが、今後実施したい自立支援事業の有無については、「実施したい事業がある」が39.0% (23 自治体)、「特にない」が55.9% (33 自治体)となっていた。

実施したい事業として「支援コーディネーター」が多くあげられており、課題としては費用をあげる自治体が多くなっていた。

図表 296 現在実施していないが今後実施したい自立支援事業の有無



<今後実施したい自立支援事業と実施にあたっての課題>

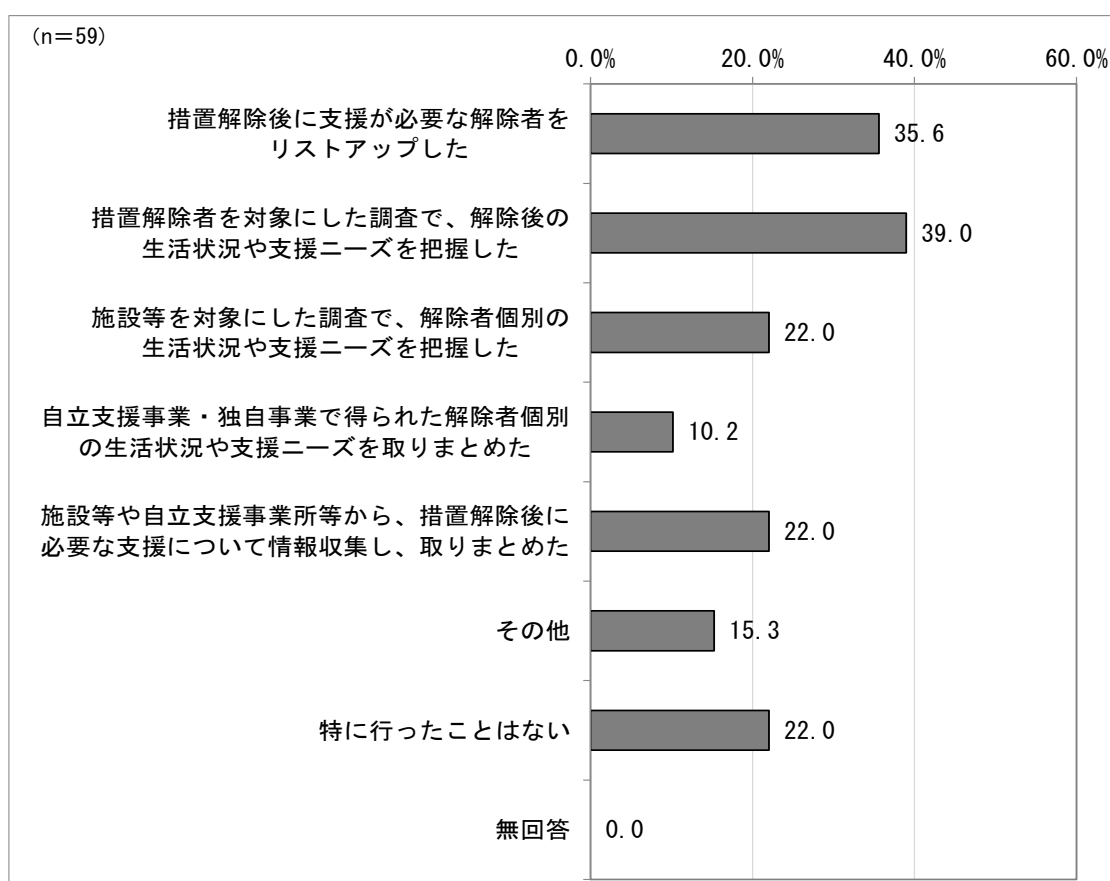
事業名	課題
社会的養護自立支援事業	・虐待DV補助金であるため、県費の確保が困難 ・退所者のニーズの把握等 ・事業実施のノウハウの不足
社会的養護自立支援事業の支援コーディネーター配置、生活相談	・財源確保(国の補助率の増加) ・体制の整備 ・運用ルールの設定 ・既存の独自事業とのすみわけ ・事業実施ノウハウの不足
支援コーディネーターによる継続支援計画の作成、生活相談の実施、就労相談の実施	・専門の職員配置が必要となるが、自治体負担分の予算の確保が困難 ・人員の確保 ・ニーズの把握
措置解除後の自立支援事業にスムーズにつなげるための措置中児童についての支援	・予算と人材の確保
就学支援事業	・施設、児童相談所、児童家庭支援センター等の関係機関が連携をとれるような仕組みづくりが必要
就労相談の実施	・予算の確保 ・就労相談支援担当職員の確保 ・事業の委託先の確保
居住に関する支援、生活費支援	・支給決定した退所者の生活状況の把握方法 ・予算の確保
就学者自立生活援助事業	・事業実施のノウハウの不足

事業名	課題
施設等退所児童県内定着回帰支援事業	・そもそも進学者が少なく、対象者が毎年いるか見込みにくい
その他	・社会的養護経験者等ら当事者による交流の場の創設への支援等

(4) 自立支援事業・独自事業を実施するための措置解除者の情報収集の状況（直近５年間）
（問４）

直近５年間の自立支援事業・独自事業を実施するために、措置解除者の情報収集の状況を尋ねたところ、「措置解除者を対象にした調査で、解除後の生活状況や支援ニーズを把握した」（39.0%、23 自治体）、「措置解除後に支援が必要な解除者をリストアップした」（35.6%、21 自治体）が多くなっていた。一方、「特に行ったことはない」とする自治体も 22.0%（13 自治体）となっていた。

図表 297 自立支援事業・独自事業を実施するための措置解除者の情報収集の状況
（直近５年間）（複数回答）



<その他の内容>

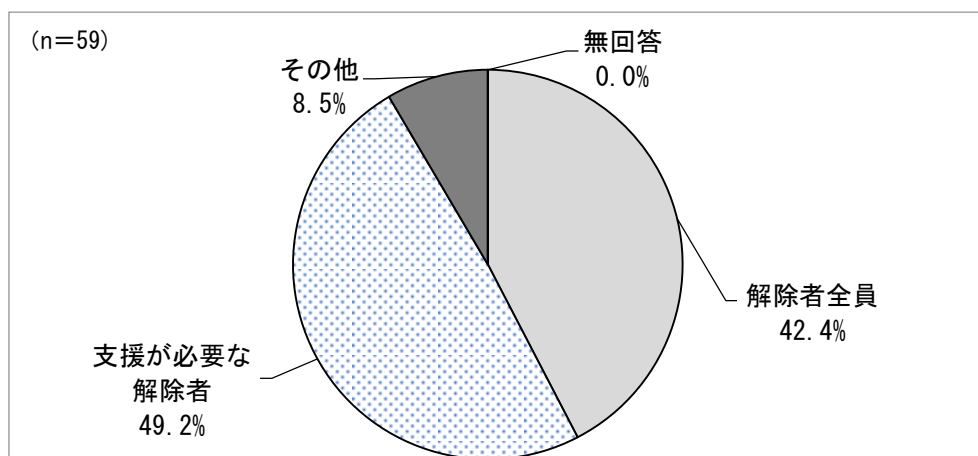
- ・児童養護施設協議会が実施した退所者状況調査を参考
- ・アフターケア情報をジョブ・トレーニング事業・自立支援強化事業の実績報告として把握
- ・施設や行政のアフターケア担当者会議を開催し、意見交換を実施
- ・支援コーディネーターによる、継続支援計画見直し時の定期的な情報収集
- ・NPO法人が作成している資料やデータを参考
- ・アフターケアセンターが施設等より自立に向けた支援の状況や課題についてヒアリング調査を実施
- ・制度及び連絡先を周知、登録による情報収集
- ・職業指導員などとの情報交換

(5) 措置解除後の自立支援を進めていくため、望ましい措置解除後の解除者の状況把握（問5）

①状況把握の対象

状況把握の対象として、「解除者全員」が42.4%（25自治体）、「支援が必要な解除者」が49.2%（29自治体）となっていた。

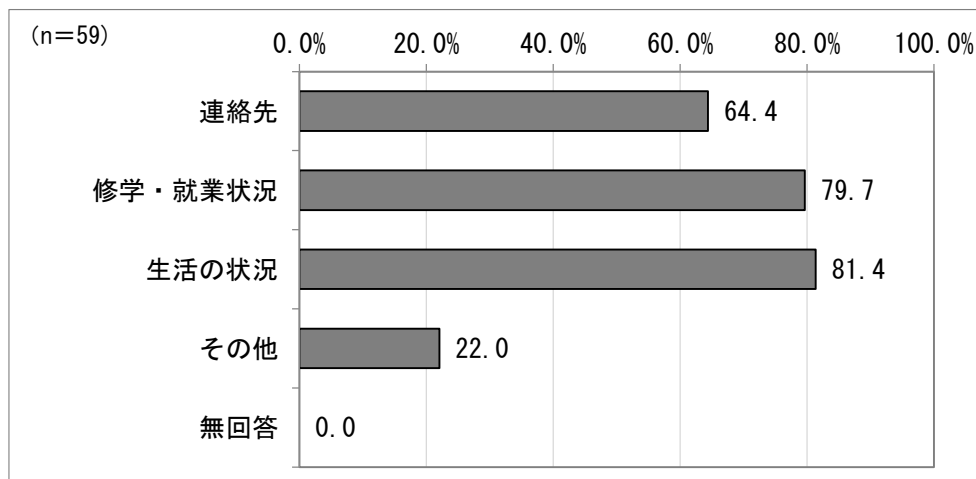
図表 298 状態把握の対象



② 把握する情報

把握する情報については、「生活の状況」が81.4%（48自治体）が最も多く、次いで「修学・就業状況」（79.7%、47自治体）となっていた。

図表 299 把握する情報（複数回答）



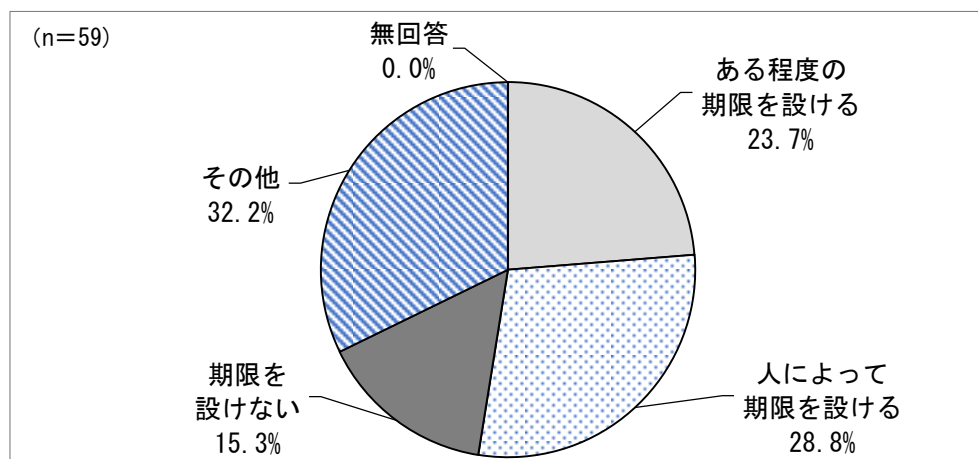
<その他の内容>

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援に必要な情報のみ ・ 支援者 ・ 経済状況、本人のニーズ ・ 親族関係や関係機関（元施設や通院先等）の連絡先、ケースによっては担当者との顔合わせも行う | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者からの支援の有無 ・ 入所中、退所後の必要な支援内容 ・ SNS、友人等 ・ 明確なものを定めていない |
|--|---|

③ 措置解除後の対応期間

措置解除後の対応期間については、「ある程度の期限を設ける」が 23.7%（14 自治体）、「人によって期限を設ける」が 28.8%（17 自治体）、「期限を設けない」（15.3%、9 自治体）となっていた。その他では、年齢より、措置解除後の期間で決めるとする自治体があった。

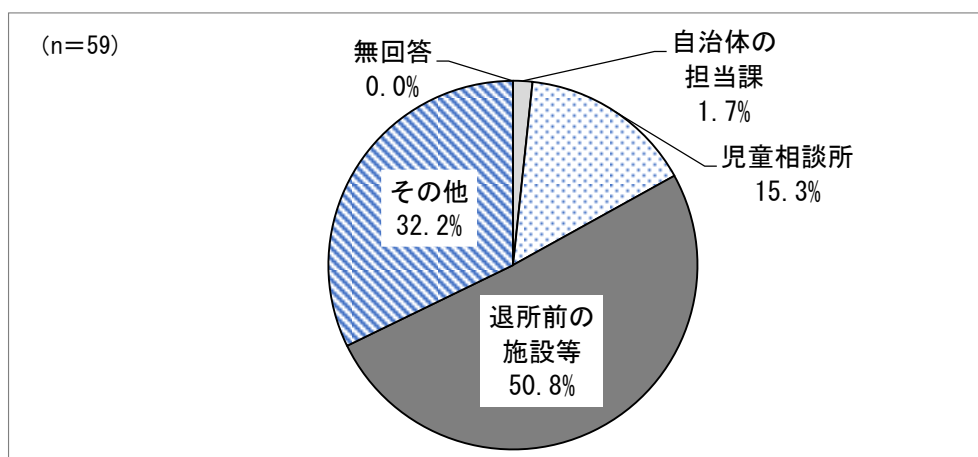
図表 300 措置解除後の対応期間



④ 把握を担当する人

把握する人は、「自治体の担当課」が 1.7%（1 自治体）、「児童相談所」が 15.3%（9 自治体）、「退所前の施設等」が 50.8%（30 自治体）となっていた。その他、支援コーディネーターや自立支援事業者などがあげられた。

図表 301 把握を担当する人



- (6) 措置解除者の自立支援を推進していくため、措置解除後に困りごとを抱える人への実施すべき支援（困りごとを抱える措置解除者の把握方法や把握を行う人、把握を行うにあたっての課題等）（問6）

主な意見としてあがっていたことは以下のとおり。

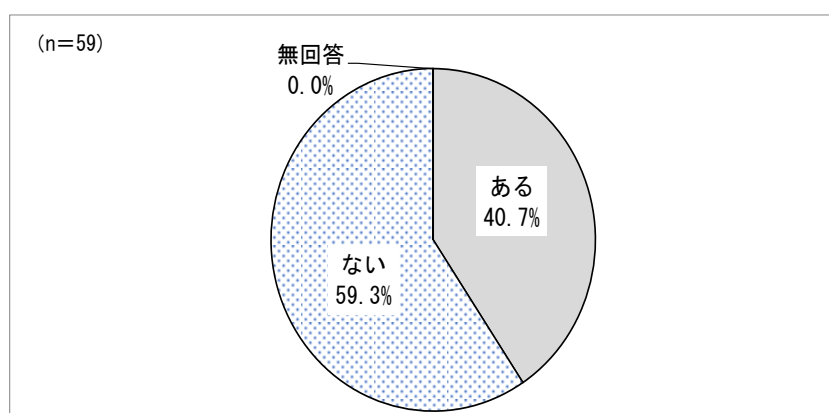
- ・困っている人ほど連絡をしてこない、相談にこないといった人が多い
- ・措置解除前に支援の必要性の把握を行う
- ・自立支援事業の理解促進
- ・一定期間(5～10年)の生活状況を把握する仕組みづくり
- ・担当者配置の財政的な裏付け
- ・いつでも立ち寄れるような居場所づくり
- ・退所者が住んでいる身近な地域で支援を受けられる仕組みづくり
- ・当事者団体などでゆるやかなつながり
- ・措置解除後、困ったときに相談できる相談窓口の常設化や周知(気軽に相談できる手法の工夫)
- ・里親へ委託されていた児童の解除後の支援体制の整備
- ・対象者の状況に応じた社会的養護自立支援事業の適用延長、経済的支援、
- ・支援の期間の目安を設けるとともに、他の行政サービスや支援機関につなげていく
- ・転入転出者について、個人情報保護で情報提供ができない

(7) 措置解除者への支援について、自治体の関連部署、施設や自立支援事業所等の地域の関係機関による情報交換や検討を行う機会の有無や具体的な内容（問 7、8）

自治体の関連部署、施設や自立支援事業所等の地域の関係機関が集まり、措置解除者への支援について情報交換や検討を行う機会があるか尋ねたところ、「ある」が 40.7%（24 自治体）、「ない」が 59.3%（35 自治体）となっていた。

機会があると自治体では、措置解除前の関係機関による自立支援的な会議の開催、自立支援コーディネーターの学習会や定期的な会議の実施などがあげられた。

図表 302 措置解除者への支援について、自治体の関連部署、施設や自立支援事業所等の地域の関係機関による情報交換や検討を行う機会の有無

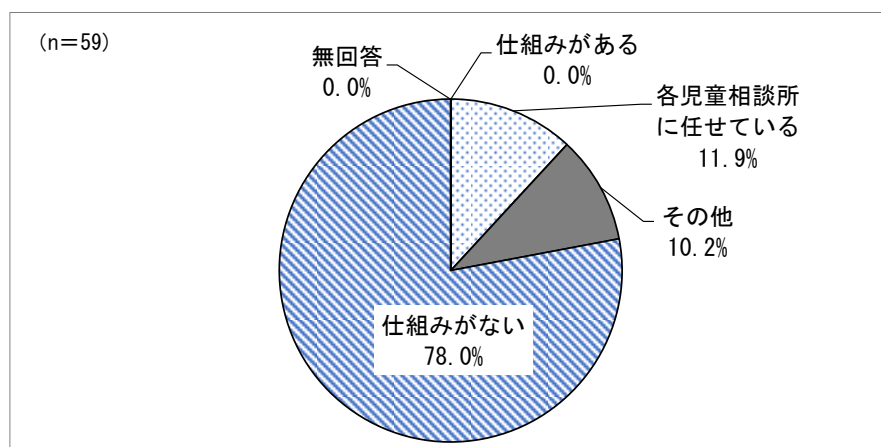


(8) 措置解除後の転出者を把握する仕組みの有無や具体的な把握方法（問 9、10）

措置解除後の転出者を把握する仕組みの有無について、「仕組みがある」と回答した自治体は0自治体となっていた。「各児童相談所に任せている」が11.9%（7自治体）、「仕組みがない」が78.0%（46自治体）となっていた。

具体的な把握の方法については、定期的な面接による把握、本人等による聞き取りの実施などがあげられた。

図表 303 措置解除後の転出者を把握する仕組みの有無



(9) 現在、措置解除後に転出入した人に行っている支援（問 11）

他自治体への転出者の支援として、希望者や事業対象者に対して生活状況等の把握や相談を実施の他、アフターケアセンター全国ネットワークにおいて連携し対応といったことがあげられた。

一方、他自治体からの転入者については、転出者の支援に比べて実施している自治体が少ない。また、実施内容としては、居場所づくり事業の利用があげられた。

その他、障害サービスや生活保護の利用者は児童相談所などを通して連携を図っているといった意見もあった。

他自治体への転出者の支援	他自治体からの転入者の支援
・他自治体への転出者でも、措置解除前の施設や事業所などが、継続的に支援を実施 ・必要に応じて電話やメール等により生活状況等を把握 ・生活相談や就労相談は、支援を必要とする児童を対象 ・他県へ就職した人も職場訪問や電話連絡をして、生活・仕事の状況を把握 ・継続支援計画を策定した者で県外へ就職又は進学した者については、必要に応じてアウトリーチ型の支援(面談等)を実施 ・他自治体の事業実施団体とアフターケアセンター	・出身自治体のアフターケア事業所や施設からの支援依頼により、支援を実施 ・居場所づくり事業では、県内だけでなく、周辺自治体の出身者が利用できる ・他自治体の事業実施団体とアフターケアセンター全国ネットワークにおいて連携し、他県への転出者で支援が必要となった場合、転入先の支援団体と連携し対応 ・障害福祉サービスや生活保護を利用するケース等は、児童相談所が必要に応じて個別に転出先の支援機関に引き継ぎを実施

他自治体への転出者の支援	他自治体からの転入者の支援
全国ネットワークにおいて連携し、他県への転出者で支援が必要となった場合、転入先の支援団体と連携し対応 ・委託事業者が、転出先での支援団体を案内 ・障害福祉サービスや生活保護を利用するケース等は、児童相談所が必要に応じて個別に転出先の支援機関に引き継ぎを実施	

(10)今後、措置解除後に転出入した人のフォローを円滑に行うために必要と思われる仕組み（問１２）

各自治体での把握や支援には限界があるため、全国的な制度や仕組みを求める自治体が多くみられた。特に、全国的に、退所者への相談窓口の設置やアフターケア事業所の設置・ネットワーク化といった意見もあがっている。

その他、相談しやすいよう当事者団体のつながりをあげる自治体もあった。

- ・転出・転入ケースは、各自治体での把握や支援に限界があるため、全国的な制度・仕組みを実施すべき
- ・退所者向けの相談窓口が各自治体にあるとよい
- ・各都道府県にアフターケア事業所が設置され、退所者がどこに居住しても地域の関係機関につながるしくみがあるとよい
- ・当事者団体でつながりがあるとよい
- ・アフターケア事業等同種の機関のネットワーク化
- ・厚生労働省が令和2年度実施される全国統一の要保護児童等に関する情報共有システムの活用
- ・婦人相談所のような、都道府県体で広域支援できるような機関や施設

(11)措置解除後、支援を必要とする措置解除者に支援を行き届かせるため方法（問 13）

問 12 であげられた意見と同じものが多いが、それ以外に、措置解除年齢の引き上げ、自立支援事業の対象年齢引き上げ、周知方法の工夫があげられた。さらには、措置に関わらず、相談内容に応じた支援機関や制度の充実といった意見もあがっている。

- ・措置解除年齢の引き上げ。
- ・社会的養護自立支援事業の対象年齢の引き上げ。
- ・支援に関する情報を多方面から発信、広報啓発の媒体や方法の工夫。
- ・当事者団体へのサポート。
- ・SNSなどを利用した相談の実施。
- ・解除者自身が困ったときに自ら助けを求められるような関係作りや制度の周知が必要
- ・各施設への専門職の配置
- ・措置解除者を支援するネットワークが必要と考えるが、誰がどのようにしてどこまでやるのかなど、検討事項も多い
- ・児童養護施設がアフターケアの主な役割を担うため、児童養護施設の機能強化が必要
- ・各都道府県にアフターケア事業所が設置され、施設等との連携体制を構築
- ・現在の退所者とのつながりは施設職員や里親など個人に委ねられ負担が大きいため、組織として対応することが必要。全国的な仕組みで対応すべき。
- ・社会的養護のもとで生活する子どもに対し、必要に応じて弁護士など第三者によるアドボケイト（代弁者）の支援を受け、自由に意見を表明することができたり、児童養護施設退所が社会的自立につながる支援を受ける仕組みが必要。
- ・措置歴の有無にかかわらず、相談内容に応じた支援機関・制度の充実が必要。

Ⅲ. インタビュー調査

1. 調査対象

措置解除者のニーズに応じた支援や、施設等や自立支援事業の委託事業所等と包括的な支援体制・連携体制の構築に資する取組をしている自治体を調査対象とした。

アンケート調査の回答を踏まえ、静岡県、名古屋市を調査対象とした。

2. 調査手法

研究員による対面での半構造化インタビューを行った。

3. 調査項目

- ・ 措置解除者の支援ニーズの把握状況
- ・ 措置解除者に対して実施している支援策
- ・ 措置解除者への支援にあたり、施設等や自立支援事業所との連携や役割分担の状況
- ・ 地域で措置解除者の支援について話し合う仕組み・機会
- ・ 地域における措置解除者支援の課題 等

4. 調査結果

(1) 静岡県

【概要】

- ・ 県内に配置された支援コーディネーターが、県が提供した措置解除者リストをもとに、措置解除者全員の継続支援計画を策定し、施設等や自立支援事業（生活相談・就労相談）を担う人材派遣会社と協働して、アフターケアを実施している。
- ・ 県と支援コーディネーターは、年 2 回の打ち合わせで、支援の進め方や個別事例の検討を行っており、支援の方法の改善につながっている。
- ・ 支援コーディネーターからは、年度末に支援計画が県に報告されるほか、毎月、いつ・誰に・どのような連絡をとったかの業務報告が県にあげられている。県は、報告を紙ベースで保管している。
- ・ 自立支援事業は開始してまだ 2 年程度であり、コーディネーターの役割、業務の範囲、施設等との役割分担を探っている段階である。
- ・ 自立支援のための交通費・食事代等の予算確保、当事者団体の育成や居場所の形成等が必要である。

① 措置解除者に対して実施している事業

1) 支援コーディネーターについて

- ・ 平成 29 年 12 月から順次、県内の児童家庭支援センターに支援コーディネーター業務を委託した。平成 30 年度からは、センター3 か所それぞれに支援コーディネーター1 人

を配置している。このうち 1 か所では、コーディネーターに補助員 1 名がついているため、実質的には 4 人体制となっている。

- ・ 支援コーディネーターは、措置解除者全員（措置延長を除く、里親委託を含む）を対象に、本人の意向確認を踏まえて、継続支援計画を作成している。措置解除者のほぼ全員が計画策定に同意しており、令和 2 年 3 月時点では、賀茂・東部地域で 23 人、富士地域で 19 人、中央・西部地域で 12 人の継続支援計画を立てている。計画策定を行った人に対しては、定期的な連絡、相談対応、他のサービスとの調整等を行っている。
- ・ 支援コーディネーターの支援対象は、22 歳までの措置解除者を想定している。年々、対象者が増えるため、コーディネーターからは不安が寄せられている。

2) 生活相談・就労相談について

- ・ 生活相談と就労相談は、人材派遣会社に委託して実施している。
- ・ 生活相談と就労相談を分けることなく、「就職して生活を継続する」という視点から生活相談支援を行うほか、対象児童の職業適性評価やカウンセリング、企業とのマッチングなど人材派遣会社の強みを活かした支援を実施している。

3) 自治体の事業と施設等との役割分担

- ・ 支援コーディネーターは、各地域の児童家庭支援センターが担当していることから、施設との連携も十分図られている。
- ・ 施設の中には、措置解除者からの要請に応じて対応をしているものの、インケアの負担が大きいため、一定程度は支援コーディネーターにアフターケアを任せたいと考えているところがある。一方で、生活相談・就労相談については、施設の考えもあり、事業を活用していない施設もある。
- ・ 支援コーディネーターは施設の外にいるが、継続支援計画を 1 年かけて作っていくので、その過程で顔なじみになっていく。支援コーディネーターの配置から 2 年がたち、ようやく施設もコーディネーターも、お互いに慣れてきているように感じている。

② 自治体と施設等・支援コーディネーターとの連携

- ・ 支援コーディネーターと県（事業課）は電話等により随時連絡を取ることができるが、県、支援コーディネーター、施設が集まり対象者の支援内容を個別に検討する機会は少ない（児童相談所、支援コーディネーター、施設は随時、連絡を取り合っている）。
- ・ 支援コーディネーターは、地域単位で 1 名ずつ配置しているので、基本的には、各地域で、支援コーディネーターと各施設が随時、連携をしている。
- ・ 県と支援コーディネーターは、年 2 回打ち合わせを行っており、支援の進め方や個別事例の検討を行っている。打ち合わせでは、他地域での取組方法や困難事例への対応、生活相談・就労相談受託者との連携について意見交換することができ、非常に有益である。

- ・ 県と支援コーディネーターは、打ち合わせ以外でも、密に連絡を取り合っており、個別ケースについて県が電話で相談に乗ることがある。例えば、転居に伴うコーディネーターの担当変更や、措置解除者の病院同行についての相談などに対応した。

③ 措置解除者についての情報収集

- ・ 児童相談情報管理システムで、次年度の自立支援事業の対象者となる人を抽出して、児童相談所で、①措置延長の予定、②進路の見通し、③生活相談・就労相談等の必要な支援の予定、を確認してもらっている。その後、自立支援事業の委託先（支援コーディネーターと人材派遣会社）に、候補者リストという形で情報提供をしている。2月頃に、翌年度に18歳となる人のリストを作成し、4月に委託先に提供するというスケジュール感である。
- ・ 支援コーディネーターからは、年度末に支援計画が県に報告されるほか、毎月、いつ・誰に・どのような連絡をとったかの業務報告が県にあげられる。支援コーディネーターごとに、紙ベースで県が集約し、保管をしている。報告の様式は統一しているが、記載内容のレベルは、支援コーディネーターで差がある。
- ・ 措置解除者の実態把握調査の予定はない。本人たちの意思を汲むという意味での実態把握は理解できるが、措置解除者の生活を追う根拠はなく、社会的養護の子だからというスティグマがあるようにも感じる。新しい事業等の検討のためという目的で、国の補助が付くのであれば、実施する可能性はある。

④ 自立支援についての課題

1) アフターケアの実施内容と役割分担

- ・ アフターケアとして、誰が、何をどこまでするのが定まっていない。
- ・ 人材派遣会社が行っているサービスは、地域によって開始年度が異なったため、最近になって、ようやく多くの施設に活用してもらえるようになった。このような経緯もあり、地域によってアフターケアの内容が異なる。
- ・ また、課題が明確でなく、生活相談とは言えないような相談支援（いわゆる寄り添う支援、相談者がいることで安心できる支援）は、誰が担うのが明確になっていない。施設等の実家機能として対応することになるのかと思うが、ソーシャルワークを行っているコーディネーターもいる。自立支援事業は開始してまだ2年程度であり、コーディネーターの役割、業務の範囲、施設等との役割分担は明確になっていない。

2) 地域間移動について

- ・ 措置解除を機に上京する子どもは、一定数いる。県としては、支援コーディネーターに、県外に移動した人の支援もお願いしているが、訪問して様子の確認できなかったり、転居先の支援体制もよくわからなかったりする中で、実質的な支援ができていない。可能

であれば、移動した先の自治体につなぎたいが、移動先に同じような支援体制がないと引き継ぐのも難しい。

3) 里親委託解除者への支援について

- ・ 里親委託の解除者についても支援コーディネーターを付けているが、里親にとってみたら突然のことであり、「なぜ支援コーディネーターが付くのか」と言われることがある（施設は、毎年措置解除者がいるので理解が進んでいる）。里親家庭にも各種セミナーの開催情報の提供等を通じて周知や理解を進めているところである。
- ・ 里親については、自立支援やアフターケアの研修等を行っておらず、十分ではないと感じている。アイデアレベルでは、里親会に支援コーディネーター1人を付けるという方法もあり得るだろう。

⑤ 国への要望等

- ・ 当事者が、社会的養護のユーザーの立場から、発言していく必要がある。国として、当事者団体の育成や居場所の形成などの支援を行ってほしい。
- ・ 支援コーディネーターからは、やればやるほど赤字になると聞く。コーディネーターの業務に、ソーシャルワークを含めるのであれば、ソーシャルワークを実施している人に加算を付けるようなことがあってもいいだろう。人材不足のため、ソーシャルワークのためだけに新たに人員を配置することは難しい。
- ・ また、措置解除者と会うには、食事をするのが多く、食事代や交通費が持ち出しになっている。支援コーディネーターの業務として認められ、加算が付くと良いだろう。

(2) 名古屋市

【概要】

- ・ 市の予算で各施設に配置した自立支援担当職員が、自立支援、アフターケア、施設間の情報共有を担っている。自立支援担当職員が集う「打ち合わせ会」を、市が年に数回開催しており、自立支援担当職員、児童相談所、市子ども福祉課、ステップハウスの支援員、就労支援事業者で、情報共有をしている。
- ・ 平成28年度に措置解除者調査を行っており、その結果を踏まえ、ステップハウス事業を立ち上げたほか、調査結果は研修等で活用した。再度実施したいと考えているが、予算確保が課題である。
- ・ 今後の実態把握は、自立支援担当職員が収集した個別の情報を保有し、その中から市が課題抽出するという役割分担になるだろう。
- ・ 各施設で自立支援の取組が様々なため、ある程度、アフターケアの標準化が必要である。
- ・ 措置解除後の継続的な経済的支援やアフターケアの予算が望まれる。

① 措置解除者に対して実施している事業

1) 自立支援担当職員の配置

- ・ 平成 28 年度に、施設への自立支援担当職員の配置を開始した。毎年 3 施設ずつ配置を進め、今年度で全施設の配置となった。各施設には、一定の経験がある職員を配置するよう要請している。
- ・ 業務内容は、①入所児童への日常的な状況把握の中で、進学・就職など自立支援を行うこと、②退所児童へ生活・住居・家庭訪問等の継続的なアフターケアを行うこと、③退所児童就労支援事業（サポートいずみ）とも協働して施設間の情報共有を図ることである（事業実施要綱より）。
- ・ 自立支援担当職員は、施設のローテーションには入らず、専任としての配置である。施設内の配置だと、顔を知った人がアフターケアに関われるので、自立のための支援が円滑に進む。
- ・ 現在はある程度現場の裁量にゆだねているが、今後、業務内容を整理することを検討している。自立支援担当職員から市に対して、活動内容を適宜報告してもらうほか、打合せ会の中で活動報告をもらっている。
- ・ 自立支援担当職員の全施設配置をしたが、男性の職員だと女性児童へのサポートが難しいなど、男女のバランスが必要なことや、アフターケアに係る費用の予算が必要だという意見が提起されている。例えば、児童が話しをしやすいよう、調理実習や外出の場面を設定するなどの工夫が必要だが、その費用がない。
- ・ 市内にいる子どもが多いが、市外まで出て支援しているという話を耳にする。

2) ステップハウス事業

- ・ 平成 28 年度に実施した実態把握調査（詳細は後述）から、退所後の住居支援が必要になることが明らかになった。住居の選択肢が広がると、就職先や就学先の選択肢も広がることがわかり、「ステップハウス」（支援住宅の提供＋支援員の毎日巡回）事業を自立援助ホームに委託することになった。
- ・ 同事業は平成 29 年度 11 月から開始し、令和 2 年 2 月までに延べ 7 名が利用している。退所した施設長の推薦が必要で、児童相談所の一時保護所を利用した児童も対象としている。ステップハウスを経て、就労自立する人もおり、一定の実績が上がっている。
- ・ ステップハウスは場所が固定されているので、児童の状況に応じた住宅を提供できるようにしたいと思っている。
- ・ また、ステップハウスから出て一人暮らしをするとすると、誰が支援を担うか、誰が住居を借りる際の身元保証を担うかが課題となる。児童相談所からは切り離されるため、現状は、20 歳以上の場合は施設の自立支援担当職員が支援をしている。

3) 自立支援研修

- ・ 自立支援研修（子ども向け、「なごやかステップアップセミナー」）を年9回実施しており、市が、サポートいずみや名古屋市民間社会的養育施設長会に委託して実施している。午前中は調理実習、午後は研修（性教育、携帯電話トラブルなど）を行っている。
- ・ 自立支援研修（支援者向け）は、自立支援担当職員が講師となって行っている。
- ・ 里親への支援としては、日頃からの児童相談所からの自立に関する情報提供や助言のほか、自立支援研修や支援者向け研修を案内している。

② 自治体と施設等・支援コーディネーターとの連携

- ・ 市が、自立支援担当職員の打ち合わせ会を年数回開催する中で、施設の声を引き上げている。打ち合わせ会には、自立支援担当職員、児童相談所職員、市子ども福祉課職員、ステップハウスの支援員、就労支援事業者が参加し、自立支援研修の企画や自立支援担当職員の業務内容などについて議論している。
- ・ 打ち合わせの実施目的は、各施設への取組に活かしてもらうことだが、市役所職員が現場の声を聴く機会になっている。自立支援研修と合わせると、市と自立支援担当職員は、月に1回は顔を合わせている。
- ・ 施設は比較的小規模なので、各施設の担当者ができること、各施設が持っている経験を共有することが重要である。いま担当者間で話題になっているのは、進学して措置解除となったものの中退する児童である。先日は実例を共有し、中退した理由、課題（奨学金の返却など）などについて議論した。中退理由等の実態把握を行い、施設にフィードバックをする企画が検討されている。

③措置解除者についての情報収集

1) 名古屋市における児童福祉施設退所児童の実態調査

- ・ 自立支援策をさらに展開していくため、実態調査をした上でどのような支援を行うかを検討することとして、平成28年度に「名古屋市における児童福祉施設退所児童の実態調査」を行った。
- ・ 調査設計は市が主導し、調査票発送の事務手続き、集計、インタビューの実施等を名古屋市民間児童入所施設（等）連絡協議会（現：名古屋市民間社会的養育施設長会）に委託した。調査報告書は各施設に配布する形でフィードバックし、研修等で活用した。
- ・ 調査対象は、平成18年4月から平成28年3月の10年間に児童養護施設、自立援助ホーム、児童自立支援施設を退所した人及び里親・ファミリーホームでの委託を終了した人で、一人で社会生活を始めた中学卒業以上で連絡先が明らかな人を対象とした。10年間とした理由は、5年間だと母数が少なくなるためである。
- ・ 調査票を配布できた人が、調査対象者の半数程度だったことについて、課題意識を持っており、退所後一定期間は状況を把握する必要性を感じた。場合によっては支援が長期

化するかもしれないが、必要なことではないか。

2) 今後について

- ・ 予算の関係もあるので予定しているわけではないが、実態調査は必要と考えている。
- ・ 市としての基準を考えて、実態把握することが必要だと考えている。現在は施設によってアフターケアをしている期間等はさまざまなため、目安となる期間等を定めて実施してもよいのかもしれない。
- ・ 施設はアフターケアの必要性を感じているものの、手が回っていなかったが、自立支援担当職員の配置によって、アフターケアに手が届くようになった。実態調査の結果もあって、退所後を見据えて、入所中の支援を意識的に実施できるようになってきており、今後は、さらなる充実を図る必要があると考える。
- ・ 前回調査同様、大学の研究者に分析を依頼するとなると、予算が必要になる。調査実施上の課題は、予算確保である。
- ・ 実態把握は本人の理解を得た上で実施することなので、自立後は施設と関わりたくないという人もいるため、本人の意向を尊重したうえで、実態把握のあり方について考えていかなくてはならない。

④ 自立支援についての課題

1) ケースマネジメント

- ・ 実態把握は、まずは施設の自立支援担当職員が担うと考えられる。個別の情報は施設が保有し、その中から課題抽出をするのは自治体、という役割分担になるだろう。
- ・ ただし、自治体が個別ケースの情報を持つ場合、行政としてその情報をどのように活用するかは事前に整理が必要だろう。児童相談所が個別ケースの情報を持っているが、年齢を超えてアフターケアができないなど限界がある。
- ・ 退所後の情報を得ることで、インケアで必要な取組、今後実施すべき取組を考えることができるので、入所中から退所後まで一貫した支援を検討すべきと認識している。

2) 各施設でのアフターケアのあり方

- ・ 各施設で自立支援の取組が様々なため、市として、ある程度のアフターケアの標準化が必要ではないかと考えている。施設協議会の場合を活用しながら、施設の理解を促せるとよい。
- ・ アフターケアをすすめるなかで、次の支援先や若者施策に円滑に引き継いでいくことは一定程度必要だと思っている。児童が、はじめての相談機関に相談しやすく継続できるよう、過去にお世話になった人とのつながりを大切と調査でも示されているので、引き続きアフターケアは必要である。
- ・ 名古屋市としては自立支援を推進するうえで、サポートいずみや自立援助ホームなど、

民間法人が運営の主体となっており、今後も行政と民間がうまくタッグを組み合わせながら進めていきたい。

⑤ 国への要望等

- ・ 措置解除前の仕組みとして、就職や大学の支度金等があるが、それは一時的なものであり、継続的にみると生活は大変である。国が進学率向上を目指すのであれば、それに見合った措置費等の制度設計や子どもへの経済的支援が必要ではないか。就職にしても、自立支援の充実は必要だと思われる。
- ・ アフターケアを充実させていくためには、アフターケアの予算が必須だと感じる。人員と費用はセットであるべきで、児童養護施設がその役割をどこまで担うのか検討が必要である。また、今後、里親やファミリーホームへの委託を推進するなかで、そのアフターケアを誰がどう担うのかも検討が必要ではないか。
- ・ 自立支援やアフターケアは、自治体としての責務として理解し、注力している。しかしながら、どの児童も等しくケアが受けられるようにするためには、国全体として整備が必要ではないか。

第5章 措置解除者の実態把握のための手引き

モデル自治体における実態把握調査、実態把握が困難な措置解除者に関する調査、児童相談所設置自治体調査の結果を踏まえ、「自治体による施設退所者等の実態把握のための手引き」を作成した。

手引きでは、実態把握調査の考え方や検討の一連のプロセスを示したほか、参考資料として、自記式調査票と他記式調査票の見本を掲載した。

**自治体による施設退所者等の実態把握
のための手引き**

目次

第 I 章 施設退所者等の実態把握のあり方	1
1. 実態把握の基本的な考え方と手引きの位置づけ	1
(1) 実態把握の必要性	1
(2) 情報の収集・活用の流れと本手引きの内容	2
2. 実態把握における注意事項	4
(1) 調査倫理について	4
(2) 当事者参画について	5
第 II 章 実態把握調査の進め方	6
1. 調査の実施プロセス	6
2. 事前検討	7
(1) 調査の目的・論点を設定	7
(2) 調査の実施・検討体制の構築	8
(3) 実態把握の対象者の設定	10
(4) 調査方法の設定	11
(5) 調査票の作成	13
3. 調査の実施・分析	16
(1) 調査の実施	16
(2) 調査の分析方法	20
4. 調査結果の検討・活用	30
(1) 検討体制・進め方について	30
(2) 検討結果の活用方法について	30

参考資料

- 本人記入調査票（自記式調査票）
- 施設職員・里親家庭記入調査票（他記式調査票）

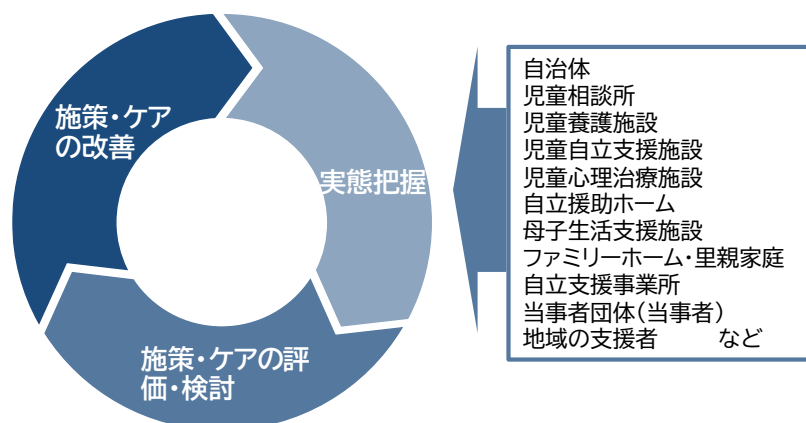
第 I 章 施設退所者等の実態把握のあり方

1. 実態把握の基本的な考え方と手引きの位置づけ

(1) 実態把握の必要性

- 平成 28 年の児童福祉法改正により、児童養護施設等への入所措置や里親委託等を解除された人（以下、「施設退所者等」という）に対する自立支援の充実が進められています。
- 平成 29 年 3 月には、「社会的養護自立支援事業等の実施について」（雇児発 0331 第 10 号）により、社会的養護自立支援事業が創設され、平成 30 年 7 月には、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（子発 0706 第 1 号）により、社会的養護自立支援事業、就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画、自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策を強化する取組について、計画策定が求められました。
- しかしながら、社会的養護の制度の下で育った子どもたちが、措置解除後にどのような生活をおくっているかは、一部の自治体や団体が行っている調査でしか把握できておらず、施設退所者等が社会に出てから抱える課題や、支援ニーズは明らかになっていません。平成 29 年 8 月の「新しい社会的養育ビジョン」の中でも、施設退所者等の実態把握の必要性が指摘されており、実態把握は、自立支援の取組を進めるうえでの喫緊の課題となっています。
- 施設退所者等の実態把握は、施設退所者等本人の福祉の保障だけでなく、現在、社会的養護の制度の下で育っている子どものケアの改善にも活用できるものです。措置の実施者である自治体が主体となり、施設退所者等の状況を把握することで、「現在のケアの良いところを確認できる」、「ケア・事業の課題を明らかにし、より良い支援を検討することができる」といったメリットがあります。また、地域の関係者が一体となって実態把握を進めることで、ケアの実施や改善を行うための、関係者間の関係性構築にもつながると考えられます。

実態把握と施策・ケアのサイクル



※以降、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親家庭などの社会的養護を行う施設や家庭を、「施設等」とする。

(2) 情報の収集・活用の流れと本手引きの内容

- 施設退所者等の実態把握のための情報収集の方法は、大きく3つに分けられます。

➤ **アフターケアを通じた情報収集**

施設等がアフターケアとして行っている電話やメール等での相談支援や里帰りイベントを通して、生活の様子や困りごとを把握するものです。ケアと実態把握が一体的に行われるので、倫理上の問題が生じにくく、実態把握の基本と考えられます。

➤ **自立支援に係る事業を通じた情報収集**

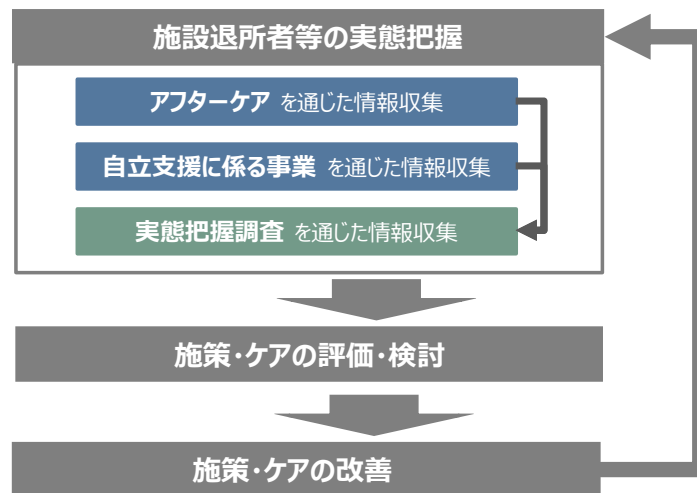
支援金の貸し付けや支援コーディネーターによる面談など、自治体の事業を通して情報を把握するものです。情報を得られる人は事業の対象者に限られますが、施設等との関りが希薄な人について、生活の状況や支援ニーズを把握できる場合があります。

➤ **実態把握調査を通じた情報収集**

施設退所者等本人や施設等に、アンケートやインタビュー等を行って情報収集をするものです。措置中のケアの評価、現在の状況など、幅広い情報を収集することができます。

- 実態把握と言うと、3点目の「実態把握調査を通じた情報収集」を想定しがちですが、質・量ともに充実した情報収集のためには、各地域で実践されているアフターケアや自立支援に係る事業の活用が重要です。
- アフターケアや自立支援に係る事業を通じて得られた施設退所者等の情報は、施設等や自立支援事業所によって、ケース記録として整理されています。自治体は、施設等や自立支援事業所を対象としたアンケート調査によって、これらの情報を、定量データとして集約することができます。施設退所者等本人を対象としたアンケートに比べると、情報量は少ないですが、アフターケアや自立支援に係る事業が充実している地域ほど、支援者が保有する客観的な情報は多く、有用な情報源となります。
- 各々の手法で得られる情報は、内容や性質が異なるため、自立支援の充実のためには、実態把握調査とアフターケアや自立支援に係る事業を連動させることで、その量と精度を向上させることが必要です。

実態把握のための情報の収集・活用の流れ



- 本手引きでは、3つの自治体の協力のもと実施したモデル調査の実施結果を踏まえ、主に、「実態把握調査を通じた情報収集」の方法を整理しています。手引きで示す実態把握調査の考え方や検討の一連のプロセスを参考に、地域の実情や状況に応じて調査を行ってください。

2. 実態把握における注意事項

(1) 調査倫理について

- 自立支援やケアの充実・改善のために、施設退所者等の実態を把握することは重要ですが、施設退所者等にとっては、社会的養護の制度から離れた後もプライバシーに関することを把握されるため、尊厳を侵害されていると感じるケースも想定されます。
- 例えば、施設退所者等が、過去や現在のネガティブな経験について尋ねられることで精神的な負担を感じてしまう場合や、社会的養護の下で育ったことを周囲に知られたくないのに調査票が届く場合などが想定されます。また、施設等を対象とした調査では、施設退所者等本人の意向に関わらず、自治体等でセンシティブな情報が収集・活用されてしまう可能性もあります。
- 実態把握にあたっては、倫理上の問題がないか十分に注意を払い、施設退所者等に相談をしながら進めてください。特に、施設退所者等本人への調査を実施する場合には、「説明と同意」を徹底することと、実態把握とアフターケアなどの支援を合わせて提供することが重要です。少なくとも、以下の点については、必ず調査実施前に口頭や文書で説明をしてください。

調査対象者に対して必ず説明すべきこと

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">✓ 調査の目的、実施主体、責任者、連絡先✓ 調査協力への感謝✓ 収集した情報の利用・発表の方法✓ 目的以外に情報を活用しないこと✓ 収集した情報は匿名化して分析・活用すること✓ どの段階でも回答を拒否することが可能であり、拒否しても不利益は生じないこと✓ ケア・サポートが必要な場合の連絡先 |
|---|

(2) 当事者参画について

- 施設退所者等本人が、必要な支援について語り、自治体や施設等とともに今後のケアや施策を検討することは必要不可欠ですが、実態把握において、当事者参画が進んでいるとは言えません。
- 社会的養護の当事者が、実態把握のプロセスに参加することで、調査の設計・実施、倫理上の配慮、調査結果の分析、施策・実践への反映などの検討の質が向上すると考えられます。
- 当事者団体の存在や支援者の構成など、地域資源は自治体によって異なるため、全国的に同じ方法で当事者参画ができるわけではありません。当事者参画においては、「当事者の声の必要性を認識し、傾聴すること」を基本として、当事者本人が、安心して自分の意見や気持ちを伝えられる環境を整えることが重要です。複数人の当事者に集まってもらう、希望があれば施設職員や友人などの同席を可能とする、当事者のみのワーキンググループ（WG）を作って行政が意見収集をする、などの工夫を当事者と一緒に考えて、実践するようにしてください。
- 特に、自分が育った施設職員や利害関係のある関係者が同席している状況では、当事者が率直な発言をしづらいことが想定されます。自治体内の施設退所者等に限定せず、近隣の自治体の当事者、他の地域の当事者団体の関係者などの参画も検討してください。

実態把握調査における当事者参画の方法

当事者参画

「あなたの声を聴きたい」「あなたの声を制度やケアに反映させたい」という気持ちで、意思決定プロセスに当事者に参加してもらうこと

話しやすい参画方法を当事者本人と相談して決定する

【誰にお願いするか】

- ・ 自分の経験や意見を発言することに同意をした人
※当事者は複数人での参加を基本とする（希望するサポーターの同席を認める）
※近隣の自治体の施設退所者や当事者団体関係者でも可とする

【何について意見をもらうか】

調査の実施	・調査対象者の設定 ・調査項目の検討 ・調査手法の選択 ・回答への忌避感を減らす工夫、回答しやすくする工夫 等
調査結果の分析	・分析の視点の提供 ・分析結果へのコメント 等
調査結果の活用	・事業等の立案への参画 ・結果をケアへ反映する際の方針の検討 等

【どのように参画してもらうか】

- ・ 実態把握プロセスの全体に関わっても、一部の検討にのみ関わってもよい
- ・ オープンな場、クローズドな場など、「発言しやすい参画方法」を当事者と検討する
(例) ✓ 実態把握調査を検討する協議会に参加
✓ 委員会とは別に、当事者だけのWGの立ち上げ
✓ 当事者へのグループインタビューでの意見収集

第 II 章 実態把握調査の進め方

1. 調査の実施プロセス

- 実態把握調査は、「目的の検討」→「実施・検討体制の構築」→「調査対象・調査方法・調査項目の設定」→「実施」→「集計・分析」→「検討・活用」といった流れで実施します。
- 調査は、地域の関係者と目的意識を共有しながら進めることが重要です。以降、各プロセスの考え方を記載しているので、調査実施の参考としてください。

実態把握調査の進め方



2. 事前検討

(1) 調査の目的・論点を設定

- 実態把握調査を行うにあたって、まず、実態把握の目的・論点の設定が必要です。目的によって、調査対象、調査方法、調査項目等が変わるため、「何を把握するための調査か」、「調査結果をどのように活用するか」を決めることが重要です。
- まず、地域の状況を示すデータ（例えば、施設退所者等の人数、措置解除の主な理由、施設等によるアフターケアの実施状況、自立支援事業の実施状況、過去の調査結果等）を参考に、地域で課題になっていることや、確認したい仮説を考えてみましょう。仮説を立てることに悩んだ場合は、地域の施設等や当事者団体にヒアリングを行い、施設退所者等の生活やケアに対する要望や意見を把握することをお勧めします。現場の状況を確認することで、「措置解除後の中退が多いのではないか」「進学後の生活費が足りないのではないか」といった具体的な仮説が考えられます。
- 一方で、施設退所者等の生活状況が全くわからないという自治体や現場の課題意識が多様な自治体は、まず、「生活の状況と支援ニーズを明らかにする」「アフターケアと支援ニーズに乖離がないか確認する」という目的から始めてもよいかもしれません。

調査の目的・論点の例

目的：施設退所者等の生活状況の確認

- 論点：
- ◇ 施設退所者等は、就労・就学を継続しているか
 - ◇ 施設退所者等は、健康で経済的に安定した生活を行えているか
 - ◇ 施設退所者等が困っていることや不安に感じていることはないか
 - ◇ 施設退所者等がいつでも相談できる体制があるか
 - ◇ 施設退所者等に必要なサポートが行き届いているか

目的：施設等のケアの充実・改善

- 論点：
- ◇ 措置中の施設等のケアで改善が必要なことはあるか
 - ◇ 施設で行ったリービングケアのうち、措置解除後に役に立ったことは何か
 - ◇ 施設退所者等の支援ニーズと、施設等が行っているアフターケアにギャップはないか

目的：自治体の施策・事業の充実・改善

- 論点：
- ◇ 施設等のケアの充実・改善のために、自治体が行うべき支援は何か
 - ◇ 自治体が行っている事業は、施設退所者等に利用されているか
 - ◇ 施設退所者等の支援ニーズと、自治体が行っている事業内容にギャップはないか

(2) 調査の実施・検討体制の構築

- 実態把握調査は、施設退所者等の支援を行っている、施設等、当事者団体、自立支援事業所などの関係者の協力が不可欠です。
- 関係者に対して、個別に相談を行うことも可能ですが、実態把握についての検討の場を設けることで、調査設計、調査の実施、結果の評価・検討まで、スムーズに進行することができます。既に、地域の関係者が定期的に集まる協議体があれば、その協議体を活用してもよいですし、実態把握調査を機に、地域の自立支援について一体的に協議する場を設けてもよいでしょう。
- 里親会や施設協議会のような協議体のみならず、地域の多様な関係者や行政の関係部署（生活困窮支援、住宅支援、就労支援、地域福祉、障害福祉等）と協働する方が、地域として自立支援やケアの課題を共有することができ、改善につながりやすくなります。また、研究機関や研究者からの協力を得ることで、調査手法や分析について適切な助言を受けられます。
- 当事者団体や施設退所者等の参加は重要ですが、参画方法については、当事者団体や施設退所者等本人と相談をしてください。地域の関係者が集まる協議体への同席、協議体の下部組織として当事者 WG の立ち上げ、行政職員によるグループインタビューへの参加などの方法が考えられます。
- また、近隣の自治体と連携して、同一の調査を行うことで、広域での実態把握を行うことも一考に値します。自治体間で調査結果を比較することで、それぞれの自治体の強み・弱み、近隣自治体での共通課題を把握することにつながります。

協力をお願いすべきステークホルダー

児童相談所	● 調査実施の支援 ● ケアの提供側としての助言・評価	
施設等	● 施設退所者等への調査協力依頼 ● 調査への回答 ● ケアの提供側としての助言・評価	
当事者団体・当事者	● 施設退所者等への調査協力依頼 ● 調査への回答 ● ケアの受け手側としての助言・評価	WGやグループインタビュー等での参加も◎
自立支援事業所 支援コーディネーター その他NPO等	● 調査実施の支援 ● 自立支援に関わる立場としての助言・評価	
研究機関・研究者	● 調査実施の支援 ● 有識者としての助言・評価	
行政の関係部署 (生活困窮支援、住宅支援、 就労支援、地域福祉、障害福祉等)	● 調査結果を踏まえた支援 ● 部署間の情報共有	など

- 地域の関係者で協議するタイミングは、①目的や論点を設定する段階、②調査方法・調査票等を検討する段階、③調査結果を共有し、今後の支援について検討する段階、の3回が想定されます。
- 特に、施設退所者等本人が回答する自記式調査を実施する場合は、施設等による調査票配布が想定されるため、調査票の配布方法、調査期間の設定など、丁寧な調整が必要です。また、調査方法や調査項目について、施設等から助言をもらうことで、調査倫理上の懸念事項を解消できます。
- 協議の中で、地域の関係者と合意形成を行いながら、調査を進めましょう。

地域の関係者と協議をするタイミング



(3) 実態把握の対象者の設定

- 実態把握の対象者は目的に応じた設定が必要ですが、対象者の考え方として、①措置先、②措置解除時の年齢、③措置解除後の環境（家庭復帰か自立退所か）、④措置解除後の年数、の4点で整理することができます。
- ①措置先については、基本的には、施設種別や里親委託を問わず、全ての措置先を対象としましょう¹。管轄外の施設等にも協力を仰ぎ、措置先の区別なく、実態を把握することが重要です。
- ②措置解除の年齢については、自立支援の課題や支援ニーズを幅広く検討するため、「義務教育終了後」からの対象設定が望ましいと考えられます。なお、実際には中学3年生の2～3月での退所が少ないため、「義務教育終了後」とした場合には、年度末ではなく10月1日時点又は12月末時点での措置状況に応じて調査対象を選定する（義務教育が終了する前年度又は前年度後半期に退所した者等を含める）などの工夫が必要です。
- ③措置解除後の環境については、調査目的上の特段の理由がなければ、家庭復帰や自立退所にこだわらずに実施してください。過去の調査においては、「自立退所」を対象としたものがほとんどでしたが、家庭復帰した施設退所者等は年齢や状況が極めて多様であり、困難な状況におかれている場合も指摘されるなど、実態を把握したうえで、支援の充実を検討することが望まれています。
- ④措置解除後の年数については、就職・転職・結婚・子育て等のライフイベントが発生しやすい20歳代までは、調査対象に含められるよう、少なくとも措置解除後5年以上での設定が望まれます。なお、年数が経過すると施設退所者等との接点も減り、回答率が低くなることが考えられますが、長いスパンでの支援策の検討を行うためには、措置解除後10年たった施設対象者等の実態把握も有意義となります。施設等のアフターケアの実施状況等も参考にして設定してください。

実態把握の対象者の設定例

2019年 厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業モデル調査 目的：施設退所者等の生活状況や支援ニーズを把握するため ①：地域内全ての施設種別、里親 ^{※1} ②：中学卒業以上 ③：自立退所・家庭復帰 ④：措置解除後5年間
2017年 大阪府、大阪市、堺市^{※2} 目的：自立退所児童のおかれた生活状況を調査し、支援体制や支援内容を検討するため ①：児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホーム ②：中学卒業以上 ③：自立退所 ④：措置解除後5年間
2017年 京都市^{※3} 目的：施設退所者が社会生活をおくるうえでの課題等を把握し、施策や支援の方向性を検討するため ①：児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム ②：15歳以上 ③：自立退所・家庭復帰 ④：措置解除後10年間

※1 モデル調査を実施した一部の自治体では、里親委託解除者への調査を対象外とした。

※2 「大阪府子どもの生活に関する実態調査報告書」（平成29年、公立大学法人大阪府立大学）

※3 「児童養護施設等退所者の生活状況及び支援に関する調査報告書」（平成29年、京都市）

¹ 本手引きでは、母子生活支援施設に入所していた児童を直接の調査対象としていませんが、社会的養護の制度で育った子どもと言えるため、対象に含めることも考えられます。

(4) 調査方法の設定

① 調査方法のメリット・デメリット

- 調査手法は、主に、施設退所者等を対象とした自記式調査及びインタビュー調査、養育者を対象とした他記式調査があります。3つの調査手法のメリット・デメリットは以下のとおりです。

調査手法のメリット・デメリットの比較

	自記式調査	他記式調査	インタビュー調査
回答者	施設退所者等本人	施設等 支援コーディネーター	施設退所者等本人
特徴	➤ 当事者の気持ちや直近の生活状況など、収集できる情報量が多い ➤ サービス評価が可能 ➤ 回答者のバイアスリスクや代表制の確保に留意が必要	➤ アフターケアや自立支援事業等で得た情報を収集できる ➤ 定期的な悉皆調査として実施しやすい	➤ 把握したい項目を詳細に調査できる ➤ 調査実施前の仮説構築、自記式調査を補完する情報収集、ケーススタディとしての実施が適当
サンプル数	○ 悉皆調査によって一定程度のサンプル数は確保可能	◎ 悉皆調査であれば、サンプル数の確保は容易	△ サンプル数の確保は困難
バイアスリスク	△ 調査票未着や未回答に伴うバイアスリスクが比較的大きい	◎ 悉皆調査であれば、バイアスリスクは生じづらい	△ 対象者の選定・応諾においてバイアスリスクが生じる
情報量	◎ 過去～直近の当事者の意向・状況、サービス評価など幅広い情報収集が可能	△ 養育者視点での情報に限定される	◎ 過去～直近の当事者の意向・状況、サービス評価など幅広い情報収集が可能
調査費用・実施上の負担	△ 調査の実施費用等の負担が生じる	◎ メールでの調査票の配布・回収が可能	△ 調査対象者の選定・応諾・実施の負担が生じる
調査倫理上の懸念点	調査票の配布方法や調査項目の設定によっては、不都合や不快な思いを生じさせる可能性がある	本人の意向に関わらず、自治体等で情報が利用される可能性がある	調査の内容次第では、心理的な負担を課す可能性があるため、調査対象者は慎重に選定する必要がある

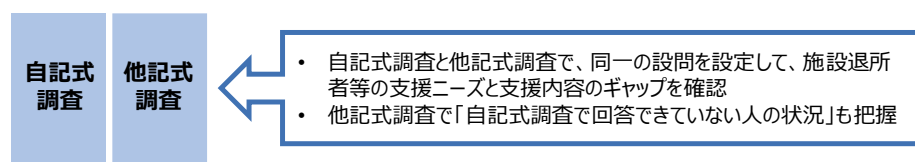
※この他、既に自治体が保有している支援記録やデータ等を、分析する手法も考えられます。回答者・調査対象者の負担が少ない、継続的に悉皆で把握しやすい、リスクバイアスが低いという特徴がありますが、利用するデータの種類や利用目的が児童福祉法の趣旨にかなうものか、個人情報保護法に抵触しないか等の検討が必要です。

② 調査方法の選択

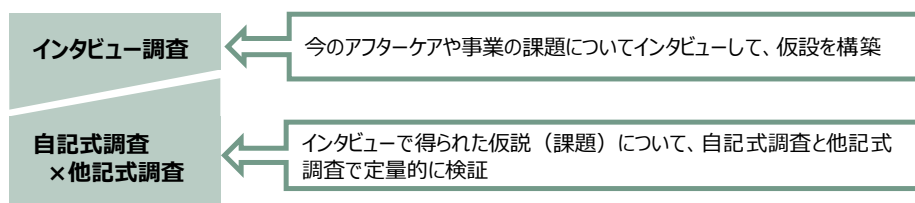
- 調査方法は、前述のメリット・デメリットを踏まえたうえで、各自治体が、地域の特性、調査目的に応じて選定することが必要です。
- 実態把握調査では、“施設退所者等の声”を聞くことが重要なため、自記式調査の実施が期待されていますが、必ずしもアンケート調査である必要はありません。例えば、施設退所者等が少ない自治体においては、インタビュー調査で自記式調査と同様の情報収集を行うことも考えられます。
- また、自記式調査では、施設等が連絡先を把握していない人には調査票が届かないため、回答にバイアスが生じます。そのため、他記式調査で、施設退所者等全員について調査をすることが有効です。他記式調査は、自記式調査に比較すると発送の負担が小さく、悉皆調査が可能であることから、実態把握の基本となると考えられます。支援コーディネーターによるアフターケアが充実している地域では、他記式調査の回答者を支援コーディネーターとして実施することも可能です。
- 収集したい情報の量・質、コスト等に応じて複数の手法を組み合わせるミックス・メソッドが効果的であるため、それぞれの手法が担う役割を考え、選択してください。本手引きにおいては、前述の内容を踏まえて、「自記式調査と他記式調査のミックス・メソッド」を推奨しています。
- このほか、ミックス・メソッドの方法としては、施設退所者等や施設職員等を対象としたインタビュー調査で、課題の仮説構築をした後、自記式調査や他記式調査を実施する仮説検証型の実態把握なども考えられます。

ミックス・メソッドの例

例：自記式調査×他記式調査で、支援とニーズのギャップ等を検証



例：インタビュー調査で構築した仮説を、アンケート調査で検証



(5) 調査票の作成

① 調査票の作成について

- 目的と調査方法を踏まえた、調査項目を考えます。調査項目の設定については、目的に合った設問になっているか、実態に合った選択肢となっているか、倫理上の課題はないかなど、自治体と地域の関係者が一緒になって検討をすることが重要です。
- 以下に、調査票作成のポイントを記載していますが、自記式調査の調査票は、施設退所者等が安心して回答できることを第一に作成してください。また、調査票と合わせて、協力をお願いする「依頼文」、回答方法を説明する「調査要綱」、「自治体で行っている事業や支援の案内」を送付することで、回答者に寄り添った調査とすることができます。

自記式調査票作成のポイント

質問は短く、わかりやすく、少なくする

- ・ 質問はできる限り簡潔にして、誰が見てもわかりやすい内容にしましょう。調査票にフリガナを振る、必要に応じて注釈を入れるなどの工夫を積極的に行ってください。
- ・ また、質問数が多すぎると回収率の低下が懸念されます。ミックス・メソッドで実態把握を行う場合は、他記式調査での把握も視野に入れて、回答者の負担にならない設問数にしましょう。

難しい用語は使用しない

- ・ 回答者は15歳から20代となることが想定されます。「職種」、「雇用形態」、「行政サービス」などは、語句の意味や選択肢の内容を正確に理解できない場合があります。例えば、毎月の家計の状況を尋ねる場合、就職直後の人が「手取りの給与」を正確に記載できるとは限りません。質問と選択肢はできる限り、平易でわかりやすい用語を用いましょう。

回答者の気持ちに配慮する

- ・ 回答者に不安や嫌な気持ちを与えないように、配慮した設問作成が重要です。これまでの経験をネガティブに位置づける設問は避け、逆境的な経験を掘り下げる設問は他記式調査で把握するなどの配慮を行ってください。
- ・ 回答者は、回答中にストレスや負担感を抱く場合が予測されることから、最終質問には、回答者の気持ちが少しでも和らぐような質問、回答者自身の持つポジティブな側面を引きだせるような質問、回答者自身のケアにつながるような質問などを入れるなどの配慮が大切です。

自由に回答できる質問にする

- ・ 回答者の気持ちを尋ねる設問では、調査者側の価値判断を含まないオープンエスチョン形式が有効な場合があります。例えば、受けたケアについて、「良かったこと」「悪かったこと」の記載欄を設けると、回答者は「良かったこと」を書かなければならない気持ちになります。そのため、調査票見本では、良いことも悪いことも回答者が自発的に書きたいことを書いてもらう形式にしています。

記名やナンバリングは行わない

- ・ 調査票を記名式にすることや、他記式調査と紐づけることは、調査倫理上、避けてください。回答者が、正直な状況や気持ちを回答できない可能性が高まります。出身施設名の記載も、同様の危険性があるため、慎重に検討してください。

② 調査票見本について

- 本手引きでは、施設退所者等の生活状況と支援ニーズを把握することを目的とした、自記式調査と他記式調査の調査票見本を巻末に掲載しています。
- 調査票見本は、施設退所者等の実態把握において必要性が高い項目を、モデル調査と有識者による検討を経て作成したものです。
- この見本は、「自記式調査と他記式調査のミックス・メソッド」を想定しており、それぞれの調査票に同じ設問を設けています。自記式調査と他記式調査の回答傾向を比較することで、ケアやサービスの提供側と受け手側のギャップを確認できます。
- 見本の調査票は、設定した目的に応じて、適宜、設問を追加して構いません。設問を追加する際には、前述の設問作成の注意点を確認ください。

調査票見本の調査項目

大項目	中項目	小項目	自記式調査	他記式調査
(回答者)			施設退所者等	施設等職員
(調査単位)			個人	個人
調査可否		自記式調査の発送状況		○
		不送の理由		○
背景情報	基本属性	性別	○	○
		年齢	○	○
		居住地	○	○
	社会的養護	社会的養護の経験	○	
		措置解除元の生活年数	○	○
		措置の理由		○
		被虐待経験		○
	措置解除時	措置解除時の年度	○	○
		措置解除時の学歴	○	○
		措置解除直後の進路	○	○
		措置解除直後の雇用形態	○	
		措置解除直後の進学先	○	
		措置解除直後の居所	○	○
		措置解除時の施設等との関係性		○
	教育	現在の就学状況	○	
		現在の就学先	○	
		最終的な就学先	○	○
		最終的な就学先の卒業	○	○
生活状況	就労	現在の就労状況	○	○
		現在の勤務先数	○	
		現在の雇用形態	○	○
		現在の求職状況	○	
	家計	これまでの転職経験	○	
		現在の預金・借入金	○	
		現在の収支	○	
	居住	現在の居所	○	
		現在の同居者	○	○
		子どもの年齢	○	
		子育て支援サービスの利用	○	

大項目	中項目	小項目	自記式調査	他記式調査
(回答者)			施設退所者等	施設等職員
(調査単位)			個人	個人
生活状況	社会保障	直近 1 か月間の健康状態	○	
		医療機関の受診方法	○	
		年金の加入状況	○	
		資格証の保有状況	○	
措置解除前後のケア	リービングケア	措置解除前後の不安	○	○
		措置解除前後の不安の具体的内容	○	
		受けたリービングケアの内容	○	
	評価	措置解除前後の各ケアの評価	○	
		措置解除前後の各ケアへの意見	○	
	アフターケア	現在の施設等との連絡頻度	○	○
		現在の施設等との連絡機会	○	
		現在の施設等との連絡の評価	○	
		現在の施設等との連絡の評価内容	○	
		直近の連絡時期（直接）		○
		直近の連絡時期（間接）		○
		連絡が取れていない理由		○
		受けているアフターケアの内容	○	○
		自立支援事業の利用経験	○	○
	当事者団体	当事者団体との関わり	○	
現在の心境	困りごと	現在の困りごと	○	○
		現在の困りごとの具体的内容	○	○
		相談できる相手	○	
	安心感	気持ちが安らぐこと	○	
		気持ちが安らぐ具体的内容	○	
メッセージ			○	

3. 調査の実施・分析

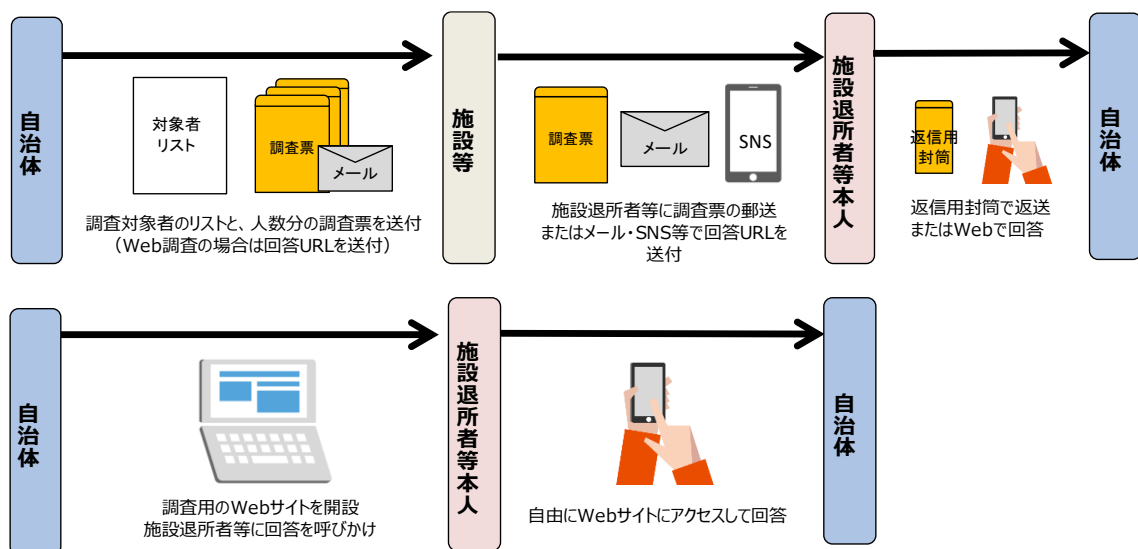
(1) 調査の実施

① 自記式調査の進め方

(調査票の配布・回収方法)

- 自記式調査は、郵送配布・郵送回収、Web での配布・回収のいずれでも実施可能です。紙と Web の併用が望ましいですが、コスト等を考慮して、各自治体で選択してください。
- 自記式調査は、施設等を経由して施設退所者等に調査票を配布する方法や、自治体が調査用のサイトを設けて施設退所者等が自由に回答する方法などが想定されます。施設等を経由して調査票を配布する場合には、自治体が「措置解除時に生活していた施設から発送する」というルールのもと、発送を行う施設等別に、調査対象者のリストを作成すると調査がスムーズに進みます。
- 調査倫理上、「施設に入所していたことを知られたくない」「調査票の送付が本人の不利益となる可能性がある」と判断できる人については送付しない又は調査票であることがわからないような工夫を行うことが適当です。発送前には、自治体と施設等で、発送方針を共有しておきましょう。また、必要に応じて、施設退所者等への事前確認を行うことも考えられます。
- 施設退所者等からの返送は、回答内容が特定されないように、施設等を経由しないルールで回収をしてください。

自記式調査の発送・回答ルート例



(施設退所者等への送付物)

- 調査票を発送する際には、依頼状、支援の案内、発送用封筒、返信用封筒等の準備が必要です。特に、依頼状と支援の案内は、調査実施にあたって重要な役割を担います。
- 依頼状では、「なぜ施設退所者等の意見を聞きたいのか」、「意見をどのように活用するか」を丁寧

に伝えることで、調査への協力を得られやすくなります。

- 支援の案内では、困りごとがある場合の相談先を伝えることで、調査票送付を機に、施設退所者等が支援につながる可能性があります。実態把握調査と支援はセットで行われるべきであり、支援の案内を充実させることで、調査票の発送自体がアフターケアの一つの手段になりえます。例えば、2017年に京都市で行われた施設退所者調査では、調査票に、市の支援策や相談窓口を2ページにわたって紹介しています²。
- 調査倫理の観点から、一見して、社会的養護に関する調査が送付されたとは、わからないような配慮が望めます。発送方法や使用する封筒について、地域の関係者と検討してください。

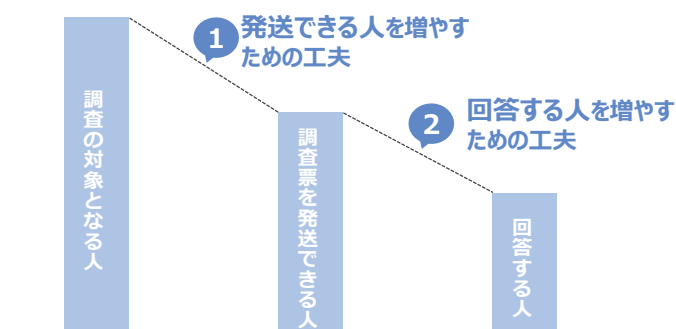
調査票以外の主な同封物

同封物	ポイント
発送用封筒	・ 社会的養護の出身者だと知られたくない人への配慮として、汎用的な封筒を用いる ・ 発送者をどのように封筒に記載するかは、施設退所者等の状況がわかる施設等の判断に委ねる
依頼状	・ 調査目的、調査の実施主体、調査倫理上の必須記載事項（4ページ参照）、提出方法・提出締切日等を記載する
支援の案内	・ ケアを受けたい場合の連絡先や事業等の案内を行う ・ 就労、家庭、健康などの幅広い不安や悩みに対応できるよう、ワンストップで相談支援が可能なサービス、個別の相談支援窓口などを網羅的に記載する
返信用封筒	・ ナンバリングを行わず、施設等以外を返信先とする ・ 回答者が費用を負担することのないよう、切手貼付や料金別納郵便等の処理を行う

（捕捉率を上げるための工夫）

- 自記式調査の実施にあたっては、施設等が連絡先を把握していない、把握しているものの回答が得られない等の理由で、過去の調査では捕捉率（調査の対象となる施設退所者等に対して、アンケートに回答した人の割合）が2～4割に留まっています。捕捉率を高めるためには、①発送できる人を増やすための工夫、②回収を増やすための工夫が必要です。

工夫の考え方



² 京都市のホームページで調査票が公表されています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000227765.html>

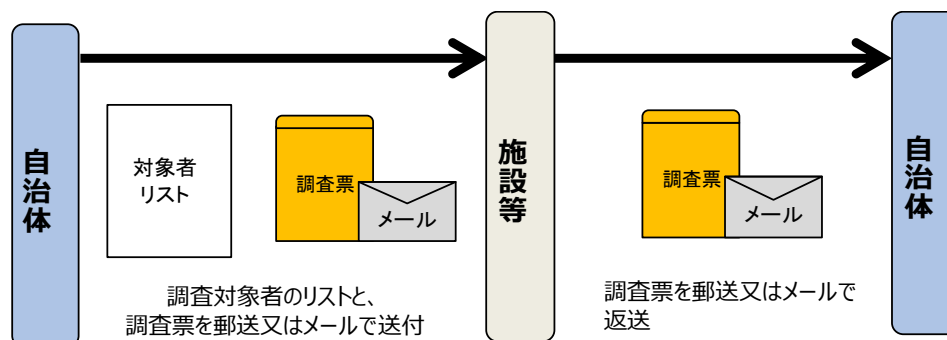
- ①発送できる人を増やすためには、措置解除後に、施設等がつながりを維持することが重要ですが、施設等以外のルート（自立支援事業所経由、児童相談所経由等）での配布、住所がわからなくてもメール・SNS 等で連絡可能な Web 調査の実施などの工夫が考えられます。Web 調査は、郵送調査と比較すると、調査によって社会的養護経験者であることを知られる可能性が低く、回答者の協力が得られやすいと思われます。
- ②回答する人を増やすための工夫は、以下のような様々な取組が考えられます。先行して調査を実施している自治体では、イベント開催時に回答を依頼する、調査票の郵送時にメッセージを同封するなどの工夫が見られます。

捕捉率を上げるための工夫の例

①発送できる人を増やすための工夫
☐ 自立支援事業所などの支援ネットワークを使って、調査協力を依頼する ☐ 郵送でも Web でも回答できるようにする
②回答する人を増やすための工夫
（配布方法） ☐ 施設等からのメッセージや手紙を付けて送付する ☐ 調査票の送付前に、施設等から電話やメールで連絡をして送付する ☐ 自立支援事業所などの支援ネットワークを使って、調査協力を依頼する （回答方法） ☐ 施設に立ち寄った時に直接記入してもらう ☐ 里帰りイベントを開催し、その場で調査に回答してもらう （その他） ☐ 回答者に対し、金券等のインセンティブを送る ☐ 調査回答期間を長めに設定する ☐ 調査実施中に、施設等のイベントがある期間（年末年始等）を含むように設定する

- ② 他記式調査の進め方
- 他記式調査は、自治体から施設等に対して、郵送又はメールで調査票を配布・回収します。自記式調査と他記式調査を合わせて実施する場合は、自記式調査の発送状況を、他記式調査票で把握することで、不送付となった施設退所者等の分析が可能になります。自記式調査と他記式調査は、送付のタイミングを合わせましょう。
- 施設等には様々なアンケート調査依頼が来るため、協力を得るためには、調査の目的や調査結果の活用法を、依頼状などでわかりやすく伝えることが重要です。

他記式調査の発送・回答ルート为例



③ インタビュー調査の進め方

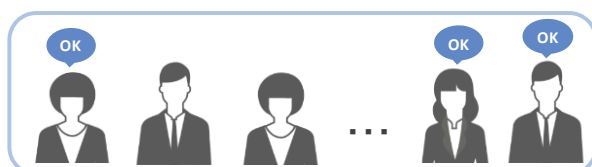
- インタビューの対象者は、目的に応じた設定が必要ですが、施設等が任意で選定するのではなく、一定のルールを設けて選定してください。例えば、特定の年度の施設退所者等について、五十音順や退所日順に依頼していく方法などランダムに選定する方法や、全員に依頼をする方法などが考えられます。
- 承諾が得られたら、施設退所者等が“ホンネ”で話せる環境をつくることが重要です。施設職員等が同席することにより、インケアやアフターケアについて、自由に発言をできなくなる可能性があります。本人が希望しない場合は、養育者の同席は避けましょう。
- 話しやすい環境をつくるためには、本人が希望する第三者の同席を可能としたり、調査倫理上の説明（４ページ）を伝えたりすることもポイントです。「話したくないことは話さなくてもよい」、「わからないという回答でも良い」と伝えることで、回答者が安心して応えられる雰囲気を作りましょう。
- また、インタビュー後に、過去の経験を話したことで、心理的な影響が生じる可能性があります。インタビュー後には、困ったときの連絡先を案内してください。

インタビュー調査のポイント

（例）特定の年度の施設退所者等について五十音順に依頼



（例）特定の年度の施設退所者等全員に依頼



施設退所者等が率直に話せる環境で、インタビューを実施

ポイント

- ・ 養育者は基本的に同席しない
- ・ 本人が希望した場合は、第三者（友人、施設職員等）の同席を可能とする
- ・ インタビュー開始前に、調査倫理の説明を行う
- ・ インタビューをする者は、施設対象者等に傾聴の姿勢で向き合う

(2) 調査の分析方法

- ここでは、モデル調査票に基づき、自記式調査及び他記式調査の分析案を整理しています。単純集計以外にも、いくつかの回答の結果を組み合わせたり、比較したりすることで、施設退所者等が必要としている課題やサポートを把握できます。

分析の例

調査の回答者について	
	①自記式調査の回答者数はどのように考えたらよいか？
	②自記式調査の調査票が発送できていない人は、どのような人か？
	③自記式調査の回答者の特徴は？
施設退所者等の現在の状況について	
	④就学と就業の状況は？
	⑤社会人の働き方は？
	⑥家計の状況は？
	⑦困っていることはどのように変化したか？
アフターケアについて	
	⑧施設等との連絡の機会は十分か？
	⑨アフターケアは提供できているか？
	⑩施設退所者等と施設等で、困っていることの認識にギャップはないか？

※例として示している数値、図表等は、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握の在り方及び実態把握にあたり必要な体制等に関する調査研究」で行ったモデル調査の集計結果です。

調査の回答者について

① 自記式調査の回答者数はどのように考えたらよいか？

■ 使用するデータ：

自記式調査	調査対象者数、回答数
他記式調査	Q1-1 自記式アンケートの発送状況

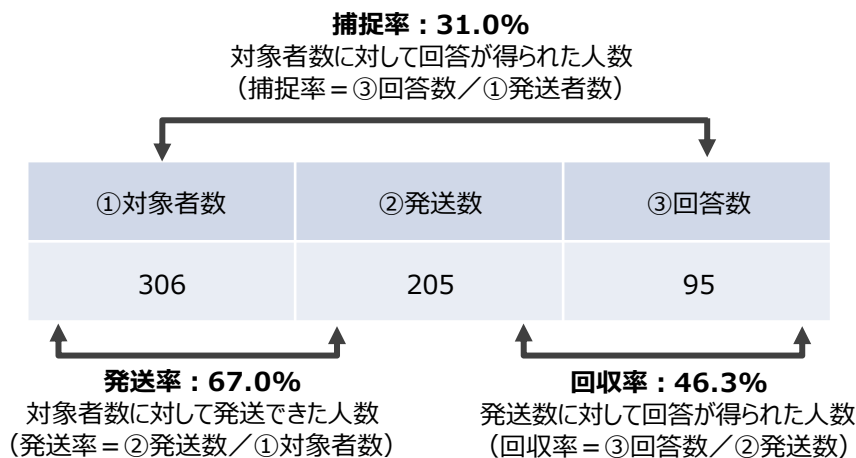
■ 考え方

自記式調査の結果を考える際には、「何人に発送できたか」「何人に回答をもらえたか」の確認が重要です。

発送率（対象者のうち発送できた人の割合）は、施設等がどれだけ施設退所者等につながっているのかの目安になります。発送率が著しく低い場合は、他記式調査や施設等へのインタビューで、発送できていない理由を確認してみましょう。

回収率（発送した人のうち回答した人の割合）は、配布時に行った工夫の効果や調査方法・調査期間等を検討する際に活用できます。

捕捉率（対象者数のうち回答した人の割合）は、自記式調査のバイアスを考えるうえで、最も重要な要素の一つです。捕捉率を念頭に置いて分析をしてください。過去の施設退所者等調査の捕捉率は、2～4割が多いですが、今後のアフターケアや事業の充実などで、捕捉率が上昇することは大いに考えられます。



② 自記式調査の調査票が発送できていない人は、どのような人か？

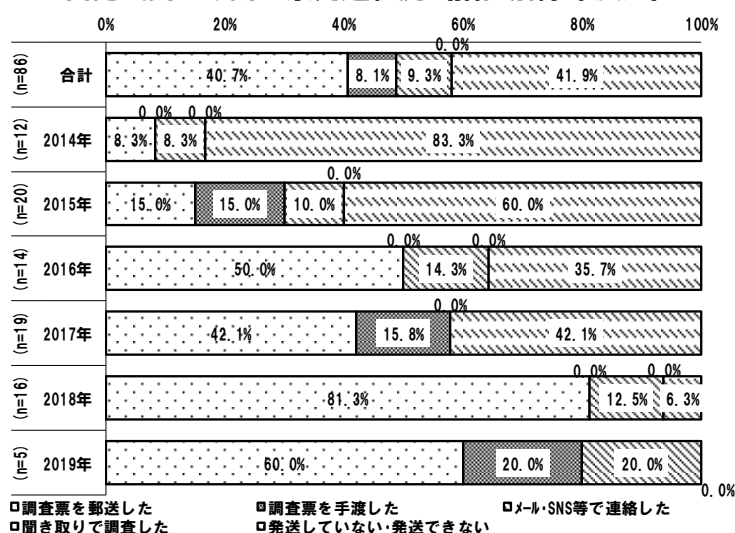
■ 使用するデータ：

他記式調査	Q1-1 自記式アンケートの発送状況、Q3 措置解除年度、Q9 措置解除時の学歴、Q19 現在の居住地 など
-------	--

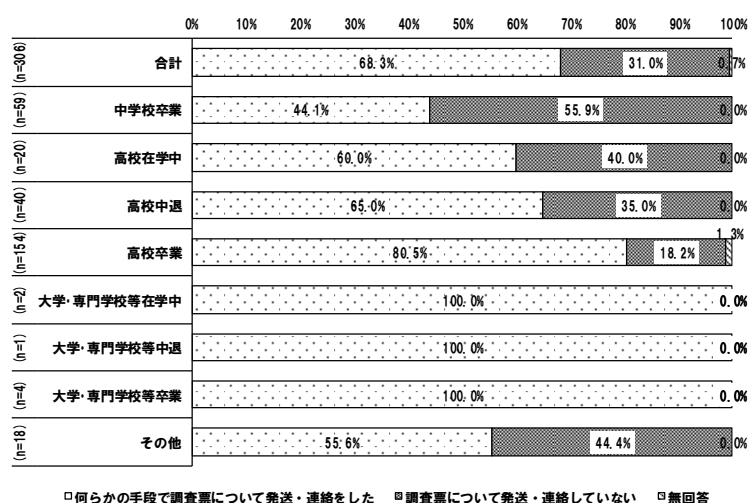
■ 考え方

他記式調査を分析することで、自記式調査が発送できていない施設退所者等、すなわち施設等とのつながりが希薄な人の属性等を考えることができます。施設等の意見を聞きながら、措置解除年度別、措置解除時点の学歴別、居住地別などでクロス集計を行うことで、今後、施設等とのつながりを強化すべき対象を考えられます。

自記式調査の調査票発送状況（措置解除年度別）



自記式調査の調査票発送状況（措置解除時点での学歴別）



③自記式調査の回答者の特徴は？

■ 使用するデータ：

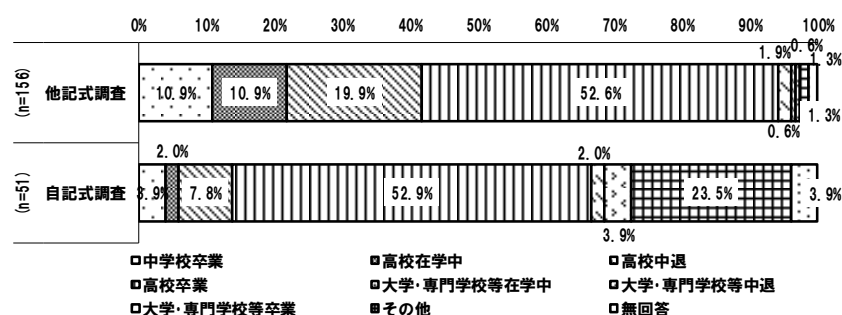
自記式調査	Q6 措置解除年度、Q7 措置解除時の学歴、Q23 施設等との交流状況 など
他記式調査	Q3 措置解除年度、Q9 措置解除時の学歴、Q13-1 施設退所者等との交流状況 など

■ 考え方

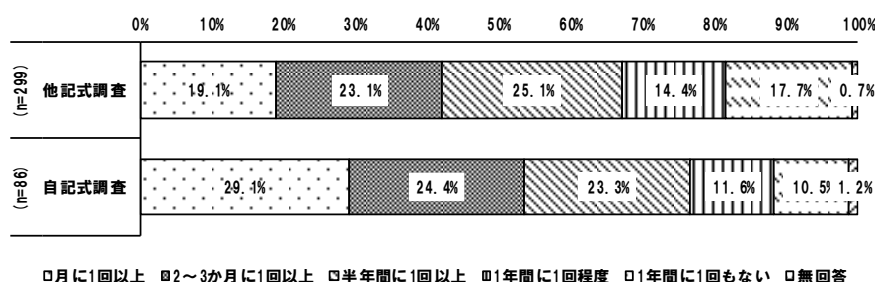
同一の設問について、自記式調査と他記式調査の回答傾向を比較することで、自記式調査の回答バイアスを考えることができます。例えば、モデル調査では、他記式調査に比較して、自記式調査の方が、「中学卒業、高校中退の回答割合が低い」、「施設等と月に1回以上連絡を取っている割合が高い」などの傾向がありました。

自記式調査の結果の活用を考える際には、「どのような人たちが回答しているか」を念頭に置く必要があります。

【他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の学歴



【他記式調査と自記式調査の比較】この1年間の施設退所者等と施設等の交流状況



施設退所者等の現在の状況について

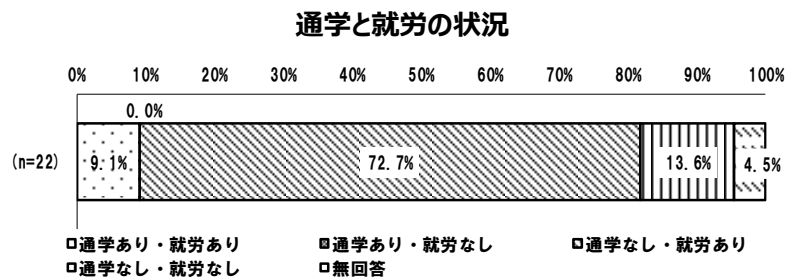
④ 就学と就業の状況は？

■ 使用するデータ：

自記式調査	Q10 現在の就学状況、Q11 現在の就労状況
-------	-------------------------

■ 考え方

現在の就学状況、就労状況を組み合わせると、施設退所者等を、①就業している学生、②就業していない学生、③学生でなく就業している人（社会人）、④就業も就学もしていない人に分けられます。就業も就学もしていない人には専業主婦等が含まれるため、一概にリスクがある人とは言えませんが、属性、経済状況、健康状態等を確認してみましょう。



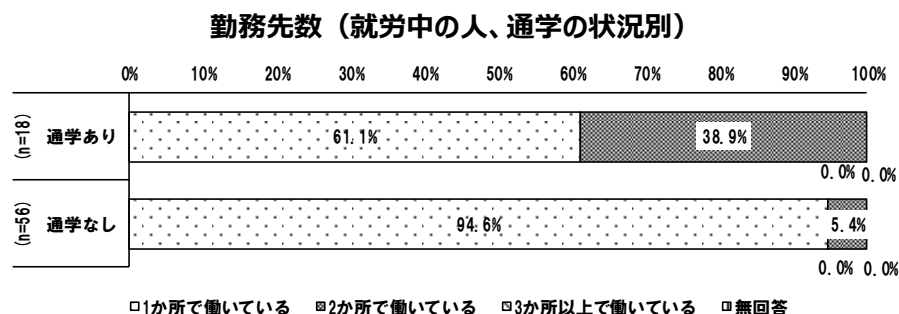
⑤ 社会人の働き方は？

■ 使用するデータ：

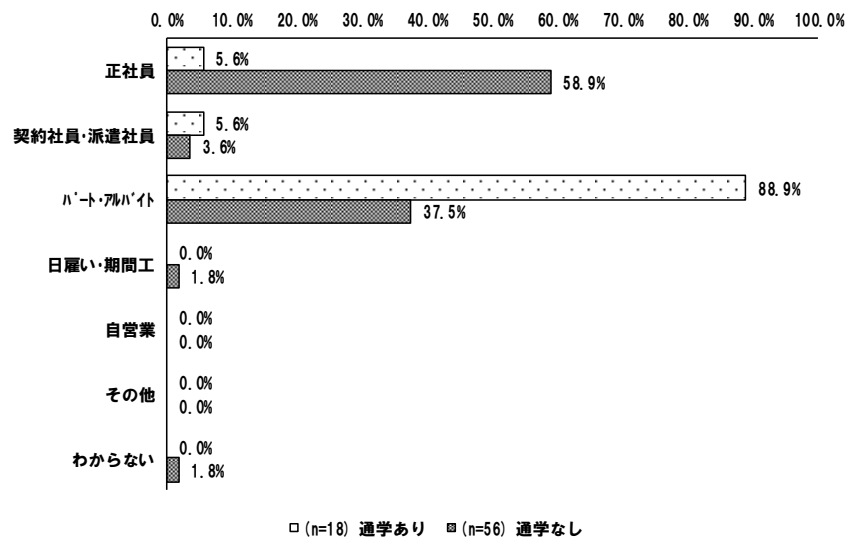
自記式調査	Q10 現在の就学状況、Q11-1 勤務先数、Q11-2 雇用形態
-------	-----------------------------------

■ 考え方

勤務先数や雇用形態については、就学の有無でクロス集計を行うことで、施設退所者等の就業の実態がよりわかりやすくなります。社会人で複数の勤務先がある人、非正規雇用の人などは、確認のポイントになります。



雇用形態（就労中の人、通学の状況別、複数回答）



⑥家計の状況は？

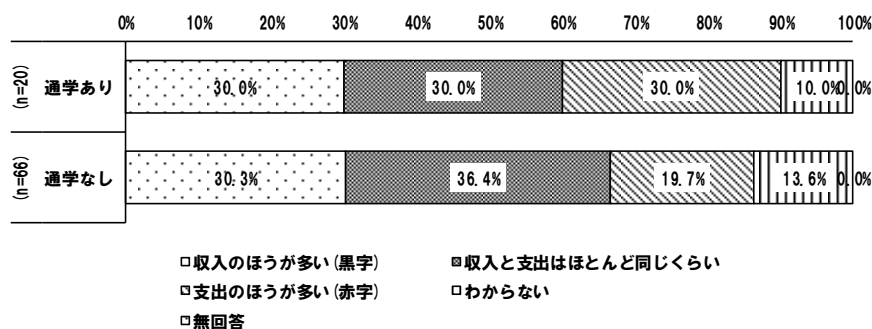
■ 使用するデータ：

自記式調査	Q10 現在の就学状況、Q14 月々の収支バランス など
-------	------------------------------

■ 考え方

家計の状況については、就学状況、家族との同居の状況、措置解除後の期間などで、収支バランスが異なることが予想できます。例えば、モデル調査では、学生の方が赤字の割合が高いという結果が見られました。

月々の収支バランス（就学の状況別）



⑦困っていることはどのように変化したか？

■ 使用するデータ：

自記式調査	Q20 退所前後で不安だったこと、Q28 現在困っていることや心配なこと
-------	--------------------------------------

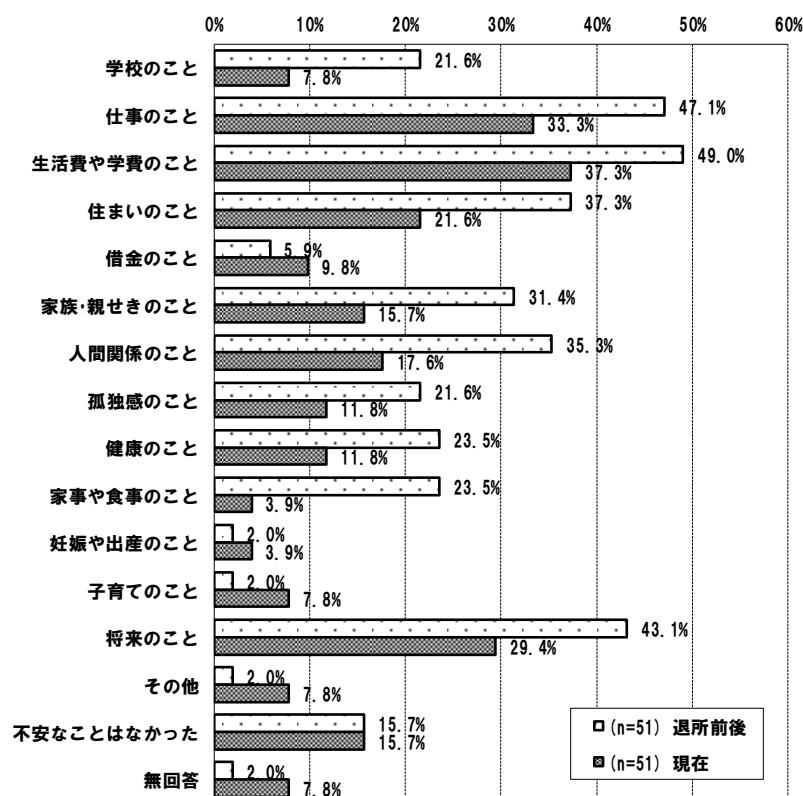
■ 考え方

「退所前後で不安だったこと」と「現在で困っていることや心配なこと」を比較することで、施設退所者等の抱える課題の変化を考察できます。例えば、モデル調査では、妊娠や出産、子育てなどのライフイベントに関する課題については、選択した人の割合が増加していました。課題の変化を踏まえて、どのようなアフターケアが必要か検討する材料となります。

また、同じ「仕事のこと」、「住まいのこと」という課題であっても、時系列では具体的な悩みの内容は違うことも考えられます。具体的な支援を検討するにあたっては、退所前後と現在の悩みの具体的な内容について、インタビュー等で把握することも有効です。

さらに、退所後の期間が数年にわたる場合には、「退所前に不安だったこと」「退所後に困ったこと」「現在困っていること」を質問することで、時系列の変化を見ることもでき、有意義な場合があります。

施設等を退所する前後で不安だったこと、現在困っていることや心配なこと（複数回答）



アフターケアについて

⑧施設等との連絡の機会は十分か？

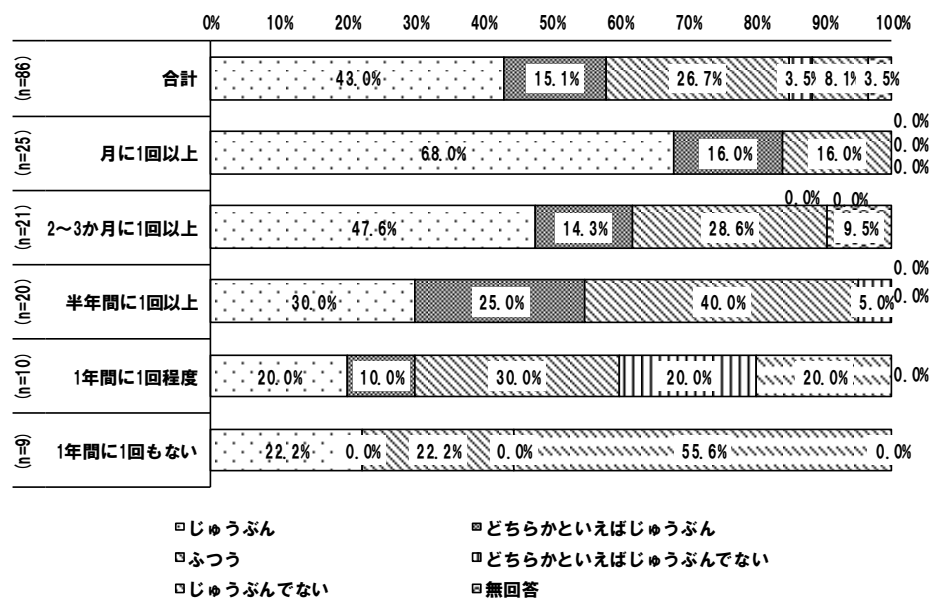
■ 使用するデータ：

自記式調査	Q23 施設等との連絡頻度、Q25 施設等との連絡機会の充足度
-------	---------------------------------

■ 考え方

施設等との連絡頻度と連絡機会の充足度をクロス集計することで、施設退所者等が希望する連絡頻度を考えることができます。例えば、モデル調査では、頻度が低いほど、十分でない割合が高い傾向が示されました。

施設等との連絡機会の充足度（この1年間の施設等との連絡頻度別）



⑨アフターケアは提供できているか？

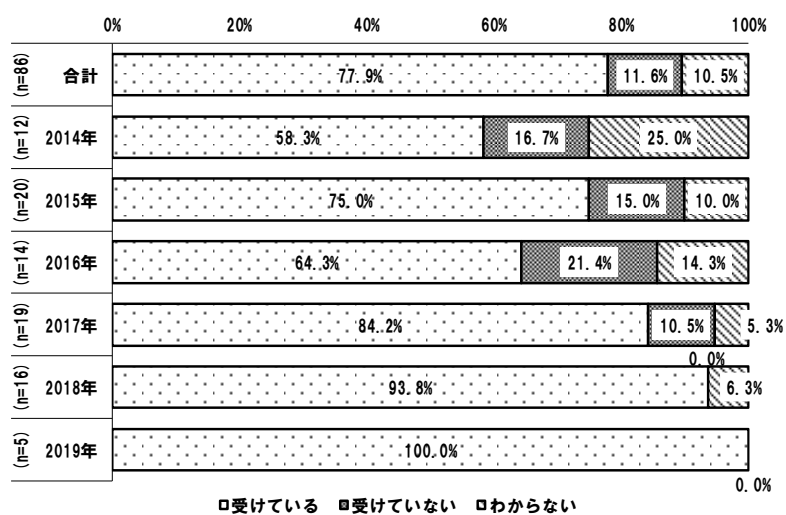
■ 使用するデータ：

他記式調査	Q3 措置解除年度、Q19 現在の居住地、Q18-1 アフターケア等の利用状況 など
-------	--

■ 考え方

他記式調査のアフターケアの提供状況を分析することで、現在、支援につがっていない人たちの属性を考えることができます。地域の養育者の課題意識を踏まえて、居住地別や措置解除年度別の提供状況などを確認してみましょう。

施設退所者等のアフターケア等の利用状況（措置解除年度別）



⑩施設退所者等と施設等で、困っていることの認識にギャップはないか？

■ 使用するデータ：

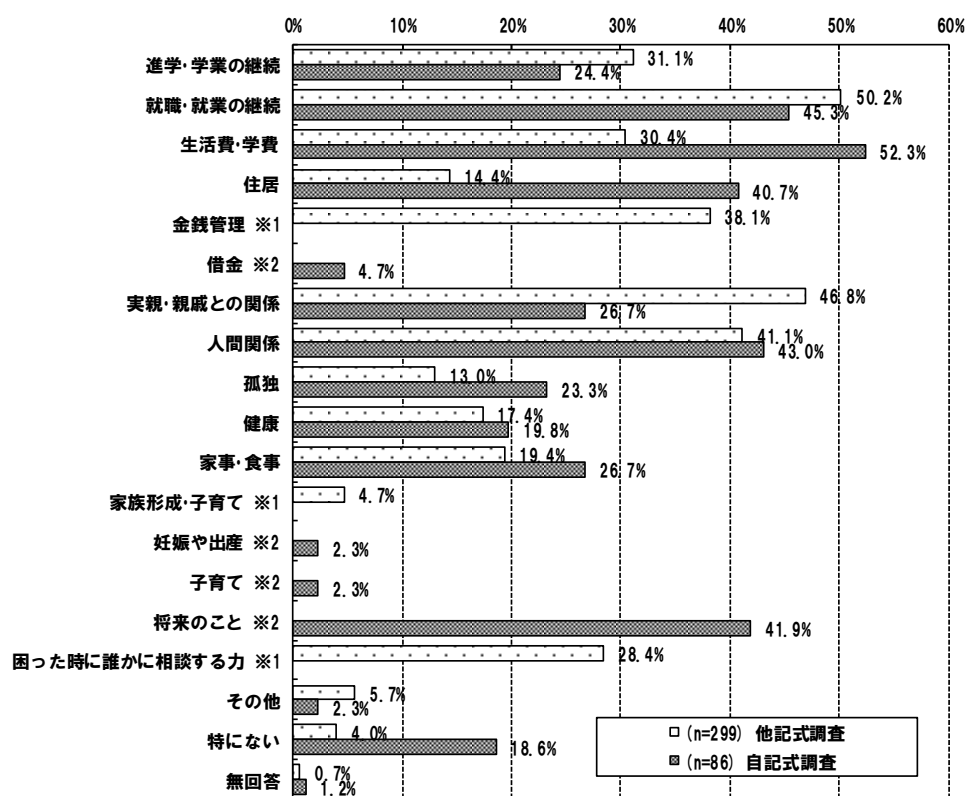
自記式調査	Q20 退所前後で不安だったこと、Q28 現在困っていることや心配なこと
他記式調査	Q12 措置解除時に心配だったこと、Q17 現在心配なこと

■ 考え方

自記式調査と他記式調査で、本人と施設等が認識している課題を比較することができます。モデル調査では、「孤独」などの心理的な項目や、「生活費・学費」「住居」といった生活基盤についての項目が、他記式調査よりも自記式調査で高い結果が見られました。このように、支援する側とされる側のギャップを見ることで、施設退所者等が必要とする支援を検討することが可能です。

ただし、自記式調査と他記式調査の差には、「施設退所者等と支援者の認識の違い」だけでなく、「自記式調査と他記式調査では見ている集団が異なること（他記式調査の結果には、自記式調査に回答していない人の情報が含まれていること）」も含まれます。自記式調査に回答バイアスがあるため、必要に応じて、インタビュー等で情報を補足するなどして、認識の違いを深掘りすることを検討してください。

【他記式調査と自記式調査の比較】措置解除時の困難（複数回答）



(注) 「※1」は他記式調査のみ設けている選択肢、「※2」は自記式調査のみ設けている選択肢である。

4. 調査結果の検討・活用

(1) 検討体制・進め方について

- 実態把握調査は、その結果によって明らかになった課題や支援ニーズを、アフターケアや自立支援事業に還元することが期待されます。そのため、地域の関係者に調査結果を報告し、取組の充実・改善に向けて議論をする機会を設けることが必要です。
- 調査の実施前に、検討体制を構築できていない場合は、8 ページで示した関係者を参集して結果検討の機会を設けるか、協議会や研修会で調査結果をフィードバックするようにしてください。

調査結果を検討する際の議題の例

- | | |
|--------------------------|---|
| ①調査趣旨の確認、論点に対する調査結果の共有 | |
| ②施設等におけるケアの評価、今後の改善策について | |
| ③自治体の施策・事業の評価、今後の改善策について | |
| ④今後、実態把握のために行うべきこと | 等 |

- 自記式調査の最大の課題は、回答バイアスです。施設等が連絡先を把握していない人には調査票を発送できず、発送できたとしても全員から回答が得られるわけではありません。この課題を解消するには、アフターケアを充実させ、施設等や自立支援事業所と、施設退所者等とのつながりを強化することが重要です。実態把握調査の回収率が芳しくなくとも、アフターケアが充実することで、次第に回収率は向上していくと考えられます。中長期的に見た時に、実態把握調査と施設等や自治体の取組が連動できるよう、まずは、調査結果を実践の場で活用することを目指して、地域の関係者で検討を行う体制構築をしましょう。

(2) 検討結果の活用方法について

- 調査結果は様々な場で活用ができます。自治体としては、事業評価や新規事業を立ち上げる際のエビデンスとして活用できます。実態把握調査を行うことで、自治体が独自に行っている施策の効果が確認でき、さらなる自立支援の充実につながった自治体もあります。
- また、社会的養護の関係者の研修に活用することで、ケアやソーシャルワークのスキルアップにつながることも考えられます。特に、リービングケアやアフターケアは、施設退所者等からのフィードバックが効果的です。調査結果は広く公表し、施設等、児童相談所、自立支援事業所、支援団体等で活用されることが望まれます。
- 把握した措置解除後の課題や支援ニーズをもとに、施設退所者等向けのツールを作ることも考えられます。京都市では、2017 年に実施した実態把握調査の結果を踏まえ、自立支援のための冊子「船出のためのナビ」を作成しています。措置解除後の日常生活における困りごとに対して、本人の対応方法と支援先の両方の情報提供が行われており、リービングケアで広く活用されています（施設退所者等本人をはじめ関心のある人はホームページからダウンロードできます）。

施設退所者調査を基に作成された施設退所者等向け冊子（京都市の例）



船出のためのナビ

で、ごはん食べられるって！？

コンビニで弁当買ってでもいいけど、美味しいな。

か、タダでご飯食べられるところとか。

るし、みんなとしゃべりながら食事できるで！

こいーな」

り～ 青少年活動センターでごはん会を開催してるよ。

所は、南青少年活動センターまで（Tel 075-671-0356）

るだけ事前に連絡を！

療施設、自立援助ホーム、

ム、母子生活支援施設など を

退所された若者

食 いこいーな でQ検索

自然にダイエット？？

あー、お婆ないし、量ごはん摂いてダイエットしよ。

って、めっちゃ「おかし」食いながら言うなーーーー！

で、ダイエット気にしすぎると摂食障害になることもあるしアカンで

摂食障害（セシヨクショウガイ）って？

摂食障害には次の2つがあって、拒食症から過食症になる人もたくさんいるよ。

拒食症：食事をほとんどとらなくなってしまう。体重が極端に減る、やせて生

理がなくなる。

過食症：極端に大量に食べてしまう。

バランスよく栄養をとらなきゃってことやな。次ページ以降を読んでね

○ やっぱり米やな！！

米は腹もちもいいし、よく噛んで食べたら甘いし、最高の食材やで。

ご飯ってどうやって炊くの？

＜炊き方（2合分）＞

- 炊飯器用のカップ（180ml）、2杯をボウルに入れる。
- ボウルに水を入れて、さっとお米を洗って水だけ流す。
- 水を入れて、お米をかき混ぜて水だけ流す。3回ほど繰り返す。
- 炊飯器にお米を入れて、2合の目盛りまで水を入れ、30分（夏）～1時間（冬）程度、ほっておく（水につけておく）。
- 炊飯器の「炊飯」ボタンを押す。
- 炊き上がったら、しゃもじで、やわらかくほぐす。
- 「いただきます！！」って食べて食べる。

自炊ってどんだけ節約になんの？

自炊	炊：約100円（お米2合（700g））	約90円、光熱水費：約10円
コンビニ	約350円（1パック（200g））	約100円
	約250円	お得！！

＜トッピングを楽しもう！＞

- かつお節にしょうゆ
- バターにしょうゆ
- 定番の卵かけご飯

（出所）京都市ホームページ
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/cmsfiles/contents/0000233/233909/funadenotamenonabi.pdf>

参考資料

- 本人記入調査票（自記式調査票）
- 施設職員・里親家庭記入調査票（他記式調査票）

施設退所者等の生活やサポートに関する調査

アンケートが届いた方へ～ご回答にあたってのお願い～

- 1) このアンケートは、みなさんが入所していた施設・里親家庭等の協力を得てお送りしていますが、回答内容は統計的に処理するため、回答者は特定されません。回答結果は、●●都道府県市の今後の支援策・調査についての検討以外の目的で使用することはありません。
- 2) 名前や住所を書く必要はありません。
- 3) あなたが答えたくない質問には、無理に答える必要はありません。
- 4) アンケートの回答が終了したら、●年●月●日（●）までに同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストに投函してください。
- 5) 右側のQRコードを読み取り、スマートフォンなどでウェブサイトから回答することもできます。このアンケートとまったく同じ質問項目を用意していますので、このアンケートか、ウェブサイトか、どちらか一方だけにご回答ください。
(ウェブサイトのURL： _____)

QR
コード

◆はじめに◆

- この調査票では、施設や里親・ファミリーホームのことを「施設等」としています。
- また、「施設等を退所した後のこと」を尋ねている質問は、以前に住んでいた里親家庭や施設などを離れた後のことをお答えください。

◆あなた自身のことについてお聞きします◆

Q1 性別を教えてください。（○は1つ）

1. 女性 2. 男性 3. その他

Q2 年齢を教えてください。（数字を記入）

●年●月●日時点で _____ 歳

Q3 現在住んでいる場所（都道府県）を教えてください。（都道府県名を記入）

（ _____ ）都・道・府・県

Q4 これまでに生活したことのある施設等を教えてください。生活したことのある施設等すべてに○、最後に生活していた施設等に◎をしてください。（○はいくつでも、◎は1つ）

- | | | |
|----------------------------|----------------------|-------------|
| 1. 乳児院 | 2. 児童養護施設 | 3. 児童自立支援施設 |
| 4. 児童心理治療施設（旧：情緒障害児短期治療施設） | 5. ファミリーホーム | |
| 6. 自立援助ホーム | 7. 里親 | 8. 母子生活支援施設 |
| 9. 障害児入所施設 | 10. その他（具体的に： _____） | |

Q5 最後に生活していた施設等（◎のところ）では、どのぐらいの期間を過ごしましたか。（数字を記入）
約（ ）年 （ ）か月間

Q6 最後に生活していた施設等（◎のところ）を退所したのは、いつごろですか。（数字を記入）
西暦（ ）年 （ ）月ごろ

Q7 最後に生活していた施設等を退所したのは、どのようなタイミングでしたか。（○は1つ）

1. 中学校を卒業するとき	2. 高校に通っているとき
3. 高校を中退するとき・中退後	4. 高校を卒業するとき
5. 専門学校・大学等に通っているとき	6. 専門学校・大学等を中退するとき・中退後
7. 専門学校・大学等を卒業するとき	8. その他（具体的に： ）

Q8 最後に生活していた施設等を退所した直後の進路を教えてください。（○はいくつでも）

1. 就職	→下のQ8-1もご回答ください
2. 進学	→下のQ8-2もご回答ください
3. 当時通っていた学校に引き続き通学	→下のQ8-2もご回答ください
4. 未定だった	5. その他（具体的に： ）

Q8-1 上のQ8で「1. 就職」を選んだ人にお聞きます。施設等を退所した直後の働き方は、以下のどれにあてはまりますか。（○はいくつでも）

- | | | |
|-----------------------------------|--------------|--------------|
| 1. 正社員 | 2. 契約社員・派遣社員 | 3. パート・アルバイト |
| 4. 日雇い・期間工（数か月間などある期間だけ工場などで働くこと） | 5. 自営業 | |
| 6. その他（具体的に： ） | 7. わからない | |

Q8-2 上のQ8で「2. 進学」「3. 当時通っていた学校に引き続き通学」を選んだ人にお聞きます。
施設等を退所した直後の進学・通学先を教えてください。（○は1つ）

1. 高校 2. 専門学校 3. 短期大学 4. 4年制大学 5. その他（具体的に： ）

Q9 施設等を退所した直後、どのようなところに住みましたか。（○は1つ）

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 民間賃貸住宅（アパート・マンション等） | 2. 公的賃貸住宅（公団・県営・市営住宅など） |
| 3. 持ち家（戸建・マンション等） | 4. 親・親せき・祖父母・きょうだいの家 |
| 5. 友人の家 | 6. 交際中の人の家 |
| 7. 会社や学校の寮 | 8. 自立援助ホーム |
| 9. 福祉施設 | |
| 10. その他（具体的に： ） | |

◆現在の生活の状況についてお聞きします◆

Q10 現在、学校に通っていますか。(○は1つ)

1. 通っている →下のQ10-1もご回答ください
2. 通っていない →下のQ10-2とQ10-3もご回答ください

Q10-1 上のQ10で「1. 通っている」を選んだ人にお聞きします。現在、どの学校に通っていますか。(○は1つ)

1. 高校
2. 専門学校
3. 短期大学
4. 4年制大学
5. その他(具体的に: _____)

Q10-2 上のQ10で「2. 通っていない」を選んだ人にお聞きします。最後に通った学校はどれですか。(○は1つ)

1. 中学校
2. 高校
3. 専門学校
4. 短期大学
5. 4年制大学
6. その他(具体的に: _____)

Q10-3 上のQ10で「2. 通っていない」を選んだ人にお聞きします。最後に通った学校は卒業しましたか。(○は1つ)

1. 卒業した
2. 中退した
3. その他(具体的に: _____)

Q11 現在、働いていますか(パート・アルバイト・日雇いを含む)。(○は1つ)

1. 働いている →Q11-1とQ11-2もご回答ください
2. 働いていない →Q11-3もご回答ください

Q11-1 上のQ11で「1. 働いている」を選んだ人にお聞きします。現在、あなたはいくつの勤務先で働いていますか。(○は1つ)

1. 1か所で働いている
2. 2か所で働いている
3. 3か所以上で働いている

Q11-2 上のQ11で「1. 働いている」を選んだ人にお聞きします。現在の働き方は、以下のどれに当てはまりますか。(○はいくつでも)

1. 正社員
2. 契約社員・派遣社員
3. パート・アルバイト
4. 日雇い・期間工(数か月間などある期間だけ工場などで働くこと)
5. 自営業
6. その他(具体的に: _____)
7. わからない

Q11-3 上のQ11で「2. 働いていない」を選んだ人にお聞きします。現在、仕事を探すための活動をしていますか。(○はいくつでも)

1. ハローワークを利用している
2. サポートステーションやジョブカフェ[※]を利用している
3. 施設等の退所者への就職支援を利用している
4. 自分ひとりで仕事を探している(就職情報誌や就職用サイトの利用等)
5. その他(具体的に: _____)
6. 活動していない・活動できない

※若者が、仕事についての相談をしたり、職業体験・職業紹介などのサービスを受けられたりする場所です

Q12 これまでに転職したことはありますか。(○は1つ)

1. ある →転職した回数(_____ 回)
2. ない

Q13 **現在**、月々の収入（給料、年金、奨学金など）と支出（生活費、学費など）はどちらが多いと感じますか。（○は1つ）

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 収入のほうが多い（黒字） | 2. 収入と支出はほとんど同じくらい |
| 3. 支出のほうが多い（赤字） | 4. わからない |

Q14 **現在**の家計の状況として、当てはまるものを選んでください。（○はいくつでも）

- | | | |
|------------------|---------------------|----------|
| 1. 貯金がある | 2. 貯金がない | |
| 3. 返す必要のある奨学金がある | 4. ローン・借金がある(3.を除く) | 5. わからない |

Q15 **現在**、どのようなところに住んでいますか。（○は1つ）

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 民間賃貸住宅（アパート・マンション等） | 2. 公的賃貸住宅（公団・県営・市営住宅など） |
| 3. 持ち家（戸建・マンション等） | 4. 親・親せき・祖父母・きょうだいの家 |
| 5. 友人の家 | 6. 交際中の人の家 |
| 7. 会社や学校の寮 | 8. 自立援助ホーム |
| 9. 福祉施設 | 10. 以前住んでいた里親の家や施設 |
| 11. その他（具体的に： _____） | |

→1～6を選んだ人は、下のQ15-1もご回答ください

Q15-1 上のQ15で1～6を選んだ人にお聞きします。誰と暮らしていますか。（○はいくつでも）

- | | | |
|---------------------|---------------------------|----------|
| 1. ひとり暮らし | 2. 交際中の人（彼氏・彼女）・配偶者（結婚相手） | |
| 3. 子ども | 4. 親（交際中の人・配偶者の親を含む） | 5. きょうだい |
| 6. 親せき・祖父母 | 7. 友人 | 8. 元里親 |
| 9. その他（具体的に： _____） | | |

→「3. 子ども」を選んだ人は、Q15-2、Q15-3もご回答ください

Q15-2 上のQ15-1で「3. 子ども」を選んだ人にお聞きします。現在、何歳の子どもと一緒に暮らしていますか。（○はいくつでも）

- | | | | |
|-------|---------|---------|---------|
| 1. 0歳 | 2. 1～2歳 | 3. 3～6歳 | 4. 7歳以上 |
|-------|---------|---------|---------|

Q15-3 上のQ15-1で「3. 子ども」を選んだ人にお聞きします。子育てに関する以下のサービスのうち、利用しているものはありますか。（○はいくつでも）

- | | | | |
|---------------------|----------------|----------|------------|
| 1. 予防接種 | 2. 保健師などの子育て相談 | 3. 育児講座 | 4. 保育所や幼稚園 |
| 5. その他（具体的に： _____） | 6. 利用していない | 7. わからない | |

Q16 最近1か月間の心や体の健康状態はどうですか。（○は1つ）

- | | | |
|---------------|---------------|--------|
| 1. よい | 2. どちらかといえばよい | 3. ふつう |
| 4. どちらかといえば悪い | 5. 悪い | |

Q17 病院やクリニックにかかる場合は、どのように支払いをしますか。（○は1つ）

- | | | |
|---------------------|---------------|--------------|
| 1. 保険証を見せる | 2. 医療券・調剤券を渡す | 3. 全額を自費で支払う |
| 4. その他（具体的に： _____） | 5. わからない | |

Q18 現在、あなた自身は年金に加入していますか。（○は1つ）

1. 加入している
2. 加入していない
3. わからない
4. その他（具体的に：_____）

Q19 次のうち、あなたが持っているものはありますか。（○はいくつでも）

1. 運転免許証
2. パスポート
3. あなたの子どもの母子健康手帳
4. 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）
5. 退所後のサポートについての冊子

◆あなたがこれまでに受けた（現在受けている）サポートについてお聞きします◆

Q20 施設等を退所する前後で、不安なことはありましたか。（○はいくつでも）

1. 学校のこと
2. 仕事のこと
3. 生活費や学費のこと
4. 住まいのこと
5. 借金のこと
6. 家族・親せきのこと
7. 人間関係のこと
8. 孤独感のこと
9. 健康のこと
10. 家事や食事のこと
11. 妊娠や出産のこと
12. 子育てのこと
13. 将来のこと
14. その他
15. 不安なことはなかった

Q20-1 よろしければ、どのような不安があったか、その内容を教えてください。（自由にご記入ください）

Q21 施設等を退所するとき、退所に向けて、どのようなサポートを受けましたか。（○はいくつでも）

1. 困りごとやわからないことの相談先の案内
2. 困りごとやわからないことの相談の仕方に関する学習
3. 学習指導
4. 就職活動のサポート
5. 退所後の住まい探し・同行
6. 生活費のシミュレーション
7. 性に関する学習
8. 退所後の生活に関する冊子配布
9. 行政サービスの利用方法の説明
10. 年金や医療保険の説明
11. 保証人の確保
12. 奨学金制度の案内
13. 職場訪問
14. 同窓会の案内
15. 生い立ちの整理
16. 施設等以外での一人暮らし体験
17. 退所後の不安への相談
18. その他（具体的に：_____）
19. 何もサポートは受けなかった
20. わからない

Q22 施設等で生活していたときから現在までをふり返って、これまで受けたサポートはよかったと思いますか。①～⑥それぞれについて、教えてください。（それぞれ、1～7の数字の1か所に○）

	←よくなかった					よかった→	わからない・ 覚えていない	利用したこと がない
①児童相談所の職員の対応	1	2	3	4	5	6	7	
②一時保護所 ^{※1} の職員の対応	1	2	3	4	5	6	7	
③施設等での生活・施設職員等の対応	1	2	3	4	5	6		
④退所に向けたサポート	1	2	3	4	5	6	7	
⑤退所後の施設等からのサポート	1	2	3	4	5	6	7	
⑥退所後の施設等以外 ^{※2} からのサポート	1	2	3	4	5	6	7	

※1：施設等に入る前に一時的にいた、宿泊できる場所のことです。利用したことがない人は「7」に○をしてください。

※2：施設や里親家庭以外の市役所、福祉事務所、保健所などのことです。

Q22-1 上のQ22の①～⑥について、特に伝えたいことがあれば教えてください。（自由にご記入ください）

Q23 この1年間で、施設等とどのくらい連絡（対面・電話・メール・SNSなど）をとりましたか。（○は1つ）

1. 月に1回以上
2. 2～3か月に1回以上
3. 半年間に1回以上
4. 1年間に1回程度
5. 1年間に1回もない

Q24 この1年間で、施設等とどのような連絡の機会がありましたか。（○はいくつでも）

1. （元）職員と会う
2. （元）職員に電話・メール・SNSなどで連絡する
3. 施設等が開催するイベントに参加する
4. 手紙・年賀状のやり取り
5. その他（具体的に：_____）
6. 特にない

Q25 施設等との連絡の機会は、じゅうぶんと感じますか。（5段階の数字の1か所に○、3が中央）

（←じゅうぶんでない） 1 2 3 4 5 （じゅうぶん→）

Q25-1 上のQ25のように答えた理由や、どのような交流がよいかを教えてください。

Q26 施設等を退所した後、退所した施設等や行政（市役所、福祉事務所、保健所等）から、どのようなサポートを受けましたか。（○はいくつでも）

- | | | |
|---------------------|------------------|--------------|
| 1. イベントや交流会 | 2. 誕生日や成人式などのお祝い | 3. 日常的な雑談・相談 |
| 4. 不安やトラブルなどの悩み相談 | 5. 学業の相談・サポート | 6. 食事の提供 |
| 7. 住まいや職場への訪問 | 8. 住まい探し | 9. 就職先探し |
| 10. お金の借り入れ・補助 | 11. 金銭管理のサポート | 12. 行政の窓口の紹介 |
| 13. その他（具体的に：_____） | | |
| 14. サポートは受けていない | 15. わからない | |

Q27 施設等を退所した人たちの集まりや団体と、関わりはありますか。（○は1つ）

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 関わりがある | 2. 関わりはないが、関わりたい |
| 3. 関わりがなく、関わらなくてよい | |

◆現在のあなたの気持ちについてお聞きします◆

Q28 今後のサポートに活かしたいので、現在の暮らしのなかで、困っていることや心配なことがあれば、教えてください。（○はいくつでも）

- | | | | |
|-----------|--------------|----------------|------------|
| 1. 学校のこと | 2. 仕事のこと | 3. 生活費や学費のこと | 4. 住まいのこと |
| 5. 借金のこと | 6. 家族・親せきのこと | 7. 人間関係のこと | 8. 孤独感のこと |
| 9. 健康のこと | 10. 家事や食事のこと | 11. 妊娠や出産のこと | 12. 子育てのこと |
| 13. 将来のこと | 14. その他 | 15. 困っていることはない | |

Q28-1 よろしければ、困っていることや不安について、その内容を教えてください。（自由にご記入ください）

Q29 いま困っていることについて、相談できる相手はいますか。（○はいくつでも）

- | | | |
|---------------------------|----------------------|--------------|
| 1. 友人 | 2. 施設等で生活したことのある友人 | |
| 3. 交際中の人（彼氏・彼女）・配偶者（結婚相手） | 4. 親（交際中の人・配偶者の親を含む） | |
| 5. 元里親 | 6. きょうだい | 7. 親せき・祖父母 |
| 8. 施設の（元）職員 | 9. 職場の人 | 10. 相談支援機関の人 |
| 11. 児童相談所の人 | 12. その他（具体的に：_____） | |
| 13. いない | 14. わからない | |

Q30 気持ちが安らぐ場所や趣味、活動はありますか。（○は1つ）

- | | | |
|----------------------|---------|----------|
| 1. ある →Q30-1もご回答ください | 2. 特にない | 3. わからない |
|----------------------|---------|----------|

Q30-1 それはどのようなことですか。（自由にご記入ください）

Q31 最後に、何か伝えたいことがあればメッセージを自由にご記入ください。

これでアンケートは終了です。

同封の返信用封筒（名前や住所の記載は不要です、切手を貼る必要はありません）に入れて、

●年●月●日（●）までに郵便ポストに投函してください。

●●都道府県市における支援策の検討に活用させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

施設職員・里親家庭記入調査票（他記式調査票）

本人記入調査（自記式調査）の調査対象となる施設退所者等について、1人につき1行ずつご記入をお願いします。

[illegible]

自治体による施設退所者等の実態把握のための手引き

— 令和2年3月発行 —

本手引きは、厚生労働省 令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握の在り方及び実態把握にあたり必要な体制等に関する調査研究」において、三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社が作成したものです。

第6章 まとめ

I. 措置解除者の実態把握に関する示唆

措置中から措置解除後にわたる一連のケアや施策の充実にあたっては、措置解除者による評価、自立後の生活状況や支援ニーズなどの情報が必要不可欠である。ここでは、本事業の調査結果を踏まえ、今後の措置解除者の実態把握についての示唆を取りまとめた。

1. 自治体レベルでの実態把握の必要性

措置解除者の実態把握調査は、国、自治体、養育者、研究者などが、施策立案からケアの改善まで多様な課題意識のもとに実施しているが、措置の権限を持つ自治体における実施は、特に期待されるものである。

自治体は、自らが行った措置の結果として、社会的養護で育った者の生活実態を把握し、措置中のケアのあり方を評価・改善することが必要である。また、自治体は、社会的養護の体制整備を担うほか、広範な行政サービスの提供も行っており、地域資源と連携して、自立支援のマネジメント機能を発揮することが期待されている。

本事業で実施したモデル調査においては、各自治体が、施設等、自立支援事業所、当事者団体等に協力を仰ぐ形で調査を実施し、調査結果をもとに今後のケアや自立支援について議論する姿が見受けられた。このように、地域の多様なステークホルダーと一体的に調査の実施・検討が行えることは、自治体の強みであり、ケアや事業の改善において有効かつ効率的と言える。また、措置解除者の就職・進学状況や自立時の移動状況などに地域性が見られたこと、支援コーディネーターや当事者団体等の地域資源は自治体単位で考えるべきことから、自治体レベルが、実態を把握するのに適当な規模と考えられた。

2. 自治体における実態把握の在り方

本事業では、3自治体にご協力をいただいた調査結果を踏まえ、自治体における実態把握のための手引きを作成した。ここでは、改めて、自治体における実態把握のポイントを提示する。

(1) 事前検討

◆検討の在り方

自治体が調査を実施する場合、主な目的は、施策・ケアの評価・改善と想定される。円滑な調査実施及び調査と施策・ケアの連動を図るために、既存の協議体を活用しながら、施設等、自立支援事業所、当事者、研究者など幅広い関係者が、調査及び自立支援について協議する場を設定することが望ましい。

◆調査対象

措置解除後5年以上を目安として、措置・委託先を問わず、自治体が措置した者全員を調査対象とすることが望ましい。なお、調査対象者や当事者団体関係者からは、措置解除後5年間では、ライフステージの変化によって生じる課題を捉えられないとの指摘もあり、調査目的に応じた、自治体ごとの判断が必要である。

また、母子生活支援施設に入所していた児童も、社会的養護の制度で育った者であるため、調査目的に応じて対象に含めることを一考されたい。

◆調査方法

実態把握調査の基本形として、自記式調査と他記式調査のミックス・メソッドが考えられる。自記式調査と他記式調査は、双方の内容を補完する役割を持っており、両調査を併用することで、自記式調査の回答バイアスに関する考察、支援者と当事者の認識のギャップ等の検討が可能になる。例えば、モデル調査では、措置解除時の困難について他記式調査と自記式調査で結果を比較したところ、自記式調査の方が、孤独などの心理的な項目や生活費・学費や住居等の生活基盤に関する項目の選択割合が高いなど、今後の支援に参考となるデータが得られている。

また、実態把握においては、特に、“措置解除者の声”を聞くことが重要なため、自記式調査の実施が期待されているが、措置解除者数が限定的な場合は、インタビューで代替するなどの方法も検討されたい。なお、インタビュー調査では、リアルな措置解除者の考え・実感をナラティブな情報として把握できるため、上記のミックス・メソッドに追加することも有用である。

◆調査項目

調査項目は、措置解除者の基本情報、現在の生活状況、措置中から現在までの課題（困りごと）とケアの利用状況、現在の生活についての考え、の4つに大別できる。調査目的に応じて、いずれかの情報に焦点を当てることも可能であるが、分析の観点からは、複数の時点や属性情報について把握することが推奨される。

(2) 調査の実施・分析

調査の実施にあたっては、特に、調査倫理上の配慮が望まれる。例えば、モデル調査では、調査票の送付によって措置解除者が不利益を被らないための工夫等が議論されている。自治体は、調査対象者と養育者の意見を踏まえて、実施方法を詳細に検討すべきであり、調査票発送前の一報や、調査時のアフターケアや自立支援等の情報提供などは、特に検討が望ましい点である。また、捕捉率の向上のため、発送率を上げる工夫（例えば、自立支援事業所などの支援ネットワークを使って、調査協力を依頼する等）と回答率を上げる工夫（例えば、施設等からのメッセージや手紙を付けて送付する等）についても、養育者と検討の上、実施をされたい。

調査の分析にあたっては、措置解除前後と現時点、措置解除者と養育者など、回答結果を

比較することで必要な支援や課題が浮き彫りになることがある。自記式調査と他記式調査の比較においては、回答集団の違いによる差異に注意が必要であるが、一定の示唆が得られると考えられる。

(3) 調査結果の活用・検討

自記式調査は、措置解除者の主観に基づく回答であるため、客観的には支援が必要と判断されるケースであっても、本人が困難を自覚していない又は受容しているなどの理由で、課題として顕在化しないことがある。また、繰り返しになるが、自記式調査の結果は「回答できる者の結果」であり、回答バイアスが生じる。これらの点に考慮した上で、ケアや施策の評価・改善を行うことが重要である。

調査結果は、地域の支援者、措置解除者、措置中の児童へのフィードバックが望まれる。支援者については、ケアのスキルアップを目的として、研修等での活用等が考えられる。措置解除者については、調査協力への御礼を伝えるとともに、回答結果とその活用方法を提示することで、今後の調査において回答率の向上が期待される。また、措置中の児童においては、リービングケアの一環として、措置解除後の生活状況や必要な準備等の情報提供に有用であると考えられる。地域単位で、調査結果をケアに還元する仕組みを検討されたい。

(4) 調査倫理

自記式調査においては、過去のネガティブな経験を開示することが精神的な負担となること、調査票の発送によって社会的養護の経験者であることが周囲に知られてしまうことなどが調査倫理上の課題なる。モデル調査では、倫理的配慮として、①調査の実施にあたっての「説明と同意」のプロセスを丁寧に実施する、②調査実施時に利用可能な支援を案内する、③養育者や当事者と共に発送方法や調査項目を精査する、ことを実施した。この3点に加え、各地域では、倫理上の適切な対応について講じてほしい。

(5) 当事者参画

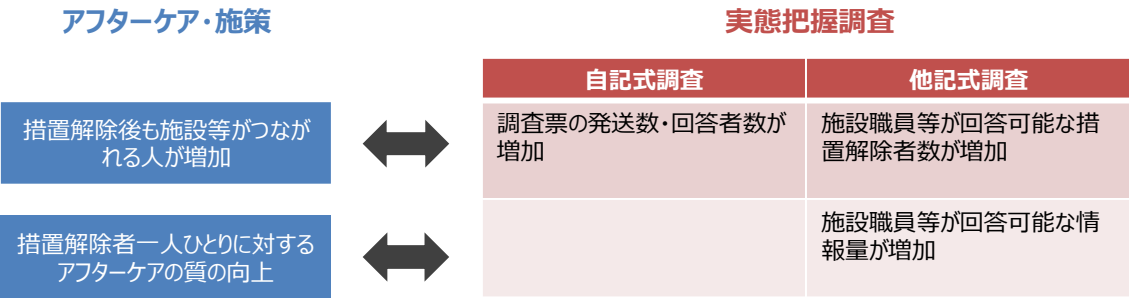
「当事者の声の必要性を認識し、傾聴すること」を基本として、当事者が自分の経験を踏まえ自由に発言し、意見交換をできる環境整備が必要である。自治体内の社会的養護の経験者でなくとも、調査への示唆は受けられるため、地域を問わず当事者団体から紹介を受けるなどの工夫が考えられる。また、発言する措置解除者の安全性の確保のために、当事者と相談の上、参画する人数、参加形態を検討する必要がある。

3. 実態把握調査の限界と自立支援事業・アフターケアとの連動

自記式調査と他記式調査のミックス・メソッドで実態把握を行った場合、措置解除者は、「自記式調査での実態把握が可能な者」、「他記式調査での実態把握が可能な者」、「調査では把握が困難な者」の3つに大別される。本事業では、「調査では実態把握が困難な者」にあたる、施設等が連絡先を把握していない人へのインタビューを試みたものの、当事者団体等の関与があるケースは稀であり、その実施は困難を極めた。実態把握ができていない中こそ、特に厳しい状況に置かれている措置解除者が含まれているとの指摘はあるが、調査による情報収集には限界があることが改めて明らかになった。

しかし、アフターケアや施策の充実によって、調査の把握範囲が拡大する可能性は高い。モデル調査においては、措置解除からの年数の経過に伴い、連絡先不明を理由とした発送率の低下が見られたが、措置解除後の継続的なつながりを強化することで、自記式調査の発送数、ひいては回答者数が増加する。また、ケアや施策の充実により、他記式調査において収集可能な情報量が増えると考えられる。

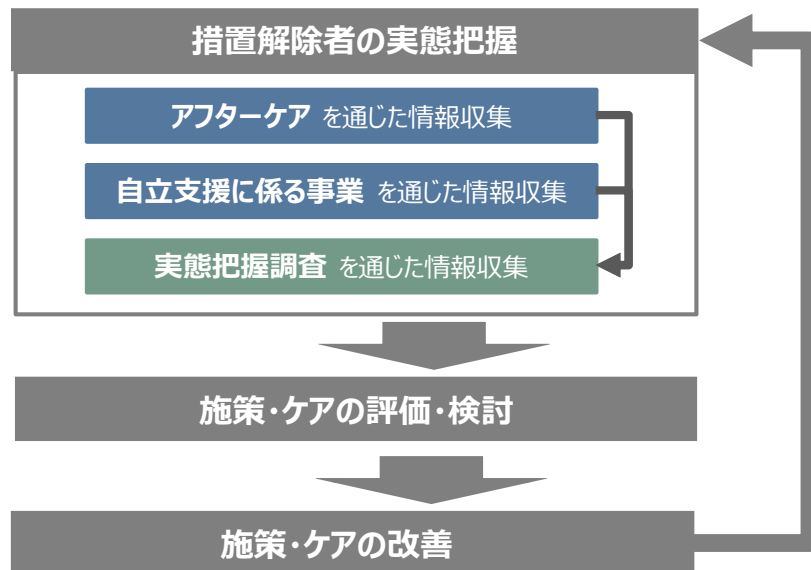
図表 304 アフターケア・施策と実態把握調査の連動



そもそも実態把握は単独で考えるものではなく、調査実施を契機として、地域の社会的養護及び自立支援に向けた取組を評価し改善するという PDCA サイクルを回すことが、本来期待されている。ケアや事業等を充実させ、効率的かつ広範な実態把握を進めることで、より措置解除者のニーズに即した支援が可能になる。自治体と地域の関係者は、このサイクルの全体像（図表 305）を描きながら、アフターケアと実態把握を連動させることが必要である。

なお、次年度より、国の取組として、施設等に、進学・就職等の自立支援やアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図ることが予定されている。このような職員配置が進むことで、施設等が保有する情報量（＝他記式調査で把握できる情報量）が増加し、ケア・施策と連動した PDCA サイクルより有効かつ実践的になると考えられる。

図表 305 実態把握と施策・ケアのサイクル



II. 今後検討が望まれる事項

本調査研究の結果を踏まえ、措置解除者の実態把握やその支援について、今後、国、自治体、施設等の支援者において検討が望まれる事項を整理した。

1. 国レベルでの実態把握の在り方【国】

本調査研究においては、自治体レベルでの実態把握の在り方を整理したが、広範かつ長期的な社会的養護や自立支援に係る施策立案のため、国レベルでの実態把握も期待されている。また、地域性に十分に配慮した上で地域間での横断的な分析することは、それぞれの地域の特色を浮かび上がらせ、国や自治体の施策を検討する上での示唆が得られる可能性が示されており、全国共通の項目による調査実施には強い期待が寄せられる。

一方で、自治体レベルの調査では、その調査デザインに地域性が生じることはむしろ推奨されるものであり、現場の回答者の負担を考慮すると、自治体による調査と全国規模の調査の位置づけの整理を行う必要がある。全国規模の実態把握の目的や特性を改めて検討し、把握すべき調査項目や最適な調査手法（例えば、自治体レベルでの調査結果を集約する形での全国調査とするか、国が主体となって全国調査を実施するか等）を議論することが望まれる。

2. 地域間移動を行う措置解除者への支援【国、自治体】

「新しい社会的養育ビジョン」では、地域間移動をした措置解除者の支援について言及されている。近年は、SNS等のツールの広がりにより、遠隔での支援が可能であるが、自宅訪問や対面でのコミュニケーションが支援上果たす役割は依然として大きい。どの地域に住

んだとしても、一定水準のアフターケアや支援を受けられるよう、転居先での支援や行政サービスへの円滑な接続が必要である。

しかし、本調査研究の結果では、措置解除後の地域間移動を把握する仕組みを有する自治体はなく、転出者については施設等や自立支援事業所が継続的に支援するものの、転入者の支援に対応する自治体は限定的であった。また、措置解除者が遠方に転居することで、措置自治体の施設等や自立支援事業所による支援が困難になる点も指摘されている。

地域間移動を行う全ての措置解除者に支援上の課題があるとはいえないが、“制度の狭間”に陥るリスクは高い。地域間移動の状況を把握し、横断的な支援提供ができるよう、自治体間で連携した支援が望まれる。その際、自治体単位での支援体制や内容のばらつきが継続的な支援の課題であるとの指摘があり、国においては、全国的な支援の仕組みの構築や自立支援事業所のネットワーク化などの検討が必要と考えられる。児童相談所の相談ケースについて、全国の要保護児童ケースのネットワーク化が具体的な設計に入っている。こうしたネットワークシステムを活用することで、施設解除者等が地域間移動を行った場合に支援をつなげられるよう、退所者等の意向を尊重したうえで活用方法の検討を行う必要がある。

3. 当事者参画【国、自治体、施設等】

本調査研究では、実態把握における当事者参画を、「社会的養護の措置解除者が、調査の意思決定プロセスにおいて意見を述べること」と位置づけ、当事者へのインタビューを踏まえた調査設計、当事者の同席を伴った調査結果の協議を行い、調査の質及び調査倫理等の安全性が向上するという効果が見られた。

都道府県社会的養育推進計画の策定にあたっては、社会的養護に関する施策検討時の当事者参画（社会的養護経験者を含む）が言及されており、自治体においても、その重要性は広く理解され、取組が進んでいるところと推察される。しかし、参画する措置解除者の選定方法や参画方法については、参考となる情報が少なく、実施にあたっては戸惑う自治体が少ないと思われる。特に、当事者の安全性を確保するために、聞き手である行政等が行うべき配慮や、話し手である当事者が、自分の経験を踏まえ自由に発言し、意見交換をできる環境整備（例えば、複数人での参加、参画のためのトレーニングの実施等）については、本事業においても十分な検討に至らなかった。

措置解除者における当事者参画を進めるためには、前提として、「当事者の声をもとに、ケア・支援を改善する」という姿勢が必要である。自治体や施設等の地域の支援者は、そのような意識の醸成に努めた上で、地域の実情に応じた参画の在り方を検討し、実践を積み重ねることが期待される。また、国においては、自治体における当事者参画の在り方を情報収集し、ベストプラクティスとして発信するとともに、継続的な議論と制度的な枠組みの設定を行うことが望まれる。

4. 措置解除後のケースマネジメント【国、自治体】

措置解除後の社会的養護経験者の状況は、施設等以外とのつながりを形成し問題なく自立するケース、不安定な生活をおくり継続的な支援が必要なケース、一時的には自立したものの、転職・離職、出産・育児、離婚等のライフステージの変化によって、再び支援が必要となるケースなど多様性が見られる。

そのため、措置解除者支援は、個別対応によるケースマネジメントが基本となるが、いずれのケースにおいても、長期的に支援者とのつながりを維持することが重要となる。特に、実態把握が困難な措置解除者に見られる、施設等との関りを断つ人については、本人の意向を尊重したうえで、地域の支援者が見守りの視点で関与し続けることで、早期の支援につながれる可能性がある。措置解除者が地域の一員として生活できるよう、誰が主体となって支援を提供するのか、どのように地域の支援者が連携するのか等、自治体を中心となって、地域の関係者による支援ネットワークや具体的なケースにおける実効性のある体制の構築が望まれる。また、措置中からの継続的な支援を実現するには、ケース記録等の情報管理の在り方について、保存年限の設定など、一定程度整理することが必要と考えられる。

(参考資料) 児童相談所設置自治体調査 調査票

「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の
実態把握の在り方及び実態把握にあたり必要な体制等に関する調査研究」 調査票

自治体名				
ご担当課				
ご連絡先	電話		E-mail	

貴自治体における社会的養護自立支援事業等の実施状況について

問1. 貴自治体での、社会的養護自立支援事業（以下「自立支援事業」）や貴自治体独自で行っている自立支援のための事業（以下「独自事業」）の実施状況をお教えてください。また、実施されている事業で委託されているものがあればお教えてください。

自立支援事業の所管課	
支援コーディネーターの人数（平成 30 年度実績） ※自立支援事業・独自事業のいずれの配置でも結構です。	人
自立支援事業の実施状況 （平成 30 年度実績） （当てはまるものすべてに○）	１．支援コーディネーターによる継続支援計画の作成 ２．居住に関する支援 ３．生活費の支給 ４．生活相談の実施 ５．就労相談の実施
独自事業の実施（平成 30 年度実績）（いづれかに○） ※内容の記載欄が足りない場合は適宜増やして記述ください。	１．実施有り→内容（① ） （② ） ２．実施無し
上記自立支援事業や独自事業の委託の有無	１．すべての事業を貴自治体で実施 ２．一部の事業を委託 → 委託している事業に○をつけてください（上記番号でご回答ください） → （ １ ２ ３ ４ ５ ① ② ） ３．すべての事業を委託

問2. 貴自治体で現在実施している自立支援事業や独自事業について、円滑に事業を行うための工夫や課題などがあればお教えてください。※欄が足りない場合は適宜増やして記述ください。

【事業名】
【工夫点や課題】

問3. 貴自治体で、現在実施していないが**今後実施したい**自立支援事業はありますか。また、実施するにあたっての課題などがあればお教えてください。※欄が足りない場合は適宜増やして記述ください。

1. 実施したい事業がある → 【事業名】

【課題】

2. 特にない

問4. 貴自治体では、自立支援事業・独自事業を実施するために、措置解除者についてどのような情報収集を行いましたか。（直近5年間）（当てはまるものすべてに○）

※一部の施設や措置解除者に対して実施した場合も含めてご回答ください。

1. 措置解除後に支援が必要な解除者をリストアップした

2. 措置解除者を対象にした調査で、解除後の生活状況や支援ニーズを把握した

3. 施設等を対象にした調査で、解除者個別の生活状況や支援ニーズを把握した

4. 自立支援事業・独自事業で得られた解除者個別の生活状況や支援ニーズを取りまとめた

5. 施設等や自立支援事業所等から、措置解除後に必要な支援について情報収集し、取りまとめた

6. その他（ ）

7. 特に行ったことはない

問5. 貴自治体では、措置解除者の自立支援を推進していくため、措置解除後の解除者の状況把握についてどのような実施すべきとお考えでしょうか。（措置解除後どの程度の情報を、いつまで、だれが把握するかなどお教えてください）

【把握する人】（当てはまるもの1つに○）

1. 解除者全員 2. 支援が必要な解除者 3. その他（ ）

【把握する情報の程度】（当てはまるものすべてに○）

1. 連絡先 2. 修学・就業状況 3. 生活の状況 4. その他（ ）

【措置解除後の対応期間】（当てはまるもの1つに○）

1. ある程度の期限を設ける ⇒ （ ）歳まで 2. 人によって期限を設ける

3. 期限を設けない 4. その他（ ）

【だれが把握するか】（当てはまるもの1つに○）

1. 自治体の担当課

2. 児童相談所

3. 退所前の施設等

4. その他（ ）

問6. 貴自治体では、措置解除者の自立支援を推進していくため、措置解除後に困りごとを抱える人への支援をどのように実施すべきとお考えでしょうか。（困りごとを抱える措置解除者の把握方法や把握を行う人、把握を行うにあたっての課題なども含めてお教えてください）

問7. 措置解除者への支援について、自治体の関連部署、施設や自立支援事業所等の地域の関係機関等が集まって、情報交換や検討を行う場や機会がありますか。（いずれかに○）

1. ある

2. ない

問8. 問7で機会があると回答した自治体にお伺いします。

貴自治体では、どのような会議体や方法で、地域の関係者と連携しているかを具体的にお教えてください。

貴自治体における、貴自治体から転出あるいは、他自治体から転入した措置解除者への対応について

問9. 貴自治体では、措置解除後に貴自治体から転出あるいは、他自治体から転入した人を把握する仕組みがありますか。

1. 仕組みがある

2. 各児童相談所に任せている

3. その他（ ）

4. 仕組みがない

問10. 問9で何らかの形で把握している自治体にお伺いします。

具体的にどのような方法で把握しているのかお教えてください。

問11. **現在**、貴自治体では、措置解除後に貴自治体から転出あるいは、他自治体から転入した人への支援として行っていることがあれば教えてください。

(他自治体への転出者)

(他自治体からの転入者)

問12. **現在の実施の有無にかかわらず、今後**、措置解除後に貴自治体から転出あるいは、他自治体から転入した人のフォローを円滑に行うにはどのような仕組みがあればよいと考えですか。

支援を必要とする措置解除者への支援について

問13. 措置解除後、支援を必要とする措置解除者に支援を行き届かせるためにはどのようにしたらよいと考えでしょうか。具体的なご提案があれば教えてください。（貴自治体だけでなく、全国的な仕組みとして必要なものを含めてお書きください。）

令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握の在り方
及び実態把握にあたり必要な体制等に関する調査研究 報告書
令和2年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
政策研究事業本部
東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー
電話：03-6733-1024
